

令和7年度(2025年度)
自己点検評価報告書



関西看護医療大学

KANSAI UNIVERSITY OF NURSING AND HEALTH SCIENCES

巻 頭 言

自己点検・評価等委員会委員長 江川 隆子

本学は、「一隅を照らす」を建学の精神とし、「生命の尊厳と畏敬、そして深い愛と癒しの心を持つ豊かな人間性と高い倫理観を備え、看護学の基盤となる専門基礎知識と看護学の知識・理論・技術・実践・研究について修得し、科学的思考力に基づいた探究心と創造性を高め、自己研鑽を継続して、看護学の発展と保健・医療・福祉に社会貢献できる人を育成する。」ことを教育理念として、2006（平成 18）年に兵庫県淡路市に開学した。その後 2013（平成 25）年には、大学院看護学研究科（3 学科・修士課程）を開設し、さらに、2025（令和 7）年に看護管理学科を、そして 2026（令和 8）年にメンタルヘルス学科を開設、豊かな教育・研究活動及び社会貢献活動を続けている。

現在では、看護学科卒業生が 1、400 人以上となり、看護師・保健師・助産師等として活躍しており、また、大学院修了者も 40 人以上に至り、科学的基盤の上に臨床現場及び教育現場での活動を積み重ねている。

2019（令和元）年度の本学に対する大学評価（認証評価）結果を受けて、内部質保証の方針を見直し、内部質保証に関わる責任体制としての「自己点検・評価等委員会」を明確にした。そこで、昨年度に続き、全員の教職員がそれぞれの年度ごとに学校の方針、運営状況、委員会活動、教育内容等について各々の権限・役割を明確にし、さらに、自己点検内容を可視化する目的で、「自己点検評価報告書」の編さんに至った。

本報告書は、第 1 部：教授会委員会における自己点検評価、第 2 部：研究科委員会における自己点検評価、第 3 部：大学運営会議特別委員会における自己点検評価、第 4 部：附置組織等における自己点検評価、第 5 部：看護学専門領域及び基礎分野における自己点検評価、第 6 部：大学院看護学研究科の分野及び科目における自己点検評価、そして、第 7 部：研究活動及び社会貢献活動等の項を設けている。

年々、多様化する入学生の指導に多忙を極める教職員だが、学校運営・教育、委員会活動、さらには、研究とそれぞれの立場で頑張っていることが、これらの報告書でも随所に読み取れ感動した。これからも、全学・組織・学部及び研究科委員会・授業・教員・職員においての「PDCA」サイクルが権限と責任の中で機能することを願う。

そして、こうした、「自己点検評価」を基に、本学の組織及び教育力の向上、研究の発展のために努力していただくことを願う。

目 次

第1部：教授会委員会における自己点検評価	1
1. カリキュラム委員会	1
2. 教務委員会	7
①学生による授業評価	
②ディプロマ・ポリシー到達度アンケート結果	
③入学後の学生の状況	
④令和7年度 科目別履修登録数・単位取得数	
⑤GPA分布人数等	
3. 学生委員会	25
①就職進路に関する状況	
②学生アンケート実施概要	
③看護師、保健師、助産師国家試験状況	
4. カウンセリング・ルーム	33
5. 入学試験委員会	37
①入学者選抜試験状況	
6. FD委員会	44
①FD／SD研修会【教学マネジメントの視点と方法】での ディスカッション内容	
7. 研究倫理審査委員会	50
①研究倫理研修（APRIN e-learning プログラム等）の構成	
8. 紀要編集委員会	59
①紀要への応募状況等	
②紀要掲載論文状況	
9. 自己点検・評価等委員会	64
①教員業績評価（概要）	
②教員評価レーダーチャート	
③教員業績評価項目別	
10. 内部質保証推進委員会	75
①progテスト結果	
②内部質保証体系図	
第2部：研究科委員会における自己点検評価	85
①入学者選抜試験状況	
第3部：大学運営会議特別委員会における自己点検評価	93
1. 感染対策委員会	93
2. 衛生委員会	96
①ストレスチェックの経年変化	
3. 保健室運営委員会	103

4. コンプライアンス委員会	113
①コンプライアンス委員会・フローチャート	
第4部：附置組織等における自己点検評価	120
1. 図書委員会	120
①図書館利用状況	
②開館日数及び利用対象者	
③蔵書統計	
④利用統計 入館者数	
⑤貸出業務	
⑥相互協力業務&参考業務	
2. 看護診断研究センター運営委員会	126
3. セラピーアイランド研究センター運営委員会	132
第5部：看護学専門領域及び基礎分野における自己点検評価	137
1. 臨床看護学領域 I	
A. 基礎看護学領域	137
B. 成人老年看護学領域	140
C. 精神看護学領域	143
2. 臨床看護学領域 II	
A. 小児看護学領域	145
B. 母性看護学領域	147
C. 地域・在宅看護学領域	150
3. 発展科目	155
4. 基礎分野及び専門基礎分野（必修科目）	156
A. 基礎分野：一般教養科目	156
B. 専門基礎分野：医学系科目	159
C. 専門基礎分野：保健・福祉系科目	162
第6部：大学院看護学研究科の分野及び科目における自己点検評価	164
1. 共通科目・共通基礎科目	164
2. 専門科目	166
A. 慢性看護学分野	166
B. 地域看護学分野	168
C. 看護管理学分野	169
D. 母性看護・助産学分野	170
第7部：研究活動及び社会貢献活動等	176
①教員の研究活動&社会活動（種別件数）	
②科学研究費助成事業の助成による研究	
①開学からの経緯	
②大学組織図	

第1部：教授会委員会における自己点検評価

1. カリキュラム委員会

委員長 松村 恵子

I 委員会規程

関西看護医療大学カリキュラム委員会規程
(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則第14条第2項の規定に基づき、関西看護医療大学カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) カリキュラムの編成及び改善に関すること。
- (2) カリキュラムの運営及び関係委員会等との調整に関すること。
- (3) 学生の到達度評価に関すること（成績、進級、卒業及び修了）に関すること。
- (4) ディプロマ、カリキュラム、アセスメント、アドミッション・ポリシーの一貫性、評価及び改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、カリキュラムに関すること。

II 活動目的

2025年度は、2023年度に策定・改善した教育理念、ディプロマ、カリキュラム、アセスメント、アドミッション・ポリシーに基づいた教育課程が実践できているかどうか、また、2023年度に改善したシラバスが、学生の学修に資するシラバスかどうか、自己点検・評価を行い、改善課題を明らかにすること。カリキュラムの運営及び教務委員会等の関係委員会との調整に関すること。学生の到達度評価（成績、進級、卒業及び修了）に関すること。学部・大学院の2025年度カリキュラム改正に関する現状を把握・分析し、課題を明確にして改善すること。以上について、的確に遂行し、大学における内部質保証を推進する指針とする。

III 活動目標

- ① 2025年度カリキュラム改正の実行現状についての的確に情報収集し、委員会において共有を図り、改善課題を明らかにする。
- ② 教育課程と連動した学修成果が具現できているかどうか、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを軸とした授業が実行できているかどうか、特に、学生へのアンケートで明らかになっている授業の実態について、学修者の理解度を確認しながら授業を展開しているかどうか等、現状を把握・分析し課題を改善する。
- ③ 学生の学修支援を前提とした授業が実行できているか、特に、学修成果に資するシラバスに基づいた実行ができているか、シラバスは、学生主体の方法や内容となっているか、具体的な学びが深まる授業展開となっているか、現状を把握・分析し課題を改善する。
- ④ 学部と大学院における2024年度後期授業科目と2025年度前期授業終了科目について、「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと授業展開の報告書」作成

する。

- ⑤ 学部の教育課程は、本学の教育・学修システムとして大学院教育に構造的に連動性が図られているかどうか。学部から大学院への進学、ひいては、本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制が整っているかについて現状を把握・分析し課題を明らかにする。

Ⅳ 実施内容

Plan

- ① 教育理念、ディプロマ、カリキュラム、アセスメント、アドミッション・ポリシーの展開について実績を評価し、課題を発見して組織的な取り組みとして改善する。
- ② 2025年度カリキュラム改正に基づいた教育課程の実行について、2025年度入学生の前期授業の現状を把握・分析し自己点検・評価を行い、改善課題を明らかにする。
- ③ 2025年度カリキュラム改正に関する評価の一環として、《看護学教育モデル・コア・カリキュラム 令和6年度改訂版》との照合を実施する。
- ④ 学修者本位の大学教育の実現に向けて、「学生が認識しているディプロマ・ポリシーの到達度」に関する「調査票」を作成し、教務委員会主導によるアンケートを実施する。
- ⑤ 学修支援を前提とした教育課程の実行ができているかどうか、学修成果に資するシラバスに基づいた実行かどうか、シラバスの授業設計は、学生主体の方法や内容となっているかどうか、具体的な学びが深まる授業の展開となっているかどうか等について評価し、シラバスの全体的な質の向上を図ることに注視して改善する。
- ⑥ 学部と大学院の教育課程は、本学の教育としての連動性が図られているかどうか、学部から大学院への進学、ひいては、本学の後継者となる教員を育てる次世代育成体制が整っているかどうかについて現状把握・分析し課題を改善する。

Do

1)委員会開催：(4/28, 5/30, 9/11,)全3回

2)活動内容の概要

- ① 2025年度カリキュラム改正における教育課程の展開と、授業内容と連動した学修成果が具現できているかどうか、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを軸とした授業が実行できているかどうか、以下の取組みを行った。学部・大学院におけるディプロマ、カリキュラム・ポリシーに対応した授業の実際について、科目責任者が(①授業の具体的な展開内容、②改善課題)に関する「報告書」を作成し、冊子体として教育活動の実際を質的に可視化した。
- ② ディプロマ・ポリシーの4年次生の到達度について、学生の自己評価点を実態調査した。2024年度と2025年度生を比較検討の結果、次の6項目において、教育活動の成果として2025年度、特に到達度が高くなっている(到達できた割合)ディプロマ・ポリシーの細目が明らかになった。学修者本位の教育活動及び学修支援を目指して、教員は個々に工夫し実践している現状が明らかになった。

●2025年度(2024年度)%

「2. (人間)愛について考えることができる」・58.8(43.4)

「11. 集めた情報からアセスメントできる」・63.5(47.2)

「12. 知識に基づくアセスメントができる」・56.5(43.4)

「13. 理論に基づくアセスメントができる」・51.8 (41.5)

「20. 専門的な看護実践ができる」・56.5 (34.0)

「21. 創造的な看護実践ができる」・52.9 (34.0)

- ③ 2025 年度入学生より、単位の実質化へと改革した。単位の実質化を図るために、1 年間に履修できる単位数の上限を定め、授業時間と単位に関する基準を提示し改正した。2025 年度カリキュラム改正では、単位数の上限は開講する授業科目と一致しており、1 年次生は 43 単位、2 年次生 48 単位、3 年次生 33 単位、4 年次生 23 単位、4 年次通年 8 単位、2、3、4 年次通年 1 単位とした。このことにより、「学生の履修登録状況」は、1 年次生において、1 年間に履修登録している単位数の最大値は 43 単位、平均値は 40 単位、1 年間に 50 単位以上履修登録している学生数の割合は 0 % と改善できた。
- ④ 2025 年度カリキュラム改正に関する評価の一環として、《看護学教育モデル・コア・カリキュラム 令和 6 年度改訂版》との照合を実施した。本学のディプロマ・ポリシーに基づいて展開する授業について、このモデルで示されている第 4 階層 756 の資質・能力をコンテンツ（教育内容）に対応できているか、科目責任者が一丸となって照合した。その結果、本学の授業科目が全く対応できていない項目が 6 項目、1～2 授業科目のみの対応が 23 項目であった。これらのことから、本学学部の改正カリキュラムは、本モデルの水準に到達できていた。
- ⑤ 学部の教育課程は、本学の教育・学修システムとして大学院教育に構造的に連動性が図られているかどうか。学部から大学院への進学のための学部 3 年、4 年生への大学院紹介ガイダンスを丁寧を実施し、本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制を整えた。
- ⑥ 看護学研究科における教育課程を改善した。本学の建学の精神、学部の教育理念と連動する大学院教育の見直しを行った。大学院学則における教育目的の改正、教育理念、各コースにおける教育目的、ディプロマ、カリキュラム、アセスメント、アドミッション・ポリシーの見直しと改正を行い、全学的な共通理解を図り、教育・研究の質向上につなげた。
- ⑦ 看護学研究科の発展を目指して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと対応する看護学研究科の学修科目として、「研究方法論、2 単位」は、「看護学研究方法論Ⅰ・Ⅱ、4 単位」に、科目名称と単位を改正した。また、現行の看護学分野「慢性看護学分野」「地域看護学分野」「母性看護・助産学分野」に加えて、新たに「看護管理学分野」と「メンタルヘルス看護学分野」を設け 5 分野とした。
- ⑧ 2027 年 4 月、博士後期課程開設を目途に取り組み、2026 年 3 月 4 日、文部科学省に設置認可申請を行った。本学における学部、大学院の 9 年間教育を構想し実現に向けて取り組んでいる。

Check

本委員会の趣旨、任務に基づいて掲げた 2025 年度における本委員会活動の目的・目標への取り組み、進捗状況について委員会の議事録を分析し、①委員会活動を的確に運営し目標は達成できているかどうか、②全委員の意見を反映した議論が展開できているかどうか、③議題の決議において、議論が飽和状態に達するまで継続審議ができているかどうか、④速やかに教授会に諮り決議事項は、学内の全教職員に周知できているかどうか、⑤

看護大学におけるカリキュラム評価に関する最新の情報を集約し、本学における改革等の取り組みの方針を明らかにできているかどうか。以上の視点から check を行った。

A c t

2025年度における本委員会活動の目的・目標への取り組み、進捗状況は、委員会の議事録を分析し、委員会開催の前後に活動内容を確認し、本学に対する大学評価(認証評価2020年)結果における教育課程・学修支援に関する「是正勧告」「改善課題」に組み込み、改善できている。

V 実績に関する評価

本委員会の趣旨、任務に基づいて掲げた2025年度における本委員会活動の目的・目標において、学修支援を前提とした学修成果に資するシラバスに基づいた授業が実行できているかどうか、具体的な学びが深まる授業の展開となっているかどうか等については、達成するための組織的なしくみづくりは達成できたと評価している。さらに、教員目線での授業になっていないかどうか、教育方法、授業内容等についての改善を行い、学修者本位の大学教育の実現に向けて、さらに具体的な取り組みが必要である。また、check⑤看護大学におけるカリキュラム評価に関する最新の情報を集約し、本学における改革等の取り組みの方針を明らかにできているかどうかについては、さらに、評価指標を可視化し、具体的な方針を明らかにする必要がある。

VI 今後の課題

- ① 新カリキュラムの運用実績と学修成果の検証が必要である。
2025年度からの新カリキュラムは施行2年目の段階にあり、単位の実質化に伴って導入された「授業時間外の主体的な学修課題(30時間相当)」が、実際に学生の深い学修に結びついているか、また学生の負担が適正であるかについての運用実績に基づく検証はこれからの課題である。
- ② 学修時間の客観的な把握とフィードバック体制を確立する必要がある。
シラバスの標準化は達成されたが、学生が実際に費やした学修時間が、大学設置基準が定める1単位45時間の実質を満たしているかを客観的に把握する仕組み(学生調査やポートフォリオの活用等)については、試行錯誤の段階にある。
- ③ PDCAサイクルを継続的に展開する必要がある。
一連の改革によって制度的な枠組みは整ったが、今後は新カリキュラムのもとで、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果がどの程度達成されたか、アセスメント・ポリシーに基づき客観的に評価し、次の改善に繋げるPDCAサイクルを定着させていく必要がある。

VII 次年度(2026)の取組計画

- ① 教育理念、ディプロマ、カリキュラム、アセスメント、アドミッション・ポリシー展開の実績を評価し、大学における内部質保証を確立するため組織的に教育課程における改善課題を明らかにする。
- ② 2025年度カリキュラム改正の実行現状についての的確に情報収集し、委員会において共有を図り、改善課題を明らかにする。
- ③ 2025年度改正カリキュラムについて、2025年、2026年度入学生を対象に学

生の学修成果に焦点を当て、実態を調査し明らかにする。

- ④ 教育課程と連動した学修成果が具現できているかどうか、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを軸とした授業が実行できているかどうか、特に、学生へのアンケートで明らかになっている授業の実態について、学修者の理解度を確認しながら授業を展開しているかどうか等、明らかにする。
- ⑤ ディプロマ・ポリシーと科目構造の関連性を可視化する。学科目の構造では授業の概要、学修目標、授業の内容、基盤となる概念の明示、順序性や学修到達度水準など、関連性を明らかにする。
- ⑥ 学修支援を前提に教育課程の実行ができているか、学修成果に資するシラバスに基づいた実行ができているか、シラバスは学生主体の方法や内容となっているか、具体的な学びが深まる授業展開となっているか等、明らかにする。
- ⑦ 学部の教育課程は、本学の教育・学修システムとして大学院教育に構造的に連動性が図られているかどうか。学部から大学院への進学、ひいては、本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制が整っているかについて現状把握・分析し課題を明らかにする。

■資 料

表 1：委員会開催日程と主な議題

開催日程	主 な 議 題
第 1 回 4 月 28 日(月)	1. 2024 年度第 4 回議事録について 2. 2025 年度カリキュラム委員会活動報告と年間計画について 3. 2026 年度申請「認証評価」の教育評価（教員の自己点検・評価）について 4. 2026 年度申請「認証評価」の教育評価（学生への実態調査）について
第 2 回 5 月 30 日(金)	1. 2025 年度第 1 回議事録について 2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラムにおける「看護学士課程を修了した看護師として求められる資質・能力」（令和 6 年改訂版）と、本学の 2025 年度改正カリキュラムとの照合について 3. 学修者本位の大学教育について ・各看護学領域における「専門ゼミ」のシラバス作成について ・各看護学領域における「課題実習」の学修プログラム等、実習要項に追加する
第 3 回 9 月 11 日(金)	1. 2025 年度第 2 回議事録について 2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラムにおける「看護学士課程を修了した看護師として求められる資質・能力」（令和 6 年改訂版）と、本学の 2025 年度改正カリキュラムとの照合について 3. 学部の教育課程に関する学生を対象とした調査結果について 4. 単位認定制における履修要件、要件科目について

資料 1

関西看護医療大学カリキュラム委員会規程 (趣旨) 第 1 条 この規程は、関西看護医療大学学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、関西看護医療大学カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第 2 条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。 3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) カリキュラムの編成及び改善に関すること。

(2) カリキュラムの運営及び関係委員会等との調整に関すること。

(3) 学生の到達度評価に関すること（成績、進級、卒業及び修了）に関すること。

(4) ディプロマ、カリキュラム、アセスメント、アドミッション・ポリシーの一貫性、評価及び改善に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、カリキュラムに関すること。

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第 6 条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学務課教務係において処理する。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 10 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条第 2 項の改正規定並びに第 8 条の改正規定（「学長」を「、委員長」に改める部分に限る。）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 18 日から適用する。

2. 教務委員会

委員長 古川 秀敏

I 委員会規程

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び履修に関する事項
- (2) 学生の試験及び単位の認定に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教務に関する事項

II 活動目的

本委員会は、委員会規程第2条の規定に基づき、上記の(1)～(4)についての対応を目的とする。

III 活動目標

- ① 学務課との連携の下に、学生が主体的に学修に取り組むことができるように、学修支援、教育・学修環境の整備・充実を図る。
- ② 学務課との連携の下に、学生の学籍異動、単位認定、開講科目等の確認に係る審議を行う。
- ③ 臨地実習施設との連携を推進し、実習指導体制や実習環境の改善・充実を図る。

IV 実施内容

P l a n

- ① 学務課との連携の下に、学修支援、教育・学修環境の整備・充実を図る。
- ② 学務課との連携の下に、学生の学籍異動、単位認定、開講科目の確認等に係る審議を行う。
- ③ 臨地実習施設との連携を推進し、実習指導体制や実習環境の改善・充実を図る。

D o

- ・対面での会議は9回の開催となった。臨時にサイボウズでの審議も行った。
- ・定期試験の時間割の調整について、学生の学習がスムーズに進むように、1日の試験科目を試験期間内に平均化するように調整した。
- ・全学授業評価は、前期、後期の結果及びそれに対する対応を学内および本学ホームページにて公表した。
- ・4年生に対して卒業時のディプロマ・ポリシーの到達度についてアンケート調査を行った。
- ・2024年4月から障害者差別解消法の実施にともなう合理的配慮にかかる規程の見直し等を行った。
- ・GPAを5段階評価とした
- ・シラバスをWeb化した。
- ・課題実習実施の実情について報告を受け、2025年度は実施時期を特定せず、各領域が設定しやすいように学生に周知することとした。
- ・本学と臨地実習施設の互恵的な充実・発展に寄与することを目的とする関西看護医療

大学臨地教授等称号付与を行った。

- ・学務課に提出された学生の学籍異動、試験・実習後の単位認定、その他開講科目、開講科目担当者の確認、非常勤実習・演習講師等の確認を行い、教授会の議題とした。また、学籍異動は、単位認定後、学科長、教務委員長が本人および保護者との面談を行い、今後の学修支援について相談を行った。
- ・臨地実習協議会を7月7日（月）14：00～16：30 対面で開催し、2024 年度の実習評価について、感染対策に関すること、学生の学習に関する傾向などの意見交換を行い、2025 年度の実習スケジュールを調整した。
- ・臨地実習指導者セミナーは、8月18日および19日に14：00～16：00の2時間、Webにて開催した。
- ・9月15日（月）に実習オリエンテーション及び看護学実習（各論）を開始し、実習要項については、昨年度に引き続き、各論6領域の実習要項をまとめて、学生に看護学実習の繋がりが理解できるように工夫した。また、看護学実習準備として、実習バッグの内容の検討を行った。
- ・課題実習の目的到達と更なる学生の総合力の醸成のために、次年度からゼミ単位で実施した。
- ・身体的不調だけでなく、メンタルの不調を抱える学生において実習配置において配慮を行った。

Check

目標

- ・学部生の定期テスト時間割の調整、学生に合った細やかな教育実施のためのGPAを5段階評価の導入、シラバスのWebによる内外への教育内容の周知など、学修環境を整えるための計画を実施した。これらの評価については、次年度も継続的評価する。
- ・学籍異動者において、退学は8名と昨年度の7名と同様の傾向であった。その内訳は、前期で2名、後期で6名であり、2021年度生1名、2024年度生1名、2025年度生が6名となっている。退学理由は他の教育機関への進路変更が最も多く、次いで体調不良、その他（一身上の都合）であった。低学年での退学者が多い傾向は昨年、一昨年と同様で、看護職を一旦目指して入学したものの、学業を進めていくうち進路への迷いや学修困難な状況が発生し、退学までに至るケースが増えていることが考えられる。休学者は6名で、前年度と大きな変化はなかった。その内訳は、前期が3名、後期が3名であり、2020年度生1名、2022年度生1名、2023年度生1名、2024年度生1名、2025年度生2名であった。退学と同様、低学年層に多い傾向にあり、複数年休学となる学生も在学する。学籍異動者は低学年1年生～2年生に多いことから、低学年における学修支援について組織的対応が必要である。
- ・身体上の不調を抱える学生等合理的配慮が必要な学生については、合理的配慮委員会と協働し、授業受講にかかる配慮など対応することができた。申請はしていないものの合理的配慮を必要とする学生が在籍している可能性もあり、学生委員会等と情報共有を行いながらきめ細やかな学生対応が必要である。
- ・授業評価は、前期は、「この授業に興味のあるものだった」「さらに学びを広げたいと感じた」の項目が低く、後期は、前期で低かった項目は良い方向へ改善したが、「教員に質問できた」「質問や発言に対して、丁寧に対応してもらえた」の項目が低かった。2024年度より本評価に基づき、授業を実施した教員ひとりひとりが教授内容や方法について授業を検討し、その結果を『「学生の授業評価」に対する教員の自己点検報告書』

として学生へ提示している。2024 年度、2025 年度後期に同様の評価結果となったことから、後期の専門性の高い授業での授業進行や授業方法について検討する必要がある。

- ・臨地実習施設との更なる連携強化のために臨床教授称号付与を行ったが、所属長を中心とした教授のみの称号付与であった。今後対象を拡大し、更に連携を深め、学生の臨地実習の質向上に向けて取り組みを強化する。
- ・臨地実習指導者セミナーの Web 開催および臨地実習協議会については、近年 Web 参加者が主となっており、Web 上で意見交換ができるプログラム等について検討する。
- ・2024 年度、2025 年度実施した看護過程論実習Ⅲの評価および4 年生課題実習（ゼミ単位）について実習評価を行い、科目責任者と調整を行いながら、更なる総合力強化について検討が必要である。
- ・学生によるディプロマ・ポリシー達成度に対するアンケートを 2025 年度 4 年生および 3 年生を対象に実施し、その到達度に対する自己評価を把握した。2025 年度の 4 年生においてはディプロマ・ポリシーの到達度のアンケートにおいて、「達成できた」「ほぼ達成できた」が全ての項目において 8 割を超えていた。3 年生は全体に達成度が低かった。

今後、1～4 年生に対しディプロマ・ポリシーの到達度評価については、継続的に評価し、3 ポリシーに基づく教育の実践のための資料とする。

A c t

- ・学籍異動の増加は、入試選抜の変化や入学者の学習のレディネスの変化などが考えられるが、①単位認定とあわせて学修支援を要する学生情報の共有、②ラーニングサポートと協働した学習支援、③Prog テスト結果による学生の経年的学修到達の把握とそれに基づく支援、④新基準 GPA による学習評価を行うなど、学修支援強化を行う。
- ・今後、学生自己評価アンケートおよび教員による授業評価等での確認を行いながら、学修支援へ活用する。
- ・合理的配慮にかかる規程に基づき配慮の必要な学生に対する学習支援策の検討を行う。
- ・使用後の学生アンケート等で実習要項についての学生の評価、教員評価および臨地実習施設等の意見集約を行い、次年度以降の看護学実習要項に反映する。
- ・学生によるディプロマ・ポリシー達成度に対するアンケートを 2025 年度 4 年生および 3 年生を対象に実施し、その到達度に対する自己評価を把握している。2025 年度の 4 年生においてはディプロマ・ポリシーの到達度のアンケートにおいて、「達成できた」「ほぼ達成できた」をあわせた回答がすべての項目において 8 割を超えていた。
- ・GPA を 5 段階評価とすることより、一層学生の成績の客観化が可能となる。
- ・臨地教授等称号付与を実施した。

V 実績に対する評価

2025 年度における本委員会活動の目的・目標①②③について、おおむね達成できたと評価する。活動を通じて、改めて明らかになった課題について更なる検討が必要である。

VI 今後の課題

高校生数が激減する 2026 年を迎え、いわゆる年内入試にて学生の確保戦略を取る本学において、学生の学修習慣の確立が課題といえる。学修についていけないことによる退学者、複数年にわたる延伸者への対応など、学修支援にかかる取り組みが必要である。学生

の自己評価アンケート結果およびシラバス・授業計画などを総合的に評価し、教育の質向上に向けての取り組みを、カリキュラム委員会、ラーニング・サポート等、他の委員会と調整しながら改善することが必要である。また、メンタル面での不調を抱える学生も依然としてみられ、配慮を必要とする学生への対応やカウンセリング室等との連携をしたうえでの学習支援が必要である。

Ⅶ 次年度（2026）の取組計画

- ① 学務課との連携の下に、学修支援、教育・学修環境の整備・充実を図る。
 - ・学修困難な学生に対する学修支援のシステムを検討する。
 - ・授業評価、学生アンケート等から、教育の質向上のための方策を検討する。
 - ・カリキュラム委員会の決定に従い、各授業のシラバス内容を整える。
- ② 学務課との連携の下に、学生の学籍異動、単位認定、開講科目等の確認に係る審議を行う。
 - ・単位認定に関わる基準について見直しを行う。
- ③ 臨地実習施設との連携を推進し、実習指導体制や、実習環境の改善・充実を図る。
 - ・看護学実習要項のあり方について検討を行う。
 - ・看護過程論Ⅲ、課題実習の実施評価を行う。
 - ・臨地教授等称号付与者を検討する。
- ④ 東浦キャンパスの開校を眼中に入れ、両キャンパスの学修環境整備ための準備をする。

表 1：委員会開催日程と主な議題

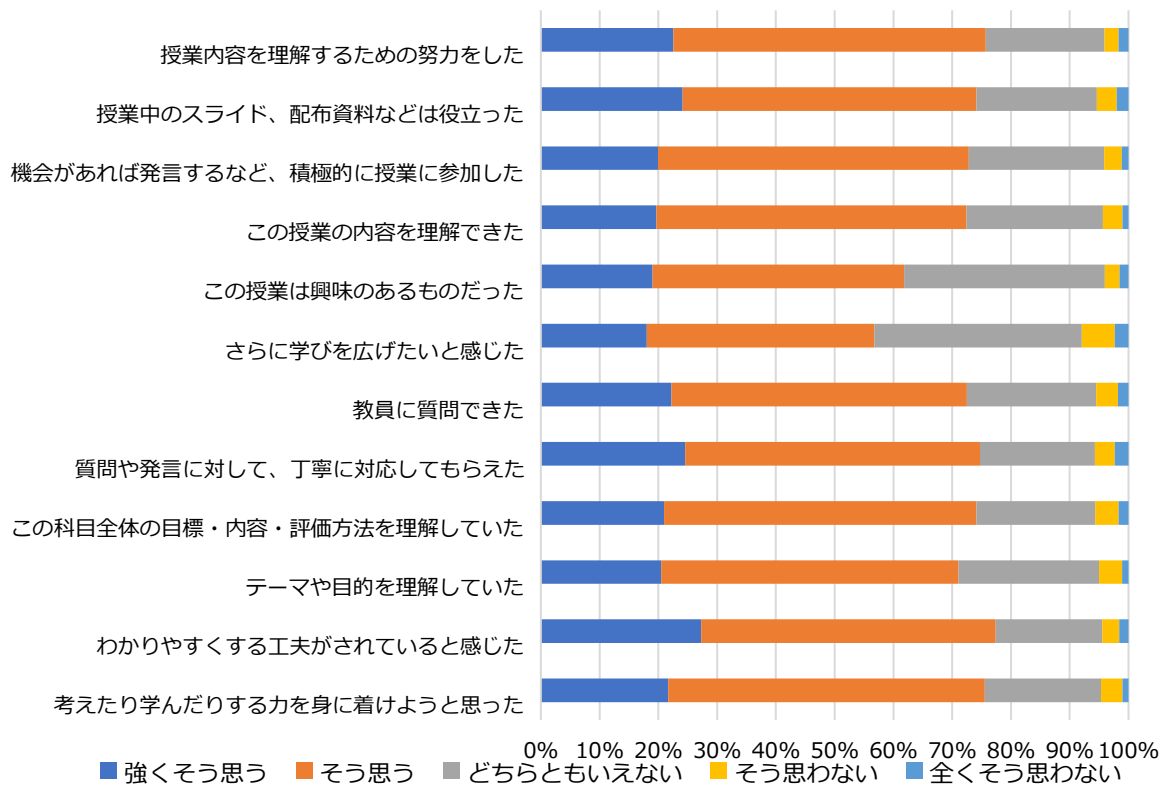
開催日程	主 な 議 題
第 1 回 4 月 28 日（月）	【審議事項】 1. 教務委員会規程の確認 2. 役割分担（実習配置・要項・時間割・臨地実習連絡協議会等） 3. 臨地実習連絡協議会のスケジュールおよび内容について 4. 臨地実習指導者育成セミナーの実施について 5. 臨地教授等称号付与に係る運営マニュアルについて 6. 各領域への実習要項の配布について 7. 既修得単位認定申請について 8. 臨地実習施設一覧について 【報告事項】 1. ゲストスピーカー招聘について 2. 教授会報告 ・学籍移動 ・特別開講科目 ・不開講科目 ・配当科目の読み替え 3. その他 ・休学可能性のある学生について
第 2 回 5 月 14 日（水）	【審議事項】 1. 臨地教授等称号付与に係る運営マニュアルについて 2. 前期定期試験スケジュールについて

第3回 6月5日（木）	【審議事項】 1. 令和7年度臨地実習連絡協議会担当について 2. 臨地教授等称号付与候補者について 3. カリキュラム変更に伴う後期科目の取り扱いについて 4. 非常勤講師（成人看護学・老年看護学領域）について 5. 「病態と治療Ⅰ」「病態と治療Ⅱ」「病態と治療Ⅲ」について 【報告事項】 1. 順心会系列施設に提出する書類（感染症）について 2. 令和7年度臨地実習指導者育成セミナースケジュールについて 3. 令和7年度臨地実習連絡協議会について
第4回 7月30日（水）	【審議事項】 1. 修正版実習配置表について 2. 実習学生の配置について 3. 令和8年度の実習開始日について 4. 令和7年度実習オリエンテーションについて 5. その他 1) 事務局より後期定期試験の日程について 2) 令和7年度後期ガイダンススケジュールについて 【報告事項】 1. 定期試験を受験しない学生について 2. 学生アンケートについて報告 3. 学生便覧について 4. 医学書院のテキストについて
第5回 8月25日（月）	【審議事項】 1. 学籍移動について 2. 単位の認定について [資料：当日事務より配布予定] 3. 実習オリエンテーションについて [資料-1] 4. 学年別オリエンテーションについて [資料：当日事務より配布予定] 5. 科目等履修生について [資料：当日事務より配布予定] 6. 病態と治療Ⅰの講師について [資料：当日事務より配布予定] 7. 看護過程論実習Ⅱにおける協力要請について 【報告事項】 1. 2026年度実習開始日について 2. 実習指導者育成セミナー報告 3. 実習予定の学生の負傷について
第6回 9月8日（月）	【審議事項】 1. 単位認定について 2. 旧カリキュラムの学生の新カリキュラム対応について 3. 基礎看護学実習における新規実習施設について 4. ディプロマ・ポリシー達成に関するアンケートの文言について 【報告事項】 1. 教授会報告
第7回 11月7日（月）	【審議事項】 1. 学籍移動 2. 実習要項の作成について 3. 実習配置表の作成について [資料1] 4. 臨地教授協議会（仮）のスケジュールについて [資料2] 5. 電子教科書について 6. 令和8年度実習施設について 7. 「人間の健康と福祉」の講師について 8. ゲストスピーカーについて 9. シラバス作成について 10. その他 1) 開講科目一覧について 2) 実習病院等への学生の配置について
第8回 1月8日（月）	【審議事項】 1. 実習要項の作成について 2. 科目等履修生の募集について 3. 非常勤実習講師の採用について 4. 公欠の取扱について

	【報告事項】 1. 「人間の健康と福祉」のシラバスについて
第9回 1月8日（月）	【審議事項】 1. 実習要項の作成について 2. 科目等履修生の募集について 3. 非常勤実習講師の採用について 4. 公欠の取扱について 【報告事項】 1. 「人間の健康と福祉」のシラバスについて
第10回 2月3日（火）	【審議事項】 1. 非常勤講師について 2. 学生の再試験の実施について 3. 淡路医療センターの実習調整について
第11回 2月17日（火）	【審議事項】 1. 令和7年度後期単位認定について 2. 非常勤講師について 3. 令和8年度開講科目について 学生の成果物の保管について
第12回 3月10日（火）	【審議事項】 1. 令和7年度後期単位認定について 2. 非常勤講師の採用について 3. 学籍異動について 4. 各論実習単位不認定予定者について 5. 令和8年度前期ガイダンススケジュールについて 6. 4年生「卒業研究」単位不認定者に対する令和8年度前期の運用について 【報告事項】 1. 休学者・欠席者の状況について

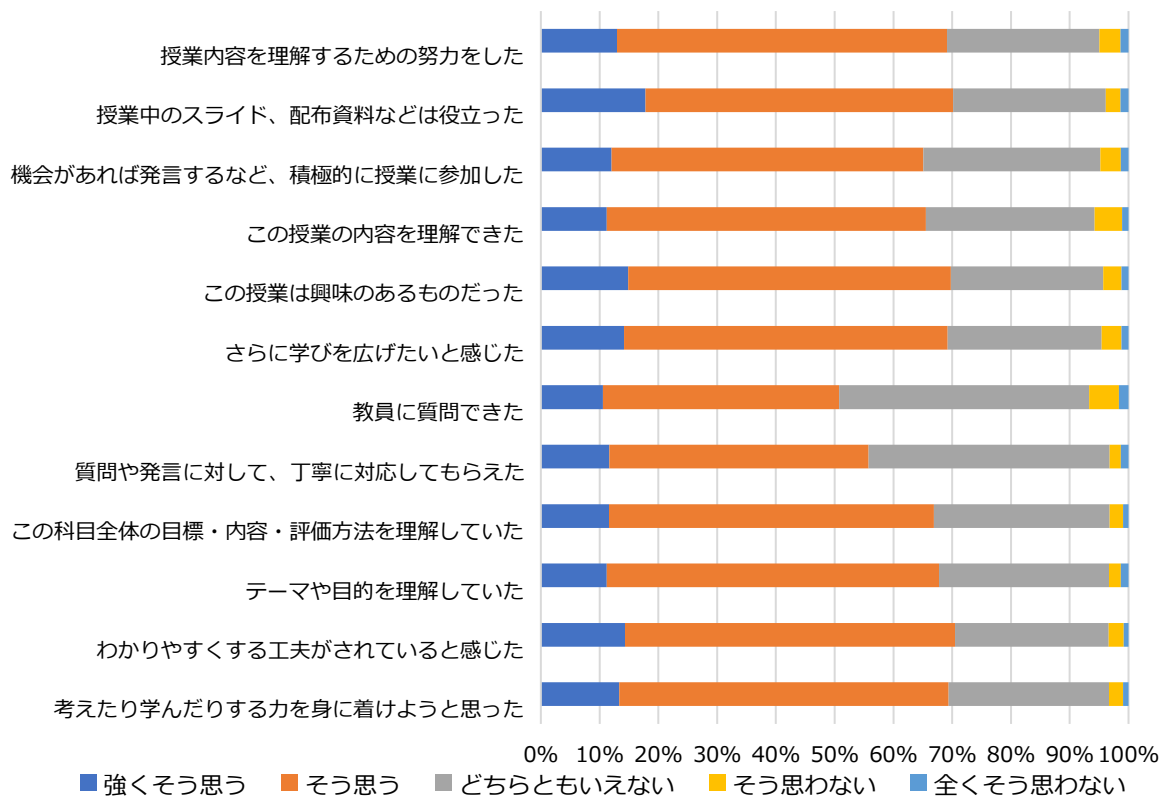
その他、単位認定、学籍異動、学事日程についてサイボウズ審議を行った（9月22日、10月8日、12月8日に配信）

令和7（2025）年度前期授業評価



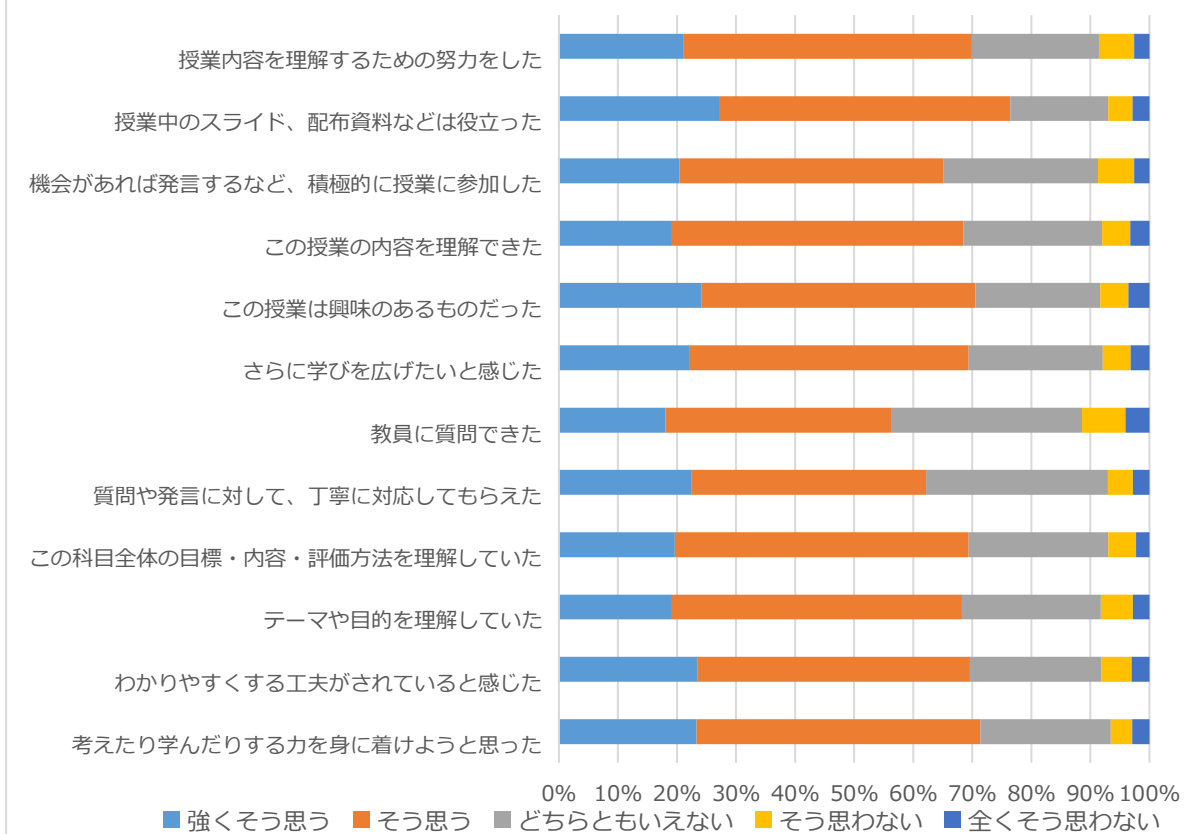
■ 図1 前期科目：学生による授業評価

令和7（2025）年度後期授業評価



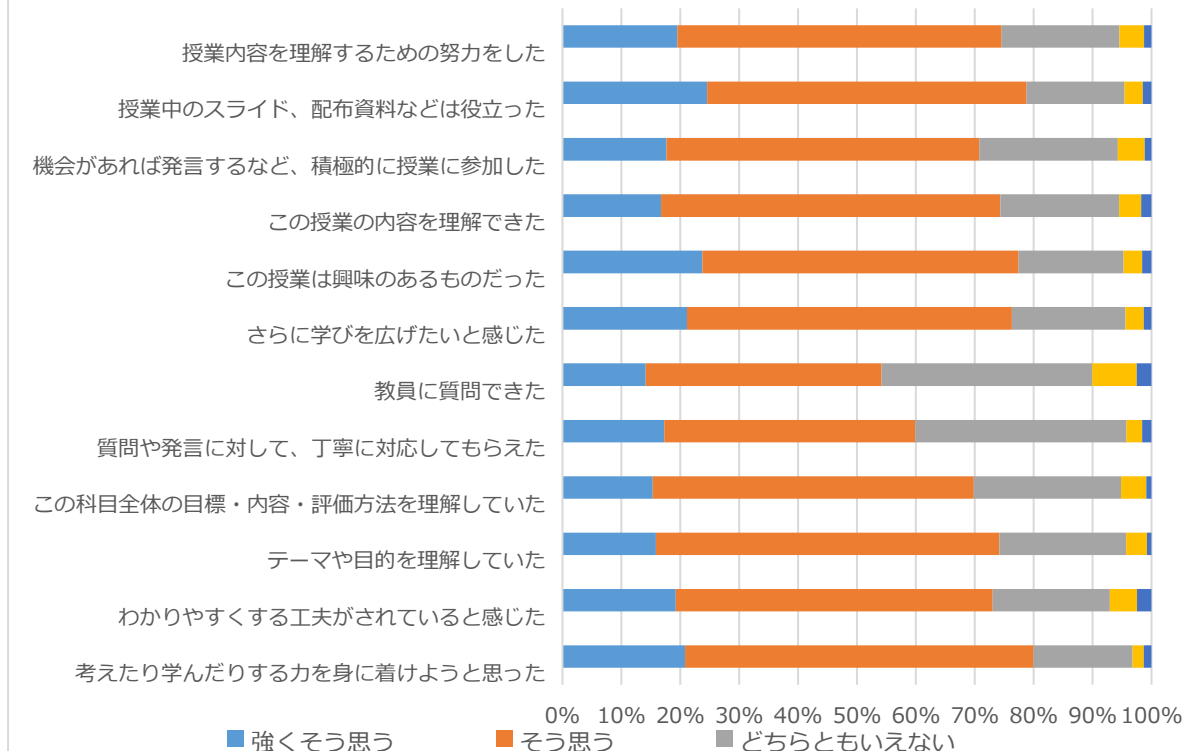
■ 図2 前期科目：学生による授業評価

令和6（2024）年度前期授業評価



■図3 前期科目：学生による授業評価

令和6（2024）年度後期授業評価



■図4 後期科目：学生による授業評価

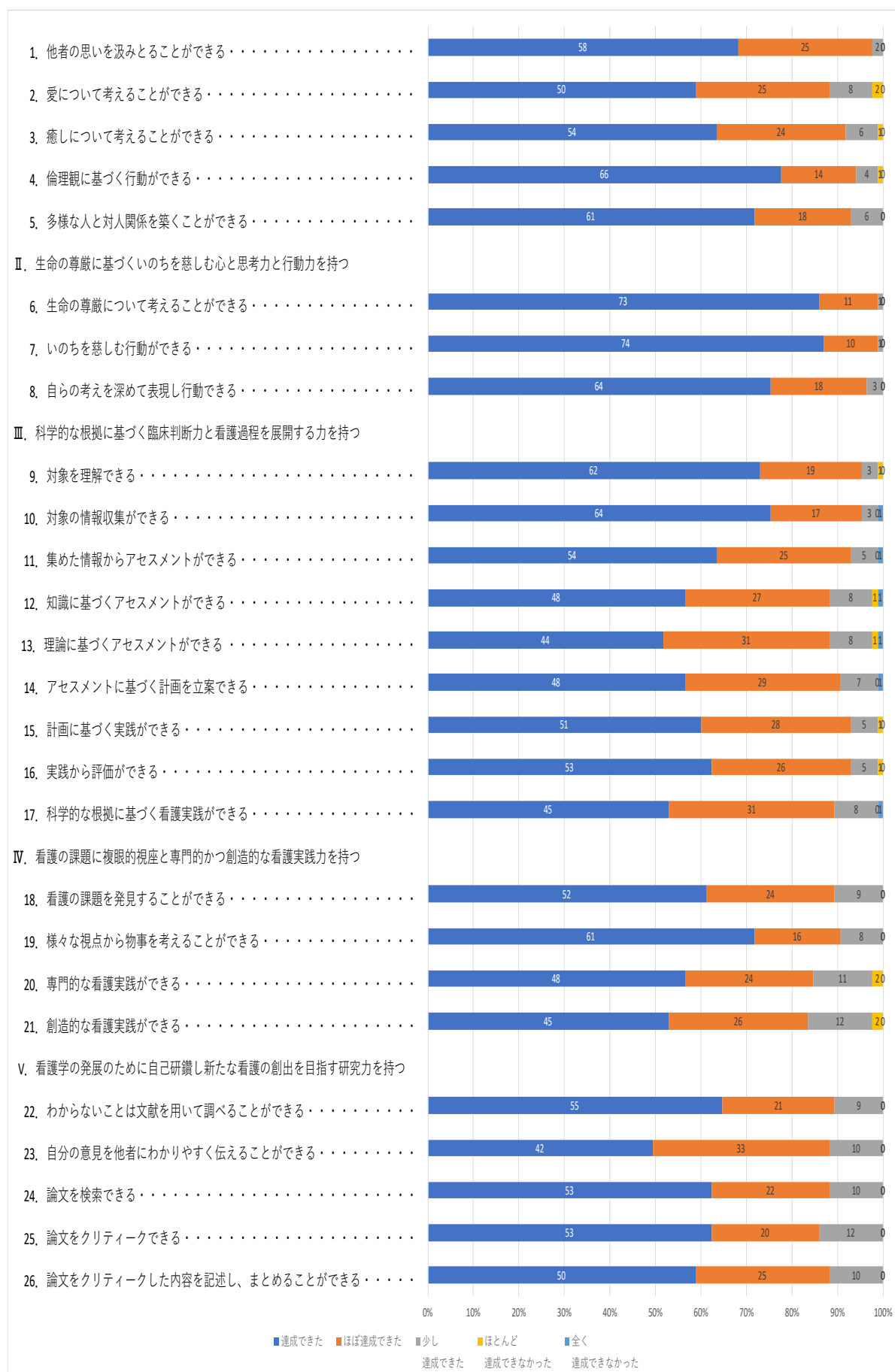


図5 2025 年度4年生ディプロマ・ポリシー到達度アンケート結果 (n=85)

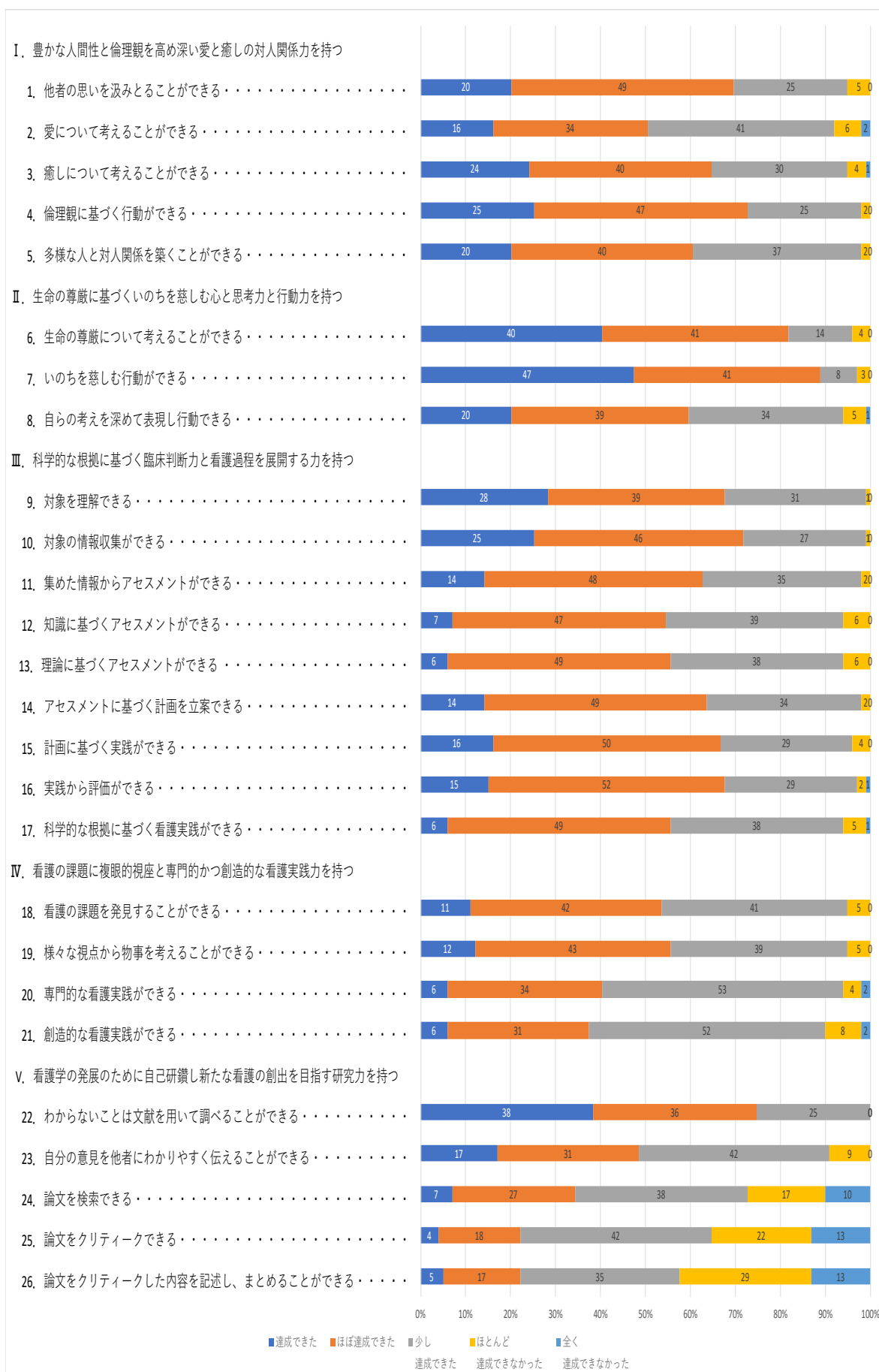


図6 2025 年度3年生ディプロマ・ポリシー到達度アンケート結果 (n=99)

表 2：入学後の学生の状況（2019 年度～2025 年度）

年 度	在籍者数	休学者数	復学者数	退学者数
2025 年度	402 人	7 人（注①）	3 人	8 人（注②）
2024 年度	406 人	8 人（注③）	3 人	7 人（注⑨）
2023 年度	420 人	10 人（注④）	11 人	17 人（注⑩）
2022 年度	419 人	12 人（注⑤）	7 人	7 人（注⑪）
2021 年度	409 人	13 人（注⑥）	12 人	7 人（注⑫）
2020 年度	411 人	9 人（注⑦）	9 人	8 人（注⑬）
2019 年度	400 人	13 人（注⑧）	13 人	16 人（注⑭）

*休学者及び退学者に関しては、注としてこの枠内に、入学年度を記載する。

注① 2020 年度生 1 人、2022 年度生 1 人、2023 年度生 2 人、2024 年度生 1 人、2025 年度生 2 人

注② 2021 年度 1 人、2024 年度 1 人、2025 年度 6 人

注③ 2020 年度入学生 1 人、2021 年度 4 人、2023 年度 3 人、

注④ 2019 年度入学生 1 人、2020 年度 1 人、2021 年度 3 人、2022 年度 5 人

注⑤ 2017 年度入学生 1 人、2019 年度 2 人、2020 年度 3 人、2021 年度 3 人、2022 年度 3 人

注⑥ 2017 年度入学生 3 人、2018 年度 4 人、2019 年度 4 人、2020 年度 1 人、2021 年度 1 人

注⑦ 2016 年度入学生 2 人、2017 年度 1 人、2018 年度 5 人、2019 年度 1 人

注⑧ 2016 年度入学生 4 人、2017 年度 6 人、2018 年度 2 人、2019 年度 1 人

注⑨ 2022 年度入学生 4 人、2023 年度 3 人（うち 1 人除籍）

注⑩ 2019 年度入学生 1 人、2020 年度 2 人、2021 年度 3 人、2022 年度 9 人、2023 年度 2 人

注⑪ 2017 年度入学生 1 人、2018 年度 1 人、2019 年度 1 人、2021 年度 4 人

注⑫ 2017 年度入学生 1 人、2018 年度 1 人、2019 年度 1 人、2020 年度 3 人、2021 年度 1 人

注⑬ 2017 年度入学生 2 人（うち 1 人除籍）、2019 年度 3 人（うち 1 人除籍）、2020 年度 3 人

注⑭ 2015 年度入学生 1 人、2016 年度 1 人、2017 年度 5 人、2018 年度 4 人（うち 1 人除籍）、2019 年度 5 人

表 3：令和7年度_科目別履修登録数・単位取得数

	科目名	学年	開講時期	履修登録数	単位取得数	取得率
1	論理学入門（選）	1	前期	39	36	92.3%
2	健康と運動の理論と実践（選）	1	前期	93	90	96.8%
3	法と人権（選）	1	前期	64	58	90.6%
4	セラピーと俳句Ⅰ	1	前期	94	91	96.8%
5	文章表現法	1	前期	94	91	96.8%
6	情報リテラシー	1	前期	94	91	96.8%
7	心理学	1	前期	95	92	96.8%
8	人間と生き方	1	前期	94	91	96.8%
9	人間関係論	1	前期	95	92	96.8%
10	英語Ⅰ	1	前期	94	91	96.8%
11	人体の構造と機能Ⅰ	1	前期	94	91	96.8%
12	基礎看護学Ⅰ	1	前期	94	89	94.7%
13	基礎看護学Ⅱ	1	前期	94	88	93.6%
14	社会と家族（選）	1	後期	93	91	97.8%
15	英語Ⅲ（選）	1	後期	77	74	96.1%
16	人間の健康と福祉（選）	1	後期	90	88	97.8%
17	心理学（選）※	1	後期	1	1	100.0%
18	人間関係論（選）※	1	後期	1	1	100.0%
19	統計学	1	後期	93	89	95.7%
20	人文教養特別講義Ⅰ（自然と文化①）※	1	後期	1	1	100.0%
21	英語Ⅱ	1	後期	92	88	95.7%
22	医療英語※	1	後期	1	1	100.0%
23	人体の構造と機能Ⅱ	1	後期	92	88	95.7%
24	人体構造機能学Ⅱ※	1	後期	2	2	100.0%
25	生化学	1	後期	92	83	90.2%

26	公衆衛生学	1	後期	93	92	98.9%
27	病態と治療Ⅰ	1	後期	92	88	95.7%
28	病態治療学Ⅰ（総論）※	1	後期	1	1	100.0%
29	人間の健康と食生活	1	後期	92	88	95.7%
30	基礎看護学Ⅱ-b（生活の援助技術）※	1	後期	1	1	100.0%
31	基礎看護学Ⅲ	1	後期	92	81	88.0%
32	基礎看護学Ⅳ	1	後期	92	86	93.5%
33	看護学原論	1	後期	95	92	96.8%
34	成人看護学Ⅰ	1	後期	92	90	97.8%
35	基礎看護学実習	1	後期	92	90	97.8%
36	人文教養特別講義Ⅱ（自然と文化②）（選）	2	前期	23	23	100.0%
37	法と人権（選）	2	前期	37	35	94.6%
38	医療と経済（選）※	2	前期	5	5	100.0%
39	病態治療学Ⅱ	2	前期	104	103	99.0%
40	病態治療学Ⅲ	2	前期	104	103	99.0%
41	生命と倫理	2	前期	102	102	100.0%
42	公衆衛生学	2	前期	101	101	100.0%
43	薬理学Ⅰ（総論）	2	前期	103	103	100.0%
44	病態心理学	2	前期	103	102	99.0%
45	社会保障と社会福祉	2	前期	104	103	99.0%
46	基礎看護学Ⅳ（フィジカルアセスメントの技術）	2	前期	102	102	100.0%
47	基礎看護学Ⅴ（問題解決技法）	2	前期	102	102	100.0%
48	看護診断学Ⅰ	2	前期	103	103	100.0%
49	地域看護学Ⅰ（概論）	2	前期	102	102	100.0%
50	老年看護学Ⅰ（概論）	2	前期	103	103	100.0%
51	小児看護学Ⅰ（概論）	2	前期	103	100	97.1%
52	母性看護学Ⅰ（概論）	2	前期	103	100	97.1%
53	母性看護学Ⅱ-a（援助論）	2	前期	103	103	100.0%
54	精神看護学Ⅰ（概論）	2	前期	102	102	100.0%
55	看護過程論実習Ⅰ	2	前期	104	104	100.0%
56	医療と人権（選）	2	後期	15	15	100.0%
57	カウンセリング論（選）	2	後期	88	87	98.9%
58	薬理学Ⅱ（臨床薬理）	2	後期	103	102	99.0%
59	感染と免疫	2	後期	103	101	98.1%
60	保健医療福祉行政論Ⅰ	2	後期	103	102	99.0%
61	在宅看護論Ⅰ（概論）	2	後期	103	103	100.0%
62	地域看護学Ⅱ（援助論）	2	後期	103	103	100.0%
63	成人看護学Ⅱ-a（急性期援助論）	2	後期	106	104	98.1%
64	成人看護学Ⅱ-b（急性期援助論）	2	後期	104	100	96.2%
65	成人看護学Ⅲ（慢性期援助論）	2	後期	105	102	97.1%
66	老年看護学Ⅱ（援助論）	2	後期	104	101	97.1%
67	小児看護学Ⅱ（援助論）	2	後期	104	101	97.1%
68	母性看護学Ⅱ-b（援助論）	2	後期	105	97	92.4%
69	精神看護学Ⅱ（援助論）	2	後期	103	103	100.0%
70	看護過程論実習Ⅱ	2	後期	104	100	96.2%
71	法と人権（選）	3	前期	1	1	100.0%
72	英語Ⅲ（コミュニケーション）（選）	3	前期	13	10	76.9%
73	英語Ⅴ（選）※	3	前期	1	1	100.0%
74	疫学（選）	3	前期	16	16	100.0%
75	公衆衛生看護学概論（選）	3	前期	16	16	100.0%
76	公衆衛生看護活動論Ⅰ（対象別公衆衛生看護活動論①）（選）	3	前期	16	14	87.5%
77	在宅看護論Ⅱ（援助論）	3	前期	103	103	100.0%
78	成人看護学Ⅳ（援助方法論）	3	前期	105	105	100.0%
79	老年看護学Ⅲ（援助方法論）	3	前期	105	105	100.0%
80	小児看護学Ⅲ（援助方法論）	3	前期	105	105	100.0%
81	母性看護学Ⅲ（援助方法論）	3	前期	105	105	100.0%

82	精神看護学Ⅲ（援助方法論）	3	前期	105	105	100.0%
83	看護診断学Ⅱ	3	前期	105	105	100.0%
84	リスクマネジメント	3	前期	105	104	99.0%
85	国際看護学・災害看護学	3	前期	105	105	100.0%
86	公衆衛生看護活動論Ⅱ（対象別公衆衛生看護活動論②）（選）	4	前期	20	20	100.0%
87	地域看護診断論（選）	4	前期	20	20	100.0%
88	公衆衛生看護技術論（選）	4	前期	20	20	100.0%
89	看護過程論実習Ⅲ	4	前期	86	86	100.0%
90	地域・在宅看護学実習	4	前期	86	86	100.0%
91	在宅看護学実習 ※	4	前期	4	4	100.0%
92	公衆衛生看護学実習Ⅰ（個人・家族・集団・組織の生活支援実習）（選）	4	前期	20	20	100.0%
93	公衆衛生看護学実習Ⅱ（公衆衛生看護活動展開論実習及び公衆衛生看護管理論実習）（選）	4	前期	20	20	100.0%
94	成人・老年看護学実習Ⅰ	4	前期	86	86	100.0%
95	成人・老年看護学実習Ⅱ	4	前期	86	86	100.0%
96	成人看護学実習Ⅰ ※	4	前期	6	6	100.0%
97	成人看護学実習Ⅱ ※	4	前期	6	6	100.0%
98	老年看護学実習Ⅱ ※	4	前期	6	6	100.0%
99	小児看護学実習	4	前期	90	90	100.0%
100	母性看護学実習	4	前期	91	91	100.0%
101	精神看護学実習	4	前期	90	90	100.0%
102	課題実習	4	前期	92	92	100.0%
103	卒業研究	4	通年	91	88	96.7%
104	保健医療福祉行政論Ⅱ（選）	4	後期	20	20	100.0%
105	公衆衛生看護管理論（選）	4	後期	20	20	100.0%
106	看護管理論（選）	4	後期	63	62	98.4%
107	看護倫理（選）	4	後期	10	10	100.0%

（選）：選択科目

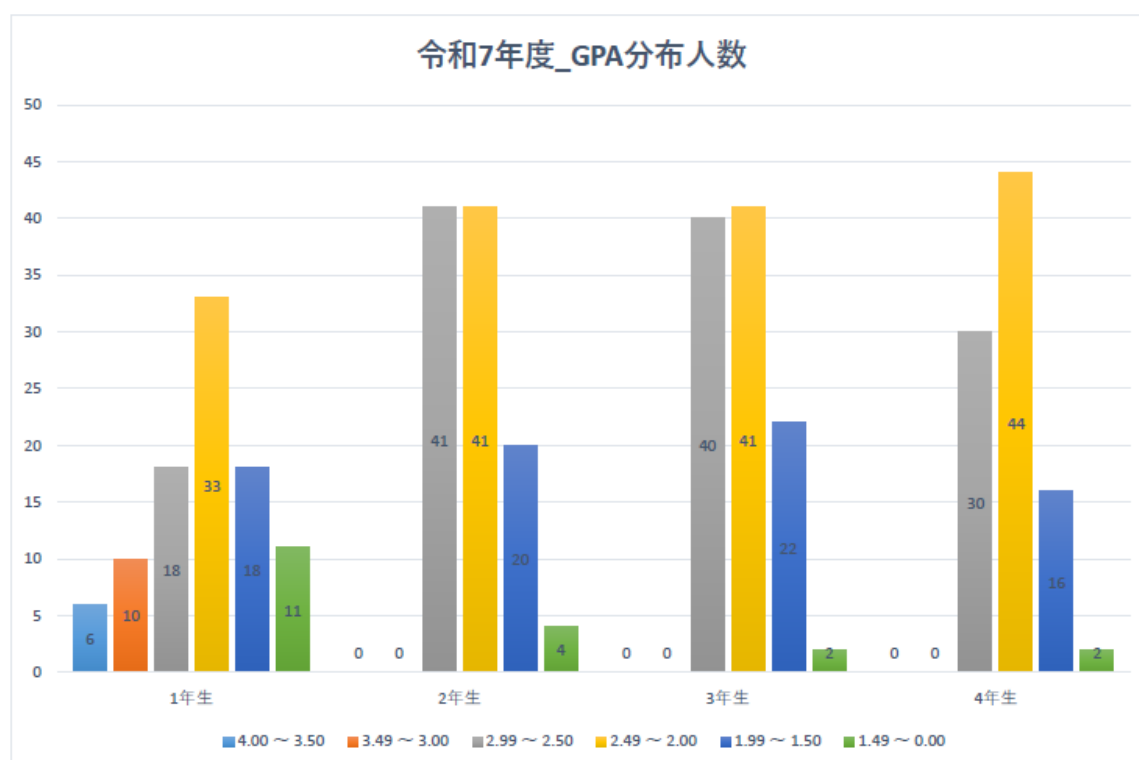
※：特別開講及び旧カリキュラム

表 4 : G P A 分布人数表

■令和7年度_GPA分布人数

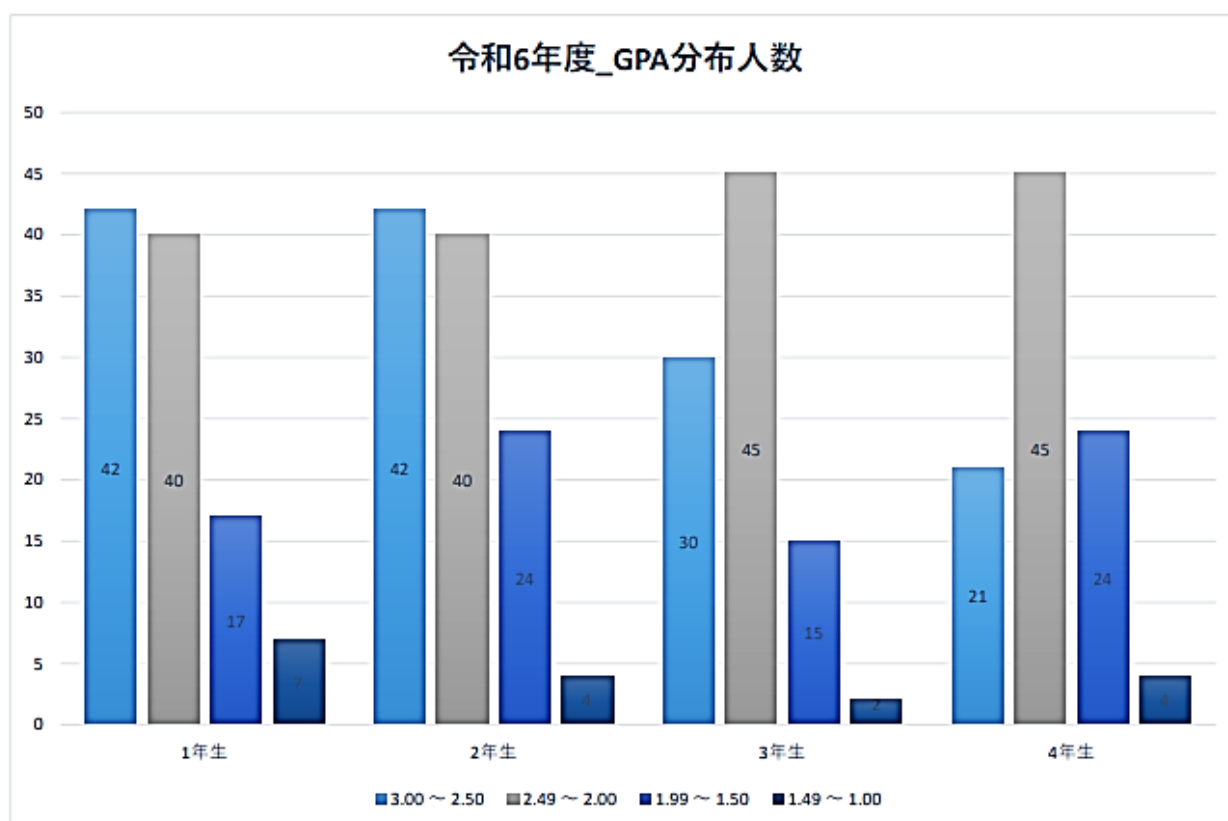
GPA	1年生		2年生		3年生		4年生	
	人数	学年比率	人数	学年比率	人数	学年比率	人数	学年比率
4.00 ~ 3.50	6	7.5%	—	—	—	—	—	—
3.49 ~ 3.00	10	12.5%	—	—	—	—	—	—
2.99 ~ 2.50	18	22.5%	41	38.7%	40	38.1%	30	32.6%
2.49 ~ 2.00	33	41.3%	41	38.7%	41	39.0%	44	47.8%
1.99 ~ 1.50	18	22.5%	20	18.9%	22	21.0%	16	17.4%
1.49 ~ 0.00	11	13.8%	4	3.8%	2	1.9%	2	2.2%

※令和7年度生より変更



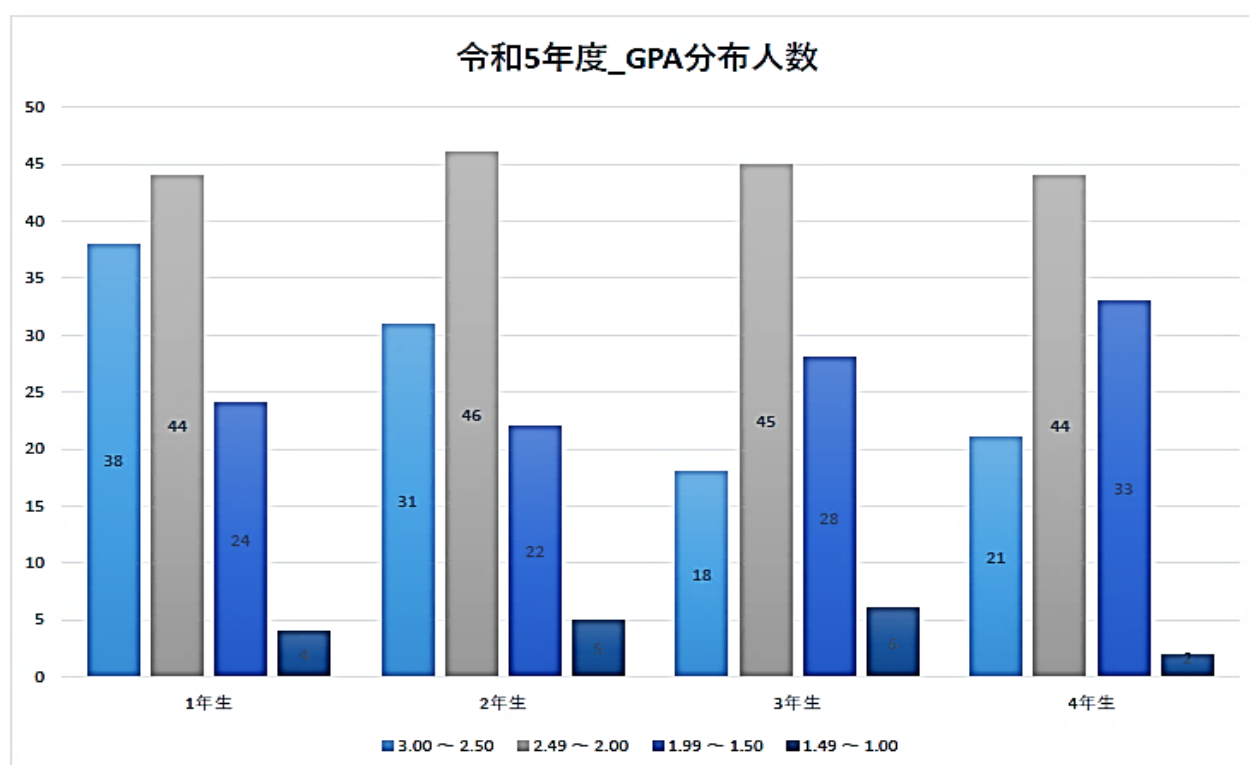
■令和6年度_GPA分布人数

GPA	1年生		2年生		3年生		4年生	
	人数	学年比率	人数	学年比率	人数	学年比率	人数	学年比率
3.00 ~ 2.50	42	39.6%	42	38.2%	30	32.6%	21	22.3%
2.49 ~ 2.00	40	37.7%	40	36.4%	45	48.9%	45	47.9%
1.99 ~ 1.50	17	16.0%	24	21.8%	15	16.3%	24	25.5%
1.49 ~ 1.00	7	6.6%	4	3.6%	2	2.2%	4	4.3%



■ 令和5年度_GPA分布人数

GPA	1年生		2年生		3年生		4年生	
	人数	学年比率	人数	学年比率	人数	学年比率	人数	学年比率
3.00 ~ 2.50	38	34.5%	31	29.8%	18	18.6%	21	21.0%
2.49 ~ 2.00	44	40.0%	46	44.2%	45	46.4%	44	44.0%
1.99 ~ 1.50	24	21.8%	22	21.2%	28	28.9%	33	33.0%
1.49 ~ 1.00	4	3.6%	5	4.8%	6	6.2%	2	2.0%



■資料

本学の成績評価基準

評価	成績	合否判定
A	100～80 点	合格
B	79～70 点	
C	69～60 点	
D	59 点以下	不合格
失格	単位認定要件を満たさない。	

G P A (Grade Point Average : グレードポイントアベレージ) 制度

(1) G P

評価	科目得点	G P
A 判定	100～80 点	3
B 判定	79～70 点	2
C 判定	69～60 点	1
不可	59 点以下	0

令和 7 年度生以降は以下の基準を適用する。

評価	成績	G P
S 判定	100～90 点	4
A 判定	89～80 点	3
B 判定	79～70 点	2
C 判定	69～60 点	1
不可	59 点以下	0

(2) G P A 計算式

$$G P A = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目の G P}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む.)}}$$

資料 1

関西看護医療大学教務委員会規程	
(趣旨)	
第 1 条 この規程は、関西看護医療大学学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、関西看護医療大学教務委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	
(組織)	
第 2 条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。	
2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。	
3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。	
(任期)	
第 3 条 委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 委員は、再任されることができる。	
(審議事項)	
第 4 条 委員会は、次の事項を審議する。	
(1) 教育課程及び履修に関する事項	
(2) 学生の試験及び単位の認定に関する事項	
(3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項	
(4) 前各号に掲げるもののほか、教務に関する事項	

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第 6 条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学務課教務係において処理する。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 12 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 18 日から施行する。

3. 学生委員会

委員長 神谷 千鶴

I 委員会規程

第2条 委員会は3つのワーキンググループにおいて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) オープンキャンパスワーキング
 - ① 大学説明会の運営調整に関する事項
 - ② 学生募集に係る広報に関する事項
- (2) 学生・卒業生支援ワーキング
 - ① 学生の福利厚生に関する事項
 - ② 学生の健康管理に関する事項
 - ③ 学生の課外活動に関する事項
 - ④ 学生の進路・就職指導に関する事項
 - ⑤ 学生の学修支援に関する事項
 - ⑥ その他学生の厚生指導に関する事項
- (3) 学祭ワーキング
 - ① 学祭開催の運営に関する事項
 - ② その他学祭に関する事項

II 活動目的

本委員会は、委員会規程第2条の条項に基づき、第一に上記の(2)～(3)について審議検討し、学生が良好な環境で教育を受け修学できるように支援するとともに、学修課外活動や学祭、メンタルヘルス等学生生活が有意義なものとなるように、進路・就職支援など社会で活躍できるように、また学修の土台となる学生の心理的発達を支援することを目的とする。第二に(1)に基づき、広報活動の一旦を担うことを目的とする。

III 活動目標

- ① 学生アンケートで学生の現状を把握し、学生支援について再考する。
- ② チューター制度の面接の在り方、学生への連絡体制を確立する。
- ③ オフィスアワー制度の活用の向上に向けて、学生への連絡体制を確立する。
- ④ 学生のニーズに沿った就職支援に向けて、タイムリーできめ細やかな支援体制を強化する。
- ⑤ 学生のメンタルフォローのための体制を整え、学生の学修や生活が充実できる支援体制を強化する。
- ⑥ 奨学金制度について学生・保護者に対して情報提供を行い、経済的支援体制を教化する。
- ⑦ 学生の課外活動が充実するように支援する
- ⑧ 学生の健康管理として危機管理に関する講座を開催する。

IV 実施内容

Plan

活動目標①～⑧

Do

- ① 5月のチューターDAYにGoogle Formでアンケートを実施した。217名の学生より回答があった。
- ② チューター制度について前期ガイダンスにおいて説明を行い、1年次・2年次生にはポートフォリオ様式を用いたチューター面談を年2回行った。

- ③ オフィスアワー制度について検討し、曜日・時間はこれまで通り設定したうえで、学生が教員と連絡を取りやすいように、教員の大学メールを公開した。
- ④ 9月12日 3年次生対象の就職支援ガイダンス（病院研究、自己分析）を実施、12月22日 3年次生対象のキャリア支援ガイダンス（小論文、面接対応）を実施した。その他、看護系教員による就職推薦に関する面談を実施、3・4年次生対象に述べ310件かわった。
- ⑤ メンタルフォローについては学生相談室として担当を設け、学生相談室の担当者間で学生の情報を共有し、報告体制を明確にするなどの学生の支援体制を整えた。2025年度の来談数は152件であった。
- ⑥ 計画に基づき、奨学金希望者に情報提供をするとともに、希望する学生を選抜し、推薦した。
- ⑦ サークル活動募集と「顧問に関する規定」を設定し、現在3団体が活動している。・また、10月24日 大学祭を開催し、学生、教職員はじめ、市民の皆様にも好評であった（来場者500名程度）。
- ⑧ 1年次生を対象に、消費者センターによる「ネット被害防止」の講座を設けた（11月18日）。

Check

成果

1. 学生の実態把握と学修支援（②⑤⑥関連）
学生アンケートを217名から回収し、学生の学修環境・生活状況の把握が進み、データに基づく学生支援の検討体制が構築された。また、チューター制度においてはポートフォリオを活用した面談を継続的に実施し、個別支援の基盤が強化された。
2. 進路・就職支援（④関連）
3年次生対象の就職支援ガイダンスおよびキャリア支援講座を実施し、さらに3・4年次生に対して延べ310件の個別面談を行うなど、学生の進路選択支援は充実していた。
3. メンタルヘルス支援・健康管理（②関連）
学生相談室を中心とした支援体制を整備し、来談数152件の実績を得た。また、ネット被害防止講座の実施により、予防的教育も一定程度実施された。
4. 課外活動・大学祭支援（③関連）
サークル活動の制度整備および3団体の活動支援、大学祭の開催により、学生の主体的活動の機会を確保した。
5. オフィスアワー・学修支援体制（⑤関連）
教員メールの公開など環境整備は行われたが、学生の活用状況の向上には至っておらず、実効性の面で課題が残る。

本委員会は、学生支援に関する多面的な取組を実施し、特にキャリア支援および学生アンケートを基盤とした改善において顕著な成果を認める。一方で、支援制度の「利用推進」および「個別支援の浸透」に課題を残した。学生アンケートの実施と分析が進んだ（改善策の揭示方法決定）

Act

委員会規程および評価結果を踏まえ、以下の改善を行う。

1. チューター制度の高度化（②⑤関連）
 - ・ チューター面談の必須化（時間割内実施）
 - ・ チーム制導入による複数教員支援体制の構築
 - ・ 面談未参加学生への重点的フォロー
2. オフィスアワーの実効性向上（⑤関連）

- ・ Google Classroom 等を活用した可視化・予約制導入
- ・ 学生への周知強化（ガイダンス・シラバス連動）
- ・ 利用状況の把握と改善サイクルの導入
- 3. メンタルヘルス支援の強化（②関連）
 - ・ 初年次教育へのメンタルヘルス教育の導入
 - ・ チューターとの連携強化による早期発見
 - ・ 外部機関との連携強化
- 4. キャリア支援の体系化（④関連）
 - ・ 1 年次からの段階的キャリア支援の導入
 - ・ 実習・授業との連動（看護過程論等）
 - ・ 非参加学生への働きかけ強化
- 5. 課外活動・大学祭の持続可能性確保（③関連）
 - ・ 運営体制の見直し（教員支援の明確化）
 - ・ 財源確保の多様化（協賛・地域連携）
 - ・ 学生参加の促進策の検討
- 6. 学生支援の統合的連携（全体）
 - ・ 学生委員会・学生支援課・相談室の情報共有強化
 - ・ 個別支援ケースの連携体制構築
 - ・ 支援記録の蓄積と活用

V 実績に対する評価

2025 年度における学生委員会の活動は、委員会規程および活動目標に基づき計画的に実施され、学生支援体制の質的向上に寄与した。

学生アンケートを 217 名から回収し、学修環境および学生生活の実態把握と課題抽出を行うとともに、データに基づく改善体制を確立した。チューター制度においては、ポートフォリオを活用した面談を継続的に実施し、学生の個別支援体制の強化につながった。

進路・就職支援では、3 年次生対象のガイダンスおよびキャリア支援講座の実施に加え、3・4 年次生に対して延べ 310 件の個別面談・面接指導を実施し、前年度を上回る支援を行うなど、学生の進路選択および就職活動の質的向上に大きく寄与した。

また、学生相談室との連携によりメンタルヘルス支援体制を整備し、年間 152 件の相談対応を行うなど、継続的かつ実効性のある支援体制の構築を推進した。さらに、課外活動および大学祭の支援（来場者約 500 名）を通じて、学生の主体的活動の促進と学内外の交流機会の確保に貢献した。

一方で、オフィスアワーの活用促進やチューター面談の参加率、支援制度の利用促進に関しては課題が残された。

以上より、本委員会の活動は、データに基づく改善、個別支援の充実、キャリア支援の強化の観点から、教育の質保証に資する高い成果を上げている。

VI 今後の課題

2026 年度は、2025 年度の成果および課題を踏まえ、学生支援体制の実効性および継続性のさらなる向上を図る。

チューター制度については、面談を時間割内に位置づけるとともに、チーム制を導入し、複数教員による組織的かつ継続的な支援体制を構築する。また、ポートフォリオの活用を強化し、学生の自己理解および学修支援の質的向上を図る。

オフィスアワーについては、ICT（Google Classroom 等）を活用した相談体制の可視化を進め、利用しやすい環境整備と周知の徹底により活用促進を図る。

メンタルヘルス支援では、年間 152 件の相談実績を踏まえ、初年次教育への予防的內

容の導入およびチューターとの連携強化により、早期発見・早期対応の体制を一層強化する。

キャリア支援については、1年次からの段階的支援を導入し、授業・実習と連動した体系的なキャリア教育を推進することで、学生の主体的な進路形成を支援する。

さらに、課外活動および大学祭の運営については、財源および運営体制の見直しを行い、持続可能な実施体制を構築する。

加えて、学生委員会、学生支援課、学生相談室との連携を強化し、個別支援の質の向上および組織的支援体制の高度化を図る。

以上の取組を通じて、学生の学修および学生生活を総合的に支援し、教育の質保証のさらなる向上を目指す。

Ⅶ 次年度（2026）の取り組み計画

2026年度は、2025年度の成果および課題を踏まえ、学生支援体制の実効性および継続性のさらなる向上を図る。

チューター制度については、面談を時間割内に位置づけるとともに、チーム制を導入し、複数教員による組織的かつ継続的な支援体制を構築する。また、ポートフォリオの活用を強化し、学生の自己理解および学修支援の質的向上を図る。

オフィスアワーについては、ICT（Google Classroom等）を活用した相談体制の可視化を進め、利用しやすい環境整備と周知の徹底により活用促進を図る。

メンタルヘルス支援では、年間152件の相談実績を踏まえ、初年次教育への予防的内容の導入およびチューターとの連携強化により、早期発見・早期対応の体制を一層強化する。

キャリア支援については、1年次からの段階的支援を導入し、授業・実習と連動した体系的なキャリア教育を推進することで、学生の主体的な進路形成を支援する。

さらに、課外活動および大学祭の運営については、財源および運営体制の見直しを行い、持続可能な実施体制を構築する。

加えて、学生委員会、学生支援課、学生相談室との連携を強化し、個別支援の質の向上および組織的支援体制の高度化を図る。

以上の取組を通じて、学生の学修および学生生活を総合的に支援し、教育の質保証のさらなる向上を目指す。

■資料1

表1:委員会開催日程と主な議題

開催回	開催月日	主な議題
第1回	4月24日 (木)	・委員会規程・メンバー確認 ・年間計画および役割分担・チューター制度・チューターDAY運用・学生アンケート実施計画・オフィスアワー制度の周知・大学祭企画・オープンキャンパス担当確認
第2回	5月15日 (木)	・チューターDAY実施内容の検討 ・学生生活アンケート項目の修正・大学祭準備状況・奨学金面接計画・シラバス活用の課題
第3回	6月20日 (金)	・学生アンケートの集計・分析体制 ・チューターDAYの振り返り・大学祭準備・企画検討・学生支援体制の連携強化
第4回	7月17日 (木)	・就職支援における学生支援課との連携 ・学生アンケート分析の役割分担・大学祭協賛金・企画調整・後期ガイダンス計画
第5回	8月20日 (水)	・キャリア支援ガイダンス企画 ・学生アンケート結果整理・大学祭準備状況・後期ガイダンスおよび面談計画
第6回	9月29日 (月)	・キャリア支援講座の実施計画 ・チューター面談参加率の課題・大学祭準備状況・カウンセリング状況共有

第7回	10月27日 (月)	・キャリア支援講座(12月)の詳細検討・大学祭実施報告と課題整理・卒業記念パーティー検討・オフィスアワー掲示
第8回	12月1日 (月)	・大学祭収支報告および課題・キャリア支援講座内容検討・卒業記念パーティー方針
第9回	1月8日 (木)	・キャリア支援講座の評価・卒業記念パーティー計画・次年度計画(チューター・キャリア支援等)
第10回	2月26日 (木)	・卒業記念パーティー中止決定・次年度チューターDAY計画・学生支援の方向性検討(ICT・連携強化等)
第11回	2月26日 (木) 14:00	・チューター制度評価・次年度就職支援計画(キャリアパス導入等)・新入生歓迎会計画・チューター面談運用改善(課題設定等)・チューター規程整備の検討

表2：就職進路に関する状況

都道府県別		兵庫県	島内・島外別	区分別	
都道府県名	人数	区分	人数	区分	人数
兵庫県	65	島内	12人	国公立	18人
大阪府	13	島外	76人	公的	11人
東京都	1	合計	88人	民間	56人
埼玉県	3			その他	3人
神奈川県	1			合計	88人
京都府	2				
徳島県	1				
山口県	1				
鳥取県	1				
合計	88人				

※(学部卒88人、大学院修了3人)

表3：学生アンケート実施概要

実施月日及び対象	回収数及び回収率
2025年5月(チューターDAY実施時) 対象：1年次から4年次	回収数：217人／402人 回収率：54.0%
【質問項目(概要)】 1日の平均学修時間、カリキュラムの満足度、学修環境、連絡システム、チューター制度、オフィスアワー制度、アルバイト状況、インターネット環境、SNS関連、学生生活への悩み、ハラスメント関連、大学設備、図書館利用、対人関係、大学への要望 等 【結果要約】 ・学修時間 1～2時間程度の学生が最も多く、学修時間の確保には個人差がみられる ・学修環境・ICT環境 インターネット環境については概ね満足度が高い一方、学習環境については一定数の改善要望がみられる ・チューター制度 多くの学生が1回以上利用しているが、継続的な活用や主体的利用には課題がある ・オフィスアワー制度 利用経験のない学生が一定数存在し、制度の認知・活用に課題がある ・アルバイト状況 週5～10時間程度の学生が多く、学修時間との両立が課題として示唆される ・SNS・生活状況 SNS利用時間は長時間傾向にあり、生活リズムや学修への影響が懸念される ・学生生活・支援ニーズ 学修支援、就職支援、施設環境等に関する要望が継続してみられる	

【2024年度との比較】

- ・回収率：47.2% → 54.0%に向上
- ・チューター制度：利用経験は維持されているが、質的活用が課題
- ・オフィスアワー：低利用傾向は継続（課題継続）
- ・ICT環境：高満足傾向は維持

【今後の対応】

1. オフィスアワー制度
前期・後期ガイダンスでの説明強化および ICT 活用により、利用促進を図る
2. チューター制度
チューターデイの継続実施および連絡体制の改善により、全学生への活用促進を図る
3. 学修環境
アンケート結果を継続的に分析し、環境整備および学修支援の充実を検討する
4. 学生生活支援
SNS 利用や生活リズムを含めた学生支援のあり方について検討を進める

表4：看護師国家試験状況

年 度	全国 受験者数	全 国 合格者数	全国合格率	本学 受験者数	本 学 合格者数	本学合格率
2025年度	59,614人	52,666人	88.3%	88人	83人	94.3%
2024年度	63,131人	56,906人	90.1%	94人	93人	98.9%
2023年度	63,301人	55,557人	87.8%	98人	95人	96.9%
2022年度	64,704人	58,911人	90.8%	99人	98人	99.0%
2021年度	65,025人	59,344人	91.3%	89人	89人	100.0%
2020年度	66,124人	59,769人	90.4%	99人	97人	98.0%

※既卒生の実績

- ・2025年度 3人受験 2人合格
- ・2024年度 3人受験 1人合格
- ・2023年度 2人受験 1人合格
- ・2022年度 1人受験 0人合格
- ・2021年度 2人受験 1人合格
- ・2020年度 2人受験 1人合格
- ・2019年度 2人受験 1人合格

5：保健師国家試験状況

年 度	全 国 受験者数	全 国 合格者数	全国合格率	本 学 受験者数	本 学 合格者数	本学合格率
2025年度	7,467人	6,502人	87.1%	20人	17人	85.0%
2024年度	7,358人	7,196人	94.0%	16人	17人	94.1%
2023年度	7,795人	7,456人	95.7%	17人	17人	100.0%
2022年度	8,085人	7,579人	93.7%	17人	17人	100.0%
2021年度	7,948人	7,094人	89.2%	23人	22人	95.6%
2020年度	7,834人	7,387人	94.3%	20人	20人	100.0%

※既卒生の実績

- ・2025年度 5人受験 4人合格
- ・2024年度 3人受験 1人合格
- ・2023年度 1人受験 0人合格
- ・2022年度 1人受験 1人合格
- ・2021年度 受験者なし
- ・2020年度 3人受験 3人合格
- ・2019年度 4人受験 2人合格

表 6：助産師国家試験状況

年 度	全 国 受験者数	全 国 合格者数	全国合格率	本 学 受験者数	本 学 合格者数	本学合格率
2025年度	2,046 人	2,040 人	99.7%	3 人	3 人	100%
2024年度	2,050 人	2,027 人	98.9%	3 人	3 人	100%

資料 2

関西看護医療大学 教育研究等環境の整備に関する方針

関西看護医療大学及び大学院では、教育研究等環境の整備に関する方針を次のとおり定める。

- 1) 施設・設備の整備
質の高い看護教育・研究を推進するため、時代に即した教育施設および研究環境の整備・充実を図る。また、学生及び教職員等、すべての大学施設利用者が快適かつ安全で安心して教育研究等に取り組める環境の構築を図る。
- 2) 学生の自律的学修のための環境整備
学生の自律的学習を促す自己学習スペースの整備とともに図書館・学術情報サービスの充実を図り、学生が主体的に学べる環境を提供する。
- 3) 教員の教育・研究等環境の整備
 - ・教員が教育・研究を行うのに適した研究室の整備や、研究時間及び研究費の確保に努めるとともに、各種競争的研究資金獲得支援、研究助成・奨励金制度の拡充に努める。
 - ・研究不正の防止および研究倫理の確立に向けた教育啓発活動を徹底し、社会から信頼される公正な研究活動を推進する。
- 4) 情報環境の整備
 - ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)機器を十分に整備し、教育・研究のために、信頼性の高い安全で快適なシステム管理を推進する。
 - ・学内ネットワークシステムや情報通信技術(ICT)機器の活用を推進する。
- 5) 図書館、学術情報サービスの整備
教育・研究に必要な専門書、学術雑誌等の図書資料を広範囲に取りそろえとともに、十分な座席数と開館時間を確保する。

関西看護医療大学学生委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西看護医療大学学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、関西看護医療大学学生委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が使命した教員をもって充てる。

3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の福利厚生に関する事項
- (2) 学生の健康管理に関する事項
- (3) 学生の課外活動に関する事項
- (4) 学生の進路・就職指導に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学生の厚生補導に関する事項

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員がやむを得ない事由により欠席するときは、委員長が指名した者が代理出席することができる。

4 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

6 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第 6 条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この規程は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 7 年 11 月 18 日から施行する。

4. カウンセリング・ルーム

ルーム長 花村 カテリーナ

I カウンセリング・ルーム運営内規

第2条 カウンセリング・ルームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の希望に応じてカウンセリングを実施する。
- (2) 学生委員会および教務委員会との連携の上で学生の希望に応じてカウンセリングを実施する。
- (3) 教職員の希望に応じてカウンセリングを実施する。
- (4) 緊急を要する学生・教職員の心身・身辺状況への対応に関すること。
- (5) その他、学生・教職員の相談に関すること。

II 活動目的

カウンセリング・ルームは、専門的な立場から学生および教職員のメンタルヘルスおよび成長発達を援助することを通して、学生の学修の質向上、教職員の仕事の質向上、教育環境の整備に貢献する。

III 活動目標

- ① 希望する学生にカウンセリングを実施する。
- ② 希望する教職員にカウンセリング（心理的援助）またはコンサルテーション（仕事の質向上を目的とした専門家による助言等）を実施する。
- ③ 適切なアセスメントを実施し、合理的配慮制度の利用、他機関へのリファーを行う。
- ④ 学生相談室、保健室、チューター、事務局、ラーニング・ルーム、その他関連する委員会との連携を行う。
- ⑤ 学生からの相談の件数及びテーマについて集計をし、傾向をつかむ。
- ⑥ カウンセリング・ルームについての周知度を向上させる。
- ⑦ 合理的配慮等に関する学生支援委員会にカウンセリング・ルーム長として意思決定に参加する。

IV 実施内容

Plan

活動目標①～⑦

Do

- ① 2026年3月31日までに、9名の学生を対象として計152件（うちメール相談9件）のカウンセリングを実施した。
- ② 希望のあった教職員に対し、学生対応に関するコンサルテーションを行った。
- ③ 学生のニーズに応じて心理検査（TEGII、ストレスコーピングインベントリー、P-Fスタディ）を実施し、状態のアセスメントおよび結果の共有をした。そのうえで、医療機関診の支援（1件）、および、合理的配慮制度に関する説明・フォローアップ（2件）を行った。
- ④ 保健室との連携が必要なケースについて、守秘義務に配慮しつつ情報共有を行い、保健室からの相談に基づくカウンセリング実施（2件）や、対応方法に関する協議（4件）を行った。
- ⑤ 月別・学年別の相談人数、相談件数および相談テーマを集計し、半年に1回、学生委員会にて報告した。
- ⑥ 保健室および各学年の掲示板への案内掲示に加え、カウンセラーが担当する授業内でカウンセリング・ルームの周知を行った。

- ⑦ 合理的配慮等に関する学生支援委員会において、カウンセリング・ルーム長として意思決定に参画した。

Check & Act

- ① 今年度の来談率は約 2%と低水準であり、主な利用者は 1・2 年生で、3 年次の相談は見られなかった。一方、相談件数は昨年度比 46%増加しており、長期的・継続的な心理的支援やフォローアップを要するケースが増加していた。対応が困難な場合には、保健室と連携し、不安が高まった際の居場所確保を行った。
- ② 相談時期は例年と同様の傾向を示し、前期は 6 月（16 件）と 7 月（13 件）、後期は 10 月（18 件）と 12 月（20 件）に集中した。相談テーマは心理的苦痛が最も多く（67 件）、次いで学修または進路に関する不安（48 件）、対人関係の悩み（23 件）、家族に関する悩み（14 件）が続いた。後期は期末試験や国家試験に関連した学修不安が増加していた。対人関係における不安、ならびに、後期の疲れが溜まる時期に時間割の過密さと一部の定期試験が重なったことが影響していた。
- ③ 相談者の多くは、カウンセラーが担当する授業を受講したことを契機に自発的に相談を申し込んでおり、授業を通じた周知が利用促進に一定の効果をもたらしていると考えられた。
- ④ 個別ニーズに応じたメンタルヘルス支援は実施できた一方で、全学的な予防的取り組みについては依然として限定的であった。事務局およびチューターとの連携に基づいた予防的取り組みの検討が課題として残された。

V 実績に対する評価

2025 年度（令和 7 年度）におけるカウンセリング・ルームの目的及び目標について、①～③、⑤～⑦に関してはおおむね達成した。④について、事務局との連携について課題が残った。

VI 今後の課題

今年度の自己点検を踏まえると、カウンセリング・ルームの利用は一部の学生に限られており、来談率の低さが引き続き課題として挙げられる。特に、学修や進路に関する不安が高まる時期においても、支援につながっていない学生が一定数存在することが想定される。

また、相談内容は心理的苦痛や学修不安、対人関係の悩みが中心であり、複合的かつ長期的な支援を要するケースが増加している。カウンセリング・ルーム単独での対応には限界があり、保健室や学内関係部署との連携を前提とした支援体制の整理が課題である。

加えて、中学校・高校時代をコロナ禍の影響下で過ごした世代であることを踏まえると、対人関係形成や学修への適応に困難を抱える学生への継続的な配慮は、今後の支援においても重要な視点である。

さらに、個別相談による支援は一定の成果を上げている一方で、全学的な予防的・啓発的なメンタルヘルス支援は十分とは言えない。学生が早期に相談行動を取れるような環境づくりが今後の課題として残された。

VII 次年度（2026）の取組計画

- （1）希望する学生および教職員に対して専門家によるカウンセリングを実施し、適宜アセスメントや連携、他機関へのリファーを行う。
- （2）相談内容の複合化・長期化に対応するため、保健室や学内関係部署との連携を強化し、役割分担や情報共有の在り方について整理を進める。連携のモデルケースとなる事例を記録し、検討材料を集める。

- (3) 学修や進路に関する不安が高まりやすい時期に支援につながりにくい学生が存在することを踏まえ、相談への心理的ハードルを下げるための情報発信や利用導線の工夫を行う。
- (4) 引き続き学生からの相談の件数及びテーマについて集計をし、傾向把握に努める。
- (5) 相談内容の複合化・長期化に対応するため、保健室や学内関係部署との連携を強化し、役割分担や情報共有の在り方について整理を進める。必要に応じて、複数部署が連携した支援体制の構築を図る。
- (6) 中学校・高校時代をコロナ禍の影響下で過ごした世代であることを踏まえ、対人関係形成や学修適応に配慮した支援の在り方について、カウンセリング・ルームの専門的見地から、各種委員会に情報提供および意見共有を行う。

資料 1

関西看護医療大学カウンセリング・ルーム 運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、カウンセリング・ルームの運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 カウンセリング・ルームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の希望に応じてカウンセリングを実施する。
- (2) 学生委員会及び教務委員会との連携の上で学生の希望に応じてカウンセリングを実施する。
- (3) 教職員の希望に応じてカウンセリングを実施する。
- (4) 緊急を要する学生・教職員の心身・身辺状況への対応に関すること。
- (5) その他、学生・教職員の相談に関すること。

(組織)

第3条 カウンセリング・ルームに、次に掲げる職員を置く。

- (1) ルーム長
- (2) カウンセラー
- (3) その他、ルーム長が必要と認める者

(ルーム長)

第4条 ルーム長は、臨床心理士をもって充てる。

- 2 ルーム長は、カウンセリング・ルームの業務を統括する。

(カウンセラー)

第5条 カウンセラーは、関西看護医療大学の教職員のうち、カウンセリングに関する専門的知識を有する者（臨床心理士、公認心理士）をもって充てる。

- 2 カウンセラーは、学生の希望に応じてカウンセリングを実施することにより、専門的見地から学生の相談支援を行う。
- 3 カウンセラーは、学生の状況が緊急を要する事情であると判断した場合にのみ、その詳細についてルーム長あて報告を行う。
- 4 カウンセラーは、学期終了毎に相談を受けた件数と相談内容項目について、ルーム長あて報告を行う。
- 5 ルーム長は必要に応じて学生相談室長に報告を行う。

(学外者への委嘱)

第6条 ルーム長が必要と認めるときは、学長の承認を得て、学外者をカウンセラーに委嘱することができる。

(秘密の保持)

第7条 カウンセリング・ルームの職員としてカウンセリングに携わる者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この内規に定めることその他、カウンセリング・ルームに関し必要な事項は、ルーム長が別に定める。

この内規は、令和 6年 9月11日から施行し、令和 6年 4月 1日から適用する。

5. 入学試験委員会

委員長 奥津 文子

I 委員会規程

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の確保、学生募集に関する事項
- (2) 学生募集要項に関する事項
- (3) 入学者の選抜方法に関する事項
- (4) 入学試験の実施に関する事項
- (5) その他入学試験に関する事項

II 活動目的

本委員会は、委員会規程第2条の規定に基づき、上記の(1)～(5)についての事項を審議することを第一の目的とする。第二に、審議された結果に基づき、入学試験の実施について対応することを目的とする。

III 活動目標

- ① 下記の状況を目指し、入学者選抜方法について自己点検・自己評価を行う。
入学実績の高い高校に対する指定校枠の優先配分や、新たに指定校枠を設定できる高校の増加を図る。
併願区分の募集枠を減らし専願枠の増加を図ることで、早期から確実に入学者数を確保する。
出願者数の増加が見込める総合型選抜 A0 (授業料減免) において、各病院から支給される奨学資金の額を検討し、各病院が金額を自由に設定できるようにする。県立淡路医療センターへの出願資格要件の緩和に取り組む。
- ② 大学偏差値を現状の 48～49 を維持し、兵庫県内の看護系大学で上位の位置を目指す。
そのため退学者数・休学者数を合計で 10%以下とするために、学修支援部門との連携を強化する。
- ③ 看護系大学認知度調査において、本学の認知度が 50%以上になることを目指し、高校生・受験生および保護者などの直接的なステイクホルダーだけでなく、地域住民・企業・自治体などを対象に広く広報活動を行う。入試広報だけでなく大学広報を強化するために新たに委員会を設置し、入試委員会と連携して PR 活動を展開する。
- ④ 入試区分ごとに入学した学生の入学後の学力(成績結果、G P A 等)を経年比較できるようデータの取りまとめを行う。

IV 実施内容

P l a n

- ① 広報戦略の強化
- ② 現行の入学試験制度を分析・評価し、適切な入学選抜方法を検討する。
- ③ 各入試区分における募集人数を検討する。
- ④ 受験数増加が見込まれる総合型選抜における入試スケジュールを検討する。

D o

アドミッションポリシーに合致する生徒層に効果的にアプローチするため、Web サイトや

SNS を活用した情報発信、高校への出生説明、オープンキャンパス等のイベントを積極的に展開した。本学が求める学力水準・能力等「アドミッションポリシー」を分かりやすく丁寧に説明し、志願者の理解が得られるように努めた。

また、高校の進路指導部との協力体制を構築し、一人でも多くの学生に志願してもらえるよう、務めた。加えて関係の深い病院と協議を重ね、学費減免制度の下入学できる学生数のぞういんを図った。

合格を早期に決めたいという心理が一層増大するものと推測された。そこで、より受験しやすいように、A0 および公募制後期の区分において、コミュニケーション重視型と基礎学力重視型の2種類の選抜方法を設け、受験生の得意分野で受験が可能となるように新たな工夫を試みた。さらには一昨年よりコミュニケーション重視型と基礎学力重視型では重複受験を可能とし得点の高い方を選考対象とすることとした。また、学校推薦型試験公募制の専願制・併願制別の試験の実施を継続した。多様な選抜方法（学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、共通テスト利用型選抜）等を組み合わせ、多くの学生を受け入れられるように工夫した。

C h e c k & A c t

- ① 様々な工夫・努力により、入学生定員は辛うじて確保できたものの、本学の運営の生命線である105名の入学者の確保はかなわなかった。
- ② 来年度も、2026年内で少しでも多くの合格者を出せるように、入試方法等の検討を継続して行う方針である。

V 実績に対する評価

上記のとおり、辛うじて入学者を確保でき、また、大学偏差値は一般選抜前期において48、共通テスト利用前期において49とされており、目標とする50程度を維持していることから、目標を達成しているものと評価する。

しかしながら、18歳人口の減少と各大学間の受験生獲得に対する激しい競争の状況から、さまざまに工夫を凝らし入試広報に力を注いでいることによって、受験者数の減少を何とかとどめている状況である。今後は受験生に魅力ある入試科目の設定など、新たな工夫を講じなければ定員割れを避けることは難しいと考える。

VI 今後の課題

大学全入時代を迎え、定員枠を充足させることが課題である。受験生の心理や取り巻く状況を鑑み、受験生にとって魅力ある入学試験を実施しなければならない。加えて、大学偏差値を維持することも大きな課題である。入学試験で受験生が本学教職員と直接接する機会はまたとない本学PRのチャンスととらえ、入学試験場での丁寧で気持ちの良い対応に努めるよう、教職員指導を徹底する。

VII 次年度（2026）の取組計画

総合選抜型では経済的負担により進学を断念する受験生向けに授業料補助型の定員数のさらなる拡大、及び、入学試験にWeb受験を定着させ、これらを通して受験生確保に当たる。

■資料：入学者選抜試験状況

令和8年度入試

()内は島内高校出身者数

選 抜 区 分	定員	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数
総合型選抜ＡＯ (授業料減免・補助型)型	15名	29名 (8)	26名 (6)	17名 (4)	17名 (4)
総合型選抜ＡＯ(自己推薦)型	17名	25名 (5)	25名 (5)	24名 (5)	24名 (5)
学校推薦型選抜(指定校)	25名	39名 (5)	39名 (5)	39名 (5)	39名 (5)
学校推薦型選抜(公募制前期)	10名	26名 (3)	25名 (3)	25名 (3)	7名 (0)
学校推薦型選抜(公募制後期)	5名	7名 (1)	6名 (1)	6名 (1)	3名 (0)
社会人選抜	1名	0名 (0)	0名 (0)	0名 (0)	0名 (0)
一般選抜(前期)	10名	13名 (1)	13名 (1)	13名 (0)	4名 (0)
一般選抜(後期)	5名	3名 (1)	3名 (1)	3名 (1)	1名 (0)
大学入学共通テスト	1名	1名 (0)	1名 (0)	1名 (0)	0名 (0)
外国人留学生	1名	0名 (0)	0名 (0)	0名 (0)	0名 (0)
合 計	90名	143名 (24)	138名 (22)	128名 (19)	95名 (14)

令和7年度入試

()内は島内高校出身者数

選 抜 区 分	定員	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数
総合型選抜ＡＯ (授業料減免・補助型)型	10人	15人 (3)	15人 (3)	10人 (3)	10人 (3)
総合型選抜ＡＯ(自己推薦)型	15人	25人 (2)	25人 (2)	25人 (2)	25人 (2)
学校推薦型選抜(指定校)	30人	45人 (6)	45人 (6)	45人 (6)	45人 (6)
学校推薦型選抜(公募制前期)	15人	16人 (3)	16人 (3)	15人 (3)	9人 (2)
学校推薦型選抜(公募制後期)	8人	10人 (1)	10人 (1)	7人 (1)	4人 (0)
社会人選抜	1人	0人 (0)	—	—	—
一般選抜(前期Ａ)	5人	14人 (2)	14人 (2)	12人 (2)	3人 (0)
一般選抜(前期Ｂ)	2人	1人 (0)	1人 (0)	0人 (0)	0人 (0)
一般選抜(後期)	2人	6人 (0)	5人 (0)	4人 (0)	0人 (0)
大学入学共通テスト	1人	1人 (0)	1人 (0)	1人 (0)	0人 (0)
外国人留学生	1人	0人 (0)	—	—	—
合 計	90人	133人 (17)	132人 (17)	119人 (17)	96人 (13)

※ 灰色の網掛け部は昨年度からの定員数を変更した入試区分である。

令和6年度入試

()内は島内高校出身者数

選 抜 区 分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
総合型選抜ＡＯ (授業料減免・補助型)型	7人	19人	(7)	19人	(7)	7人	(5)	7人	(5)
総合型選抜ＡＯ(自己推薦)型	15人	25人	(3)	25人	(3)	19人	(3)	19人	(3)
学校推薦型選抜(指定校)	30人	44人	(5)	44人	(5)	44人	(5)	44人	(5)
学校推薦型選抜(公募制前期)	15人	22人	(6)	21人	(6)	19人	(6)	11人	(5)
学校推薦型選抜(公募制後期)	10人	12人	(1)	12人	(1)	12人	(1)	8人	(1)
社会人選抜	1人	0人	(0)	—	—	—	—	—	—
一般選抜(前期Ａ)	6人	20人	(3)	20人	(3)	17人	(3)	9人	(1)
一般選抜(前期Ｂ)	2人	7人	(2)	5人	(2)	4人	(2)	3人	(2)
一般選抜(後期)	2人	3人	(0)	3人	(0)	2人	(0)	2人	(0)
大学入学共通テスト	1人	3人	(0)	3人	(0)	3人	(0)	0人	(0)
外国人留学生	1人	0人	(0)	—	—	—	—	—	—
合 計	90人	155人	(27)	152人	(27)	127人	(25)	103人	(22)

※ 灰色の網掛け部は昨年度からの定員数を変更した入試区分である。

令和5年度入試

()内は島内高校出身者数

選 抜 区 分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
総合型選抜ＡＯ(授業料減免)型	5人	20人	(11)	20人	(11)	5人	(2)	5人	(2)
総合型選抜ＡＯ(自己推薦)型	10人	17人	(2)	17人	(2)	10人	(2)	10人	(2)
学校推薦型選抜(指定校)	25人	48人	(10)	48人	(10)	48人	(10)	48人	(10)
学校推薦型選抜(公募制前期)	15人	33人	(4)	32人	(4)	24人	(4)	15人	(4)
学校推薦型選抜(公募制後期)	10人	18人	(3)	14人	(3)	12人	(3)	10人	(3)
社会人選抜	1人	0人	(0)	—	—	—	—	—	—
一般選抜(前期Ａ)	15人	28人	(4)	28人	(4)	25人	(4)	17人	(3)
一般選抜(前期Ｂ)	4人	12人	(0)	9人	(0)	4人	(0)	1人	(0)
一般選抜(後期)	2人	4人	(0)	4人	(0)	1人	(0)	1人	(0)
大学入学共通テスト(前期・後期)	2人	5人	(4)	5人	(4)	2人	(0)	0人	(0)
外国人留学生	1人	0人	(0)	—	—	—	—	—	—
合 計	90人	185人	(38)	177人	(38)	131人	(25)	107人	(24)

令和4年度入試

()内は島内高校出身者数

選 抜 区 分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
総合型選抜（淡路島内地域密着型）	5 人	7 人	(7)	7 人	(7)	5 人	(5)	5 人	(5)
総合型選抜（ＡＯ型）	10 人	27 人	(1)	26 人	(1)	13 人	(0)	13 人	(0)
学校推薦型選抜（指定校）	45 人	47 人	(6)	47 人	(6)	47 人	(6)	47 人	(6)
学校推薦型選抜（公募制前期）		37 人	(0)	35 人	(0)	21 人	(0)	12 人	(0)
学校推薦型選抜（公募制後期）		33 人	(1)	32 人	(1)	19 人	(1)	9 人	(1)
社会人選抜	1 人	0 人	(0)	—	—	—	—	—	—
一般選抜（前期Ａ）	17 人	62 人	(1)	62 人	(1)	28 人	(1)	11 人	(1)
一般選抜（前期Ｂ）	6 人	22 人	(0)	14 人	(0)	10 人	(0)	7 人	(0)
一般選抜（後期）	3 人	9 人	(1)	7 人	(1)	5 人	(1)	2 人	(0)
大学入学共通テスト（前期・後期）	2 人	4 人	(0)	4 人	(0)	2 人	(0)	0 人	(0)
外国人留学生	1 人	0 人	(0)	—	—	—	—	—	—
合 計	90 人	248 人	(17)	234 人	(17)	150 人	(14)	106 人	(13)

令和3年度入試

()内は島内高校出身者数

選 抜 区 分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
総合型選抜（淡路島内地域密着型）	5 人	11 人	(9)	11 人	(9)	5 人	(4)	5 人	(4)
総合型選抜（ＡＯ型）	5 人	25 人	(0)	23 人	(0)	12 人	(0)	12 人	(0)
学校推薦型選抜（指定校）	45 人	49 人	(9)	49 人	(9)	49 人	(9)	49 人	(9)
学校推薦型選抜（公募制前期）		38 人	(1)	36 人	(1)	19 人	(1)	13 人	(1)
学校推薦型選抜（公募制後期）		26 人	(1)	24 人	(1)	17 人	(1)	13 人	(0)
社会人選抜	1 人	1 人	(0)	1 人	(0)	0 人	(0)	0 人	(0)
一般選抜（前期Ａ）	20 人	58 人	(3)	55 人	(3)	27 人	(2)	10 人	(1)
一般選抜（前期Ｂ）	7 人	28 人	(2)	24 人	(2)	7 人	(0)	2 人	(0)
一般選抜（後期）	4 人	22 人	(1)	18 人	(1)	3 人	(0)	1 人	(0)
大学入学共通テスト（前期・後期）	2 人	19 人	(1)	19 人	(1)	1 人	(0)	0 人	(0)
外国人留学生	1 人	0 人	(0)	—	—	—	—	—	—
合 計	90 人	277 人	(27)	260 人	(27)	140 人	(17)	105 人	(15)

資料 1

関西看護医療大学入学試験委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西看護医療大学学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、関西看護医療大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。

3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の確保及び学生募集に関する事項
- (2) 学生募集要項に関する事項
- (3) 入学者の選抜方法に関する事項
- (4) 入学試験の実施に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入学試験に関する事項

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第 6 条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第 8 条 委員会の事務は、学生支援課入試広報係において処理する。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１２日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和５年７月１２日から施行し、令和５年７月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和５年１２月１３日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年１１月１８日から施行する

6. F D委員会

委員長 奥津 文子

I 委員会規程

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、立案・実施することを任務とする。

- (1) 教育研究活動の改善方策に関する事項
- (2) 教員の研修計画等に関する事項
- (3) F D活動報告書の作成に関する事項
- (4) その他F Dに関する事項

II 活動目的

委員会規程第1条に規定され、本委員会は、学則第14条第2項の規定に基づき、教員の教育研究活動の向上・能力開発に関して検討を行い、その質的充実を図ることを目的とする。

III 2025年度活動目標・具体的実施計画・評価計画

活動目標：適切な学修支援が展開できるように、個々の教育力のレベルアップを図るとともに、大学としての教育支援の質保証を評価し、改善に向けての方策を検討するための

研修計画を立案・実施する。

評価計画：各研修終了時点でのアンケート調査による評価の実施
教員の学習支援に関する考え方の変化

IV 実施内容

P l a n

個々の教員の授業レベルでは、それぞれが問題を把握・検討し改善に向けて取り組んでいるが、それがカリキュラムレベル・大学組織レベルへとどのように連動しシステムティックに動く仕組みが出来上がっているのか、またその評価について、個々の教員は十分理解できていない。そこで前年度より課題を引き継ぎ、本学の外部評価を担っている大学基準協会より講師を招き内部質保証について研修会を実施すること、教学マネジメントについて適切な講師を検討・依頼し、ワークショップを実施することを計画する。また教員よりの希望として「科研費獲得のコツ」「パワハラについて」「学習障害を持つ学生に対する指導方法」といった内容が寄せられていたので、それらの内容を取り入れたF D研修を展開する。

具体的実施計画：

- 2025年4月 FD研修 自己点検評価について
- 2025年7月 大学院FD研修研究シーズの育て方
- 2025年9月 科学研究費獲得のコツ
- 2025年9月 教職員SD/FD研修 ハラスメント防止策
- 2026年1月 教学マネジメント ワークショップ
- 2026年3月 活動報告書の作成、教授会への報告

D o

FD委員会活動の概略は以下に示す通りである

2025 年度 FD委員会活動の概略

月日	曜	時間	委員会	研修会
4月17日	木	9:00～9:30	第1回FD委員会 1. 今年度の委員会活動目標・年度計画 2. 第1回FD研修会役割分担	
4月18日	金	14:00～16:45		第1回FD／SD研修会 自己点検評価について ・内部質保証のポイント
7月7日	月	11:00～12:00	第2回FD委員会 1. 第1回FD研修会の振り返り 2. 第2回FD研修会役割分担	
7月19日	土	13:30～15:00		第1回大学院FD研修 研究シーズの育て方
8月4日	月	9:00～9:30	第3回FD委員会 1. 第1回FD研修会の振り返り 2. 第2回FD研修会役割分担	
8月5日	火	14:30～16:00		第2回FD研修会 科学研究費獲得のコツ
9月5日	金	14:00～15:30		第1回SD研修会 ハラスメントの防止策
9月29日	月	9:00～9:30	第4回FD委員会 FD研修：教学マネジメント 講師・テーマ・時期 交渉（委員長）	
1月27日	火	9:00～9:30	第5回FD委員会 1. 第3回FD研修会役割分担 2. 会場設営について	
1月27日	火	14:00～16:00		第3回FD／SD研修会 教学マネジメントの視点と 方法
3月25日	水	9:00～9:30	第6回FD委員会 1. 今年度の振り返り：成果と問題 2. 来年度の課題	

C h e c k

- ・計画に沿って、FD委員会（会議）と研修会を実施することができ、アンケート結果でも「理解が深まった」など高評価を得ることができた。教員個々のニーズに合った研修会も開催できたと考える。
- ・シラバスの意義・目的について検討し、さらにブラッシュアップできるようにFD研修会を組みたかったが、優先すべき内容が多く、組み込むことができなかった。来年度への課題としたい。

A c t

- ・学生が達成すべき学修成果のレベル設定や可視化、評価あり方については、「教学マネジメント」のワークショップの中で取り上げ、ディスカッションを行ったが、測定方法・可視化等、確立するには至っていない（表1）。教職員からは、「もっとこのよう

な内容をディスカッションする場が欲しい」との要望が出されており、意見交換の機会を設ける必要がある。

V 実績に対する評価

今年度も大学院教育に関するFD研修会を実施することが出来た。特に、研究シーズを研究計画・研究の実施へと進めていくプロセスについて、学内教員によるプレゼンテーションからディスカッションへと発展させ、意見交換を行うことが出来た。教員の満足度も高く、大きな収穫であった。

個々の教員の教育力向上につながり、さらには組織としての教育向上につながっているのかは十分評価できていない。

VI 今後の課題

FD研修プランが、立案からFD研修の開催までに円滑に進める。

- ・FD委員会と学内の他の委員会、教授会との密接な意思疎通を介して、年度計画が順次遅滞なく遂行されるよう、さらに連携を強化する。
- ・FDの定義に立ち返り、教員の教育力及び研究力を援助し、学識強化の役割を果たす。
- ・教員の教育力と自己の研究力に浮上する問題や改善志向をくみ取り、全教員の資質開発を念頭に学識の実践的展開に寄与する。

VII 次年度（2026）の取組計画

- ・本学の学部教育から大学院修士課程・博士課程への一貫した取り組みの明確化
- ・学習成果の測定・可視化の取り組み
- ・教員の教育技法の組織的改善支援
学習理論、授業法、討議法、学業評価法等、学習支援と教員の教育技法との調和をはかる学内組織のシステムの構築。

表1：第3回FD／SD研修会【教学マネジメントの視点と方法】でのディスカッション内容

研修会意見交流内容：1G

課題	方法
DPの到達度の可視化について	可視化する方法について話し合う機会をつくる。
教員の減少による大学の教育力の低下	出来るかというより悩んでいること ：講義中の学生のスマホ利用データの深い理解。 友達同士のメールのやり取り。お互いの顔を見て笑い合っている（遊んでいる。集中できていない）。
AP・DP・CPを掲げているが、実態と合わないと思う。	ポリシーを実践するのがどういうことか、具体化させる。
DP・CPなど言葉は聞いたことがあるが、中身について理解していない	・理解できる場（勉強会）、時間を創りたい。 ・知識を増やす係内の知識の共有＋連携。
情報の整理方法を考える 情報共有を行う 役割を明確にする	・情報提供する。 ・内容を具体的に示す。 ・具体的に示した内容を解決するまで見届ける。

研修会意見交流内容：2 G

課題	方法
本学の特徴とは	・俳句セラピーを大事にしているならば、本学の特徴とするものとして評価、エビデンスを蓄積してはどうか。 ・人間力を高めることを大事にしているように感じる。
D Pに盛り込んでみる必要がある	・自然環境の癒しの島にある大学なのでD Pに”癒し”的なことを盛り込んでみては。セラピーサークル等。 ・D Pを具体的に学生に理解できるように変更する。振り返る。
学生にゆとりがない	・授業が（科目）を含め、指定規則も守らないといけな
学生の声聴く	・学生が「ゆとり」をどう作るか。 ・自主的に学習する時間の確保をとるよう、時間割を工夫しているか。実際はバイト！！家でも再度学べるとよい。iPad等の活用。 ・学生の顔（表情）をよく見る。 ・これまでの勉強したことで確認。 ・アンケートや学生からの聞き取り（チューター面談等）。 ・学生の学修状況（普段の勉強時間）等。 ・学生にアンケートをとる。将来どうなりたいのか？そうなるには足りないこと。 ・今の学生生活での不満点や満足していること。 ・アンケートの作成、配布。結果を教職員にフィードバックし、学生の思い、考えを知る。
障がい者を身近にとらえる。これができるように！！	・身近とは？ 講義、実習、経験（知識、必要なこと）どんなことができるのか。意味づけ、理解の程度。
授業内容の見直しが必要	・授業内容の重複の有無の確認。 ・教授内容の全体把握。何が教授され、教授されていないのか。 ・学生の自宅での学修内容と時間の把握。 ・自己評価における評価基準の設定。 ・授業時のアンケート（出席確認のFormを活用）。

研修会意見交流内容：3 G

課題	方法
D Pの見直し	・ディプロマポリシーの評価と改善にあたり、最低限備わっている能力の保証。ルーブリック評価表の作成。
D P到達の可視化 学修成果をどのようにして可視化	・データを示して学生の達成感、グループインタビューの実施。 ・学生のD P評価実態を知る。
学生の声聴く	・職員間のコミュニケーションをはかる。他の課の業務を知る。 ・学生にできる限り話を聞く。 ・ポートフォリオ、チューター面談・シラバスの活用。
各教科のつながり 学修順の把握・理解	・各授業で学ぶべきポイントを明確にし、授業外学修時間で取り組む。 ・予習復習を具体的に（教科書を読むでは×）示す。 ・ミニレポート（100字未満）も良い（学生目線が大切）。 ・カリキュラムツリーの充実：各教科のつながり、学習順の把握、理解がしやすい。学生への説明に（授業・実習で）活用する。 ・D Pと講義の関連の説明。

研修会意見交流内容：4 G

課題	方法
担当科目とディプロマポリシーとの関連性の明確化	・FD研修会の企画。 ・ディプロマポリシーの各項目について共通理解をするためのディスカッション（フリートーク等）。
学修者本位の教育だが、先ず学修者が何を学びたいのか、学修者自身が理解できていないのではないかと考える。	・ガイダンス時の説明。授業中の説明。 ・授業ごとに学生が自ら「授業目標」の到達度を評価し可視化できるシートを作成。 ・1年生の段階でもっとDPの理解も深めていく。
科目目標（演習科目）の見直し	・技術演習後、何が出来ようになり、何が努力が必要と感じているか、学生に問いかける。 ・授業評価アンケートに今後自分がどんな学びをしたいか／していきたいかなどの項目をふやして卒業時に振り返れる仕組みづくり。
DPの表現の見直し	・DPの表現をもっとわかりやすい文言にする。 ・DPの表現をもう少しシンプルにする。（一つの項目に詰め込みすぎている印象）
シラバス等の見直し	・シラバスの学修目標を具体的にする。又範囲を狭める。 ・学修目標と合わせた具体的な授業内容の見直し。求めすぎない。
学修者主体に考える	ポートフォリオ作成にあたって学生が自身の目標や到達を言語化しやすくなるようなガイドラインを専門職者の視点を含めて作成する。

研修会意見交流内容：5 G

課題	方法
適切な人員配置	・教職員の負担など考慮した役割分担 ・公平性：負荷分についての手当とか、不公平感がでない仕組み作り。
卒業生の動向把握	同窓会の組織づくり
看護技術の項目を整理する	演習時間、経験の調査、どの科目でしているか？
授業の他者評価	他者評価の仕組みを作る・ペーパー試験の妥当性評価 ・学生が「学ぶ」ということについて、各々の学年、科目で困っていること、～して欲しいことは何か？ ・これならわかる授業とはどのようなものか。
ポートフォリオの枠組みの電子化	簡易的にできるように。システム作り、IT化。学生が楽しく書けるもの等。
起業できる力のアップ（科目作り） Ns 免許を使ってイメージができるように。（政治、ボランティア）	・学生間のつながり、サークル活動。 ・学生の組織力アップ。 ・社会性を伸ばす。 ・自由に交流できる場を作る。 ・社会に関係するボランティア活動等の推進。
1年生に対する動機付け ワークショップ	・どのようなことに期待して入学してきたかを知りたい。（ポートフォリオを活かせないかな・・・）。 ・看護師になりたい度合い等。 ・その期待を自分で叶えたい気持ちはどれぐらい。
学生の声を聴く	・学生自身の生の声を聴ける場を作りたい。 ・サークルだけではなく少人数のゼミなど、学年をまたぐ。
DPの見直し	DPが高すぎるのではないか。達成できそうなところに。愛とは？カリキュラム等、言葉がわかりにくいかもしれない。

関西看護医療大学FD委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西看護医療大学学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、教員の教育研究活動の向上・能力開発に関して検討を行い、大学教育の質保証を担う大学教員の教育能力の質保証を組織的に図ることを目的に設置する関西看護医療大学FD委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。

3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 教育研究活動の改善方策に関する事項

(2) 教員の研修計画等に関する事項

(3) FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動報告書の作成に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、FDに関する事項

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第 6 条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、経営管理課管理係において処理する。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 12 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の改正規定（副委員長に係る改正部分に限る。）及び第 5 条第 2 項の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 7 年 11 月 18 日から施行する。

7. 研究倫理審査委員会

委員長 黒江 ゆり子

I 委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、関西看護医療大学（以下「本学」という。）における研究及び研究関連事業（以下、「研究等」という。）が公益に資することを目的として、ヘルシンキ宣言の趣旨、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針その他の適切な行政指針、または、学術団体や専門職集団における倫理指針に則り、社会的・科学的妥当性を含む倫理的観点から適切に実施されることを保障するために必要な事項、運営、審議、及び審査の体制をここに定める。

2 前項に基づき、学長は、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議理念)

第2条 委員会は、学長からの諮問に基づき、中立的かつ公正な審議及び審査を行う。審議及び審査を行うにあたっては、特に次の各号に掲げる観点到に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人と集団（以下「対象者」という）の保護及び権利の擁護（プライバシー保護、個人情報保護含む）
- (2) 予期されうる対象者が負うリスクと負担
- (3) 研究等から期待される社会的・科学的利益（看護学的貢献度）
- (4) 対象者（その家族を含む）の自律的な意思の尊重
- (5) 研究等の透明性・公正性の確保と説明責任
- (6) 研究等に係る研究者等及び委員会委員の利益相反
- (7) 委受託契約、共同研究契約、そのほかの内容
- (8) 研究等に伴って発生したことが疑われる有害事象の内容または、不都合や不快な出来事の内容
- (9) 計画書において定められた方法・手順からの逸脱

(審査対象)

第3条 この規程による審査の対象は、主として本学教職員及び大学院生が自ら行う、または関与する研究、または授業方法に関する実践報告等であって、受審のために教職員及び大学院生から申請された計画の内容、実施状況（有害事象の状況を含む。）、及びその成果の公表に関する事項とする。

2 教職員及び大学院生からの申請がない場合においても第5条第3項に定める委員長が必要と認める場合は、審査の対象とする。

3 研究以外の倫理的課題については、審議及び審査の対象としない。

II 活動目的

本委員会は、委員会規程第2条の規定に基づき、上記の(1)及び(2)についての事項を審議することを第一の目的とする。

なお、本学における委員会の倫理審査及び判定は、次に掲げる倫理指針等に基づき行うものとする。

- (1) ヘルシンキ宣言（1964 年世界医師会採択）
- (2) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年 3 月 23 日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- (3) 看護研究における倫理指針（2004 年 7 月 7 日、日本看護協会）

Ⅲ 活動目標

本学教職員並びに大学院に在学する学生が実施する研究において、倫理的妥当性の審査を適切に行う。

研究倫理研修の体制を整える。

Ⅳ 実施内容

PLAN

1. 倫理審査申請書に基づき、実施予定の研究の倫理的妥当性を審査する。
2. 研究倫理研修として eAPRIN 研修を継続実施する。

Do

1. 研究倫理審査の実施

研究倫理審査委員会は、1 か月に 1 回の頻度（8 月を除く）で委員会を開催し、研究倫理審査等を実施した（表 1）。研究倫理審査の内訳は、大学院学生の新規申請 5 件（171, 172, 173, 179, 180）、修正申請 9 件、及び教員の新規申請 4 件（第 175 号, 第 176 号, 第 177 号, 第 181 号）。また、その他に倫理審査申請の取り下げ 1 件（第 177 号）、修正報告書（24137, 24138）、研究計画変更申請 1 件（第 126 号）、研究期間延長申請 2 件（24177, 24138）、研究実施状況報告書（24132, 25004, 24134, 第 126 号）、研究修了報告書 1 件（24134）を受理した。

表 1：委員会開催日程と主な議題

開催日程	主 な 議 題
第 1 回 4 月 14 日(月)	1. 研究倫理審査について ・審査件数：修正申請（院生 3 件：第 171 号, 第 172 号, 第 173 号） 2. 情報提供報告書について 3. 研究倫理研修終了認定証について
第 2 回 5 月 14 日(水)	1. 研究倫理審査について ・審査件数：修正申請（院生 3 件）
第 3 回 6 月 18 日(水)	1. 実施計画審査申請書について（第 175 号） 2. 研究計画書修正報告書の確認 3. 2025 年度研究倫理研修内容について ・人と対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の精読 ・e-Apr In 研修内容（資料：ラーニングプログラム教材一覧） 4. 研究倫理審査申請関連様式について 1) 案（様式 3）倫理審査依頼書 2) 案（様式 2）研究計画等変更申請書 3) 案（様式 1）研究許可申請書 4) 案（様式 4）審査結果通知書 5) 案（様式 5-1）研究申請書に関する指示・決定通知書 6) 案（様式 5-2）研究計画の一部変更申請に関する指示・決定通知書 7) 案（様式 6-1）研究実施状況報告書 8) 案（様式 7）研究終了報告書 9) 案（様式 4）研究実施状況報告確認証

表 1：委員会開催日程と主な議題（つづき）

開催日程	主 な 議 題
第 4 回 7 月 16 日 (水)	1. 実施計画審査申請書（2 件：第 176 号、第 177 号）について 2. 修正報告書 2 件について 3. 研究倫理審査様式の改訂について 4. 2025 年度 e-APRIN 研修について
第 5 回 8 月 25 日 (月)	1. 2025 年度研究倫理研修について 1) 人と対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の精読 2) 科学研究費の取り扱いについての研修 3) e-APRIN の受講 2. 研究実施状況報告及び報告書について 1) 2025 年度状況報告書提出該当研究一覧の確認 2) 状況報告書の確認 3. 研究倫理審査申請書について
第 6 回 9 月 11 日 (木)	1. 研究倫理審査申請書 改正版について ・審査件数－新規申請（1 件：第 178 号） 2. e-APRIN の開始可能時期について 3. 研究実施状況報告書の連絡状況
第 7 回 10 月 24 日 (木)	1. 研究倫理審査について ・研究計画書修正申請書（院生 1 件：第 179 号） 2. 研究倫理審査申請書新様式の連番について 3. 研究実施状況報告書について
第 8 回 11 月 20 日 (木)	1. 研究倫理審査について 研究計画書修正申請書（院生 1 件：第 179 号） 2. 研究倫理審査申請書新様式ナンバリング 3. 研究インテグリティについて 4. 研究実施状況報告書について
第 9 回 12 月 17 日 (木)	1. 研究倫理審査（院生 1 件：179） 2. 研究倫理申請様式の確認について 3. 研究インテグリティについて
第 9 回 1 月 9 日 (木)	1. 研究倫理申請様式の確認について 2. 大学院学生の研究倫理研修（eAPRIN）について
第 10 回 2 月 26 日 (木)	1. 研究倫理審査（院生 1 件：第 180 号）、（1 件：第 181 号）、倫理審査申請の取り下げ 1 件（第 177 号）、研究計画変更申請 1 件（第 126 号）、研究期間延長申請 2 件（第 24177 号、第 24138 号） 2. 大学院便覧について（研究倫理審査申請の手引き）

2. 研究倫理研修の継続実施（APRIN e ラーニングプログラムの実施）

2025 年度に構築した研究倫理研修の継続実施として、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の精読、及び APRIN e ラーニングプログラムの受講の勧奨等を実施した。APRIN プログラムの選択は、当該委員会において各単元の内容を確認し、2025 年度の研修内容（本学教員・大学院学生にとって基本的で不可欠な内容）をふまえて選択した。選択した単元を下記に示す（合計 4 単元）。

また、当該研究倫理研修の修了者には、修了認定証を発行した（18 人）。

表 1：研究倫理研修（APRIN e-learning プログラム等）の構成

	受講期間等	単元の内容
2025 年度	第 1 回研究倫理研修 (2025 年 4 月～2026 年 3 月)	1. 責任ある研究行為ダイジェスト 2. 研究インテグリティとその対応 3. 研究等で適切に AI を活用するために
2024 年度	第 1 回研究倫理研修 (2024 年 4 月～9 月)	1. 人を対象とする医学系研究 2. 責任ある研究者の行為について 3. 人を対象とする医学系研究に関する倫理・法律と指針

		4. 研究活動における不正行為 ※「科学者の行動規範」（日本学術会議）の精読
	第2回研究倫理研修 (2024年10月～3月)	1. 研究におけるインフォームド・コンセント 2. 特別な配慮を要する研究対象者 3. 研究における個人にかかわる情報の取り扱い 4. データの扱い 5. 研究倫理審査委員による審査
2025年度	研究倫理研修 (2025年5月～2026年3月)	1. 責任ある研究行為ダイジェスト 2. 研究インテグリティとその対応 3. 研究等で適切にAIを活用するために 4. オーサiership ※「人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）の精読

Check&Act

研究倫理に関しては、研究倫理審査に関しては、研究倫理審査申請書の様式について検討を重ねた。現行の様式では、研究目的、研究方法、研究体制及び倫理的配慮等の研究の中核に係る内容が明確に把握しにくいという課題があるため、当該課題を解決する様式案を作成した。次年度は新様式の全体的整合性を検討し、確認ができた上で、教授会に諮る計画である。課題であった研究期間については、昨年度の注意喚起の効果が持続したためか、早期に研究期間の延長申請が提出され、審議が行われた。また、研究インテグリティの確保（※①）に関する検討を行い、「研究インテグリティの確保に関する規程」を策定し、教授会に諮り決定した。

研究倫理研修については、教員用、大学院学生用、事務担当者用の三種のプログラムを継続し、受講を勧奨した。昨年度の後期セメスターにおいては、臨地実習との兼ね合いがあり、受講者（教員）は研修時間を確保することが難しい状況がみられたことから、通年で受講できるように期間を設定した。2024年度の自己点検評価報告における「基礎的な内容は今年度において修了しているの、次年度は単元数を少なくすることが可能である」と考える。」の記述の通り、2025年度は4項目（APRIN e-learning プログラム）に限定して実施した。

※①：研究インテグリティの確保とは、国内外を問わず、研究の公正性確保、研究活動における利益相反・責務相反リスク管理及び安全保障輸出管理等、研究に係る法令及び学内規程の遵守について、適切にマネジメントすることをいう。（関西看護医療大学 研究インテグリティの確保に関する規程 第2条第2項）

V 実績に対する評価

1か月1回の定期開催の実施により、申請のあった研究に対し順調に審査を実施することができた。しかしながら、まだ研究倫理に関する認識が十分であるとは言えない状況もあり、修正を求めることが多くみられたことから、研究倫理に関する研修は継続することが重要であると考ええる。

大学院学生については、昨年度と同様に、研究目的と研究方法との不整合がみられることもあったが、修正等では多大な努力が認められ、研究そのものに対する知識と経験の積み重ねの初期であることから、学修の一環として重要である。

VI 今後の課題

今後も、研究倫理全般について、及び最新の動向についての研修等を継続し、研究倫理に関する意識と知識の向上を図る必要がある。2026年度のAPRIN（e-learning）プログラムの単元を次年度初期に選択し、実施に繋げたい。

常に、最新の倫理指針等を確認するとともに、申請書類の様式の確認を行い、必要に応じて更新する必要がある。

Ⅶ 次年度（2026）の取組計画

- ・研究倫理審査委員会を今年度同様に定期的に開催する。
- ・研究倫理研修として、①公的研究費の使い方、②APRIN（e-learning）プログラムでの研修を実施する。
- ・申請書類の様式等の整合性を確認する。

資料 1

関西看護医療大学 研究倫理に関する方針

本学は、淡路島における唯一の看護系大学であることから、人々の健康ニーズをふまえ、研究活動を通して看護実践の質の向上に看護学の高等教育機関として貢献する。研究倫理に関する方針を次のように定める。

1) 研究者の責務および行動規範

「研究者」は、本学の教員のみならず、本学で研究活動に従事する学部・大学院学生等を総称する。

(1) 基本的事項

- ① 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従って、誠実に行動する。
- ② 研究者は、当該研究において人間の尊厳と基本的人権を尊重し、社会の理解を得られるように努める。
- ③ 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、指針等および本学の諸規程を遵守する。
- ④ 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努め、常に一段高い水準を目指して研鑽する。
- ⑤ 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努める。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重する。
- ⑥ 学部・大学院学生が研究活動に加わる場合は、学生が不利益を被らないように配慮する。
- ⑦ 研究者は、協働して研究に従事する人々の安全や環境に対して、責任ある取り組みを行う。「障がい」や性別、国籍などによる差別やハラスメントの無い良好な人間関係を築くよう努める。ハラスメントに関する事項は、別に定めるガイドラインに基づき対応する。
- ⑧ 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
- ⑨ 研究者は、研究活動の過程において、本指針の趣旨に則り誠実に行動する。不正な行為は行わず、また加担しない。

(2) 研究課題・計画の立案

- ① 研究者は、可能な限り明瞭な形で提示できる研究課題・計画を立案する。
- ② 研究者は、研究課題・計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績等を十分把握した上で、研究の独創性や新規性を誠実に確認する。
- ③ 研究者は、研究遂行中において、その進捗状況の自己点検を行い、適切な経過報告ができるように努める。
- ④ 研究者は、研究遂行中であっても、当該研究が人間、社会および環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、その研究を継続するか否かを慎重に検討する。

(3) インフォームド・コンセント

- ① 研究者は、研究の対象や研究協力者に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護する。
- ② 研究者が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。
- ③ 研究者は、予見し得る提供者への危険性を可能な限り排除するよう努める。
- ④ 組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。

(4) 資料・データ等の収集および管理

- ① 研究者は、当該研究に関わる資料・データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当

と考えられる方法、手段により行う。

- ② 研究者は、当該研究のために収集または作成した資料・データ等の関連する研究記録は適切に保管し、事後の検証が行えるよう必要な期間保存するものとする。

(5) 個人情報の保護

- ① 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じる。
- ② 研究者は、当該研究に関わって収集した資料・データ等の管理に万全を期するとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。
- ③ 研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応する。

(6) 研究機器・薬品等の安全管理

- ① 研究者は、研究実験において研究装置・機器および薬品・材料等を用いるときには、関係法令、本学諸規程等を遵守し、その安全管理に努める。
- ② 研究者は、研究実験の過程で生じた残渣物、廃棄物および使用済みの薬品・材料等について、責任を持ってその最終処理を行う。

(7) 研究費の適正な執行

- ① 研究者は、研究費の資金源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、企業等からの寄付金等によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な執行に努める。
- ② 研究者は、交付された研究費を当該研究目的のみに使用する。
- ③ 研究者は、研究費の執行にあたっては、関係法令、本学の経理規程および当該研究費の執行基準等を遵守する。

(8) 研究成果の発信

- ① 研究者は、関係者の権利保護や産業財産権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、すべての研究成果を、正しく社会に報告・還元する権利と義務を有する。
- ② 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しない。
- ③ 研究の遂行および成果の発表においては、捏造(存在しないデータの作成)、改ざん(データの変造、偽造)、盗用(他人のアイデア、データや研究成果を適切な引用なしで使用)等の不正な行為はしない。
- ④ 研究成果の発表にあたっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。

(9) 他者の業績評価

- ① 研究者が、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価に関わる場合は、評価に恣意的な観点を混入することなく、評価基準や審査要綱等に従って適切な評価を行う。
- ② 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を他に漏らしたり、不正に利用しない。

2. 大学の責務

1) 研究環境の整備と倫理教育

- (1) 大学は、すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する。
- (2) 大学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発および倫理教育を実施する。
- (3) 大学は、研究者が研究倫理指針を遵守して誠実に行動するよう周知する。
- (4) 大学は、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起らないよう必要な措置を講じる。
- (5) 大学は、研究者が、利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決にむけて必要な措置を講じる。

2) 研究倫理審査委員会の設置

- (1) 本指針の適正な運用を促進するとともに、研究者の研究倫理に反する行為、不当または不正な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身が直面する侵害行為などについて対応するため、関西看護医療大学研究倫理審査委員会を設置する。

- (2) 関西看護医療大学研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に関する事項は別に定める。

3) 研究倫理指針に反する行為等への対応

(1) 研究者に本指針に反する行為等が発見された場合、学長は事実関係を調査し、事実が確認されたときは必要な措置を行う。ただし、学長が必要と判断したときは、関西看護医療大学研究倫理審査委員会規程の定めにより調査委員会を設置して調査を行う。

- (2) 大学は、研究活動における不正行為等に関する通報があった場合は、関西看護医療大学公的研究費の不正行為等に係る対応に関する細則にもとづき対応する。

※関連規程等

関西看護医療大学研究倫理審査委員会規程

関西看護医療大学研究活動における不正行為の防止に関する規程
関西看護医療大学公的研究費の不正行為等に係る対応に関する細則
関西看護医療大学利益相反委員会規程
関西看護医療大学公的研究費の取扱いに関する規程
関西看護医療大学公的研究費の執行に関する内規
関西看護医療大学不正行為防止等に関する取組
関西看護医療大学公的研究費の執行管理に関する行動規範

資料 2

関西看護医療大学研究倫理審査委員会規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、関西看護医療大学（以下「本学」という。）における研究及び研究関連事業（以下、「研究等」という。）が公益に資することを目的として、ヘルシンキ宣言の趣旨、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針その他の適切な行政指針、または、学術団体や専門職集団における倫理指針に則り、社会的・科学的妥当性を含む倫理的観点から適切に実施されることを保障するために必要な事項、運営、審議、及び審査の体制をここに定める。

2 前項に基づき、学長は、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議理念)

第 2 条 委員会は、学長からの諮問に基づき、中立的かつ公正な審議及び審査を行う。審議及び 審査を行うにあたっては、特に次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人と集団（以下「対象者」という）の保護及び権利の擁護（プライバシー保護、個人情報保護を含む）
- (2) 予期されうる対象者が負うリスクと負担
- (3) 研究等から期待される社会的・科学的利益（学術的貢献度）
- (4) 対象者（その家族を含む）の自律的な意思の尊重
- (5) 研究等の透明性・公正性の確保と説明責任
- (6) 研究等に係る研究者等及び委員会委員の利益相反
- (7) 委受託契約、共同研究契約、その他の内容
- (8) 研究等に伴って発生したことが疑われる有害事象の内容または、不都合や不快な出来事の内容
- (9) 計画書において定められた方法・手順からの逸脱

(審査対象)

第 3 条 この規程による審査の対象は、主として本学教職員及び大学院生が自ら行う、または関与する研究、または授業方法に関する実践報告等であって、受審のために教職員及び大学院生から申請された計画の内容、実施状況（有害事象の状況を含む。）、及びその成果の公表に関する事項とする。

2 教職員及び大学院生からの申請がない場合においても第 5 条第 3 項に定める委員長が必要と認める場合は、審査の対象とする。

3 研究以外の倫理的課題については、審議及び審査の対象としない。（本規程の適用を受ける本学教職員等の定義）

第 4 条 この規程の適用を受ける本学教職員等とは、本学内で人を対象とする研究等を行う次に掲げる者、または人から得た試料・情報を使用して研究等を行う全ての者をいう。

- (1) 本学の常勤教職員
- (2) 本学の非常勤教職員
- (3) 本学大学院修士課程学生

2 教職員等は、本学内外において研究等の実施・継続または成果の公表に関与する場合は、予め委員会もしくは他機関における同様の委員会、またはその両方において、当該関与する研究等または成果の公表に関する審議及び審査を受けなければならない。

3 本学教職員等は、前項に定める受審を経て許可された研究等又は成果の公表に限り、関与することができる。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会は、各号に掲げる委員を以て、性に偏りなく構成する。

- (1) 医学・看護・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場を代表する者
- (4) 本学に所属しない者

2 前項第 1 号、第 2 号、及び第 3 号に掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- 3 委員会に委員長を置き、学長の指名によりこれを定めるものとする。
- 4 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 5 副委員長は委員長が不在、事故、または委員長自らが関与する研究等であること等を理由として、その職務を適切に遂行することができないときは、委員長の職務を代行する。
- 6 委員の委嘱は、学長が行う。
- 7 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員の責務と免責)

- 第6条 委員は、その職務に関して知り得た情報を、正当な理由なく、もしくは委員会及び学長の承認を予め得ることなく外部に漏らしてはならない。また、委員の職を辞したあとも同様である。
- 2 委員は、委員会の審議及び審査の対象となる研究等に関して、第2条に掲げる観点から、重大な懸念や疑義が生じた場合には、速やかに委員長ならびに学長に報告しなければならない。
 - 3 委員は、自らが計画、実施、もしくは公表成果に関与する研究等についての審査及び採決に関与してはならず、該当する研究等がある場合には、予め当該研究等への自らの関与について委員会に申告しなければならない。
 - 4 委員は、委員就任後速やかに、及び、年に一回程度で適宜継続して、社会的・科学的妥当性を含む倫理的観点からの審議及び審査に必要な知識を修得するため、適切な教育・研修を受けなければならない。
 - 5 委員は、委員会の活動によって自身の職務上の不利益を被ることはない。

(受審手続き)

- 第7条 研究等を実施・継続又は計画する者は、研究等許可申請書を学長に提出しなくてはならない。
- 2 第1項を行う者は、研究の計画と実施に必要な研究倫理の知識を習得するため、本学で規定された研究倫理に関する研修を、予め、修了しなくてはならない。
 - 3 学長は、提出された申請に対する措置内容を決定する前に、委員会へ審査を依頼し、第9条に定めのある判定を求めなければならない。
 - 4 第2項の規定に拘わらず、公衆衛生上の危害の発生または拡大を防止するため緊急に研究等を実施する必要があると判断する場合には、学長は委員会の判定を求める前に許可を決定することができる。なお、この場合においては、学長は許可後遅延滞なく委員会の判定を求めるとともに、当該判定に基づき速やかに適切な対応を図らなければならない。
 - 5 第3条第3項に該当する場合は、学長又は委員長は該当者に対して研究等許可申請書を提出するように勧告し、また、該当者はその勧告に速やかに従わなければならない。

(委員会の開催及び議事)

- 第8条 委員会は、第7条に基づく委員会への付議があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集し開催する。
- 2 委員会の審議が成立するためには、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。
なお、第1号から第3号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。
 - (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が1名以上出席していること
 - (2) 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者が1名以上出席している、または当該研究に関してあらかじめ意見を述べられる状況であること
 - (3) 一般の立場を代表する者が1名以上出席していること、または当該研究に関してあらかじめ意見を述べられる状況であること
 - (4) 出席した委員の性に偏りがないこと
 - (5) 委員全体の3分の2以上が出席していること
 - (6) 第2項、第3項の委員のいずれかの出席があること
 - 3 委員会は、審議をするにあたって、申請者から申請内容等の説明を受け、また必要な場合には参考人の意見を徴することができる。
 - 4 委員会は、原則として非公開で開催する。ただし、学長または委員長が許可する場合には、委員会関係者以外の者でもオブザーバーとして参加することができる。

(委員会の判定)

- 第9条 委員会の判定は、出席者全員の合意を原則とする。ただし、これにより決し難い場合には、委員長の判断により、出席した委員の3分の2以上の合意をもって決することができる。なお、少数意見についても尊重されなければならない。委員長及び委員は可能な限り出席委員全員の合意を得るように努めるものとする。
- 2 判定は、次の各号に掲げる表示による。
 - (1) 承認 (1-2) 修正確認後に承認
 - (2) 条件付承認 (一定条件下での実施、継続のみ承認)
 - (3) 継続審議
 - (4) 不承認

- (5) 停止・中止の勧告
- (6) 既承認事項の取り消し
- (7) 非該当

(措置内容の決定と結果の通知)

第 10 条 学長は委員会の判定を尊重して、申請された研究等について実施の許可等の必要な措置内容を決定しなくてはならない。当該措置内容の区分は、第 9 条第 2 項に掲げる判定の区分と同一とする。(ただし、同項第 1-2 は除く。)

- 2 学長は、前項に掲げる措置内容の決定に当たり、委員会が第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号、及び第 7 号の判定を表示した場合を除き、当該研究等の実施又は継続を許可してはならない。
- 3 学長は、決定した措置内容について決定通知書を以て申請者に速やかに通知しなくてはならない。なお、措置内容が第 9 条第 2 項第 1 号(「承認」)である場合を除き、当該措置の理由等についても通知書に記載しなくてはならない。また、同項第 4 号(「不承認」)である場合には、審議内容もしくはその概要を記載しなくてはならない。

(承認事項の変更及び異議申し立て等)

第 11 条 学長より実施の許可を得た計画等の変更をしようとするときは、当該研究の責任者は研究計画等変更申請書により遅滞無く委員会にその旨を申請し、改めて委員会の判定を得なければならない。

- 2 申請者は、学長による措置内容の決定に不服がある場合には、その時点において同一事案につき異議を申し立て、委員会による再審査を求めることができる。

(審議内容及び審査結果の取扱い)

第 12 条 審議の経過及び判定結果を含む審議内容については、少数の委員による反対意見がある場合はそれらを含めて記録を作成し、議事録とする。

- 2 議事録とは別に、議事録を要約した議事要旨を作成する。議事要旨は、委員会及び学長の承認を得た上で、決定された措置内容と併せて、原則として委員会終了後速やかに本学のホームページその他において公表する。
- 3 前項に定める公表とは別に、委員会の開催状況及び審査の概要については、委員会運営に係る手順書および委員名簿とともに、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の定めに従い年 1 回以上、厚生労働省、文部科学省、並びに日本医療研究開発機構が定める「研究倫理審査委員会報告システム」において公表しなければならない。ただし、委員会が非公開とすることが必要な内容と判断したものは、審査の概要の当該内容 2 に係る部分をマスキングする等の処理をしたうえで、なお公表するものとする。

(審査資料、記録等の保存期間及び保管場所)

第 13 条 議事録及び議事要旨(電磁的記録を含む)は、審査資料一式とともに、学長による措置内容の決定を得た日から 10 年以上の間保存する。

- 2 保存の方法は、関西看護医療大学文書規程に則るものとする。
- 3 保管の場所は、第 15 条第 1 項に定める委員会事務局の管轄区域内に指定された、施錠可能な空間または保管庫内、もしくは電磁的記録についてはユーザー登録された使用者の身は使用可能な電子計算機内とする。

(実施状況等の確認と報告)

第 14 条 委員会は 1 年に 1 回、学長が実施・継続を許可した研究等の実施状況、並びに研究で収集した情報の使用状況等について、確認を行わなければならない。

- 2 委員会は、前項に掲げる確認において、疑義が生じた場合、あるいは調査等が必要であると判断した場合、学長に対してその旨を報告しなければならない。
- 3 学長は、委員会から前項の報告を受けた場合は、速やかに適切な対応を図らなければならない。

(庶務・管理)

第 15 条 この委員会に関する事務は管理課が行う。

(その他)

第 16 条 本規定の改廃については、倫理審査委員会の議を経て行う。

- 2 この規程に定めるものの他、本規程に関する細目その他この規程の実施にあたって必要な事項(書類様式を含む。)は、委員会が別に定める。

附 則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 7 月 12 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

ただし、題名の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 10 月 15 日から施行する。

6. 紀要編集委員会

委員長 小平 京子

I 委員会規程

関西看護医療大学紀要編集委員会規程

委員会規程第3条の規定に基づき、本委員会は、本学の紀要編集に関する次の事項を審議する。

具体的な活動は、①投稿に関すること、②企画、編集、発行に関すること、③査読に関すること、④配布に関すること、⑤その他（紀要投稿規程内容の見直し検討など）を行った。

II 活動目的

- ・的確な委員会規定の検討と修正および学内への早急な周知
- ・紀要への積極的な投稿を働きかけと、紀要作成に向けて、タイムスケジュールどおりに入稿及び発刊の遂行。
- ・各種主要学会で、投稿規程変更があった場合は委員間で情報共有し、変更の必要性がある場合はその案を作成し、本学紀要の学術的位置付けを維持する。

III 活動目標

1. 委員会規定の適時見直しと改善（PDFによる投稿受付）紙媒体の廃止
2. 紀要作成に向けタイムスケジュールに則り入稿/発刊する
3. 各種主要学会における投稿規程の変更の確認と本学執筆要項への反映
4. 紀要執筆要項検討のための2024年APAの執筆方法の変更/追加の確認
5. 紀要投稿推進のための学内への働きかけ
6. 教員の業績報告にかかわる活動

IV 実施内容

Plan

1. 紀要投稿までのスケジュール作成
2. 紀要投稿促進に向けて、①入稿締切日のメール配信、②締切りに間に合わない場合は、投稿の意思の届出による延期期間についての個別対応、③紀要の執筆要領の2024改定案作成と報告（必要に応じ随時）
3. 会議録作成と保存、紀要編集資料バックナンバーの保存
4. 委員会規定の随時見直し（著作権について 等）

Do

委員会開催日	議事	備考
第1回 4月26日（金）	1. 2024年度活動目標の確認 1) 投稿要領の継続的検討と改善 セキュリティを確保したオンライン投稿の実施と投稿論文のPDF化による査読システムの実施 2) 委員会規定の見直しと改定 2. 委員会スケジュール日程調整 3. 紀要執筆要領2024改訂版のUniv掲載と教授会での報告	資料 ・2024年度自己点検報告 ・2024年度年間活動日程 ・投稿論文チェックリスト ・紀要執筆要領書式一式

	4. 紀要の査読について 投稿原稿の PDF 化と査読手順について	
第 2 回 6 月 21 日 (金)	1. 内部質保証と関連し、本学紀要が目指す方向性について確認 1) 紀要への投稿の意義と活用 2) 各委員の紀要投稿への積極的勧誘 2. 「査読手引」の改題と内容修正 1) 査読手引から査読要領へ改題し、内容も大幅に修正 (大学 PC Univ に掲載) 2) 同時に「投稿受領から記載」までのフローチャートの修正 3) 査読記録の修正 (採用項目について「採用修正後査読が必要・不採用」とした。) 3. 2024 年度紀要締め切り日 (9/2) および査読依頼日 (9/4) を決定	
第 3 回 9 月 3 日 (火)	1. 紀要に関する検討 1) 英文原稿の形式変更→和文と同様 1 行あたりの文字数を 40 字へ。今年度は周知のみ行い、次年度に執筆要領の改正を行う。 2) 今後の著作権の取り扱いについて (変更には投稿規程の改正が必要) ・ 本件に対する意見 (1) 著作権が大学に移譲されると、紀要に投稿した論文を書籍化するなど、次につなげるにあたって許諾を取りに行くなど手間が大きく、著作権移譲は承諾できない。昨年度特別寄稿については電子化、Web 公開等、個別契約に切り替えてほしい。 (2) 著作権が本人に無いと、次につなげることが難しく紀要に投稿する意味がなくなる。一括して大学に著作権を移譲するのではなく、著作権は本人に帰属し、出版、電子化、Web 公開に関する著作権使用許諾を大学と契約するような内容に変更したほうが良いのではないか。 3) 紀要投稿論文の著作権について ・ 紀要論文の著作権の帰属が大学となることについては変更せず、ただし書きで「執筆者による著者最終稿の使用については大学の許諾は必要ない」、と追記する方向で今年度中に投稿規定改正の検討をし、次年度から適用することが確認された。 (規程の修正文言については委員会で確認)。 2. 投稿原稿について 1) 査読者を決定した 2) 9/4 より査読開始。詳細な査読スケジュール・査読者への連絡は、裕委員より行う。 3) その他 ・ 次年度執筆要領の改訂時より、英文要旨の文字数 (Word 数) を 400Words とする。 3. 紀要原稿について 1) 6 件の投稿があり 1 件の保留と 1 件の不受理があった (原稿の PDF 化に伴い、会議会場に委員各自が大学の PC を持参し、サイボーズで配信された原稿を確認しながら検討した)。 2) 今後の日程を決定した。	資料 関西看護医療大学紀要編集委員会執筆要領書式一式 (各自持参)
第 4 回 12 月 20 日 (金)	・ 紀要執筆要項の最終修正を行った。 ・ 次年度に向けた執筆要領案の改定について検	査読回数が複数回にわたることがあったが、3 月校了。大学

	討した。 ・投稿および査読方法はパスワードを付してセキュリティを確保した上でオンライン上の投稿及び査読返却を行うよう変更した。 ・次年度予算案を作成した。今年度の予算とほぼ変更なく作成した。	ホームページに紀要17巻データ搭載が完了した。
第5回 2025年 2月6日(木)	1. 規定改定について(改正案の検討) (改正に先だって教授会で審議。3月11日付で規定改正了承) ・投稿規定 ・倫理審査委員会規程 ・紀要編集委員会規程 改正案 2. 報告事項 ・紀要進捗状況 他	

Check

紀要編集委員会のスケジュール案に基づき活動した。投稿論文の掲載に向けて、投稿の積極的勧誘を行った。論文作成への支援として、提出期限はその進捗状況に応じて個別対応した。

V 実績に対する評価

2024年度の活動目標はほぼ達成した。しかし、当初の投稿予定数が内容の再検討依頼/査読記述に関する変更の困難性などにより、論文数の増加が見られなかったのは最も今後の検討を要するところである。

VI 今後の課題

1. 論文の投稿数の確保と、より記述しやすい投稿要領の継続的な検討
2. 紀要の掲載数充実のため、研究論文以外の資料の掲載内容の検討と学内への積極的働きかけ
3. 紀要執筆要領(研究論文以外の教育/実践報告/大学院生の教育活動に関する資料等)、査読要領(査読者の選考に係る基準など)の継続的検討
4. セキュリティを確保した論文の提出と査読システムの運用と評価の継続、より有効な査読システムの検討

VII 次年度(2026)の取組計画

1. 紀要への投稿に関する情報を適時配信・提示し、論文のPDF化による投稿方法と査読へのアクセスの簡便化を図り、さらなる時間的・方法論的改革につなげていく。
2. 投稿数の増加を図るため、研究科委員会と協働し、修了生の修士論文、概念分析等の投稿を積極的に進める。また、投稿内容の柔軟化を図り、教育方法の共有と検討を進めるための工夫(各専門領域の教育活動内容の報告など)に関する投稿についても検討・推進する。
3. 査読に当たり、研究倫理委員会との共同検討を行うとともに、専門領域(特に教養科目等)の適切な査読者採用の検討を行う。
4. 査読担当者等の検討を行い、適切で有意義な査読につながる査読規定の変更を検討する。

表 1 : 紀要への応募状況等

年度	投稿／掲載	特別 寄稿	総説	原著	研究 報告	短報	資料	その 他	合計
2025 年度	応募論文数	—	0	1	2	0	0	0	3
	掲載論文数	—	0	1	2	0	0	0	3
2024 年度	応募論文数	—	0	3	3	0	1	0	7
	掲載論文数	—	0	1	2	0	0	0	3
2023 年度	応募論文数	—	1	1	1	0	1	0	4
	掲載論文数	1	1	1	1	0	1	0	5
2022 年度	応募論文数	—	1	1	1	0	1	0	4
	掲載論文数	1	1	1	1	0	1	0	5

表 2-1 : 紀要掲載論文状況 : 第 17 巻 1 号 (2025 年 3 月発行)

種 別	著 者 ・ 論 文 題 目
原著	1. 藤江宏子, 小平京子 : 通常の口腔ケアと口腔用ジェルを用いた口腔ケアが胃瘻造設者の舌苔除去に及ぼす影響の比較
研究報告	1. 倉田紀美子, 笠岡和子 : 脳血管患者の尖足に対する筋膜リリースの効果
	2. 花村カテリーナ : 看護教員の心理的事象への関心に関する文献検討 — 学生相談に従事する心理職の視点から

表 2-2 : 紀要掲載論文状況 : 第 16 巻 1 号 (2024 年 3 月発行)

種 別	著 者 ・ 論 文 題 目
特別寄稿	黒江ゆり子 : 慢性の病いにおける他者への「言いづらさ」 — ライフストーリー, 体験記及び近代小説から思索する —
総説	百田 芳春 : 膀胱の解剖生理と過活動膀胱
原著	古川秀 敏 : Association Between Social Capital and Mental Health among Caregivers of People with Dementia
研究報告	原田美穂子 : 女性特有のがん治療に伴うセクシュアリティに関する研究の動向
資料	小笠原百恵, 永峰恵子, 神谷映里, 尾筋淑子, 松村恵子 : 母性看護学における学内実習の評価と今後の課題 — 産後の母親の生活模擬体験からの分析 —

表 2-3 : 紀要掲載論文状況 : 第 15 巻 1 号 (2023 年 3 月発行)

種 別	著 者 ・ 論 文 題 目
特別寄稿	松村恵子 : 助産師のコア・コンピテンシー〈倫理的感応力〉 — 人間の誕生に携わる助産師のなりわい生命の意味からの問い —
研究報告	永峰啓子 : 助産師がかかわる「思春期の性教育」に関する文献検討
その他	山本道雄 : クリスティアン・ヴォルフの心身論 — 二元論から一元論へ —
	西垣有夏 : 本学における英語教育の取り組み— グローバル社会に生きる学生のために —
	花村カテリーナ : 私の国で圧倒的な暴力が起きているとき、私には何ができるのか — 心理職として活動を振り返る —

資料 1

関西看護医療大学紀要編集委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西看護医療大学学則第 14 条第 2 項の規定に基づき、関西看護医療大学紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。

3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、関西看護医療大学の紀要編集に関する次の事項を審議する。

(1) 投稿に関する事項

(2) 企画、編集及び発行に関する事項

(2) 査読に関する事項

(3) 配布に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第 6 条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、経営管理課図書係において処理する。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 12 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 18 日から施行する。

9. 自己点検・評価等委員会

委員 松村 恵子

I 委員会規程

(委員会の役割)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を果たすため、本学の教育研究活動並びに組織、施設設備、管理運営及び財政の状況について、それらを所轄する各種委員会や部署（以下「各種 委員会等」という。）の自己点検・評価を総括する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の設定
- (2) 各種委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果の集約
- (3) 各種委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた自己点検・評価及び内部質保証に関する事項

II 活動目的

自己点検・評価等委員会では、(1) 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の設定 (2) 各種委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果の集約 (3) 各種委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言を目的とする。

III 活動目標

- ① 自己点検・評価等委員会規程を見直し改正する。
- ② 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標の設定に取り組み可視化する。
- ③ 自己点検・評価におけるプロセス評価とアウトカム評価を前提に明らかにする。
- ④ 年度末に各委員会等の自己点検・評価結果を集約し、年度開始に年間計画を集約する。
- ⑤ 2024年度「自己点検評価報告書」を発行する。
- ⑥ 「学生の授業評価」に対する「教員の自己点検報告書」を学内掲示し学生に開示する。
- ⑦ 教員業績評価実施規程・教員業績評価制度実施要領に基づいて、教員の「教育・研究・社会貢献等の自己評価書」を提出とする。
- ⑧ 教員の「教育・研究・社会貢献等の自己評価書」に基づいて、2024年度に引き続き2025年度も試行段階として被評価者と第1次評価者の段階での評価を実施する。

IV 実施内容

P l a n

- ① 自己点検・評価等委員会規程を見直し改正する。
- ② 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標の設定に取り組み可視化する。
- ③ 自己点検・評価における評価指標の設定において、プロセス評価とアウトカム評価を前提に明らかにする。
- ④ 年度末の3月に各委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果を集約し、年度開始の4月に年間計画を集約する。
- ⑤ 2025年度の教授会委員会、研究科委員会、附属組織等、学部の看護学専門領域と一般基礎分野、大学院看護学研究科の各看護学分野の授業科目における自己点検評価、研究活

動及び社会貢献活動等掲載の「自己点検評価報告書」を発行する。

- ⑥ 「学生の授業評価」に対する「教員の自己点検報告書」を紙媒体で学内に掲示し学生に開示する。
- ⑦ 教員業績評価実施規程・教員業績評価制度実施要領に基づいて、教員の「教育・研究・社会貢献等の自己評価書」について見直し改善する。
- ⑧ 教員の「教育・研究・社会貢献等の自己評価書」は、第2回目の2025年度（2024年度活動評価）も第1回目と同様の評価体制で検討する。

D。

(1) 委員会開催：(12/24、1/14、3/11)全3回（資料 表3）

(2) 活動内容の概要

- ① 自己点検・評価等委員会規程を見直し、内部質保証に関する事項は、内部質保証体制を的確に構築し推進するために新たに策定した「内部質保証推進委員会」に委ね、本委員会は、自己点検・評価に焦点を当てる規程に改正した。
- ② 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標の設定を可視化する取り組みについて、情報集約、課題への適用等の検討を開始し、2025年度の前期を目途に全学的に共有できるように可視化するとした。
- ③ 自己点検・評価における評価指標の設定においては、プロセス評価とアウトカム評価を前提に明らかにする体制づくりを開始し、2025年度の前期を目途に設定するとした。
- ④ 年度末の3月に各委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果を集約し、年度開始の4月に年間計画を集約する体制を整えた。
- ⑤ 2024年度の教授会委員会、研究科委員会、附属組織等、学部の看護学専門領域と一般基礎分野、大学院看護学研究科の各看護学分野の授業科目における自己点検評価を行い、研究活動及び社会貢献活動等も掲載した「自己点検評価報告書」を発行した。
- ⑥ 「学生の授業評価」に対する「教員の自己点検報告書」を紙媒体で学内に掲示し学生に開示した。
- ⑦ 教員業績評価実施規程・教員業績評価制度実施要領に基づいて、教員の「教育・研究・社会貢献等の自己評価書」を様式に基づいて作成し提出する体制について見直し、教育30点配分について、看護学、公衆衛生看護学、助産学における臨地実習の学修支援担当あり者となし者、両者の評価項目について重みづけを検討し、同じ30点配分とすることで、公平性を担保する評価表に改正した。
- ⑧ 教員の「教育・研究・社会貢献等の自己評価書」に基づいて、2024年度（2023年度活動評価）は本学において初めてであり、試行段階として被評価者と第1次評価者の段階での評価を実施した。第2回目の2025年度（2024年度活動評価）も第1回目と同様の評価体制とした。
- ⑨ 2025年度の実施方法において、2024年度から改善した事項は、以下の通りである。
 - ・准教授、講師、助教、助手の第1次評価者は、所属する専門領域の教授とした。
 - ・教員の「教育・研究・社会貢献等の自己評価書」の提出は、2026年4月30日(木)17時まで、事務局次長に紙媒体で手渡し提出とした。第1次評価者は、2026年5月26日までに、評価面談を行い、「第1次評価報告書」を作成し、事務局次長に紙媒体で手渡し提出とした。
- ⑩ 全教員の「教員個人調書」及び「教育研究業績書」について、2026年3月31日現在の最新情報を記述整理し、2026年4月30日(木)17時まで、事務局次長に紙媒体で手渡し提出とした。

■資料

表 1：2025 年度 教員業績評価（概要）

	1. 教育		2. 研究	3. 社会 貢献	4. 組織
評価項目	学内授業	臨地実習			
平均	13.0	14.2	17.8	11.1	20.2
満点	15	15	30	15	25
%	86.7%	94.4%	59.2%	73.8%	80.6%

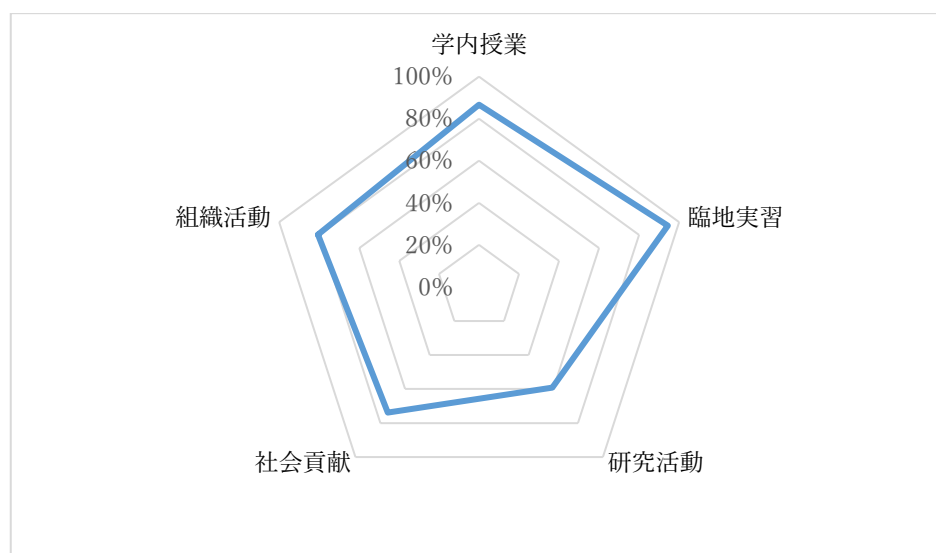


図 1 教員評価レーダーチャート 1 (%)

表 2：2025 年度 教員業績評価（臨地実習無）

	1. 教育	2. 研究	3. 社会 貢献	4. 組織
評価項目	学内授業			
平均	24.8	24.8	12.2	22.1
満点	30	30	15	25
%	82.7%	82.7%	81.3%	88.0%

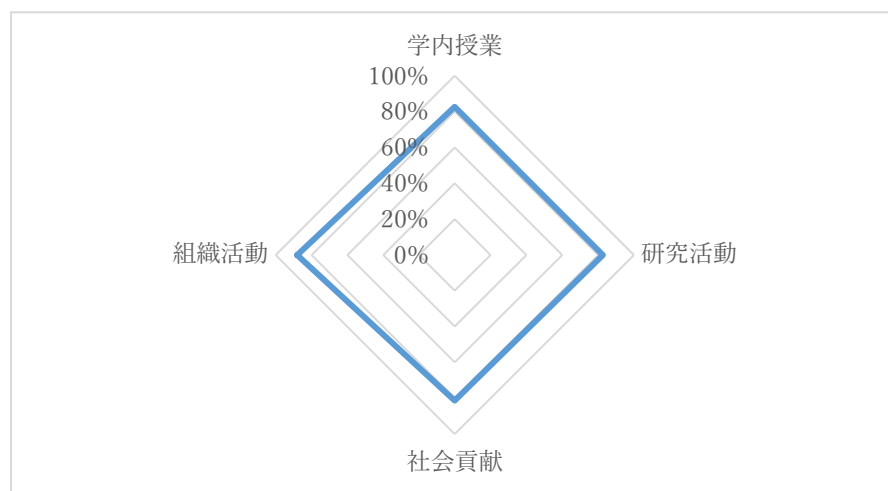


図 2 教員評価レーダーチャート 2 (%)

表 3：2025 年度 教員業績評価項目別

	1.教育（学内授業）			1.教育（臨地実習）			2.研究			3.社会貢献			4.組織				
	①設計力	②実行力	③評価力	①学生理解力	②学習支援力	③調整力	①遂行力	②実践調整力	③成果発信力	①看護革新参画力	②地域貢献献実力	③国際貢献献実力	①実行	②規律	③マネジメント	④調整・企画	⑤学習支援
平均	4.0	4.3	4.0	4.7	4.7	5.0	6.7	6.0	4.7	3.7	4.0	2.3	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
満点	5	5	5	5	5	5	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5
%	80.0%	86.7%	80.0%	93.3%	93.3%	100.0%	66.7%	60.0%	46.7%	73.3%	80.0%	46.7%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

※ 組織：①実行（改革姿勢とチャレンジ精神,主体性と責任感）、②規律（協調性と倫理性）、③マネジメント（決断力と判断力）、④調整・企画（折衝と調整力,企画力と開発力）、⑤学修支援（学生への対応力）

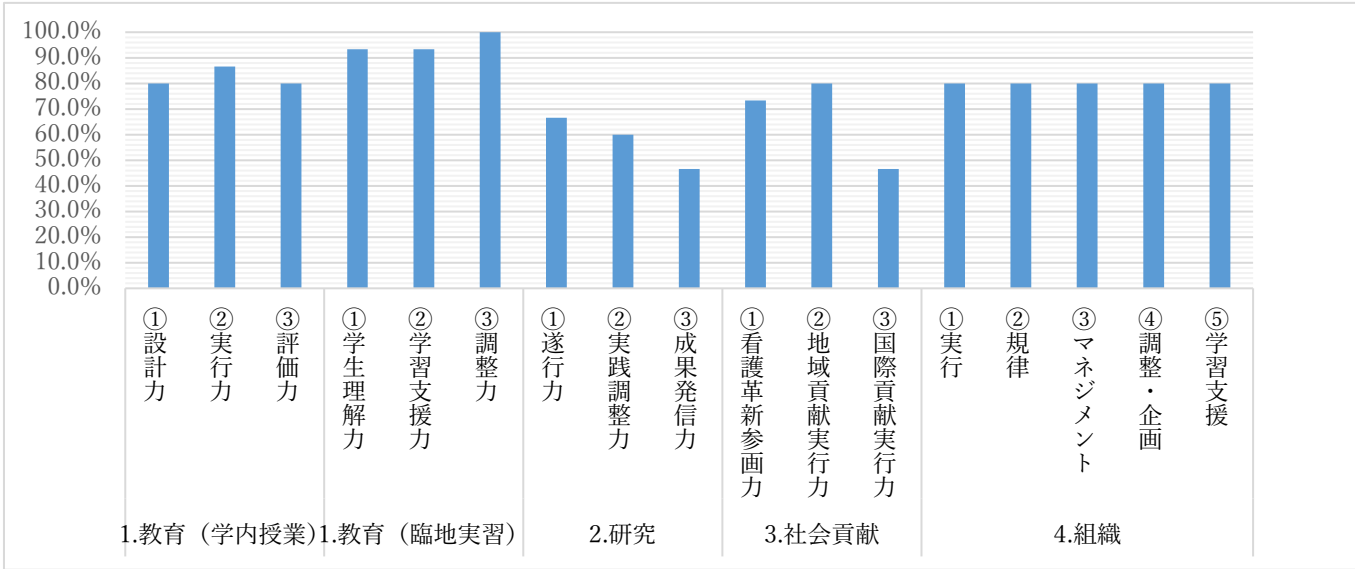


図 3 教員評価項目別 1（％）

表 4：2025 年度 教員業績評価（概要）

	1.教育（学内授業）			2.研究			3.社会貢献			4.組織				
	①設計力	②実行力	③評価力	①遂行力	②実践調整力	③成果発信力	①看護革新参画力	②地域貢献献実力	③国際貢献献実力	①実行	②規律	③マネジメント	④調整・企画	⑤学習支援
平均	9.0	8.0	8.0	10.0	8.0	9.0	4.0	5.0	4.5	4.0	4.5	4.0	4.0	5.0
満点	10	10	10	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5
%	90.0%	80.0%	80.0%	100.0%	80.0%	90.0%	80.0%	100.0%	90.0%	80.0%	90.0%	80.0%	80.0%	100.0%

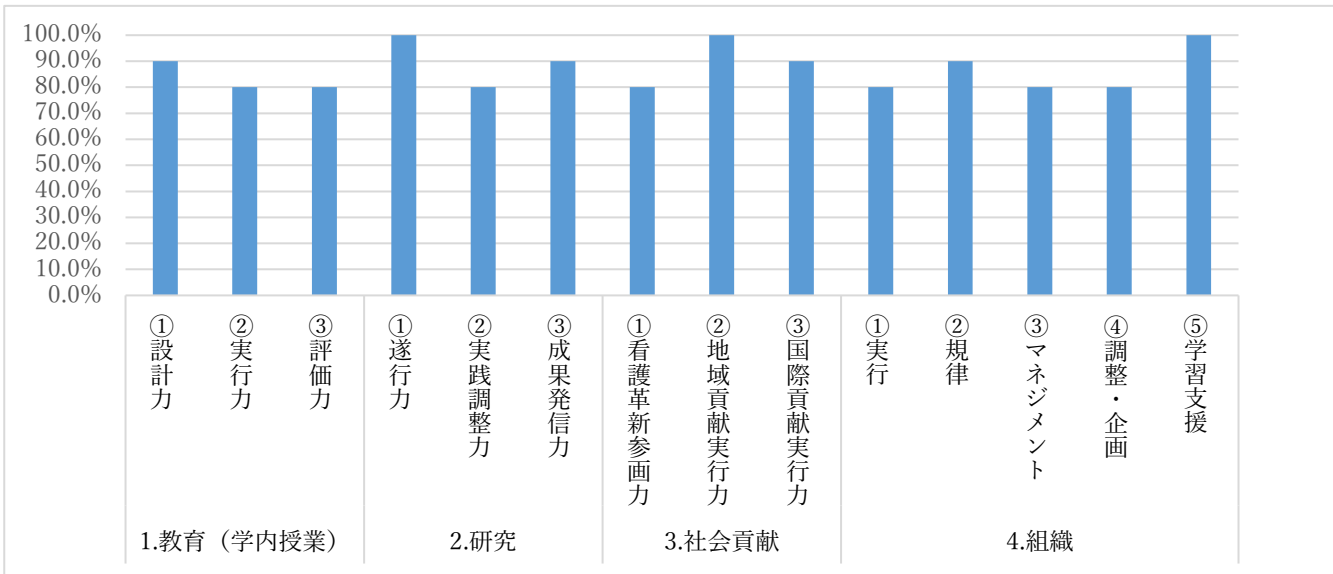


図 4 教員評価項目別 2（％）

表 5 : 2024 年度 教員業績評価（概要）

	1. 教育		2. 研究	3. 社会 貢献	4. 組織
評価項目	学内授業	臨地実習			
平均	12.4	12.9	17.8	10.2	20.1
満点	15	15	30	15	25
%	82.7%	85.9%	59.4%	68.2%	80.5%

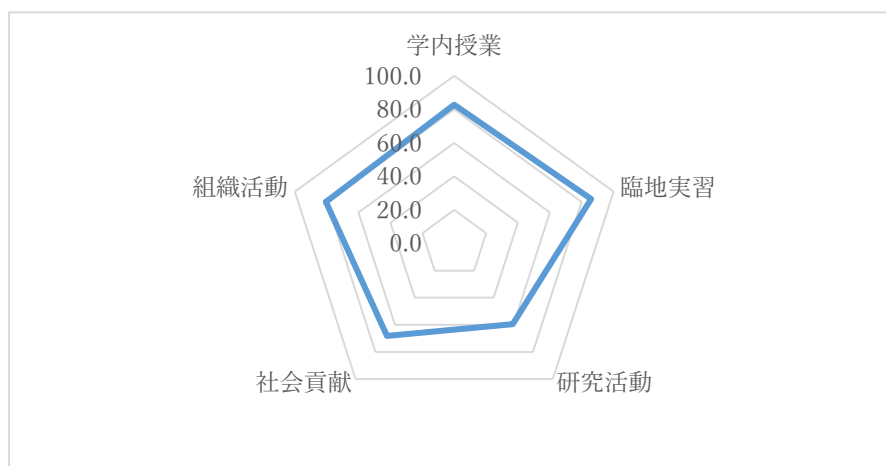


図 5 教員評価レーダーチャート 1 (%)

表 6 : 2024 年度 教員業績評価（臨地実習無）

	1. 教育	2. 研究	3. 社会 貢献	4. 組織
評価項目	学内授業			
平均	22.8	17.8	10.2	20.1
満点	30	30	15	25
%	76.1%	59.4%	68.2%	80.5%

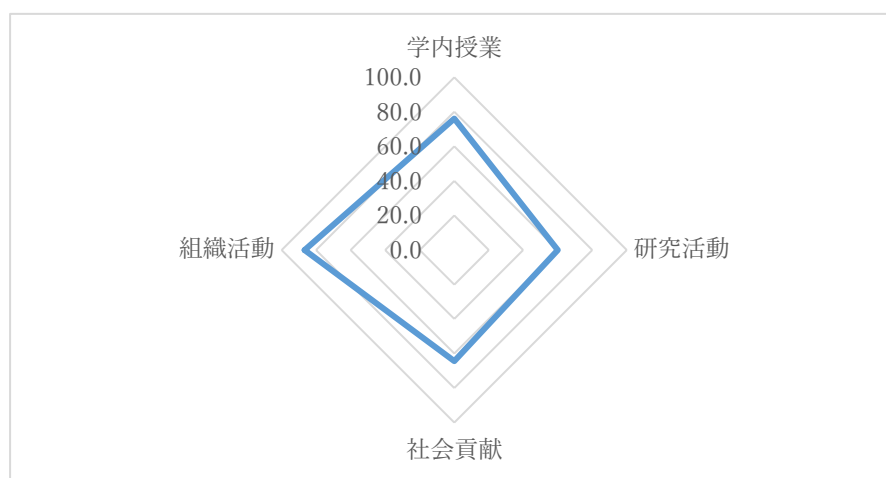


図 6 教員評価レーダーチャート 2 (%)

表 7：2024 年度 教員業績評価項目別

	1.教育（学内授業）			1.教育（臨地実習）			2.研究			3.社会貢献			4.組織				
	①設計力	②実行力	③評価力	①学生理解力	②学習支援力	③調整力	①遂行力	②実践調整力	③成果発信力	①看護革新参画力	②地域貢献実行力	③国際貢献実行力	①実行	②規律	③マネジメント	④調整・企画	⑤学習支援
平均	3.9	4.0	3.9	4.0	4.2	4.1	5.8	5.2	5.0	2.9	3.4	2.5	3.9	4.0	3.9	3.5	4.1
満点	5	5	5	5	5	5	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5
%	78.0%	80.3%	77.8%	80.8%	85.0%	82.7%	58.3%	52.2%	50.4%	58.4%	68.4%	50.8%	78.0%	80.4%	77.9%	70.7%	82.7%

※ 組織：①実行（改革姿勢とチャレンジ精神,主体性と責任感）、②規律（協調性と倫理性）、③マネジメント（決断力と判断力）、④調整・企画（折衝と調整力,企画力と開発力）、⑤学修支援（学生への対応力）

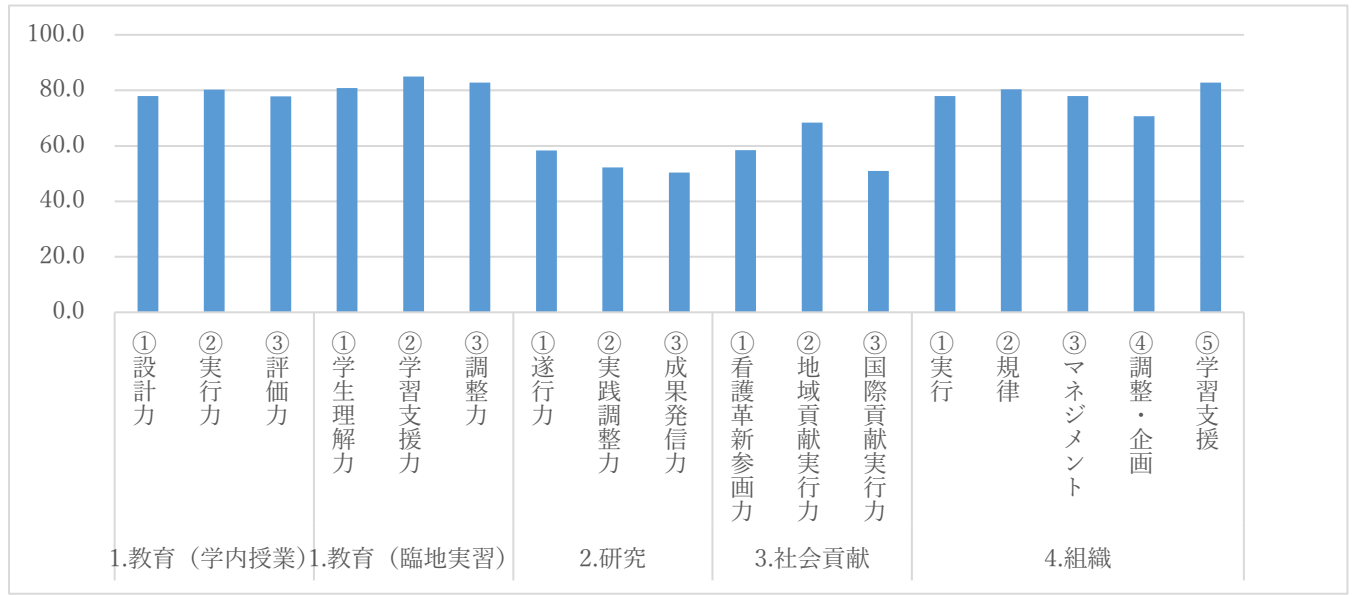


図 7 教員評価項目別 1（%）

表 8：2024 年度 教員業績評価（概要）

	1.教育（学内授業）			2.研究			3.社会貢献			4.組織				
	①設計力	②実行力	③評価力	①遂行力	②実践調整力	③成果発信力	①看護革新参画力	②地域貢献実行力	③国際貢献実行力	①実行	②規律	③マネジメント	④調整・企画	⑤学習支援
平均	7.8	7.8	7.2	7.0	6.0	5.0	3.3	3.2	3.2	4.0	4.5	4.3	4.3	4.5
満点	10	10	10	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5
%	78.3%	78.3%	71.7%	70.0%	60.0%	50.0%	66.7%	63.3%	63.3%	80.0%	90.0%	86.7%	86.7%	90.0%

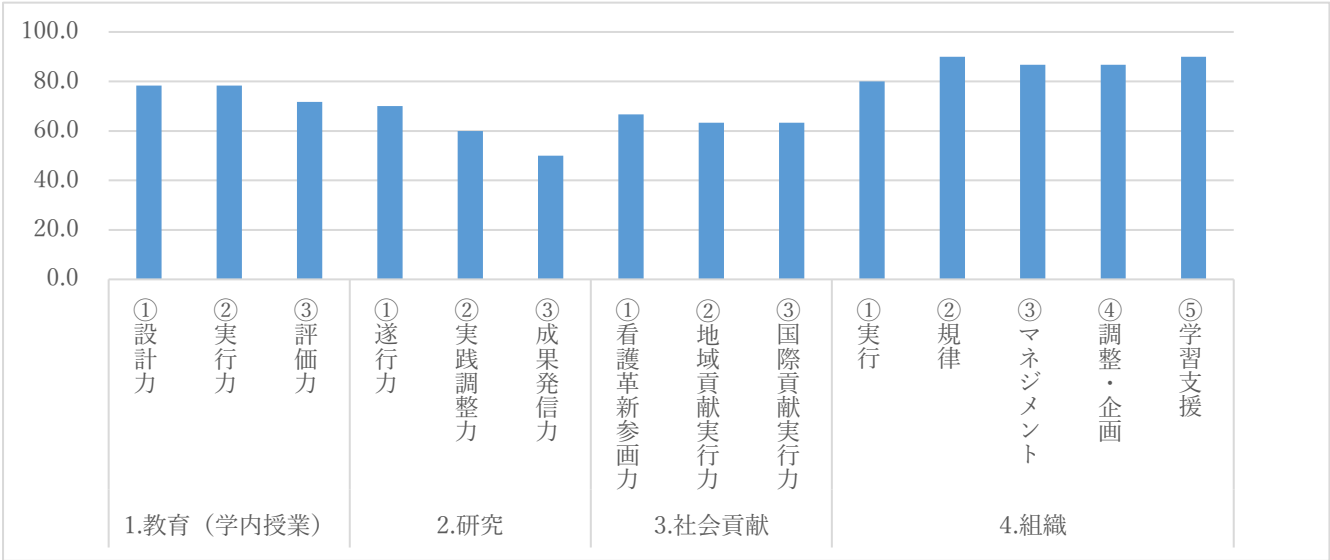


図 8 教員評価項目別 2（%）

表 9 : 2023 年度 教員業績評価 (概要)

	1. 教育		2. 研究	3. 社会 貢献	4. 組織
評価項目	学内授業	臨地実習			
平均	11.8	12.6	16.9	9	18.8
満点	15	15	30	15	25
%	78.7%	84.0%	56.3%	60.0%	75.2%

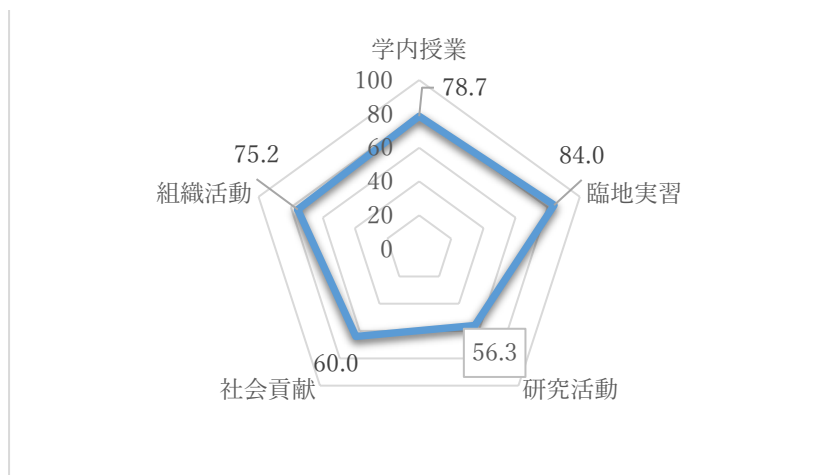


図 9 教員評価レーダーチャート 1 (%)

表 10 : 2023 年度教員業績評価項目別

	1. 教育 (学内授業)			1. 教育 (臨地実習)			2. 研究			3. 社会貢献			4. 組織				
	①設計力	②実行力	③評価力	①学生理解力	②学習支援力	③調整力	①遂行力	②実践調整力	③成果発信力	①看護革新参画力	②地域貢献献実力	③国際貢献献実力	①実行	②規律	③マネジメント	④調整・企画	⑤学習支援
平均	3.8	4.1	3.9	4.2	4.1	4.3	5.9	5.5	5.0	3.0	3.4	2.6	3.8	3.7	3.6	3.7	4.2
満点	5	5	5	5	5	5	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5
%	76.5%	81.7%	77.4%	84.7%	82.4%	85.9%	59.1%	54.8%	50.0%	60.9%	67.8%	51.3%	75.7%	74.8%	72.2%	73.9%	83.5%

※ 組織：①実行（改革姿勢とチャレンジ精神,主体性と責任感）、②規律（協調性と倫理性）、③マネジメント（決断力と判断力）、④調整・企画（折衝と調整力,企画力と開発力）、⑤学修支援（学生への対応力）

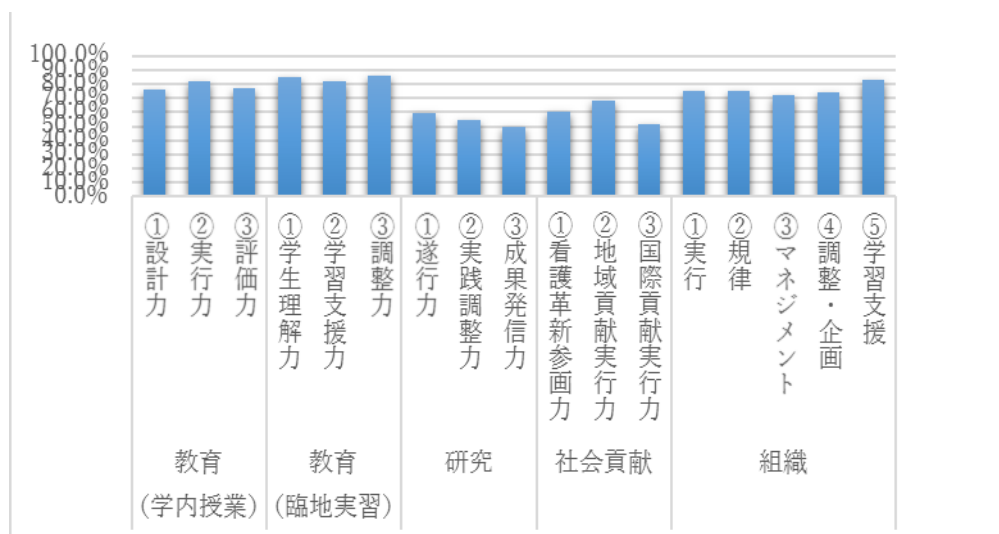


図 10 教員評価項目別 2 (%)

Check

本委員会の趣旨、任務に基づいて掲げた 2025 年度における本委員会活動の目的・目標への取り組み、進捗状況については、委員会の議事録を分析した。分析は、①目的、目標を達成するための確に運営できているかどうか、②全委員の意見を反映した議論が展開できているかどうか、③議題の委員会決議において、議論が飽和状態に達するまで継続審議ができていないかどうか、④速やかに教授会に諮り決議事項は、学内の全教職員に周知できているかどうか、⑤活動計画(Plan)のアウトカムが、活動内容(Do)に具現できているか。以上の5つの視点から行った。

Act

2025 年度における本委員会活動の目的・目標への取り組み、計画的かつ迅速な進捗状況について5つの視点から分析の結果、Check で前述したように、全てにおいて客観的な指標としての活動成果を可視化できている。しかしながら、自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標の設定を可視化する取り組みと、評価指標の設定におけるプロセス評価とアウトカム評価を前提に明らかにする体制づくりは、課題を継続している。

V 実績に関する評価

教員の「教育・研究・社会貢献等の自己評価書」について見直し、2025 年度は、教育 30 点配分について、看護学、公衆衛生看護学、助産学における臨地実習の学修支援担当あり者となし者、両者の評価項目について重みづけを検討し、同じ 30 点配分とすることで、公平性を担保する評価表に改正した。このことは、実績として評価できる。

しかし、本委員会の趣旨、任務に基づいて掲げた 2025 年度における本委員会活動の目的・目標の下に掲げた8つの計画において6つは達成できているが、本委員会の核となる評価指標の設定等に関する2つは達成できていない。また、「自己点検評価報告書」は、2022 年度より年1回の発行を開始し、2023 年、2024 年、2025 年度と継続できているが、活動内容と成果の標準化及び到達水準の明文化、そして、「自己点検評価報告書」の質・量に関する全体的な評価の実施、改善課題の可視化には至っていない。

VI 今後の課題

- ① 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標を設定することが課題である。
- ② 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標に基づいた PDCA サイクルの確立を図ることが課題である。
- ③ 各委員会や各学問領域等が、取りまとめた自己点検・評価結果について、質の向上を目指した改善課題や発展目標等について議論を重ね、成果を得ることが課題である。
- ④ 「自己点検評価報告書」は、2022 年度より年1回の発行を開始し、2025 年度の発行が4回目となる。2026 年度は、活動内容と成果及び到達水準の明文化、そして、「自己点検評価報告書」の質・量に関する全体的な評価の実施、改善課題の可視化が課題である。

VII 次年度(2026)の取組計画

- ① 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標を設定し、評価指標の設定におけるプロセス評価とアウトカム評価を前提に明らかにする体制に基づいた PDCA サイクルの確立を図る。
- ② 2025 年度の教授会委員会、研究科委員会、附属組織等の各委員会、看護学専門領域及び一般基礎分野、大学院看護学研究科の各看護学分野及び科目における自己点検・評

価を行い、教育・研究活動及び社会貢献活動について、各々における活動内容と成果及び到達水準の明文化、そして、「自己点検評価報告書」の質・量に関する全体的な評価を実施、改善課題を可視化した 2026 年度「自己点検評価報告書」を発刊する。

- ③ 2024 年度より新しく作成した「学生の授業評価」に対する「教員の自己点検報告書」について、課題を発見し改善を行う。2023 年度から継続している紙媒体で学内に掲示し学生に開示する。なお、このことに関する学生の反応について、教務委員会に実態調査を依頼し、「2026 年度自己点検評価報告書」に集約する。

教員個々の教育・研究・社会貢献・大学組織活動について、自己点検評価・改善に取り組むことができるように、2023 年度から取り組んでいる教員評価業績制度の実施を継続する。

■資 料

表 3：委員会開催日程と主な議題

開催日程	主 な 議 題
第 1 回 12 月 24 日(水)	1. 2025 年度教員業績評価実施制度の実施について ①教員業績実施規程、②教員評価制度実施要領について見直しを行い、改正の必要性を確認 ③教育・研究・社会貢献等の自己評価書について見直しを行い、看護学、公衆衛生看護学、助産学の臨地実習担当「あり」の教員と「ない」教員の評価点を改善で教員間の公平性を担保 2. 自己点検評価報告書（2024 年度活動報告）発行について
第 2 回 1 月 14 日(水)	1. 2024 年度自己点検評価報告書について 2. 2024 年度教員業績評価実施制度の実施について
第 3 回 3 月 11 日(水)	1. 2024 年度自己点検評価報告書について 2. 2024 年度教員業績評価実施制度の実施について

■資料 1

関西看護医療大学自己点検・評価等委員会規程 (趣旨) 第 1 条 関西看護医療大学（以下「本学」という。）における自己点検・評価及び外部評価等を実施し、内部質保証を推進するため、関西看護医療大学学則第 14 条第 1 項の規定に基づき、関西看護医療大学自己点検・評価等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。 (組織) 第 2 条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。 3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 研究科長 (4) 学科長 (5) 教務副委員長 (6) 学生副委員長 (7) 看護診断研究センター長 (8) 事務局長
--

- (9) 事務局次長
- (10) 事務局の各課長
- (11) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者(学外者を含む。)

4 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の設定
- (2) 各種委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果の集約
- (3) 各種委員会等が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた自己点検・評価に関する事項

(委員会の会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会に、必要に応じ、第4条に規定する審議事項のうち特定の事項について専門的に調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(議事録)

第7条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第8条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、経営管理課管理係において処理する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月8日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される第3条第1項第7号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとし、なお再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和5年7月12日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際現に委員である事務局長の任期の末日は、この規程の施行の日とする。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月18日から施行する。

10. 内部質保証推進委員会

委員長 江川隆子

I 委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則第2条に基づき、関西看護医療大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 関西看護医療大学（以下「本学」という。）の教育・研究等の質を保証し、向上させるため、自己点検・評価の責任組織として本委員会を設置する。本委員会は内部質保証システムを構築・機能させることにより、本学の教育・研究を始めとする諸活動の質向上を推進することを目的とする。また、諸活動の質向上の推進は、自己点検・評価等委員会およびカリキュラム委員会との連携のうえで行う。

(審議事項)

第1条 委員会は、内部質保証体制を適切に運用するために次に掲げる事項について審議する。

1. 内部質保証の方針及び体制に関する事項
2. 内部質保証体制の推進管理に関する事項
3. 認証評価機関が行う認証評価に関する事項
4. 中期目標・中期計画の策定に関する事項
5. 中期計画実施のための年度計画策定、推進管理、及び実施状況報告に関する事項
6. 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた内部質保証に関する事項

II 活動目的

本委員会は内部質保証システムを構築・機能させることにより、本学の教育・研究を始めとする諸活動の質向上を推進することを目的とする。

III 活動目標

内部質保証体制案の構築と更新

認証評価機関が行う認証評価の準備の推進

中期計画実施のための年度計画策定及び実施状況報告書の作成

IV 実施内容

P l a n

1. 内部質保証体制を構築し、十分な機能を果たすことができるように段階的に整える。
2. 中期計画実施のための年度計画策定及び実施状況報告書の作成を推進する。
3. 認証評価機関が行う認証評価に関する準備について検討を開始する。

D o

内部質保証推進委員会を1ヶ月に1回の頻度で開催し、内部質保証に関連する活動内容を検討し、実施した。委員会の開催日程及び概要は下記の表1に示す通りである（表1）。

また、第Ⅲ期法人中期目標・中期計画を策定し、質保証推進委員会、教授会の審議を経て、法人評議員会・理事会に諮り、承認された。さらに、中期目標・中期計画に基づく「2024年度計画及び実施状況報告」、及び「2025年度計画」について各委員会等と協働で作成し、教授会で共有した。また、「2024年度計画及び実施状況報告」については、評議員会・理事会にて報告した。

表 1：委員会開催日程と主な議題

開催日程	主 な 議 題
第 1 回 4 月 9 日(水)	1. 各大教授会における年度計画実施状況について
第 2 回 4 月 28 日(月)	1. 認証評価について 2. 2024 年度年度計画及び実施状況報告書（案）について ・外部評価委員会の設置について 3. 2024 年度自己点検評価報告書（案）について 4. 関西看護医療大学教員の昇任に関する内規（案）について 5. 卒業時学生の学修達成度[教員による評価]の実施体制について 6. 履修上の留意事項における各科目の履修要件について 7. 学部・大学院における広報企画委員会活動に関して ・本学HPの構成（2025 年度版）等について 8. 他の研究機関への試料・情報の提供に関する申請書（案）について
第 3 回 5 月 21 日(水)	1. 関西看護医療大学教員の昇任に関する内規（案）について 2. 学部・大学院における広報企画委員会活動について 3. 臨床教授に関する規程等について 4. 認証評価（大学基準協会）のロードマップについて 5. 看護学教育モデル・コア・カリキュラムについて 6. 委員会規程の整合性について 内部質保証推進、自己点検評価等、カリキュラム各委員会 7. 大学院の授業における大学の Zoom アカウントの使用について 8. 2024 年度年度計画及び実施状況報告書（案）について 事務局関連追記版
第 4 回 6 月 11 日(水)	1. 関西看護医療大学における災害対応体制について 2. 委員会規程等の整備と管理について ・委員会等規程の基本構造案 ・ファイル管理の更新計画 3. 7 月の拡大教授会について
第 5 回 7 月 9 日(水)	1. 2026 年度テキストについて 2. 中間計画に基づく 2025 年度の年度計画について 3. 紀要投稿の推進について 2025 年度の紀要投稿様式及び締切月日等 4. 科研申請の推進について ・2025 年度科研申請に係る FD 等 ・公的研究費使用マニュアル 5. 科研の間接経費の使途について ・間接経費の使途の検討プロセス ・2025 年度間接経費の使途について 6. 拡大教授会における報告内容の確認 1) 2024 年度自己評価報告書について 2) 2025 年度認証評価について 3) 新学舎について
第 6 回 8 月 21 日(水)	1. Google Workspace の利用について 2. 関西看護医療大学看護学部教員の選考基準(案)について 3. 関西看護医療大学看護学部教員の資格規程(案)について
第 7 回 9 月 9 日(火)	1. 学生の主体的な学びを支える内部質保証体系図 2025 の改善点について 2. 臨床教授の推進状況について 3. 学生と学長との懇談会について 4. 認証評価実施におけるロードマップの確認

第 8 回 9 月 22 日 (火)	1. 臨床教授の推進者について 2. 認証評価における留意点・課題について 3. 認証評価内容の記載の施行と課題について
第 9 回 12 月 25 日 (水)	1. 卒業者調査の配布方法について 2. 関西看護医療大学同窓会について 3. 図書館の開館について
第 10 回 10 月 14 日 (火)	1. 認証評価申請書作成進捗状況 2. 臨床教授依頼状況と会議予定等について 3. 内部質保証体系図修正版及び組織図 4. 令和 7 年 2 月中央教育審議会答申について 「わが国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」 5. 教学マネジメントについて
第 11 回 2025 年 2 月 3 日 (火)	1. 臨地教授会協議会に関する資料等について 2. 認証評価申請書の進捗状況について 3. 理事会における第Ⅲ期中期目標及び中期計画案の資料について 4. 令和 7 年度大学組織、内部質保証体系図について
第 12 回 2025 年 3 月 11 日 (水)	1. 各種方針案について 2. 学生の主体的な学びを支える内部質保証体系図 3. 認証評価文書の進捗状況について

Check&Act

- 内部質保証体制を構築し、十分な機能を果たすことができるように段階的に整える。
内部質保証体制を視覚的に捉えることができる内部質保証体系図について検討を重ね、整合性を確認するに至った。2025 年度版の体系図は、情報の流れが明確に捉えにくいという課題があったことから、情報の流れをより明確に捉えることができるように工夫を重ね、2026 年度版としてあらたに策定した。
- 中期計画実施のための年度計画策定及び実施状況報告書の作成を推進する。
「2024 年度実施状況報告書」及び「2025 年度年度計画」を各委員会等との協働でとりまとめ、教授会にて共有した。また、11 月には「法人第Ⅲ期中期目標・中期計画」、「2025 年度実施状況報告書」、「2026 年度年度計画」の策定・提出について企画を行い、教授会にて共有するに至った。「法人第Ⅲ期中期目標・中期計画」については、内部質保証推進委員会、教授会の審議を経て、法人評議員会・理事会にて諮り、承認を得た。
- 認証評価機関が行う認証評価に関する準備について検討を開始する。
受審予定年度が 2026 年度であることから、2025 年 11 月に申請書を提出するための計画を企画するとともに、FD 委員会の主催により 2 月 27 日 (火) に「教学マネジメントの基礎」をテーマに講師 (奈良女子大学高等教育研究・支援センター 山咲博昭博士) を招聘し、研修会を開催することとなった。

V 実績に対する評価

内部質保証体制の構築については順当に進めることができている状況である。また、内部質保証体制のなかで各委員会が一層協働的かつ発展的に活動している。今後は外部評価委員会の構築について検討を続け、客観的な評価が毎年度得られるように整える必要がある。

VI 今後の課題

2026 年度は今年度と同様に定期的に委員会を開催し、内部質保証体制の充実を図るとともに、機関別認証評価の受審の年度であることから、文書の提出及び実地調査に関しては全学的に協働する必要がある。

法人第Ⅲ期の中期目標・中期計画に基づく「2025 年度年度計画及び実施状況報告」、及び「2026 年度計画」について各委員会等と協働で作成し、教授会・法人評議員会にて報告する。

Ⅶ 次年度（2026）の取組計画

1. 内部質保証体制の充実を図り、十分な機能を果たすことができるように整える。
2. 第Ⅲ期法人中期目標・中期計画にもとづく 2026 年度計画の策定及び 2025 年度実施状況報告書の作成を推進する。
3. 認証評価機関が行う認証評価の現地調査等の準備を各種委員会との協働及び教職協働で実施する。

■資料 1

関西看護医療大学 内部質保証方針

I. 内部質保証の基本方針

1. 本学の建学の精神、目的及び学部・研究科が掲げる教育目標等並びに諸活動の方針の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動並びに組織及び運営について、自主的かつ自律的に自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上に資する改革を推進する。
2. 教育・研究等の質保証について、組織内の意識の醸成と涵養を図るとともに、学生の主体的かつ自律的学修の支援の充実及び教育研究力の向上に資するよう、教職協働のもとで、学内の有機的な連携関係を形成する。
3. 自己点検・評価は、大学設置基準、大学院設置基準、大学評価機関が掲げる大学基準に基づく点検・評価項目、中期目標・中期計画・年度計画、及び本学のアセスメントポリシー等を基盤に毎年度実施する。
4. 自己点検・評価活動の実施にあたっては、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、外部評価を含めた計画をもって行う。

II. 内部質保証の体制・組織

内部質保証の基本方針を実現するため、以下の諸組織が相互連携する体制とする。

1. 内部質保証推進委員会は、内部質保証体制（関西看護医療大学内部質保証体系図参照）の責任組織として、自己点検・評価等委員会及びカリキュラム委員会と連携して内部質保証体制の中核となり、本学の自己点検・評価活動を推進する役割を担う。
2. 内部質保証体制は、学生（学部・研究科）を中心に配し、教育に係る内部質保証、学生支援/就職・キャリア支援/社会貢献/研究等に係る内部質保証、及び大学運営・財務に係る内部質保証等で構成される。
3. 諸委員会、各領域及び各部局は、学生の主体的かつ自律的学修を支援する教育・研究活動という視点を含め、自己点検・評価活動を実施する。
4. 自己点検・評価等委員会は、全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織等に対して提言（フィードバック）を行い、カリキュラム委員会とともに改善・改革活動を推進する。
5. 内部質保証体制については、関係組織と連携しながら、継続的・組織的に検証し、改善改革を行い、最適化を図る。

III. 内部質保証の運営

1. 内部質保証推進委員会は、内部質保証の方針及び体制を整備するとともに、中期目標・中期計画及び年度計画の策定・実施・検証等を実施し、全学的な内部質保証を推進する。
2. 自己点検・評価等委員会は、教育理念、ディプロマ・ポリシー〔学位授与方針〕、カリキュラムポリシー〔教育課程編成・実施方針〕、及びアドミッションポリシー〔入学者受入れ方針〕に基づく教育活動についての組織的な自己点検・評価活動を推進し、その結果を全教職員と共有する。
3. カリキュラム委員会は、自己点検・評価活動の結果等にもとづき、カリキュラム（学部及び研究科）のあり方を全学的な視野で検討し、カリキュラムの改善・改革を推進する。
4. 諸委員会、各部局および各教職員は、教育・研究活動及び諸活動の企画、実施、検証をふまえ、諸活動の改善・改革を恒常的に実施する。

IV. 社会的公表

自己点検・評価活動をはじめとする内部質保証推進の状況について、社会的公表を行う。

■資料2

関西看護医療大学内部質保証推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則第2条に基づき、関西看護医療大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 関西看護医療大学（以下「本学」という。）の教育・研究等の質を保証し、向上させるため、自己点検・評価の責任組織として本委員会を設置する。本委員会は内部質保証システムを構築・昨目させることにより、本学の教育・研究を始めとする諸活動の質向上を推進することを目的とする。また、諸活動の質向上の推進は、自己点検・評価等委員会およびカリキュラム委員会との連携のうで行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学科長
- (5) 教務委員長
- (6) 学生委員長
- (7) 事務局長
- (8) 事務局次長
- (9) 事務局各課長
- (10) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者（学外者を含む。）

2 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、内部質保証体制を適切に運用するために次に掲げる事項について審議する。

- (1) 内部質保証の方針及び体制に関する事項
- (2) 内部質保証体制の推進管理に関する事項
- (3) 認証評価機関が行う認証評価に関する事項
- (4) 中期目標・中期計画の策定に関する事項
- (5) 中期計画実施のため の年度計画策定、推進管理、及び実施状況報告に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた内部質保証に関する事項

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから、あらかじめ学長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取する。委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じ、第3条に規定する審議事項のうち特定の事項について専門条に調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会の運営等に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会への報告)

第9条 各種委員会は、毎年度その任務に係る自己点検・評価を行い、その結果を、委員会が定める日までに報告するものとする。

(議事録)

第10条 委員会は、議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第11条 委員長は、委員会において審議した結果を教授会に報告しなければならない。

(事務)

第12条 委員会の事務は、経営管理課管理係において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

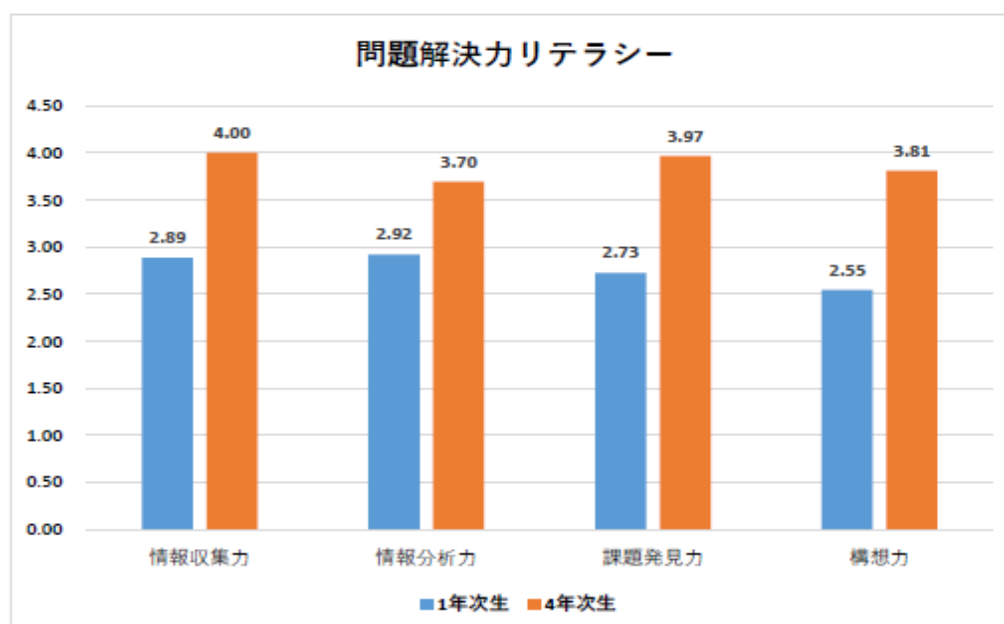
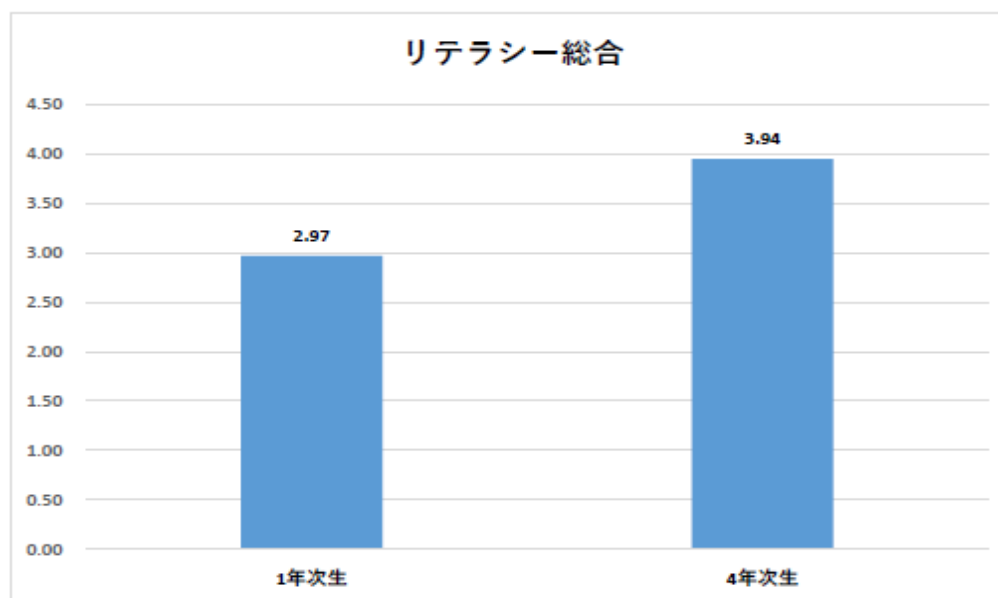
この規程は、令和6年9月11日から施行する。

附 則

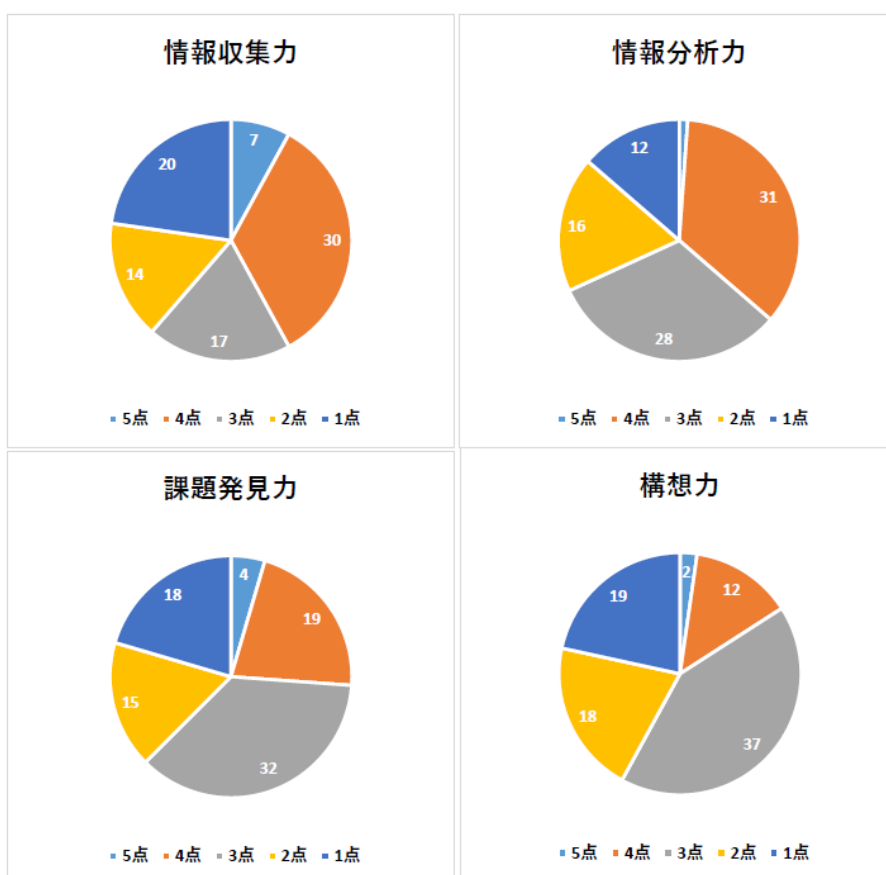
この規程は、令和7年11月18日から施行する。

■資料2 p r o gテスト結果

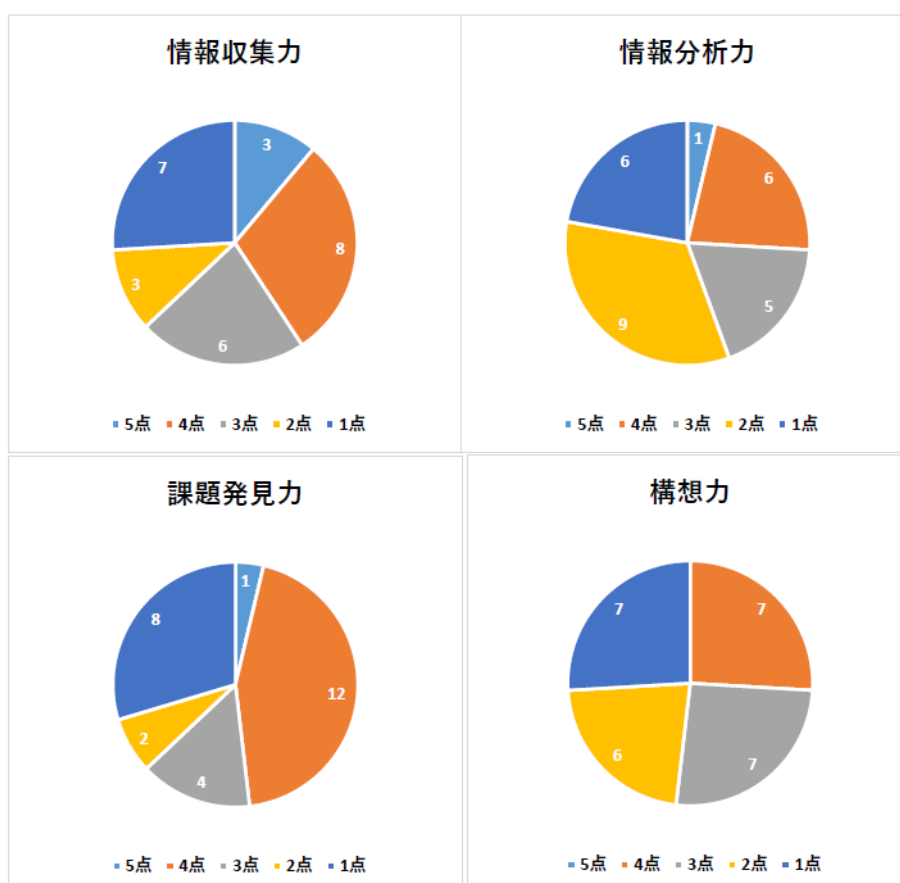
p r o gテスト：リテラシー（知識を活用する力）



1 年次生リテラシー人数分布図



4 年次生リテラシー人数分布図



progテスト：コンピテンシー（行動特性）

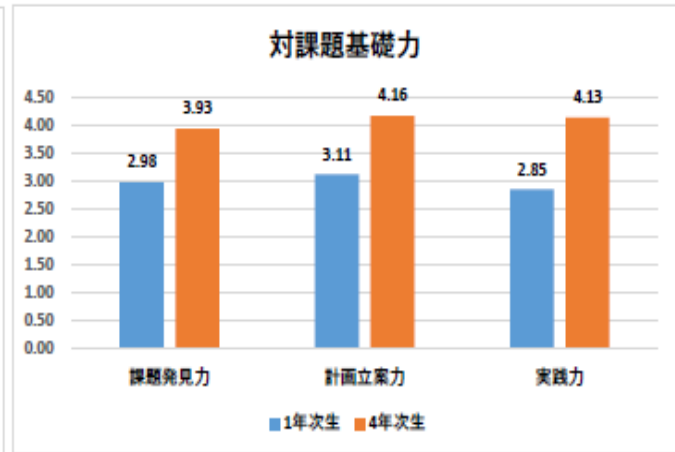
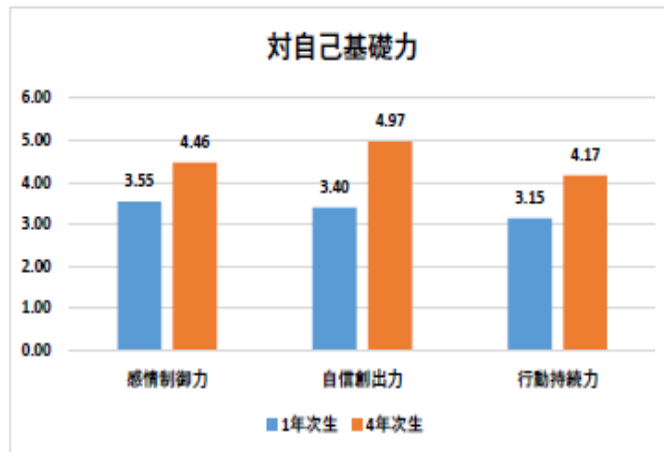
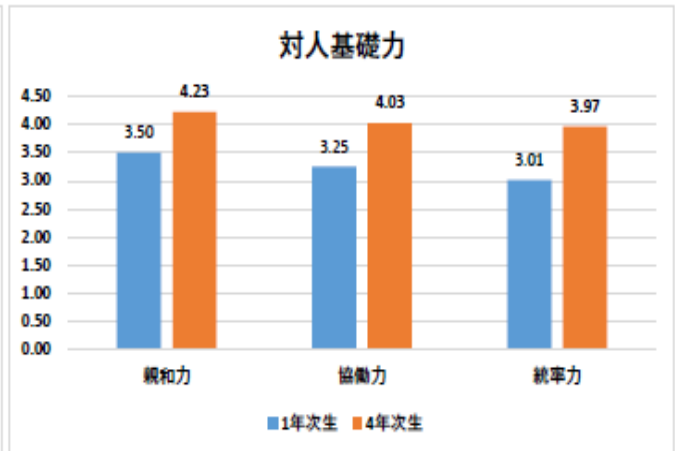
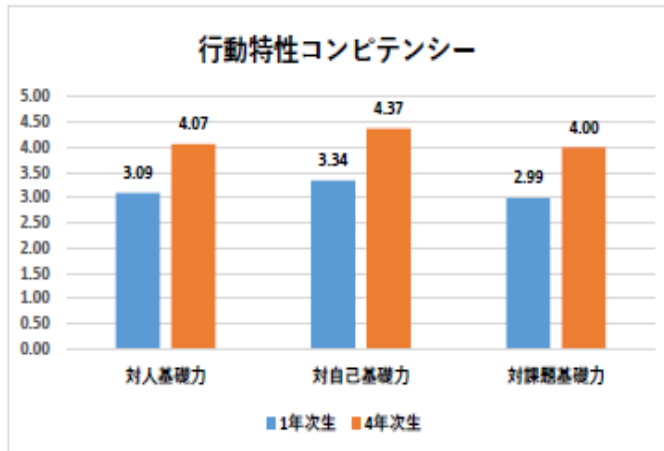


図 1 : 2025 年度内部質保証体系図

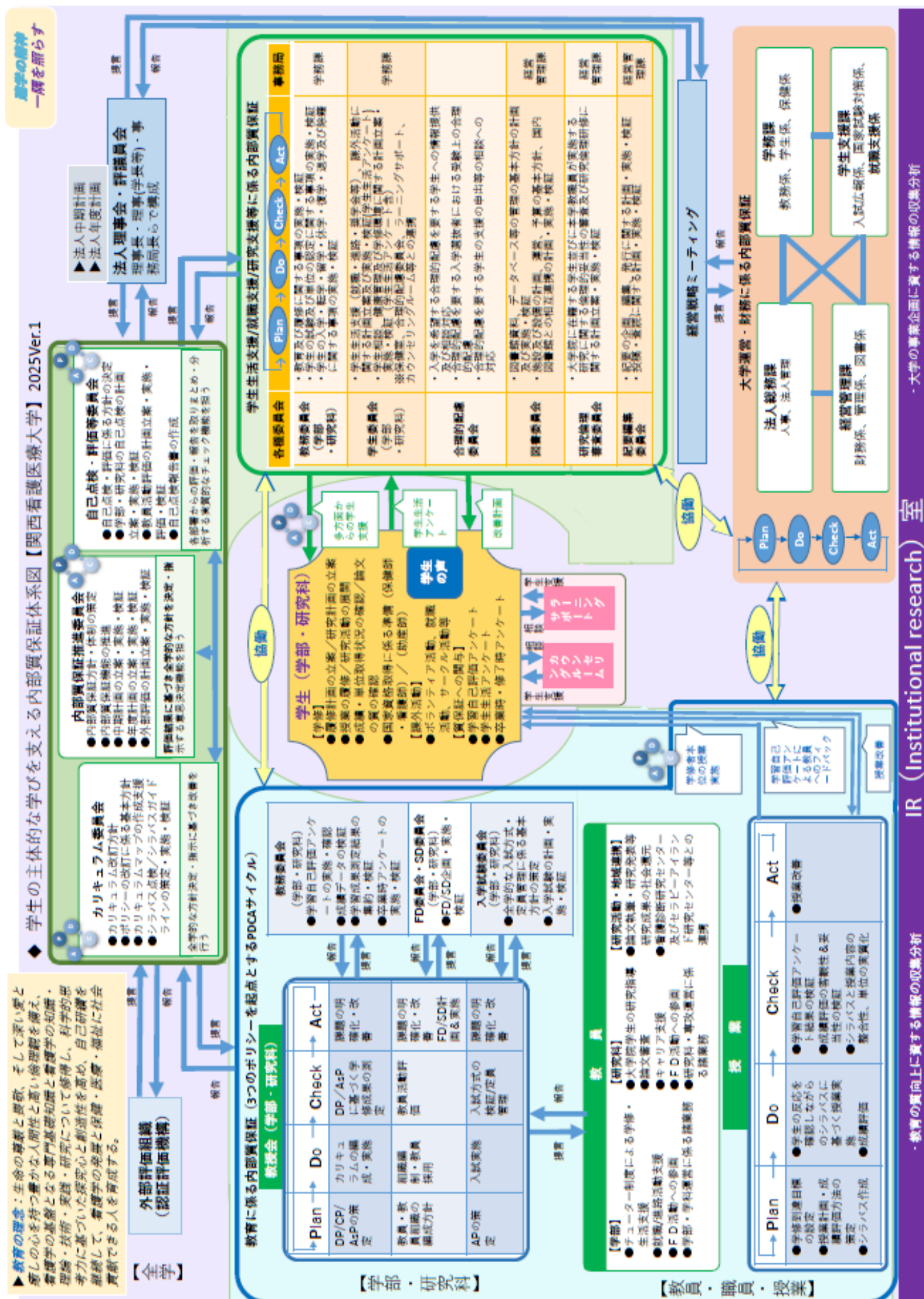
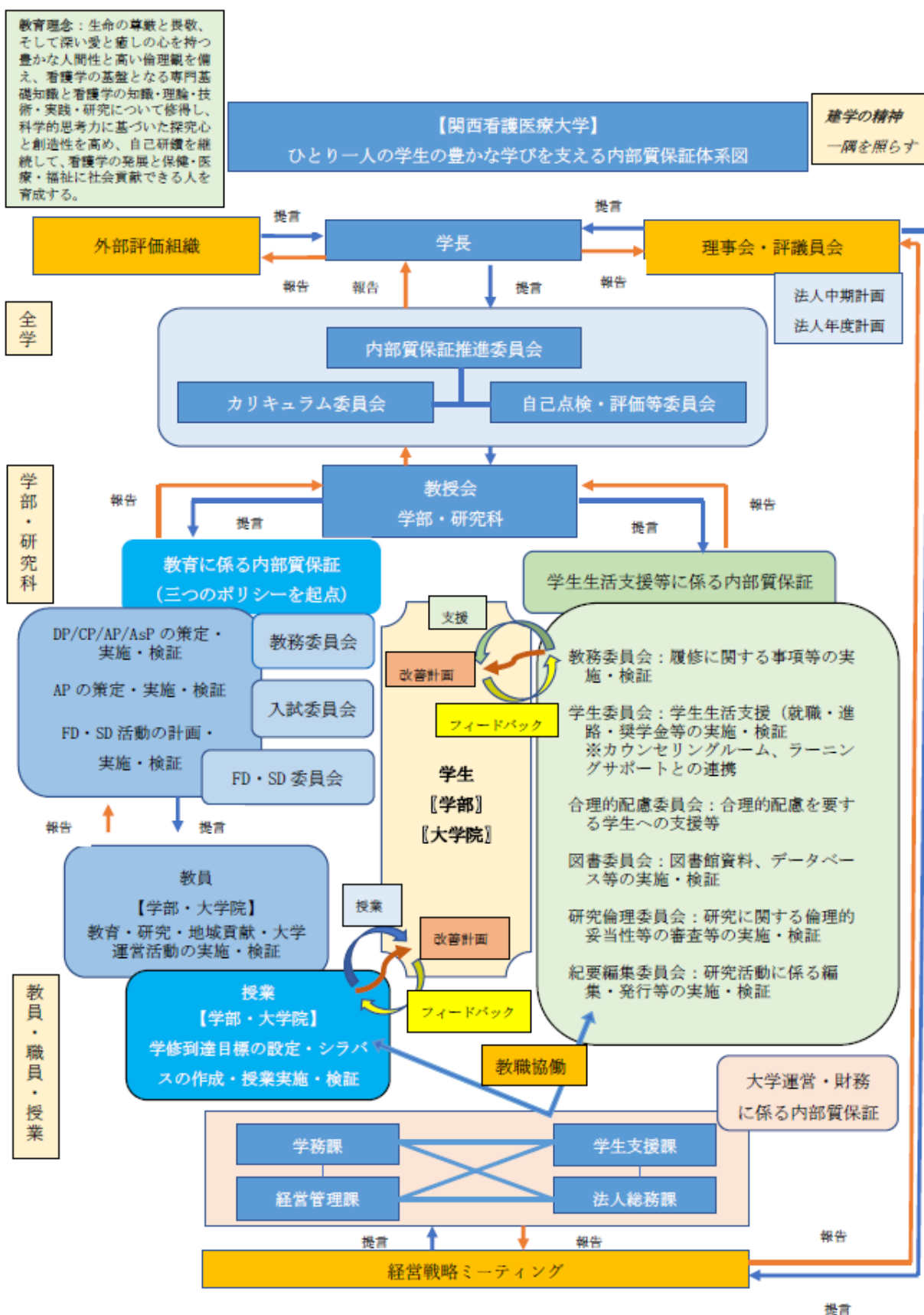


図2：2026年度内部質保証体系図



第2部：研究科委員会における自己点検評価

研究科委員会

委員長 松村 恵子

I 委員会規程

(任務)

第2条 委員会は、次の表に定める事項を審議する。

1 教務に関する事項	(1) 教育課程及び履修に関する事項 (2) 学生の試験及び単位の認定に関する事項 (3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、教務に関する事項
2 学生に関する事項	(1) 学生の福利厚生に関する事項 (2) 学生の健康管理に関する事項 (3) 学生の課外活動に関する事項 (4) 学生の進路・就職指導に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、学生の厚生補導に関する事項
3 入学試験に関する事項	(1) 学生の確保及び募集に関する事項 (2) 学生募集要項に関する事項 (3) 入学者の選抜方法に関する事項 (4) 入学試験の実施に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、入学試験に関する事項

2 委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議するとともに、研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

II 活動目的

本委員会規程第2条に定められた教育課程等の教務に関する事項、学生福利厚生に関する事項等、ならびに看護学特別研究・修士論文作成等を含む学修支援に関する事項、入学試験ならびに大学院受験生確保に関する広報等に関する事項、ひいては大学院における教育・研究の質向上を図る事項の方針を明示し、的確、計画的に実行することを目的とする。

III 活動目標

1. 教育課程の展開において、教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいてシラバスに提示した授業の実際及び院生のニーズや学修状況に対応した看護学特別研究・修士論文作成等における学修支援の実際について明らかにする。
2. 大学院における教育・研究の質向上を目指して量質転化を図る。受験生確保対策の一環として、学部の前期ガイダンスにおいて、各看護学分野の特徴を具体的に紹介し、進学へ動機づける。また、教育・研究を紹介するホームページの充実を図る。
3. 博士後期課程設置構想の具現を目指して、設置認可申請を行い、大学院教育5年間(博士前期・後期)の教育課程の実現を目標とする。
4. 大学院の教育課程は、専門領域における教育・研究が深化する学修システムとして構造的に連動性が図られているかどうか。特に、学部から大学院への進学、ひいては、本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制が整っているか、現状把握・分析し課題を明らかにする。

Ⅳ 実施内容

Plan

- ① 教育課程の展開において、教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいてシラバスに提示した授業の実際について明らかにする。
- ② 院生のニーズや学修状況に対応した看護学特別研究・修士論文作成等における学修支援の実際について明らかにする。
- ③ 大学院における教育・研究の質向上を目指して量質転化を図り、受験生の確保対策を明らかにする。
- ④ 受験生確保対策の一環として、学部の3年生、4年生の前期ガイダンスにおいて、看護学分野長より大学院教育課程及び各看護学分野の特徴について、具体的に紹介し、進学へ動機づける。
- ⑤ 受験生確保対策の一環として、看護学研究科における教育・研究を紹介するホームページの充実を図る。
- ⑥ 学生便覧は、学生においては学修プロセスの認識が深まり、教員においては教育意図的な学修支援が整うように見直しを行い改善する。
- ⑦ 現行の「慢性看護学分野」「地域看護学分野」「看護管理学分野」「母性看護・助産学分野」を選択する学生を受け入れる教育・研究体制を整える。
- ⑧ 博士後期課程設置構想の具現を目指して、設置認可申請を行い、大学院教育5年間(博士前期・後期)の教育課程の実現を目標とする。
- ⑨ 大学院の教育課程は、専門領域における教育・研究が深化する学修システムとして構造的に連動性が図られているかどうか。特に、学部から大学院への進学、ひいては、本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制が整っているか、現状把握・分析し課題を明らかにする。

Do

- (1) 委員会開催：(5/12、6/16、9/1、9/2、10/28、1/8)全6回(資料表1)
- (2) 活動内容の概要
 - ① 教育課程の展開において、教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいたシラバスに提示した授業について明らかにし、「大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対応した授業の実際に関する報告書」を作成した。
 - ② 院生のニーズや学修状況に対応した看護学特別研究・修士論文作成等における学修支援が行われているかどうか、2025年度在籍生「母性看護・助産学分野」院生を対象にディプロマ・ポリシーに対応した到達度状況、学修達成感について小論文作成を課し、現状を明らかにした。
 - ③ 教育・研究の質向上を目指して量質転化を図り、大学院定員を満たす受験生の確保対策を明らかにして取り組む。具体的には各分野において、入学生が均等に在籍することを目標に取り組んだ。
 - ④ 受験生確保対策の一環として、学部の3年生、4年生の前期ガイダンスにおいて、看護学分野長より大学院教育課程及び各看護学分野の特徴について、具体的に紹介し、進学へ動機づけたことで、学部4年生では、4月早々に進路に関する相談が寄せられた。「母性看護・助産学分野」では、本学部から3人受験し合格した。
 - ⑤ 受験生確保対策の一環として、看護学研究科における教育・研究を紹介するホームページの充実を図った(資料①②参照)。
 - ・資料①大学院看護学研究科修士生の修士論文題目一覧

- ・資料②大学院看護学研究科における研究指導教員の研究概要および主要論文一覧
- ⑥ 学生便覧は、学生においては学修プロセスの認識が深まり、教員においては教育意図的な学修支援が整うように見直しを行い、次の事項について改善した。
- ・「修士論文提出の手引き」の事項、VI. 修士論文作成上の注意事項における《文献リストの作成について》は、本学紀要の作成要領に準じる内容に改善を行い、大学院修了後、修士論文の一部を掲載投稿ができるようにした。このことは、研究者としての第1歩の研鑽がつながることを意図した体制づくりである。
 - ・「研究倫理審査申請の手引き(院生用)」の事項、《実施計画審査申請書の様式1》に、学修支援プロセスを経て申請書を提出できるように、『実施計画審査申請書の提出を認めます 印』の事項を追加した。
- ⑦ 現行の「慢性看護学分野」「地域看護学分野」「母性看護・助産学分野」に新たに新設した「看護管理学分野」を選択する学生を受け入れる教育・研究体制を整え、4分野における学術的な相乗効果を図る「学術セミナー」と看護学研究科第1回FD研修会を開催した。
- ・看護学研究科第1回合同セミナー
2025年7月19日(土)13:30-15:00
テーマ「私の教育者・研究者としての歩み」
 - ・看護学研究科第1回FD研修会
2025年8月5日(火)14:30-16:00
テーマ「科学研究費補助金申請への取り組み」
講演1＜尺度を開発する＞、講演2＜看護実践を問いに変える＞
- ⑧ 2022年8月より取り組んできた「博士後期課程設置構想」は、2024年5月理事長の承諾が得られたことから、大学院教育5年間(博士前期・後期)の教育課程の実現を目指して、2025年3月、博士後期課程設置申請、幾つかの課題に取り組み、6月に補正申請を行ったが、課題改善が困難となり、8月、一旦取り下げとした。新たに構想を策定し2026年3月4日、文部科学省に設置申請を行った。
- ⑨ 大学院の教育課程は、専門領域における教育・研究が深化する学修システムとして構造的に連動性が図られているかどうか。特に学部から大学院への進学、ひいては、本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制が整っているかについて現状把握・分析し課題を明らかにした。そして、新たに「メンタルヘルス看護学分野」を新設し、2026年度受験生を募集した。

Check

本委員会の趣旨、任務に基づいて掲げた2025年度における本委員会活動の目的・目標達成への取り組み、進捗状況については、委員会の議事録を分析した。分析は、①目的、目標を達成するための確に運営できているかどうか、②全委員の意見を反映した議論が展開できているかどうか。③議題の委員会決議において、議論が飽和状態に達するまで継続審議ができているかどうか。④速やかに研究科教授会に諮り決議事項は、大学院看護学研究科を担当する教職員に周知できているかどうか。⑤活動計画(Plan)のアウトカムが、活動内容(Do)に具現できているか。以上の5つの視点から行った。

Act

2025年度における本委員会活動の目的・目標への取り組み、計画的かつ迅速な進捗状況について5つの視点から分析の結果、Checkで前述したように、全てにおいて客観的な指標としての活動成果を可視化できている。

V 実績に関する評価

活動目標として掲げた①教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいてシラバスに提示した授業の実践及び院生のニーズや学修状況に対応した看護学特別研究・修士論文作成等における学修支援、②大学院における教育・研究の質向上を目指した各看護学分野における専門性を紹介するホームページの充実、③大学院教育5年間(博士前期・後期)の教育課程の実現を目指した博士後期課程設置申請、④本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制、これらの全てにおいて実績を具現化できている。特に、学生便覧は、学生においては学修プロセスの認識が深まり、教員においては教育意図的な学修支援が整うように、「修士論文提出の手引き」と「研究倫理審査申請の手引き(院生用)」における《実施計画審査申請書の様式1》の改善ができている、また、学術的な相乗効果を図る「学術セミナー」と「看護学研究科第1回FD研修会」を開催している。

VI 今後の課題

2026年度は、これまでの活動目標①教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいてシラバスに提示した授業の実践及び院生のニーズや学修状況に対応した看護学特別研究・修士論文作成等における学修支援、②大学院における教育・研究の質向上を目指した各看護学分野における専門性の深化、③大学院教育5年間(博士前期・後期)の教育課程の実現を目指した博士後期課程設置申請、④本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制に関する取り組みの深化を図る。特に、学部教育との連動について体系的に実現できること、5つの看護学分野における教育・研究の専門性や特徴を可視化し、受験生確保対策の一環として広報につなげること、この2つは、今後の重点課題である。

VII 次年度(2026)の取組計画

- ① 教育課程の展開において、教育理念、教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、シラバスに提示している授業が実際に展開できているか、課題を明らかにし改善する。
- ② 学生のニーズや学修状況に対応した看護学特別研究・修士論文作成等における学修支援の実践について課題を明らかにし改善する。
- ③ 大学院受験生確保対策の一環として、本学学部在籍生へのガイダンス、卒業生へのアプローチ、ホームページの充実を図り、定員数の在籍生の確保に努める。
- ④ 「慢性看護学分野」「地域看護学分野」「母性看護・助産学分野」「看護管理学分野」に新たに新設した「メンタルヘルス看護学分野」の選択生を受け入れる教育・研究体制を整え、5分野における学術的な相乗効果を図る「学術セミナー」を企画する。
- ⑤ 教員において教育意図的な学修支援が整うように、博士後期課程設置認可が下りれば博士前期後期課程における「修士・博士学位取得要領」とし、一貫した取り組みになるように検討し作成する。
- ⑥ 大学院の教育課程は、専門領域における教育・研究が深化する学修システムとして構造的に連動性が図られているかどうか。特に学部から大学院への進学、ひいては、本学の発展に資する教育・研究者を育てる次世代育成体制が整っているかについて現状把握・分析し課題を明らかにし改善する。

■資料① 令和7年度（2025）研究科委員会

表1：委員会開催日程と主な議題

開催日程	主な議題（概要含む）
第1回 5月12日（月）	2024年度議事録の確認 - 研究科委員会規程の確認 2024年度研究科委員会活動報告と2025年度の課題について - 現行の修士課程を博士前期課程改組（博士後期課程設置認可の場合）について - 看護学分野における学術的な相乗効果を図る「合同セミナー」企画について - 非常勤講師「助産学演習・実習（母性看護・助産学分野2人枠の2人目）委嘱について - その他 慢性看護学分野在籍者1人、2025年4月復学の学修状況について 2025年8月29日（金）「研究計画書中間発表会」9月修了予定生の開催について
第2回 6月16日（月）	- 第1回研究科委員会議事録について - 看護学研究科第1回「FD研修会」開催について 2025年8月5日（火）14:30-、講師（古川教授・神谷教授） - その他 （ア）土曜日の図書館開館について （イ）時間割変更における院生への周知について ・今後、時間割変更があった場合、学務課に変更届を提出し、学務課より院生にキャンパスプランで周知とする。
第3回 9月1日（月）	- 第2回研究科委員会議事録について 2025年8月29日（金）「研究計画書中間発表会」9月期修了予定生の開催中止状況について ・当該院生「研究計画書中間発表会」は、2月期修了生の時期に実施。 2026年2月27日、研究計画書提出は2026年2月24日（火）17時。 ・大学院学生便覧には、災害等に関する影響や個人の不可抗力による事態も含め、「研究計画書中間発表会」の延期等に関する記述がないため、次年度に向けて検討を行い加筆するとした。
第4回 9月2日（火）	- 第3回研究科委員会議事録について 9月期修了生の「研究計画書中間発表会」について ・「研究計画書中間発表会」開催時期の再検討 ・2025年10月4日（土）11:00-12:00 開催 - 本学における休学費の減額について ・2025年4月より従来の半額となっており、財務より、2025年9月に院生に周知することになった。
第5回 10月28日（火）	- 第4回研究科委員会議事録について - 看護学分野の構成について ・2026年4月より、新しく「メンタルヘルス看護学分野」を新設、担当教員は、黒江副学長、着任予定の寶田教授、小出水准教授で、2026年度入学生の募集。本協議事項は、11月11日の研究科教授会に諮る。 2026年度「大学院学生便覧」について - カリキュラム・ポリシーについて - 大学院看護学研究科修了生の修士論文題目一覧について ・これまでの修了生39人について、分野別に整理し題目をホームページに掲載予定、本協議事項は、11月11日の研究科教授会に諮る。 - その他 ・9月期修了予定性の学修状況及び修得について
第6回 1月8日（木）	- 第5回研究科委員会議事録について - 修士論文（最終論文、冊子体）の図書館での管理体制について ・修了生39人中、31人の修士論文は、冊子体として図書館で保管している。31人の最終論文について学務課に確認、冊子体（学内作成等）

	とする。修士論文の冊子化について大学院学生便覧に記載するとした。 3. 研究倫理審査委員会に提出する「実施計画審査申請書」について ・「本申請書」の提出を認める主研究指導教員の認印の箇所を追加し、2026年度「大学院学生便覧」の「実施計画審査申請書」の様式を改正するとした。 4. 2025年度看護学研究科「修士論文」の主査・副査について 5. 2025年度看護学研究科修士論文「公聴会」の進行者について 6. その他 ・2026年度「大学院学生便覧」について ・院2年「修士論文提出期限」2026年1月21日 ・院2年「修士論文公聴会・審査会」2026年2月6日 ・院1年「修士論文研究計画書中間発表会」2026年2月27日 ・院1年「研究計画書の倫理審査委員会申請」2026年3月4日 ・大学院において、学部のチューターと同様に、主研究指導教員・副研究指導教員とは別に院生のアドバイザーを設定するのはどうかという意見が出た。
--	--

■資料②：入学者選抜試験状況

・令和8(2026)年度入試

()内は本学卒業生、在学生

試験区分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
I期	7人	3人	(2)	3人	(2)	3人	(3)	3人	(2)
II期		2人	(1)	2人	(1)	1人	(1)	1人	(1)
合計	7人	5人	(3)	5人	(3)	4人	(4)	4人	(3)

・令和7(2025)年度入試

()内は本学卒業生、在学生

試験区分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
I期	7人	8人	(4)	8人	(4)	8人	(4)	8人	(4)
II期		0人	(0)	0人	(0)	0人	(0)	0人	(0)
合計	7人	8人	(4)	8人	(4)	8人	(4)	8人	(4)

・令和6(2024)年度入試

()内は本学卒業生、在学生

試験区分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
I期	7人	5人	(3)	5人	(3)	4人	(3)	4人	(3)
II期		0人	(0)	0人	(0)	0人	(0)	0人	(0)
合計	7人	5人	(3)	5人	(3)	4人	(3)	4人	(3)

・令和5(2023)年度入試

()内は本学卒業生、在学生

試験区分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
I期	7人	3人	(2)	3人	(1)	3人	(1)	3人	(0)
II期		0人	(0)	0人	(0)	0人	(0)	0人	(0)
III期		1人	(0)	1人	(0)	1人	(0)	1人	(0)
合計	7人	4人	(2)	4人	(1)	4人	(1)	4人	(0)

・令和4（2022）年度入試

（ ）内は本学卒業生、在学生

試験区分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
I 期	7 人	1 人	(1)	1 人	(1)	1 人	(1)	1 人	(1)
II 期		0 人	(0)	0 人	(0)	0 人	(0)	0 人	(0)
III 期		1 人	(1)	1 人	(1)	1 人	(1)	1 人	(1)
合計	7 人	2 人	(2)	2 人	(2)	2 人	(2)	2 人	(2)

・令和3（2021）年度入試

（ ）内は本学卒業生、在学生

試験区分	定員	応募者数		受験者数		合格者数		入学者数	
I 期	7 人	1 人	(1)	1 人	(1)	1 人	(1)	1 人	(1)
II 期		0 人	(0)	0 人	(0)	0 人	(0)	0 人	(0)
III 期		1 人	(0)	1 人	(0)	1 人	(0)	1 人	(0)
合計	7 人	2 人	(1)	2 人	(1)	2 人	(1)	2 人	(1)

資料③

関西看護医療大学研究科委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、関西看護医療大学大学院研究会委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。

3 委員は、研究科教授会の議を経て、学長が任命する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（審議事項）

第 4 条 委員会は、次の事項を審議する。

1) 教務に関する事項

(1) 教育課程及び履修に関する事項

(2) 学生の試験及び単位の認定に関する事項

(3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教務に関する事項

2) 学生に関する事項

(1) 学生の福利厚生に関する事項

(2) 学生の健康管理に関する事項

(3) 学生の課外活動に関する事項

(4) 学生の進路・就職指導に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、学生の厚生補導に関する事項

3) 入学試験に関する事項

(1) 学生の確保及び募集に関する事項

(2) 学生募集要項に関する事項

(3) 入学者の選抜方法に関する事項

(4) 入学試験の実施に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、入学試験に関する事項

2 委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議するとともに、研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第 6 条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学務課教務係において処理する。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(関西看護医療大学大学院看護学研究科教務委員会規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 関西看護医療大学大学院看護学研究科教務委員会規程

(2) 関西看護医療大学大学院看護学研究科学生委員会規程

(3) 関西看護医療大学大学院看護学研究科入学試験委員会規程

附 則

この規程は、令和 7 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

第3部：大学運営会議特別委員会における自己点検評価

1. 感染対策委員会

委員長 伊木 智子

I 委員会規程

感染対策委員会規程が定められ、令和5年12月13日から施行された。

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則第14条第2項の規定に基づき、関西看護医療大学感染対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 感染症対策に関する事項

(2) 感染症予防に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、感染症について必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。

3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員がやむを得ない事由により欠席するときは、委員長が指名した者が代理出席することができる。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

6 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、保健室において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。

Ⅱ 活動目的

本委員会は、大学における感染症対策・対応について検討し、感染症拡大防止を図り、学生・教職員の健康を守ることを目的とする。

Ⅲ 活動目標

- ① 感染症対策・対応について検討
- ② 必要に応じてガイドライン等の案を作成
- ③ 感染症予防の実施

Ⅳ 実施内容

P l a n

- ① 新型コロナウイルス感染症
 - ・2023年5月8日から「5類」に移行したが、国、地域の感染状況も把握し、学内での感染予防対策は継続していく。
- ② 感染状況の確認
 - ・各種感染症の学内における発生状況及び地域の感染状況を把握する。感染症発生動向調査（IDWR）および、兵庫県感染症情報センターなどから流行の感染症の動向の情報収集を行う。感染拡大時など必要な場合は、臨時に委員会を開催し、その対策について協議を行う。
- ③ 感染対策
 - ・感染対策に必要な物品の補充、学内への設置を継続する。
 - ・学生及び教職員に対し、セメスターごとのガイダンスなどの機会及び必要時に啓発を行う。

D o

- ① 学内での大きな流行はなし。実習先での感染対策は継続。
- ② 感染状況の確認
 - ・感染症発生動向調査（IDWR）および、兵庫県感染症情報センターなどから流行の感染症の動向の情報収集を行った。
 - ・学内における大きな感染症の流行はなし。
- ③ 感染対策
 - ・感染対策に必要な物品の補充、学内への設置を継続した。
 - ・学生及び教職員に対し、セメスターごとのガイダンスなどの機会及び必要時に啓発を行った。
 - ・学内での大きな感染症の流行等は見られなかったため感染対策委員会の開催はなし。

C h e c k

国の取組状況を踏まえ、感染症まん延防止のための対策の徹底は継続して行ったことから、集団発生はなかった。

A c t

- ・大学内における感染対策を実施した。

V 実績に対する評価

- ・新型コロナウイルス感染症を含め、本学内における大規模なクラスター発生は見られなかった。

VI 今後の課題

- ・国の方針を確認し、制限過剰にならないよう配慮しながら、病院等で実習を行う看護学生として実施すべき感染対策を実施していく必要がある。具体的には、実習における健康管理表の記載、看護学演習時や学内実習でのマスク着用は引き続き徹底していく。
- ・今後も新型コロナウイルス感染症のみならず、様々な感染症の発生状況に注意し、必要に応じて、委員会を開催し、必要な対策を協議する。
- ・施設、設備等における感染対策については、管理課との連携も必要である。

VII 次年度（2026）の取組計画

① 感染状況の確認

- ・各種感染症の学内における発生状況及び地域の感染状況を把握する。感染症発生動向調査（IDWR）および、兵庫県感染症情報センターなどから流行の感染症の動向の情報収集を行う。感染拡大時など必要な場合は、臨時に委員会を開催し、その対策について協議を行う。

② 感染対策

- ・感染対策に必要な物品の補充、学内への設置を継続する。
- ・学生及び教職員に対し、セメスターごとのガイダンスなどの機会及び必要時に啓発を行う。

2. 衛生委員会

委員長 伊木 智子

1 委員会規程

学校法人関西看護医療大学教職員衛生委員会規程

(衛生委員会の組織)

第7条 衛生委員会は、次に掲げる者をもって組織し、その定数については学長が定める。

- (1) 衛生管理者
- (2) 産業医
- (3) 大学の教職員で健康保持及び衛生に関し経験を有するもののうちから、学長が指名した者

2 前項第3号の委員の半数については、管理職以外の教職員の中から指名するものとする。

II 活動目的

本委員会の活動目的として、委員会規程第1条に「趣旨規定」が、第2条に「学長の責務」が、第3条に「教職員の義務」に係る規定が定められている。

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）、その他別に定めがあるもののほか、教職員の健康の保持増進及び衛生に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長の責務)

第2条 学長は、職場における教職員の安全と健康を確保するよう努めるものとする。

(教職員の義務)

第3条 教職員は、学長、衛生管理者等が法令並びにこの規程に基づいて講ずる安全及び健康の確保並びに快適で安全な就労環境の形成のために行う措置に協力するよう努めなければならない。

III 活動目標

(衛生委員会の所掌事務)

第8条 衛生委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ストレスチェック等、教職員の精神衛生に関すること。

Ⅳ 実施内容

Plan

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1. 健康管理	定期健康診断・人間ドック 特定健診・特定保健指導 健康診断結果の事後フォロー											
2. メンタルヘルス	ストレスチェック 高ストレス者への産業医面談 ストレス・メンタルヘルスの情報提供 必要時、産業医、産業保健看護職によるメンタル相談を行う											
3. 感染対策	抗体価検査 感染対策 インフルエンザ予防接種											
4. 人事総務	衛生委員会											
5. 復職・休職支援	必要時、休職／復職者へフォローアップ											
6. 健保組合	特定健診・特定保健指導											
7. 作業管理 作業環境管理	予防、改善（啓発）											

Do

1. 健康管理

1) 定期健康診断・人間ドック等：健診業者はJ A厚生連

【日程】

・令和7年4月14日（木）

・受診状況：53 中、受診者 38 人（※他非常勤 3 名受診）

人間ドック等 15 人

2) 特定健診・特定保健指導

・受診状況：対象 33 人

3) 健診後事後フォロー

・2次給付対象者への説明

・受診した方が良いかという相談に対応

2. メンタルヘルス

1) ストレスチェック

・集団分析のスコア 最下段令和7年度参照

・ストレスチェックの経年変化（下記の図に関しては、p. 100 資料を参照）

ストレスチェック 経年変化

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教員男性	81	96	86	94	89
教員女性	75	71	76	82	81
教員全体	82	85	84	91	85
職員男性	132	112	101	155	126
職員女性	106	79	87	96	103
職員全体	126	97	96	122	118
教職員男性	116	108	97	138	112
教職員女性	80	77	87	89	89
教職員全体	97	91	90	103	101

受検者率：100%（昨年：97.9%）

高ストレス判定者：受検者中 31.1%（昨年度 25.5%）

2) 高ストレス者への産業医の面談

令和7年度実績：0 件

3) ストレス・メンタルヘルスの情報提供

・R7 年度は実績なし。

	・ 外部機関との連携（事業場外資源の活用） ・ 産業保健センター刊行物から情報を収集 4) 産業医・産業保健看護職によるメンタル相談 ・ 随時対応。産業医へのメンタル相談はなし。 ・ 事業場内部門との連携（事業場内資源の活用）：保健室運営委員会保健師、学内公認心理師、精神看護学領域教員と連携し推進した。
3. 感染対策	1) 抗体価検査 ・ 実習先の一部から、成人領域の先生も提出を求められている。 ・ ワクチンガイドライン第4版が発刊されているが、実習機関から求められる様式に大きな変化はなかった。 2) インフルエンザ予防接種 【令和7年度インフルエンザワクチン接種率】 教員 60% 職員 38% （参考：令和6年度 教員 80% 職員 39%） 3) 新型コロナウイルス感染症対応 ・ 新型コロナウイルスワクチンに関しては、病院等からの正式に接種を求める文書等は確認できていない。領域により、担当教員、教務係から問い合わせがあったものに対応した。 ・ 新型コロナワクチン接種率については0回目～6回目接種（一部教職員は7回目）までばらつきあり。接種は推奨とした。 ・ 感染対策委員会、保健室運営委員会との協働で、感染対策について検討を行った。
4. 人事・総務	衛生委員会の開催 ○サイボウズ審議 第1回：4月25日～4月30日 第2回：5月26日～5月29日 第3回：6月27日～6月30日 第4回：7月28日～7月31日 第5回：8月25日～8月28日 第6回：9月25日～9月29日 第7回：10月22日～10月28日 第8回：11月21日～11月27日 第9回：12月24日～12月26日 第11回：令和8年2月24日～2月26日 第12回：令和8年3月26日～3月30日 ○対面会議 第10回：令和8年1月29日（木）
5. 復職・休職支援	対象者なし
6. 健康保険組合	・ 特定健診の結果に基づき、健康情報ポータルサイト「Pep Up(ペップアップ)」が無料で提供され、スマートフォンやPCから健診結果の経年変化を確認できるほか、健康状態に合わせた最適なアドバイスが提供される。 ・ 自身の健康改善や日々のウォーキング等の活動に応じて、電子マネーや商品と交換できる「Pep Point（ペップポイント）」が付与される。 ・ 従来の紙の冊子に代わり、WEB上でいつでも閲覧可能な健康レポートが提供され、健康行動を見直すきっかけにつながりやすい。

C h e c k

1. 健康管理	・ 産業医による就業可能判断が未実施だったため昨年度より実施し、今年度も継続して実施している。 ・ 企画、運営上課題はない。 ・ 例年受診率は高く、未受診者へのフォローも行っている。 ・ 健診後に所見がある教職員への事後フォローも行っており、医療受診へもつながっている。
---------	--

2. メンタルヘルス	1) ストレスチェック ・毎年同時期に実施しており、経年で変化が分かる。 2) 高ストレス者への産業医の面談 今年度希望者なし 3) ストレス・メンタルヘルスの情報提供 ・R6年度は実績なしであるが、必要な場合は、情報提供を行うことは可能（淡路島内の精神科について等）である。 ・外部機関との連携（事業場外資源の活用） ・産業保健センター刊行物により、情報収集を引き続き行う。 4) 産業医・産業保健看護職によるメンタル相談 ・随時対応している。必要な場合は連携できる状況である。 ・事業場内部門との連携（事業場内資源の活用） 保健室運営委員会保健師、学内公認心理師、精神看護学領域教員と連携がスムーズであった。
3. 感染対策	1) 抗体価検査 ・成人看護学領域において、教員の抗体価検査・予防接種を求められるケースが発生している。R7年度は各領域に確認の上2名の基礎・成老・地域在宅領域の教員の抗体価検査を実施した。 2) インフルエンザ予防接種 ・接種を受けていても、接種証明書を提出していない教職員もいると思われる。 ・職員の接種率は低下している。
4. 人事・総務	衛生委員会の開催：月1回
5. 復職・休職支援	今年度対象者なし
6. 健康保険組合	・特定健診の結果に基づき、健康情報ポータルサイト「Pep Up(ペップアップ)」が無料で提供され、スマートフォンやPCから健診結果の経年変化を確認できるほか、健康状態に合わせた最適なアドバイスが提供される。 ・自身の健康改善や日々のウォーキング等の活動に応じて、電子マネーや商品と交換できる「Pep Point (ペップポイント)」が付与される。 ・従来の紙の冊子に代わり、WEB上でいつでも閲覧可能な健康レポートが提供され、健康行動を見直すきっかけにつながりやすい。

V 実績に対する評価

- ・衛生委員会の開催は、サイボウズ審議も含め毎月実施した。
- ・令和7年度は、第1回～第9回、第11、12回はサイボウズ審議とし、第10回は対面会議を実施した。

VI 今後の課題

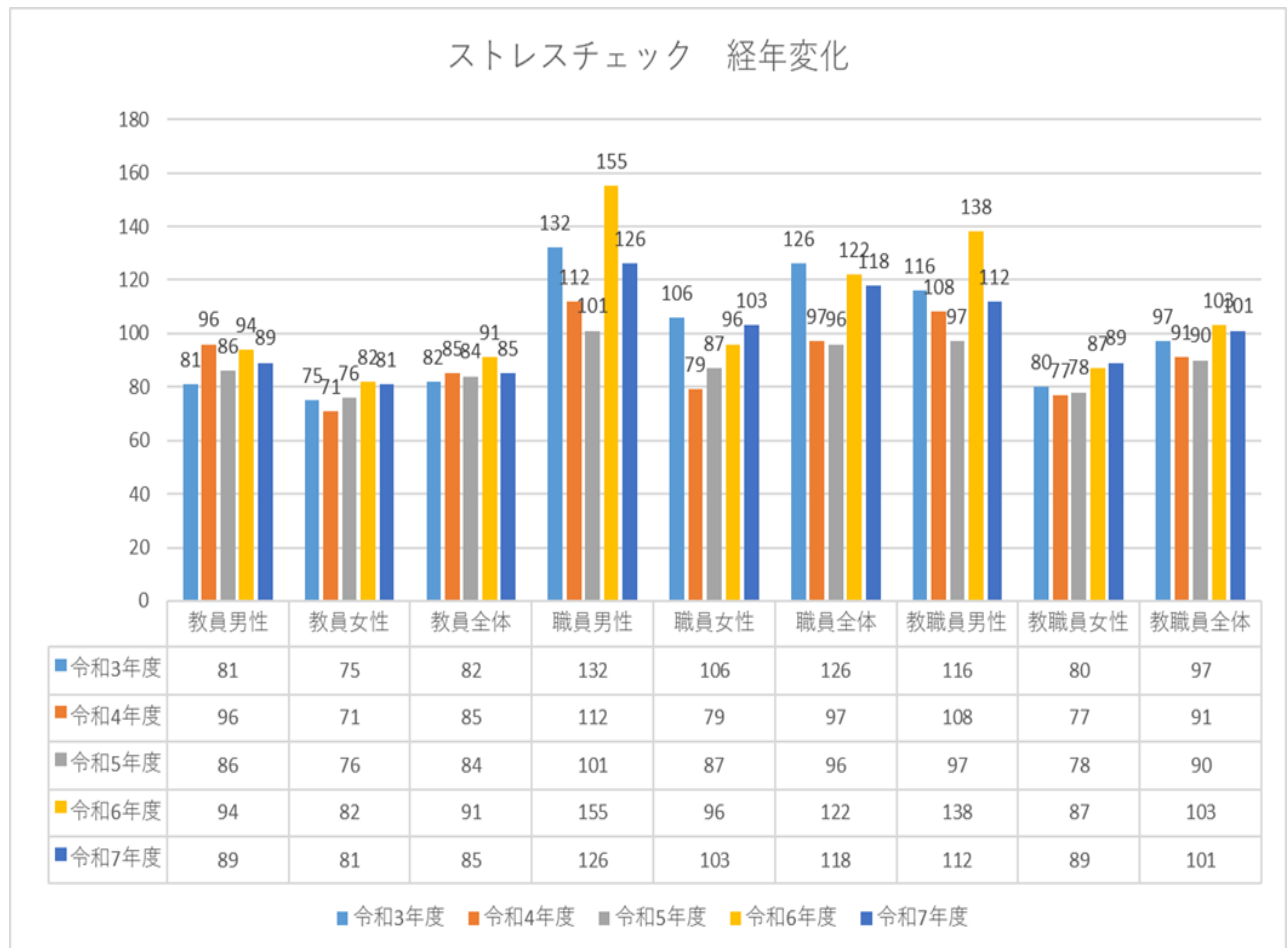
- ・教職員の健康管理、メンタルヘルス、感染対策を基本軸としているが、今後は、作業管理、作業環境管理、快適職場に関する取組、治療と仕事の両立支援と復職支援に関する体制、合理的配慮の提供体制の構築について教務委員会と連携し検討していく必要がある。

VII 次年度（2026）の取組計画

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1. 健康管理	定期健康診断・人間ドック 特定健診・特定保健指導 健康診断結果の事後フォロー											
2. メンタルヘルス	ストレスチェック 高ストレス者への産業医面談 ストレス・メンタルヘルスの情報提供 必要時、産業医、産業保健看護職によるメンタル相談を行う  											

3. 感染対策	抗体価検査 インフルエンザ予防接種
4. 人事総務	衛生委員会
5. 合理的配慮 の提供体制	必要時文献、既存資料からの情報収集・研修会参加
6. 復職・ 休職支援	必要時、休職／復職者へフォローアップ
7. 治療と仕事 の両立支援	必要時対応、体制整備
8. 作業管理 作業環境管理	予防、改善（啓発）
9. 快適職場	必要時対応（キャンパス内外）
10. 健保組合	特定健診・特定保健指導

■資料１：ストレスチェックの経年変化



資料 1

学校法人関西看護医療大学教職員衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）、その他別に定めがあるもののほか、教職員の健康の保持増進及び衛生に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長の責務)

第2条 学長は、職場における教職員の安全と健康を確保するよう努めるものとする。

(教職員の義務)

第3条 教職員は、学長、衛生管理者等が法令並びにこの規程に基づいて講ずる安全及び健康の確保並びに快適で安全な就労環境の形成のために行う措置に協力するよう努めなければならない。

(衛生管理者)

第4条 学長は、政令第4条に定める事業所に該当する事務所等に、省令第7条第1項第4号に定める労働者数の基準に従い、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、学長が選任する。

3 衛生管理者は、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

(産業医)

第5条 学長は、政令第5条に定める事業場に該当する事務所等に、法第13条第1項に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く。

2 産業医は、医師の資格を有する者のうちから、学長が任命し、又は委嘱する。

3 産業医は、法第13条第1項に規定する業務を行う。

(衛生委員会の設置)

第6条 学長は、法第18条第1項に規定する衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。

(衛生委員会の組織)

第7条 衛生委員会は、次に掲げる者をもって組織し、その定数については学長が定める。

(1) 衛生管理者

(2) 産業医

(3) 大学の教職員で健康保持及び衛生に関し経験を有するもののうちから、学長が指名した者

2 前項第3号の委員の半数については、管理職以外の教職員の中から指名するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(衛生委員会の所掌事務)

第8条 衛生委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ストレスチェック等、教職員の精神衛生に関すること。

(衛生委員会の委員長及び副委員長)

第9条 衛生委員会に委員長を置き、衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 衛生委員会に副委員長を置き、委員のうちから学長が指名した者をもって充てる。

(衛生委員会の会議等)

第10条 委員長は、省令第23条第1項の規定により衛生委員会を開催しなければならない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

4 委員がやむを得ない事由により欠席するときは、委員長が指名した者が代理出席することができる。

5 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

7 衛生委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 委員長は、衛生委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教

授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

9 委員長は、衛生委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

10 衛生委員会の事務は、財務課において処理する。

(健康診断の種類)

第11条 教職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 特定健康診査
- (4) 給食従業員検便健康診断
- (5) 臨時健康診断

(健康診断の実施)

第12条 健康診断の受診対象者、検査項目及び検査回数は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第12条から第14条まで及び第17条並びに省令第43条、第44条及び第47条に定めるとおりとし、その実施に関して必要な事項は、衛生管理者又はその指定した者が、別に定める。

(受診義務)

第13条 教職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。ただし、学長の承認を得て、同一項目について他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

(健康診断の記録の作成)

第14条 衛生管理者は、第11条の規定による健康診断（前条ただし書の場合の健康診断書を含む。）の結果に基づき、個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(健康診断の結果報告)

第15条 衛生管理者は、第11条に定める健康診断を実施したときは、学長に報告するとともに、教職員に通知するものとする。

(療養の指示等)

第16条 学長は、前条に規定する報告があった場合において、教職員の健康の確保のため必要があると認めるときは、産業医又は他の医師の意見を聴き、その意見に基づいて次に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うとともに、その者が所属する管理職にその指示の内容を通知するものとする。この場合において、要療養の指示をする者については、その療養に必要な期間（以下「療養期間」という。）についても併せて指示するものとする。

区 分	指 示 区 分	
勤務面	要療養	勤務を休む必要のあるもの
	要軽業	勤務に制限を加える必要のあるもの
	要注意	勤務をほぼ平常に行ってよいもの
医療面	要治療	医師による直接の医療行為（科学療法、外科手術等）を必要とするもの
	要観察	医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を受ける必要のあるもの

(療養の義務)

第17条 前条の規定による指示を受けた者は、その指示及び産業医又は主治医の療養指導に従い、療養に専念する等、健康の回復に努めなければならない。

(秘密の保持)

第18条 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た教職員の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(適用の特例)

第19条 臨時又は非常勤の教職員の健康の確保については、教職員に準じて取り扱うものとする。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、教職員の衛生に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月22日から施行する。ただし、第9条第3項及び第10条第3項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

3. 保健室運営委員会

委員長 伊木 智子

I 委員会規程

関西看護医療大学保健室規程

(運営委員会)

第6条 室に、室の運営に関する事項について審議するため、関西看護医療大学保健室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 学長が指名した教員 若干人
- (3) 財務課長
- (4) 学務課長
- (5) 専任の職員
- (6) その他学長が必要と認めた者

II 活動目的

本委員会は、委員会規程第6条の規定に基づき設置され、第2条の目的規定には「室は、保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び教職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。」とされている。これを達成するための運営に関する事項について、審議することを目的とする。

III 活動目標

- ① 下記業務の遂行に当たって、必要な情報共有、意見交換及び実施についての検討をする。

規程抜粋

(業務)

第3条 保健室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 定期及び臨時の健康診断に関すること。
- (3) 健康診断の事後措置等健康の保持増進について必要な指導に関すること。
- (4) 健康相談及び精神保健に関する指導・助言に関すること。
- (5) 学内の環境衛生及び感染症の予防に関する指導・助言に関すること。
- (6) 保健管理に関する調査研究に関すること。
- (7) その他保健管理に必要な専門的業務に関すること。

- ② 保健室に関する情報共有

IV 実施内容

P l a n

月	計 画	通年対応
4 月	・ 健康診断 ・ 前期ガイダンス	・ 応急処置

	・保護者ガイダンス ・ワクチン接種指導 ・W i l l 加入手続 ・健康情報まとめ、確認 ・実習時のアルコールジェル等確認 ・喫煙防止講演会	・健康相談、カウンセリング室との連携 ・W i l l 請求手続 ・ワクチン接種状況確認、データ入力、実習先・就職先への提出用データ・用紙作成 ・医薬品、アルコールジェル、手洗い石鹸の在庫管理、補充 ・A E D 管理 ・順心淡路病院での検診予約、ワクチン接種予約、抗体価検査予約 ・保健室前に健康情報を掲示、必要に応じキャンパスプランも使用 ・食堂従事者への検便 月2回
5月	・健診事後措置 ・受診勧告・まとめ ・保健室運営委員会 ・ワクチン接種指導	
6月	・3年生小児抗体価検査、ワクチン接種状況まとめ	
7月	・特定保健指導開始 ・実習オリエンテーション	
8月	・結核補助金申請① ・新型コロナウイルス感染症に対応した。看護学実習方針検討	
9月	・後期ガイダンス ・洲本健康福祉事務所健康管理課保健師によるH I V や性感染症などの啓発講演 ・インフルエンザワクチン接種案内	
10月	・ストレスチェック実施、結果確認、配布、集団分析 ・インフルエンザワクチン接種状況確認	※喫煙防止講演会、新型コロナウイルスワクチン予防接種、歯科健康診断、学祭検便等は状況に応じ実施する。
11月	・次年度予算作成 ・次年度学生便覧確認 ・インフルエンザワクチン接種状況確認 ・高ストレス者希望者面談調整・実施	
12月	・次年度予算ヒアリング ・衛生委員会の開催 ・小中学校保健指導 予定	
1月	・定期健診企画 ・結核補助金申請② ・労基書類提出	
2月	・保健室運営委員会の開催 ・健診名簿提出 健診準備 ・新年度準備 ・小中学校保健指導 予定	
3月	・定期健診準備 ・新年度に向けた準備 ・新年度ガイダンス準備 ・個人健康管理カード作成	

D o

1. 健康診断	・健診業者は JA 兵庫厚生連。 【日程】 ・令和7年 ①4月11日（金）（1・4年生） ②4月14日（木）（教職員・3・2年生） ※大学院生は上記日時のうち希望する日 ※1年生は同時に図書館ツアーを実施した。 前半：健診→図書館ツアー 後半：図書館ツアー→健診 【会場】 今年度より実習棟3階を利用。問題なし。
---------	--

	【小児抗体価検査】 ・小児・母性以外の先生の検査の必要性についてはサイボウズ上で領域長へお伺いし確認した。 【オプション検査】 ・昨年度から実施し、本年度は2回目。 ・希望者は19名（教員7名、職員10名、非常勤2名） ※参考 令和6年度 16名（教員8名、職員7名、非常勤1名） ・食堂従事者への検便を月2回実施																																																				
2. 健康管理	・1/17までの時点で、救急車要請3件。病院搬送3件あり。 ・1年に入学早期から、1学年の人数が多いのでしんどい等訴える学生が複数いる状況。 また、友人関係でのトラブルの訴えも多い。救急車要請1名。 ・2年生は救急車要請1名及び、主に1名が頻回来室。当初は、勉強を頑張っている、周囲の人間に悪口を言われるといった訴えだったが、後期からは登校ができにくくなり、新淡路病院を受診。オーバードーズ2回、死にたいという訴えが増加。1/14は大学から新淡路病院まで搬送している。 ・3年生の実習前の健康情報提出については、教員からの事前問い合わせはなかった。小児抗体価に関しては8/7に領域長と教務係へ下記学生についてメールで配信。 （1）B型肝炎抗体がついていない （2）麻疹の抗体価が基準値に足りていないが、 アレルギー体質のためワクチン接種しない（診断書あり） （3）①コロナワクチン接種歴なし ②接種歴はあるとのことだが日付のみでロット番号等の証明なし その後の問い合わせや変更になったという報告はなし。 ・教職員の体調不良・ケガ11件。1件は食堂で転倒し頭部打撲、病院搬送。 ・4年生は救急搬送1名。その後入院と左半身まひ及び、学内での体調不良を繰り返す。過呼吸頻回者1名。 ・合理的配慮申請数の増加。																																																				
3. 保健室利用状況	・カウンセリング室との連携が必要な事例が増えている。 ◆昨年度との利用者数比較（人）※12月末まで <table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>備考</td></tr><tr><td>1年</td><td>37</td><td>62</td><td>昨年度の1年生の約2倍</td></tr><tr><td>2年</td><td>59</td><td>46</td><td>同じ学生が繰り返し利用</td></tr><tr><td>3年</td><td>8</td><td>37</td><td>同じ学生が繰り返し利用</td></tr><tr><td>4年</td><td>6</td><td>22</td><td>救急搬送もあり、体調不良、過呼吸あり</td></tr><tr><td>院生</td><td>1</td><td>2</td><td>精神的</td></tr><tr><td>教職員</td><td>7</td><td>11</td><td>体調不良が増加</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>118</td><td>181</td><td>利用者数は増加</td></tr></table> ◆昨年度との対応比較（人）※12月末まで <table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>備考</td></tr><tr><td>保健室内休養</td><td>57</td><td>75</td><td>空き時間に休む学生・演習中に体調不良になる学生が多かった。</td></tr><tr><td>創傷処置・湿布・服薬等</td><td>22</td><td>40</td><td>ケガ、事故が今年度も多かった。</td></tr><tr><td>病院連絡・搬送付き添い等</td><td>1</td><td>5</td><td></td></tr></table>		令和6年度	令和7年度	備考	1年	37	62	昨年度の1年生の約2倍	2年	59	46	同じ学生が繰り返し利用	3年	8	37	同じ学生が繰り返し利用	4年	6	22	救急搬送もあり、体調不良、過呼吸あり	院生	1	2	精神的	教職員	7	11	体調不良が増加	その他	0	0		合計	118	181	利用者数は増加		令和6年度	令和7年度	備考	保健室内休養	57	75	空き時間に休む学生・演習中に体調不良になる学生が多かった。	創傷処置・湿布・服薬等	22	40	ケガ、事故が今年度も多かった。	病院連絡・搬送付き添い等	1	5	
	令和6年度	令和7年度	備考																																																		
1年	37	62	昨年度の1年生の約2倍																																																		
2年	59	46	同じ学生が繰り返し利用																																																		
3年	8	37	同じ学生が繰り返し利用																																																		
4年	6	22	救急搬送もあり、体調不良、過呼吸あり																																																		
院生	1	2	精神的																																																		
教職員	7	11	体調不良が増加																																																		
その他	0	0																																																			
合計	118	181	利用者数は増加																																																		
	令和6年度	令和7年度	備考																																																		
保健室内休養	57	75	空き時間に休む学生・演習中に体調不良になる学生が多かった。																																																		
創傷処置・湿布・服薬等	22	40	ケガ、事故が今年度も多かった。																																																		
病院連絡・搬送付き添い等	1	5																																																			

	<table><tr><td>近隣病院紹介等</td><td>4</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>健康相談活動</td><td>22</td><td>36</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>14</td><td>18</td><td>検温し教室へ戻る等</td></tr><tr><td>合計</td><td>120</td><td>180</td><td></td></tr></table>	近隣病院紹介等	4	6		健康相談活動	22	36		その他	14	18	検温し教室へ戻る等	合計	120	180	
近隣病院紹介等	4	6															
健康相談活動	22	36															
その他	14	18	検温し教室へ戻る等														
合計	120	180															
4. インフルエンザ 予防接種状況	【（参考）令和7年度インフルエンザワクチン接種率】1/17時点 1年 95%（アレルギーあり接種見合わせる 1名） 2年 96%（アレルギーあり接種見合わせる 0名） 3年 96%（アレルギーあり接種見合わせる 2名除く） 4年 64%（アレルギーあり接種見合わせる 1名除く） 院生 M2 25% M1 88% 教員 60% 職員 33% 【（参考）令和6年度インフルエンザワクチン接種率】1/17時点 1年 86%（アレルギーあり接種見合わせる 0名） 2年 97%（アレルギーあり接種見合わせる 2名） 3年 88%（アレルギーあり接種見合わせる 1名除く） 4年 89%（アレルギーあり接種見合わせる 2名除く） 院生 M2 0% M1 100% 教員 80% 職員 39% ①学部生の接種率は4年が低く、1・2・3年生は高い。 ②接種済証提出締切を1～3年は11月4日、4年は11月11日とし、キャンパスメール、後期ガイダンスで案内した。 ③ワクチン未接種者にはキャンパスメールにて連絡(11月・12月・1月)。 ④ワクチン不足で接種できない、病院で断られた等の訴えはなかった。																
5. 抗体価検査・ ワクチン接種状況	・1251の学生は3月末までにB肝抗体価検査までの全てのワクチン接種を行い結果提出する予定。 ・一部実習先から成人領域の先生も提出を求められている。 ・2年生の夏の実習から、順心淡路病院よりインフルエンザワクチン接種歴の提出も求められるようになった。 ・実習機関から求められる様式に大きな変化はなかった。 ・新型コロナワクチンに関しては、領域により担当教員、教務係から問い合わせがあったものに対応。昨年度より問い合わせは減少。接種したことがない学生も増加している。 ・新型コロナワクチン接種率については0回目～6回目接種（一部教職員は7回目）までばらつきあり。接種は推奨。 【一度も接種していない人数】 1年 35名 2年 22名 3年 13名 4年 4名 院生 3名																
6. WiIIについて	・教職員のWiII加入が大学負担から自己負担へ変更になって4年目。 ・Web請求を求められる場面が多くなった（返信用封筒がない）。 ・共済（感染）の請求はメールで可能になった。 ・今年度1月17日時点 申請件数17件 （R7年度15件、R6年度23件、R5年度68件、R4年度24件） ※コロナは入院の場合のみ対象のため、コロナに関する請求はなし。																
7. 感染症について	・学内におけるインフルエンザ等感染症の大きな流行はないが、罹患患者数																

	は多かった。 ※サイボウズ上で報告があった者だけで、 10月 コロナ2名 インフル4名 11月 インフル5名 12月 コロナ1名 インフル12名
8. 保健室予算について	一括購入は今年度より実施していない。ほぼ例年通りの予算となっている。
9. 保健だより	・定期発行は行っていない。 ・感染流行期などキャンパスプランで配信。 ・くしゃみ、せきエチケットについて配信及び掲示を行った。 ・保健・健康に関する情報は月に3回健生ニュースを掲示している。
10. 喫煙防止講演会	・1年生に対し4月に喫煙防止講演会を実施した。 【日時】 4月23日（水）14:50～16:20 山岡雅顕医師 ・アンケートではよい方に意識が変わっていた。 ・兵庫県からの「数字で見るタバコの害パンフレット」を前期ガイダンスにて全学生に配布。
11. 地域との連携	・R7 12/1 北淡中学校にて1年生対象「睡眠について」保健指導実施 ・昨年度に引き続き、学校からの要望により6年生対象「睡眠について」保健指導 （伊木教授）1/21 津名東小学校、2/24 学習小学校、2/26 志筑小学校2クラス、（桂）1/27 津名中学校、2/3 大町小学校、2/10 塩田小学校、2/16 中田小学校 ・2/26 大町小学校にて5年生対象「自尊心について」保健指導 ・7/12 依頼あり「志筑の夜店」に救護で参加。

Check

1. 健康診断	・例年男女別・出席番号別に実施しているが、2～4年生において多学年のバスに乗って帰りたい学生が複数名発生し、先に受けさせてほしいという申し出が多数あった。 ・健診結果に変更があり、1年分の記載のみかつ、「この結果は証明に使用できません」という文言が入ったことから、4年生が就職先に出すのに、使用できない病院があり、大学の控えのコピーで対応した。 ・R7年度4月に実習、演習などで使用することから基礎看護実習室から健診会場として使用できないこととなり、3Fの実習室使用に変更で調整し実施した。 ・今年度もハワイ在住の実習演習講師が順心淡路病院での健診を希望。日程調整が困難だった。 ・1年生に1名、採血後両腕～全身に蕁麻疹がでた学生が発生。JA厚生連の看護師が確認。ゴムなどにアレルギーがあるのかもと。受診指示。診察に関する費用はすべてJA厚生連負担でたいおうをしてもらえた。 【小児抗体価検査】 ・3/11 サイボウズメールにて全看護系教員へ事前に確認し、希望された3名の基礎・成人・地域の先生方に抗体検査を実施した。
2. 健康管理	・1年生で、1学年の人数が多いのでしんどい、人の多い教室がしんどいという学生が今年度も複数名いた。入学後のギャップが大きい、思っていたより勉強が必要でしんどいという訴えもあり。今後も、その傾向は続くと思われるので、1年生には特に注意が必要。 ・精神的な問題を持つ学生も多く、カウンセリング室との連携が必要である。 ・2026.1.14 受診が必要な場合は伊木先生、ご不在時は学科長へ連絡をし、原則救急車で搬送をとの学長からの指示あり。（教職員が運転しての搬送はしない）
3. 利用状況	・すべての学年において、同じ学生が繰り返し利用していることが多い。 ・教職員の体調不良の訴え増加 ・2年生以外の利用者数は増加した。 ・5限まである日は利用者が増え、4限までだと利用者が少ない傾向は同じ。

	・演習中に体調不良になる1年生が多かった。
4. インフルエンザ 予防接種状況	・4年生の接種率が極端に低い。 「実習いかんからうけなくていいよな」と保健室前で話している声も聞かれた。ガイダンスで説明しているがガイダンスの出席率が低い。 また、キャンパスメールでも接種を促しているが、接種率の向上につながりにくかった。感染者も4年生は多く、かかったから打たないという学生もいた。 →4年生の接種率が低かったため、11/28ゼミなどでも声をかけていただくようサイボウズメールでアナウンスした。(国試対策担当含む) ・接種を受けていても、済証を提出していない教職員もいると思われる。 ・教職員に対してはサイボウズで接種済証提出の案内を行っているが、教職員からの提出率は低い。
5. 抗体価検査・ ワクチン接種状況	・健康診断の「小児抗体価検査」を参照。 ・教員の入れ替わりが多いため検査を行っても退職される場合がある。 ・非常勤実習演習講師は小児母性以外検査・ワクチン接種を行っていない。 ・実習配置が決まった時点で検査やワクチン接種は期間的に難しい。 ・保健室では検査が必要な教員かどうか(実習へ行くかどうか等)の判断はできない。 ・3月にサイボウズでお伺いすることを継続。
6. Willについて	・インフルエンザ感染症についてはまだ請求していない学生もいるため、次年度前期ガイダンスでも引き続き請求できることを伝える。 ・教員のWillの加入費用を集める事務作業が負担になる状況が続いている。
7. 感染症について	・換気が行われていない。 ・マスクを保健室にもらいに来る学生の増加。
8. 保健室予算について	大きな補正予算なく執行できている。
9. 保健だより	・定期発行しておらず、随時情報を送信及び掲示を継続して実施。
10. 喫煙防止講演会	・1年生へ実施。
11. 地域との連携	・本学の養護教諭と淡路市内小学校・中学校の養護教諭との連携は、今後も継続する。必要に応じて、児童・生徒への保健教育を協働で実施していく。 - 加えて、淡路市、洲本健康福祉事務所との連携も必要時検討していく。

A c t

1. 健康診断	・令和8年度もJA厚生連にて ①4月9日(木)1・4年・院 ②4月10日(金)教職員・3・2年生実施予定 ※M2, M1 助産以外は上記日時のうち希望する日でも可能 ・健診会場としては3Fの方が使用しやすいという健診業者からの意見もあり、引き続き3F地域老年実習室、実験準備室、成人実習室を会場とする。 ・健診結果はR6年度までの冊子の様式に戻す。 ・2～4年をバスの学生の順番を先にして実施検討 ・オプション検査のアナウンスを引き続き行う。心不全マーカーのオプションが追加となる。 ・小児抗体価検査も引き続き母性・小児以外の看護系教員については希望の有無の確認、新入教員については領域長へ3月中に確認する。 ・非常勤実習・演習講師への案内にメールを使用する。 ※R8年度はハワイ在住講師への案内はなし(契約が1年おきのため)
2. 健康管理	・カウンセリング室、学生委員会との連携・情報共有を引き続きより行っていく。 ・事例に合わせてチームでの対応を随時行う。 ・救急車を呼ぶ必要がないが受診を要する学生をどのように受診させるかについては検討が必要。
3. 利用状況	・カウンセリング室との連携を継続する。 ・1年生の利用状況・訴えについては特に注意する。
4. インフルエンザ 予防接種状況	・ガイダンスで4年生にもインフルエンザワクチン接種の必要性を説明しているが、そもそも4年生の後期ガイダンス出席率が低い。キャンパスメール

	でも案内しているが接種率が低い、もう少し早い時期にゼミ・国試対策からもアナウンスしてもらえようとする。 ・ワクチン接種に関しては保健室のみではなく、2・3年生は実習担当教員（実習オリエンテーション等）でも周知が必要。 ・来年度は、業者による大学での集団接種を検討中。需要について4月にアンケート調査を行う予定。
5. 抗体価検査・ワクチン接種状況	・保護者への説明と理解が重要。引き続き保護者ガイダンスで説明を行う。 ・実習施設から求められる内容の変更があった場合は、検査方法、予防接種の方法など再度検討し原案作成及び保健室運営委員会で審議を行う。 ・小児母性領域以外の抗体価検査・ワクチン接種をどのように行うか課題が残っている。
6. WiIIについて	・非常勤実習・演習講師の加入の有無、加入期間について3月に各領域に確認する。 ・前期ガイダンスにて令和7年度罹患したが請求していない学生も請求できることをアナウンスする。 ・WiIIの補償範囲について学生への案内を行う。
7. 感染症について	・感染流行時やガイダンスなどでくしゃみ・咳エチケット、体調不良時はマスク着用するよう指導を継続。 ・感染流行時は換気も注意。
8. 保健室予算について	・予算内で適切に使用する。
9. 保健だより	・必要時キャンパスプランを活用し、健康管理の情報配信を行う。
10. 喫煙防止講演会	・次年度も1年生を対象に実施する。 日時】 4月22日（水）14：50～16：20 山岡雅顕医師 ・「数字で見るタバコの害パンフレット」を引き続き前期ガイダンスにて全学生に配布予定。
11. 地域との連携	・学校や地域からの要望に応じて対応を継続して行う。

V 実績に対する評価

- ・令和7年度は5月14日に第1回保健室運営委員会、1月29日に第2回保健室運営委員会を実施した。

VI 今後の課題

- ・保健室運営委員会と学生委員会が別組織であるため、連携、情報共有が十分行われているとはいえない。今後、学生を多方面から支援するために、合理的配慮支援委員会も含め、更なる連携を行っていく必要があると考える。
- ・合理的配慮を申請する学生が増加しており、さらに個に応じた対応が求められる。
- ・次年度より保健室は新校舎に移転する見込み。演習時など志筑キャンパスでの保健体制をどのように整備するか検討が必要。

VII 次年度（2026）の取組計画

月	計 画	通年対応
4 月	・健康診断 ・前期ガイダンス ・保護者ガイダンス ・ワクチン接種指導 ・WiII加入手続 ・健康情報まとめ、確認 ・喫煙防止講演会	・応急処置 ・健康相談、カウンセリング室との連携 ・WiII請求手続
5 月	・健診事後措置	・ワクチン接種状況確認、データ入力、

	- 受診勧告・まとめ - 保健室運営委員会 - ワクチン接種指導	実習先・就職先への提出用データ・用紙作成
6 月	3 年生小児抗体価検査、ワクチン接種状況まとめ	医薬品、アルコールジェル、手洗い石鹸の在庫管理、補充
7 月	- 特定保健指導開始 - 実習オリエンテーション	A E D 管理
8 月	結核補助金申請①	順心淡路病院での検診予約、ワクチン接種予約、抗体価検査予約
9 月	- 後期ガイダンス - 洲本健康福祉事務所健康管理課保健師による H I V や性感染症などの啓発講演 - インフルエンザワクチン接種案内	保健室前に健康情報を掲示、必要に応じキャンパスプランも使用
10 月	- ストレスチェック実施、結果確認、配布、集団分析 - インフルエンザワクチン接種状況確認 - 大学祭前検便 - インフルエンザワクチン集団接種検討中	食堂従事者への検便 月 2 回
11 月	- 次年度予算作成 - 次年度学生便覧確認 - インフルエンザワクチン接種状況確認 - 高ストレス者希望者面談調整・実施	
12 月	- 次年度予算ヒアリング - 労基書類提出 - 衛生委員会の開催 - 小中学校保健指導 予定 - 全国大学保健管理協会近畿地方部会兵庫地区保看班引継ぎ	
1 月	- 定期健診企画 - 結核補助金申請② - 新校舎での保健室運営準備	
2 月	- 保健室運営委員会の開催 - 健診名簿提出 健診準備 - 新年度準備 - 小中学校保健指導 予定 - 新校舎での保健室運営準備	
3 月	- 定期健診準備 - 新年度に向けた準備 - 新年度ガイダンス準備 - 個人健康管理カード作成 - 新校舎での保健室運営準備	

資料 1

関西看護医療大学保健室運営委員会規程 (趣旨) 第 1 条 この規程は、関西看護医療大学学則第 4 9 条第 2 項に規定する保健室（以下「室」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第 2 条 室は、保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び教職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。 (職員) 第 3 条 室に、次に掲げる職員を置く。 (1) 室長 (2) 学務課長 (3) 専任の職員 (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な職員
--

2 前項第2号から第4号までに掲げる職員は、室長の命を受け、室の業務に従事する。

(室長)

第4条 室長は、学長が指名した教員をもって充てる。

2 室長は、室の業務を掌理する。

(業務)

第5条 保健室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理計画の企画及び立案に関する事。
- (2) 定期及び臨時の健康診断に関する事。
- (3) 健康診断の事後措置等健康の保持増進について必要な指導に関する事。
- (4) 健康相談及び精神保健に関する指導・助言に関する事。
- (5) 学内の環境衛生及び感染症の予防に関する指導・助言に関する事。
- (6) 保健管理に関する調査研究に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、保健管理に必要な専門的業務に関する事。

(運営委員会)

第6条 室に、室の運営に関する事項について審議するため、関西看護医療大学保健室運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 学長が指名した教員 若干人
- (3) 経営管理課長
- (4) 学務課長
- (5) 専任の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者

2 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

3 委員長は室長を、副委員長は委員のうちから学長が指名した者をもって充てる。

(任期)

第8条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の会議)

第9条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第10条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第11条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第12条 室及び委員会に関する事務は、保健室の専任の職員が処理する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、室の運営について必要な事項は学長が、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年10月8日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される室長、第7条第1項第2号及び第6号の委員の任期は、第5条第1項及び第8条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとし、なお再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定（副委員長に係る改正規定に限る。）及び第9条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月18日から施行する

4. コンプライアンス委員会

委員長 箕浦 洋子

I 委員会規程

(苦情相談等に対する調査等)

第9条 理事長は、前条第3項の報告に基づき、苦情相談等に係る問題についての調査及び対応を委員会に諮問するものとする。

2 委員会は、理事長から諮問された問題について、次の各号に掲げる調査等を行い、理事長に速やかに答申するものとする。

- (1) 当事者及び関係者からの事情聴取
- (2) 苦情相談等に係る問題の事実関係の確認
- (3) 当事者及び関係者への指導・助言及び被害者への救済措置の検討
- (4) 苦情相談等、問題発生防止のために必要な措置の検討

II 活動目的

本委員会は、委員会規程第9条の規定に基づき、上記の(1)～(4)についての対応を第一の目的とする。第二に、第3条第1項の「委員会責務」として規定される「学生及び教職員の基本的人権を保障し、修学、課外活動、教育、研究及び職務の遂行に良好な環境を作り出すこと」につながることを目的とする。

III 活動目標

- ① 受付事例における事情聴取を行い、事実関係について中立の立場で確認し、記事を作成する。的確な情報集約を行い、事例発生の背景や理由、根拠について委員間で議論を重ね解釈し、具体的な対応方針について明らかにする。
- ② 委員会議事録、事情聴取録を蓄積し、学生及び教職員の基本的人権を保障し、修学課外活動、教育、研究及び職務の遂行に良好な環境を作り出すために、事実関係の可視化を図り、情報管理を厳密に行い、新たな問題発生を防止する。

IV 実施内容

P l a n

- ① 受付事例における事情聴取を行い、事実関係について中立の立場で確認し、記事を作成する。具体的な対応方針について、明らかにする。
- ② 委員会議事録、事情聴取録を蓄積して事実関係の可視化を図り、新たな問題発生を防止する。
- ③ ハラスメント防止に関する研修会を開催する。
- ④ ハラスメントに関する相談窓口について、学生、職員への周知を行う。

D o

- ① 2025年度の「報告、苦情、相談申し出事例」は、第1例(2026年5月15日)、第2例(2026年11月18日)であった。事例に対し速やかに対応し、客観的なフローチャートに基づいて、当事者・関係者からの事情聴取を行った。
- ② 申出者には、事象の報告・苦情届を行うことで、どのような問題解決を本委員会に求めているのか。優先順位は、何か。について聴取した。当事者・関係者には、今回の事象の内容は真実なのか。(いつ、どこで、誰が、何を、どのように)について、聴

取し、両者の共通性・相違性の具体的事項を明らかにした。

- ③ 委員会における事例の議論(事実の分析・解釈)は同事例に複数回にわたって行い、事実認定後は、規程に基づく報告及び事情聴取者全員に報告を行った。
- ④ 前期ガイダンスにおいて、ハラスメントに関する説明を行った。
- ⑤ ハラスメント防止対策部会において、ハラスメント防止ポスターを作成し、12 月末までに1 年～3 年生全員に配布を行った。
- ⑥ ハラスメント部会からの提案事項である「ハラスメント防止研修」について、SD 委員会とタイアップし、9 月5 日に実施した。

表1：委員会開催日程と主な議題

開催日程	主 な 議 題
第1回 5月20日(火)	・前年度活動報告 ・今年度活動計画 ・受付事例No. 1に関する議論(相談内容の分析・解釈)
第2回 5月27日(火)	・受付事例No. 1に関する議論(相談内容の分析・解釈)
第3回 10月6日(月)	・受付事例No. 1に関する議論(相談内容の分析・解釈) ・ハラスメント防止ポスターについて
第4回 11月12日(水)	・受付事例No. 1に関する議論(相談内容の分析・解釈) ・中間取りまとめ
第5回 11月19日(水)	・受付事例No. 2に関する議論(相談内容の分析・解釈)
第6回 12月4日(木)	・受付事例No. 2に関する議論(相談内容の分析・解釈)
第7回 1月29日(木) ※ハラスメント防止部会と合同会議	・受付事例No. 2に関する議論(相談に対する対応)
第8回 3月25日(水) ※ハラスメント防止部会と合同会議	・今年度活動まとめ ・受付事例No. 1、2に関する議論(相談内容の経過・結果報告)

表2：ハラスメント部会開催日程と主な議題

開催日程	主 な 議 題
第1回 5月16日(金)	・年間計画について・ハラスメントに関わる大学の対応の周知について
第2回 9月15日(火)	・啓発用ハラスメントポスターについて
第3回 11月12日(水)	・啓発用ポスターの作成について
第4回 1月20日(火)	・受付事例No. 2に関する議論(相談内容の分析・解釈)
第5回 1月29日(木) ※コンプライアンス委員会と合同会議	・受付事例No. 2に関する議論(相談に対する対応)
第6回 3月25日(水) ※コンプライアンス委員会と合同会議	・今年度活動まとめ ・受付事例No. 2に関する議論(経過報告)

C h e c k

- ① 一貫した組織的な取組が的確に遂行できているかどうかを、委員会で議論を重ね、自己点検・評価を行い、客観的な改善事項を明記した。
- ② この度の事例と同様の届出はなく、目標①、②は達成できている。
- ③ ハラスメント防止に関する活動は計画通り実行でき、目標③④は達成できた。

A c t

- ① 目的達成に関するPDCAサイクルの構築において、委員会活動では全ての「報告苦情、相談申し出事例」に対し、1事例に委員3人が常に中立の立場で公平に対応する。
- ② 客観的な資料に基づいて、説明の上、証拠として手渡し、事情聴取を受けたことの不利益扱いの禁止、開示された秘密の守秘義務の遵守、事情聴取を受けている事実の口外を禁止し、情報管理を徹底する。
- ③ 取り扱い事案より、個人情報保護に関する規定等の整備に着手する。
- ④ ハラスメント防止に対する積極的な取り組みを行う。

V 実績に対する評価

2025 年度における本委員会活動の目的及び目標①～④について、上記で示したように、全て達成できていると評価する。

VI 今後の課題

コンプライアンス委員会の規程に基づき活動を行うとともに、本学における教職員のコンプライアンスに対する意識の醸成を図ることが必要である。また、ハラスメント部会とともにハラスメント防止対策について積極的に取り組むことが必要である。

VII 次年度（2026）の取組計画

- ① コンプライアンスに対する意識の醸成を図るために研修会を開催する。
- ② 情報の取り扱い等、情報管理にかかる規程等の見直しを行う。
- ③ 教職員の行動規範、研究活動基本方針、研究者等の行動規範、研究活動推進体制等について、更に見直しを行い改善する。
- ④ コンプライアンス委員会とハラスメント部会が連携し、ハラスメント防止啓発に取り組む。

■資 料

令和4(2022)年度 関西看護医療大学コンプライアンス委員会・フローチャート
委員会規程

(苦情相談等に対する調査等)

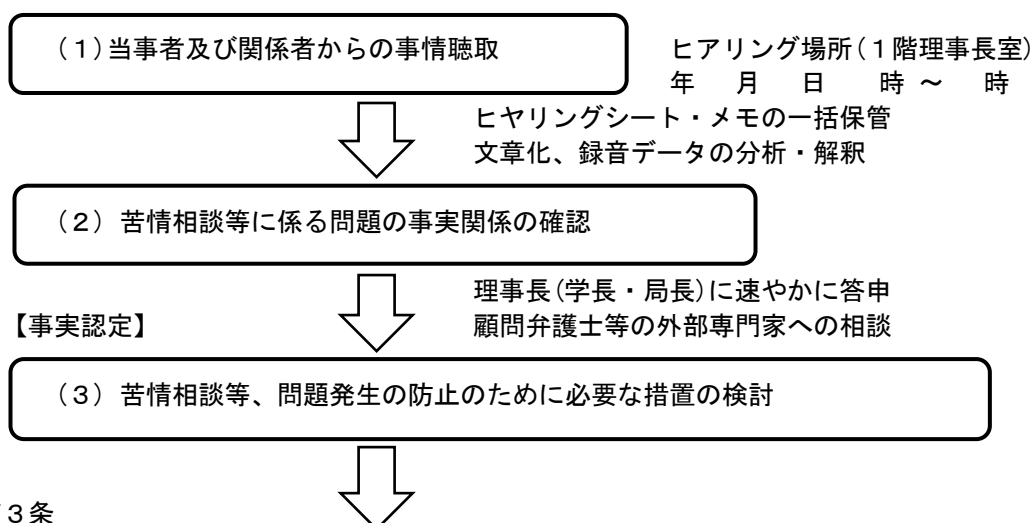
- 本委員会は、委員会規程第9条の規定に基づき、事例受付では、上記の(1)～(4)についての対応を目的とする。

●留意事項

- ・対象者のヒアリングは、所要時間1時間とし、体調への配慮と協力義務を説明する。
- ・聴取者3人は、中立の立場で事実を確認し、録音内容を委員会で客観的に解釈する。
- ・ヒアリングを受けたことによる不利益扱いの禁止、開示した秘密の守秘義務、ヒアリングを受けている事案の口外は禁止とする。

【フローチャート】*本資料は、ヒアリング対象者各位に手渡し説明する。

事情聴取・事実関係の確認・関係者への対応・問題発生防止



●第3条

委員会は、学生及び教職員の基本的人権を保障し、修学、課外活動、教育、研究及び職務の遂行に良好な環境を作り出すため、第3条第1号から第4号に掲げる事項について、理事長が行う措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

㊫取扱い厳重に情報漏えいを禁止

学校法人関西看護医療大学コンプライアンス委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人関西看護医療大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 法令、学校法人関西看護医療大学（以下「法人」という。）の諸規程、教育研究の倫理やその他の規範を遵守することをいう。
- (2) 教職員 法人に勤務する全ての者をいう。
- (3) 学生 学部学生、大学院生、科目等履修生、聴講生その他関西看護医療大学（以下「本学」という。）で修学する者をいう。
- (4) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のハラスメントの総称をいう。
- (5) 苦情相談等 法令違反行為、倫理に反する行為及びハラスメント行為の報告や苦情の申出及び相談をいう。
- (6) 調停 ハラスメントに起因する苦情や相談について、当事者双方の合意により解決するよう助力することをいう。
- (7) 緊急対応 相談者の教育上、研究上、修学上若しくは就労上の立場又は相談者の心身の状態等を考慮し、応急措置を講じることをいう。

(委員会の責務)

第3条 委員会は、学生及び教職員の基本的人権を保障し、修学、課外活動、教育、研究及び職務の遂行に良好な環境を作り出すため、次に掲げる事項について、理事長が行う措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

- (1) 学生及び教職員の人権並びに個人の尊厳が損なわれる行為（不当な処理、差別、いやがらせ、いじめ、ハラスメント行為等）
 - (2) 学生及び教職員による本学の名誉を傷付ける行為
 - (3) 教職員による学校法人関西看護医療大学教職員倫理規程（以下「倫理規程」という。）に反する行為
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、学生及び教職員のコンプライアンス上問題となる行為
- 2 委員会は、倫理規程及び学校法人関西看護医療大学ハラスメントの防止に関する規程等関係規程を遵守し、その職務に当たらなければならない。

(委員会の審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) コンプライアンスについての規程等の整備その他具体的方策に関すること。
- (2) コンプライアンスについての研修及び啓発活動の企画に関すること。
- (3) 苦情相談等への対応に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスに関し必要なこと。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員は、理事長が任命する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事長が指名した者をもって充てる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員会の会議)

第7条 委員長は、必要に応じ会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することとする。
- 5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(苦情相談等への対応)

第8条 第3条第1項各号に掲げる苦情相談等は、委員会の委員に対して行うものとする。

- 2 苦情相談等を受けた委員は、真摯に応ずるとともに、問題の解決に必要な指導・助言を行い、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。
- 3 苦情相談等を受けた委員はその内容を委員長に報告し、委員長は理事長に報告しなければならない。この場合において、相談者が委員会の対応を求めるときは、当該相談者が調停を希望するか否かを確認し、併せて報告しなければならない。
- 4 苦情相談等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づき行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。
(苦情相談等に対する調査等)
- 第9条 理事長は、前条第3項の報告に基づき、苦情相談等に係る調査及び対応を委員会に諮問するものとする。
- 2 委員会は、理事長から諮問された苦情相談等について、次に掲げる調査等を行い、理事長に速やかに答申するものとする。
- (1) 当事者及び関係者からの事情聴取
(2) 苦情相談等に係る事実関係の確認
(3) 当事者及び関係者への指導・助言及び被害者への救済措置の検討
(4) 苦情相談等、問題発生の防止のために必要な措置の検討
- 3 理事長は、第1項の規定にかかわらず、理事長が指名するものに同項に規定する諮問をすることができるものとする。この場合において、前項の規定は、指名を受けた者にこれを準用する。
- 4 苦情相談等の当事者となった委員は、当該事案に係る調査及び審議に加わることができない。
(弁明の機会の付与)
- 第10条 委員会は、前条第2項第3号に規定する当事者及び関係者への指導・助言及び被害者への救済措置等を決しようとするときは、事前に当事者及び関係者に対し、自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。
(プライバシーの保護等)
- 第11条 第9条の規定に基づき苦情相談等への対応に当たる者は、当該苦情相談等に係る関係者のプライバシー、名誉その他の人権等を尊重するとともに、職務上、知り得た当事者及び関係者の秘密を他に漏らしてはならない。退任後においても同様とする。
(緊急対応)
- 第12条 第8条第3項後段の規定により、相談者が委員会の対応を求める旨の報告を受けた場合は、委員長は、緊急対応の必要性について検討を要請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、相談者が委員会の対応を求めない場合においても、委員長が緊急対応の検討が必要と認めたときは、前項の規定に準じて取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により要請を受けた理事長は、委員長と緊急対応の必要性について協議し、緊急対応が必要と認めたときは、相談者の意向に十分配慮した上で、必要な措置を講じるものとする。
(調停及び事実関係の確認)
- 第13条 委員会は、第8条第3項後段の規定により、相談者が調停を希望する旨の報告を受けたときは、委員のうちから調停員を指名し、調停を行う。
- 2 委員会は、第8条第3項後段の規定により、相談者が委員会の対応を求める旨の報告を受けた場合で調停を希望しないとき又は前項の調停が不調に終わった場合で相談者が希望するときは、事実関係の確認を行う。
- 3 委員会は、調停又は事実関係の確認が終了したときは、理事長に報告するものとする。
(理事長への報告)
- 第14条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議状況等について理事長に報告しなければならない。
(委員会の事務)
- 第15条 委員会の事務は、法人本部において行う。ただし、苦情相談等の審議内容によっては、事務局長が指名したものが行うことができる。(緊急対応)
(補則)
- 第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年５月２７日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年２月２２日から施行する。ただし、第５条第１項及び第３項並びに第７条第２項の改正規定は、令和６年４月１日から施行する

第4部：附置組織等における自己点検評価

1. 図書委員会

委員長・図書館長 箕浦 洋子

I 委員会規程

関西看護医療大学図書委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学第14条第2項の規定に基づき、関西看護医療大学図書委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の予算に関する事項
- (2) 購入資料の選定に関する事項
- (3) 諸規程の制定改廃に関する事項
- (4) その他図書館の運営に関する事項

II 活動目的

本委員会は、上記の「趣旨」及び「任務」の規定に基づき、必要事項に関して適切に審議し、措置を講じることで、本学図書館の健全な運営に資することを目的とする。

III 活動目標

委員会規程第2条に規定される「予算」、「選書」、「規程整備」及び「図書館運営」に関して、月1回程度、定期的に図書委員会を開催し、議題に基づき確認、審議を行う。

IV 実施内容

P l a n

- (1) 蔵書の適正化、シラバス図書の整備及び電子資料・購読雑誌について、継続して検討・整備を実施し、選書方法の改善を図る。
- (2) 図書館の活用推進に向けた活動を検討し、実施する。
 - ・利用ガイダンスの工夫、リクエストサービス・学生Web選書の活性化
 - ・OPAC・データベース環境の整備及び周知と活用
- (3) 学外者利用、リポジトリ事業及び外部図書館団体との連携・研修について、継続して実施する。
- (4) 新校舎の図書館運営について、事務部門と調整しながら進める。

D o

- (1) 選書について、計画とおり実施した。蔵書の適正化、シラバス図書の整備及び電子資料・購読雑誌について検討を行い、書籍の適正化に向け、一部雑誌の電子化、選書を行った。
- (2) 土曜日の開館を土曜日の大学院開校日に開館した。新入生への図書館ツワーの導入、4年生卒業研究ゼミでの文献検索オーダーメイド講習会、看護学実習にかかる図書貸

出期間の延長を継続して行った。

- (3) ホームページに学外利用について掲載しており、少人数ではあるが、医療従事者の利用があった。
- (4) 新校舎（東浦キャンパス）における図書館運営の検討を行い、東浦キャンパスと志筑キャンパスにおける図書館利用の大枠を事務部門へ提案した。また、ラーニングコモンズについて、学生の学習環境や図書館利用の活性化を考えたデザインやスペース活用などを事務部門に提案した。

表 1：委員会開催日程と主な議題

開催日程	主 な 議 題
第 1 回 5 月 14 日 (金)	・ 前年度活動報告、図書館統計を確認 ・ 今年度活動計画 ・ その他
第 2 回 7 月 16 日 (水)	・ メディカルオンオンラインの利用状況と今後の対応について ・ 新校舎の図書館に関する検討 ・ 図書館の運営について ・ 移動する書籍内容について ・ ラーニングコモンズスペースについて ・ その他
第 3 回 9 月 3 日 (水)	・ メディカルオンラインの追加契約について ・ 学生アンケート回答案について ・ 新校舎の図書館運営について ・ 後期開館スケジュールについて ・ その他
第 4 回 10 月 20 日 (月)	・ 新校舎図書館に関連する事項について ・ 図書館予算の補正および次年度予算計上について ・ その他
第 5 回 11 月 17 日 (月)	・ 次年度にむけた学生便覧修正について ・ 今年度予算および次年度予算について ・ その他
第 6 回 1 月 27 日 (火)	・ 予算ヒアリングについて ・ 新校舎に向けた図書移設の進行について ・ 2026 年度の土曜日の開館について ・ その他
第 7 回 3 月 5 日 (木)	・ 新校舎に向けた図書移設について ・ 2025 年度選書状況について ・ 2026 年度（前期）図書館開館スケジュールについて ・ 次年度の目標について ・ 修士論文の末所蔵論文の対応について

C h e c k

- (1) ～ (4) について、計画とおりに実施した。

A c t

- (1) 蔵書の適正化、シラバス図書の整備及び電子資料・購読雑誌について検討を行い、書籍の適正化に向け、一部雑誌の電子化、選書を行ったが、2 つキャンパスでの図書館運営を踏まえ、校舎運営の基本的な考え方をもとに、双方の図書館機能の明確化、蔵書の質の維持と向上へ向けた取り組みが必要である。
- (2) 大学院開講日に土曜日を開館したが利用者は少なかった。次年度の開館は、2025 年度と同様に、大学院開講時に実施していくこととする。利用者数等を調査し、継続審議を行う。

新入生への図書館ツワ一の導入、4年生卒業研究ゼミでのセミオーダー文献検索講習会、看護実習時の貸出延長については、学生からは好評であったが、図書館利用者が大きく増加することはなかった。継続実施事項として利用者データを確認しながら、委員会で対策を検討する。

(3) 学外者利用、リポジトリ事業及び外部図書館団体との連携・研修については、継続して実施する。

(4) 新校舎（東浦キャンパス）における図書館運営の検討を具体的に行い、2つのキャンパスにおける図書管理について明確にする。それに伴い、移設図書について検討し、スムーズな運営を目指す。

V 実績に対する評価

2025年度については、上記Ⅲの活動目標は達成されている。

VI 今後の課題

2つのキャンパスでの図書館運営について、具体的なプラン立案と実施および移設に伴う2キャンパスの蔵書の質の維持、向上に向けて検討する必要がある。

VII 次年度（2026）の取組計画

(1) 新校舎の図書館運営について、事務部門と調整しながら進め、図書のスムーズな移設を計画、実施する。

(2) 蔵書の適正化、シラバス図書の整備及び電子資料・購読雑誌について、継続して検討・整備を実施し、選書方法の改善を図る。

(3) 図書館の活用推進に向けた活動を検討し、実施する。

- ・利用ガイダンスの工夫、学生Web選書の継続

- ・OPAC・データベース環境の整備及び周知と活用

(4) 学外者利用、リポジトリ事業及び外部図書館団体との連携・研修について、継続して実施する。

■資料：図書館利用状況

表1：図書館利用状況 月別学生貸出冊数の年次推移（単位：冊）													
学生貸出冊数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2025年度	231	97	188	226	39	277	423	309	70	101	229	14	2,204
2024年度	122	194	132	208	63	567	396	416	88	78	263	23	2,550
2023年度	200	292	282	293	68	499	654	490	130	212	232	16	3,368
2022年度	334	540	397	389	332	346	820	631	252	127	370	16	4,554
2021年度	650	288	436	190	399	308	679	812	342	257	298	93	4,752
2020年度	135	67	123	219	436	651	816	831	421	280	711	98	4,788

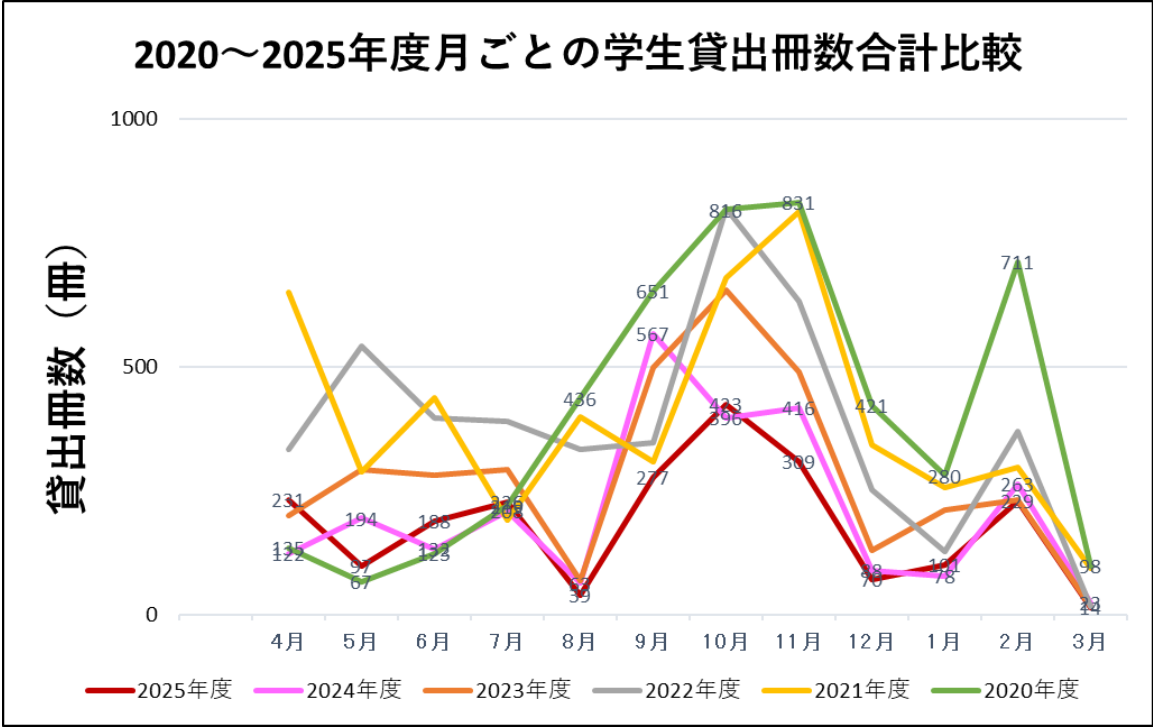


表 1：開館日数及び利用対象者

区 分		令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
開館日数		230 日	229 日	237 日	240 日
開館時間		2,067 時間	2,149 時間	2,295.5 時間	2,267 時間
利用対象者 * 学生は学部生、 院生の合計	学 生	429 人	427 人	415 人	415 人
	教職員	53 人	52 人	52 人	53 人
	登録卒業生	60 人	62 人	63 人	63 人
	合 計	542 人	541 人	530 人	531 人

表 2：蔵書統計

区 分			令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
蔵書統計	蔵書数 (冊子)		40,457 冊	40,546 冊	41,386 冊	42,509 冊
	年間図書受入冊数 (含む寄贈) * 製本雑誌は図書 扱い。 * 紛失除籍は処理 年度にて除く。	和 書	777 冊	1,192 冊	849 冊	1,079 冊
		洋 書	5 冊	1 冊	52 冊	44 冊
		合 計	782 冊	1,193 冊	901 冊	1,123 冊
	電子図書合計		50 冊	50 冊	50 冊	50 冊
	受入雑誌タイトル数 (*電子ジャーナル含む)		61 タイトル	49 タイトル	50 タイトル	51 タイトル
	視聴覚資料所蔵数		835 点	848 点	861 点	870 点

表 3 : 利用統計 入館者数

区 分			令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
利用統計	入館者数 (延べ人数)	学 生	10,943 人	9,398 人	7,077 人	6,301 人
		教職員	361 人	332 人	325 人	74 人
		学外者	26 人	32 人	55 人	6 人
		合 計	11,330 人	9,762 人	7,457 人	6,581 人

表 4 : 貸出業務

区 分				令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
利用統計	貸出業務	館外貸出冊数	学生	4,554 冊	3,368 冊	2,550 冊	2,204 冊
			教職員	282 冊	232 冊	291 冊	257 冊
			卒業生	5 冊	16 冊	5 冊	0 冊
			ILL 貸出	0 冊	1 冊	1 冊	0 冊
			合 計	4,841 冊	3,617 冊	2,847 冊	2,461 冊
		貸出者数	学生	2,076 人	1,459 人	1,072 人	886 人
			教職員	129 人	80 人	104 人	112 人
			卒業生	3 人	5 人	3 人	0 人
			ILL 貸出	0 館	1 館	1 館	0 館
			合 計	2,208 人	1,545 人	1,180 人	998 人
		予約件数 (延べ)	学生	1 人	5 人	0 人	0 人
			教職員	0 人	0 人	0 人	0 人
			卒業生	0 人	0 人	0 人	0 人
			合 計	1 人	5 人	0 人	0 人

表 5 : 相互協力業務&参考業務

区 分				令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
利用統計	相互協力業務	文献複写	申 込	311 件	106 件	36 件	80 件
			(うち取寄 件数)	224 件	83 件	33 件	(54 件)
			受 付	74 件	31 件	42 件	48 件
		相互貸借	申 込	22 件	30 件	5 件	1 件
			(うち借受 件数)	22 件)	30 件)	5 件)	(1 件)
			受 付	0 件	1 件	1 件	0 件
利用統計	参考業務	レファレンス	学 生	90 件	53 件	58 件	33 件
			教職員	2 件	5 件	6 件	5 件
			卒業生	2 件	5 件	6 件	1 件
			学外者	2 件	5 件	6 件	0 件
			計	95 件	58 件	65 件	39 件

資料 1

関西看護医療大学図書委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学第14条第2項の規定に基づき、関西看護医療大学図書委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は図書館長を、副委員長は委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。

3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 図書館の予算に関する事項

(2) 購入資料の選定に関する事項

(3) 諸規程の制定改廃に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、図書館の運営に関する事項

(委員会の会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、経営管理課図書係において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月12日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の改正規定（副委員長に係る改正部分に限る。）及び第5条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月18日から施行する

2. 看護診断研究センター運営委員会

委員長 神谷 千鶴

I 委員会規程

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 関西看護医療大学看護診断研究センター（以下「センター」という。）の運営方針に関する事項
- (2) センターの事業実施に関する事項
- (3) センターの予算に関する事項
- (4) センターの施設・設備に関する事項
- (5) 教員の研究支援に関する事項
- (6) 学内の研究助成の選考及び決定に関する事項
- (7) 国際学会発表助成の選考及び決定に関する事項
- (8) その他センターの運営に関する事項

II 活動目的

本センターは、医療、看護、福祉など各々の活動を多面的に支える看護職の在り方を真正面に受け止め、看護活動の質の向上を目指して、看護診断と看護治療に関する調査研究を実証的に重ねていくとともに、臨床看護師のための教育及び研修を行う。さらに、真に社会に開かれたセンターとして、関連病院、施設、地域、行政と積極的に人事交流をすることで、第一線で活躍している看護活動の向上に大きく貢献し、地域における学術交流拠点の形成を目指す。また、積極的に国際交流を進め、人事交流の活性化を通して、教育・研究ネットワークを構築していく。

III 活動目標

- (1) 看護診断と看護治療の研究・開発を行う。
- (2) 臨床看護師のレベルアップを図るための教育・研修を行う。
- (3) 関連病院・行政との人事交流を通して、専門職の知識・技術の発展的交流を行う。
- (4) 地域との交流を通して、地域における学術交流拠点の形成を行う。
- (5) 国際交流を通して、国際教育協力・研究ネットワークの構築を行う。

IV 実施内容

Plan

- (1) 国際学会発表研究助成を含めた研究助成を積極的に行い、若手研究者、看護診断に関する研究のための助成を実施する。
- (2) 看護師を対象として技術研修、看護診断セミナー（仮）を企画し、実施する。
- (3) 地域住民の要望に即した、市民講座を実施する。
- (4) 淡路市、関連病院との連携を図るための交流の場を設ける。
- (5) モンゴル国立医科科学大学との教育・研究に関する連携を図る。

D o

(1) 研究助成

令和7年度は研究助成の募集を行ったが応募はなかったため、助成の在り方を見直し、国際発表助成を中心とした支援体制へと整理した。研究活動支援として、科研費対策講座等の情報提供を行い、教職員の研究推進に向けた環境整備を図った。

(2) 研修事業

看護師等を対象とした技術研修として、フットケアセミナーを令和7年9月6日に実施した。講義および実技を組み合わせた実践的内容とし、参加者からは高い評価が得られた。

(3) 地域連携・市民講座

地域住民を対象とした活動として、「まちの保健室」を出前講座形式で実施した。大学祭と連動した企画では一定の参加者が得られ、地域住民との交流促進につながった。また、住民ニーズ（健康相談、更年期等）の把握を行った。

(4) 地域・医療機関との連携

淡路市および関連病院との連携については、看護部門との意見交換や地域連携活動を通じて関係構築を継続した。また、「まちの保健室」や地域イベントを通じて、地域との接点を再構築した。

(5) 国際交流

モンゴル国立医科科学大学との連携として、令和7年11月にオンライン交流授業を実施した。テーマは「若者の健康課題」とし、両国の学生が参加する学修交流の場を提供した。

C h e c k

各事業については、看護診断研究センター運営委員会において定期的に報告・評価を行った。その結果、以下の点が明らかとなった。

- ・研究助成：応募がなく、制度設計や周知方法に課題
- ・研修事業：内容の満足度は高いが、参加者数の拡大が課題
- ・地域連携：実施はできているが、参加者確保と広報が不十分
- ・連携体制：地域との関係は再構築段階にある
- ・国際交流：教育効果は高いが、単発的实施にとどまる

これらの評価は委員会において共有され、改善の必要性が確認された。

A c t

点検・評価結果を踏まえ、以下の改善方策を検討・実施した。

- ・研究助成について、国際発表支援を中心とした制度への見直し
- ・研修事業の対象者設定および広報方法の強化
- ・「まちの保健室」の拠点型活動再開に向けた計画の再構築
- ・地域ニーズに基づくテーマ設定の見直し
- ・国際交流の継続的プログラム化の検討
- ・広報活動および成果の可視化の強化

これにより、各事業を相互に関連付けながら、継続的な改善を図る体制が維持されている。

V 実績に対する評価

看護診断研究センターにおける令和7年度の社会連携・社会貢献活動は、計画（Plan）に基づき、研修事業、地域連携事業、国際交流事業、ボランティア活動を体系的に実施し、具体的な実績を伴って展開されている。さらに、運営委員会による定期的な点検・評価を通じて改善が図られており、PDCAサイクルが実効的に機能している点において高く評価できる。

1. 事業実績（数値）

令和7年度の主な実施実績は以下のとおりである。

研修事業

フットケアセミナー：1回実施（参加者6名）

地域連携事業

まちの保健室：複数回実施（大学祭時17名参加）

国際交流事業

モンゴル国立医科科学大学との交流授業：1回実施（約120名参加：本学約90名、モンゴル約30名）

社会貢献活動（ボランティア）

ホワイトトリボンラン（淡路島拠点）：1回実施（17名参加）

これらの実績から、各事業が計画どおり着実に実施されていることが確認できる。

2. 評価のポイント

（1）計画に基づく着実な実施と組織的運営

各事業は年間計画に基づき実施されており、研修・地域連携・国際交流・ボランティア活動が相互に関連づけられた形で展開されている。また、運営委員会による進捗管理および評価が継続的に行われており、組織的な運営体制が確立されている。

（2）専門性を活かした社会還元

フットケアセミナーの実施（参加者6名）により、看護実践に基づく技術研修を提供し、地域医療従事者の能力向上に寄与している。また、「まちの保健室」（最大17名参加）を通じて地域住民への健康支援を行い、大学の専門的知見を社会へ還元している。

（3）地域社会への具体的貢献

地域連携事業では、参加者数の確保に加え、地域ニーズ（健康相談、更年期等）の把握が行われており、単なる実施にとどまらず、地域課題への対応につながっている。また、大学祭との連動により地域との接点を拡大し、大学の地域拠点としての機能を強化している。

（4）国際的教育効果の創出

国際交流事業では約120名規模の学生参加があり、国際比較を通じた学修機会を提供している。この規模での教育交流は、教育的インパクトが大きく、本学の教育の質向上および国際貢献の観点から高く評価できる。

（5）社会貢献活動の教育的価値

ホワイトトリボンラン（17名参加）への参画により、学生・教職員が社会課題（女性の健康・人権）に関与する機会を創出している。本活動は、専門職教育における社会的責任の理解を深める機会として機能している。

（6）PDCAサイクルの実効性

各事業の実施後には、運営委員会において

- ・参加者数
- ・実施内容
- ・課題（広報、参加者確保等）

が共有され、改善策（対象者設定の見直し、広報強化等）へと具体的に反映されている。

このように、点検・評価が次年度計画へ接続されており、内部質保証の仕組みが実効的に機能している。

以上のとおり、本センターの社会連携・社会貢献活動は、各事業が計画に基づき着実に実施されていること、研修・地域連携・国際交流・ボランティア活動において具体的な参加実績（6名、17名、約120名等）を伴っていること、専門性を活かした社会還元および教育的効果が認められること、PDCAサイクルにより継続的改善が図られていることから、質・量ともに優れた水準で展開されていると判断できる。

VI 今後の課題

看護診断研究センターの社会連携・社会貢献活動は、計画に基づき着実に実施され、一定の成果を上げている。今後は、これらの実績を基盤として、さらなる質的向上と発展的展開を図る。

1. 成果の可視化と発信の強化

各事業の実績に加え、学修効果や社会的波及効果を含めた成果の可視化を進めるとともに、学内外への戦略的な情報発信を強化し、社会的影響力の向上を図る。

2. 教育・研究・社会連携の統合的発展

研修、地域連携、国際交流、社会貢献活動に加え、研究助成を含めた研究支援を有機的に連動させることで、教育・研究・社会貢献が一体となった発展的な活動体系の構築を図る。

3. 研究助成体制の高度化

研究助成については、国際発表支援や若手研究者支援の充実を図り、研究活動の活性化と研究成果の社会還元を一層推進する。

4. 持続可能な活動体制の高度化

参加者層の拡充や連携体制の強化を通じて、活動の継続性および発展性を高め、社会的価値のさらなる向上を目指す。

以上の課題は、これまでの成果を踏まえた発展的課題であり、今後はPDCAサイクルを継続的に機能させることで、より高度で持続可能な社会連携・社会貢献活動の実現を目指す。

VII 次年度（2026）の取組計画

看護診断研究センターでは、令和7年度の実績および点検・評価結果を踏まえ、社会連携・社会貢献活動のさらなる高度化と持続的発展を目的として、以下のとおり取り組みを推進する。

（1）研究助成および研究支援の充実

国際学会発表支援および若手研究者支援を中心とした研究助成を継続的に実施するとともに、研究助成制度の周知方法の工夫や申請支援の充実を図る。また、研究成果の発信を促進し、看護診断に関する研究の社会還元を強化する。

（2）研修事業の拡充と体系化

看護職を対象とした技術研修および看護診断に関する研修を継続的に実施し、対象者層の明確化および

内容の体系化を図る。特に、フットケア等の実践的研修については、継続開催および参加者拡大を目指す。

(3) 地域連携活動の継続的展開と拠点化

「まちの保健室」を中心とした地域連携活動について、定期的な実施体制を構築し、地域住民のニーズに即したテーマ設定を行う。あわせて、大学を拠点とした継続的な健康支援活動としての定着を図る。

(4) 地域・医療機関との連携強化

淡路市および関連病院との連携を継続的に推進し、意見交換や共同活動の機会を拡充することで、地域における実践的な連携体制の強化を図る。

(5) 国際交流の継続と発展

モンゴル国立医科科学大学との交流を継続的に実施し、教育的交流の充実を図るとともに、交流内容の深化および継続的プログラムとしての体系化を推進する。さらに、教育交流を基盤とした研究連携の可能性についても検討する。

(6) 社会貢献活動の推進と教育的活用

ホワイトトリボンラン等の社会貢献活動への参画を継続し、学生および教職員の参加促進を図る。これらの活動を教育と連動させることで、社会的責任や専門職としての意識の醸成を推進する。

(7) 成果の可視化および情報発信の強化

各事業の実績および成果について、評価指標を整理し、学内外への積極的な情報発信を行う。これにより、センター活動の社会的認知の向上および影響力の拡大を図る。

以上の取組を通じて、看護診断研究センターは、教育・研究・社会貢献を一体的に推進し、地域社会および国際社会に貢献する拠点としての機能を一層強化する。

資料 1

関西看護医療大学 社会連携・社会貢献に関する方針

淡路島における唯一の大学である関西看護医療大学は、建学の理念に基づき、地域に開かれた大学として教育・研究の成果を社会に還元し、豊かで健やかな地域社会の発展に寄与する。看護診断研究センターおよびセラピーアイランド研究センターを中核に位置付け、地域との交流を基礎とした社会連携・社会貢献をより積極的に推進するための方針を次の通り定める。

1) 地域連携・地域貢献

(1) 地域連携のための組織として「看護診断研究センター」「セラピーアイランド研究センター」を設置し、主として地方自治体との連携業務、地域への貢献活動を実施する。

【看護診断研究センター】

・医療、看護、福祉など各々の活動を多面的に支える看護職の在り方を真正面に受け止め、看護活動の質の向上を目指して、看護診断と看護治療に関する調査研究を実証的に重ねるとともに、臨床看護師のための教育及び研修を行う。

・真に社会に開かれたセンターとして、関連病院、施設、地域、行政と積極的に人事交流をすることで、第一線で活躍している看護活動の向上に大きく貢献し、地域における学術交流拠点の形成を目指す。

・積極的に国際交流を進め、人事交流の活性化を通して、教育・研究ネットワークを構築する。

【セラピーアイランド研究センター】

・人的・文化交流を推進することで地域住民の健康増進を図り、地域経済の活性化に寄与する。

・研究活動成果をもとにセラピーと看護を融合した看護実践能力向上につながるカリキュラムを開発し、看護実践の質の向上に寄与する。

- (2) 行政、諸団体および市民等と連携・協働した活動を通じ、地域の活性化や課題解決に貢献する。
- (3) 本学の人的・知的資源を活かし、地域との共同研究等によって新たな知見を生み、社会に貢献する。
- (4) 講演会やセミナー等を開催し、研究成果を社会に発信する。

2) 国際連携・国際貢献

海外協定校等と連携し、各種プログラム等を通じて国際交流に努める。

資料2

関西看護医療大学看護診断研究センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則第14条第2項の規定に基づき、関西看護医療大学看護診断研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名した教員をもって充てる。

3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(任期)

第3条 委員会の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 関西看護医療大学看護診断研究センター（以下「センター」という。）の運営方針に関する事項
- (2) センターの事業実施に関する事項
- (3) センターの予算に関する事項
- (4) センターの施設・設備に関する事項
- (5) 教員の研究支援に関する事項
- (6) 学内の研究助成の選考及び決定に関する事項
- (7) 国際学会発表助成の選考及び決定に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事項

(委員会の会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る議決事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、経営管理課管理係において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の改正規定（副委員長に係る改正部分に限る。）及び第5条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月18日から施行する

3. セラピーアイランド研究センター運営委員会

委員長 笠岡 和子

I 委員会規程

関西看護医療大学セラピーアイランド研究センター運営委員会規程（審議事項）に基づき、以下の活動を行う。

（審議事項）

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）セラピー（「癒し」、「こころ」、「からだ」を融合した実践をいう。以下同じ。）の研究推進に関する事項
- （2）セラピーの技（わざ）の習得に関わる教育方法に関する事項
- （3）地域住民に対するセラピーの提供等に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、セラピーアイランド研究センターの事業に必要と認められる事項

II 活動目的

1. セラピーと看護を融合した研究・看護教育についての検討
2. 大学内施設（KKI スペースセンター等）を活用し、大学の専門性を活かした地域住民への貢献

III 活動目標

1. 研究・看護教育におけるセラピーの役割についての検証を行う。
2. 大学内施設を使用し、教員・学生の専門性を活かしたセミナーや研修の開催

IV 実施内容

Plan

1. 研究・看護教育に繋げるため「セラピー」の定義および効果を明確にするための文献検討を行う。
2. セラピーアイランド研究センターが目指す、淡路島への貢献内容を明確にする。
3. 学外活動では健康支援として、各教員の専門分野における活動や意見交換会を企画・開催し地域貢献を継続する。

Do

1. 目標達成のための年間スケジュールおよび計画案について
年間スケジュールを第1回の会議（2025年5月12日）で案を諮り、年間10回の委員会を開催した。（資料1）
2. 看護教育に繋げるため「セラピー」「癒し」「ヒーリング」について文献検討をおこない、用語の定義に向けての意見交換を行った。
 - ・ストレスの背景は多様であり、その評価も「ある」「なし」では測れない。「ストレスがなくなる＝癒し」ではない。「癒し」は「心の解放」であり、「アロマ」、「ストレッチ」「笑い」「マッサージ」「タッチング」等、その人が好むことにより「癒し」は得られるため、定義することは難しい。
 - ・研究に繋げるためには、学生へを対象とするより、病院の看護師の患者に対する対応の場のデータを取り、「患者の癒し」を明らかにする方がよいのではないかと。患者にインタビューをすることだと病院評価になることも考えられるため、外部の調査機関などに依頼する

ことが必要となる。

3. 淡路島への貢献としては、島全体を対象とすることは難しい。また、昨年度は大学教員の専門技術を活かした地域住民を対象としたセミナーや研修がほとんど行われていないため、今年度は積極的にイベントを行い、住民の声を聴きながら貢献するためには何が必要かを考えていくことがいいのではないかと意見交換をした。そのためには、4月に計画を立案したのでは淡路島市役所等の広報に間に合わないことが分かった。
4. 大学祭参加について
2025年度年度計画および実施目標「地域住民の方への貢献—各教員の専門分野における活動や意見交換会を開催し血管年齢やストレス耐性など積極的に測定し健康支援の一助とすること」を目的に参加した。
 - ・参加人数：地域の方96名にストレスチェック、血管年齢測定、素肌水分チェックなどを行った。
 - ・ストレスチェック、血管年齢については結果をプリントアウトし説明後に手渡した。また、測定結果は現時点のものであり測定時の状況で結果が変わることも含め説明した。参加された地域の方より、継続的に行ってほしい。また測定して比較したいなどの声が聴かれた。
5. 2025年8月23日に中学生を対象として、「自分を知る、未来を拓く—夏休み大学体験—動くカラダ見えるしくみ」と題して体験イベントを開催した。しかし、参加者は0人であった。
6. 2025年5月～8月までの土曜日に、KKIスペースセンターを使用して本学教員によるリンパマッサージを行い、延べ15名の利用があった。
7. 2026年3月7日に、KKIスペースセンターを使用した本学教員によるタッチングのイベントを企画・実施し、3歳～88歳までの9名の参加があった。10時～14時までの実施であったが、ゆっくりとした雰囲気の中でとてもリラックスできたと好評であった。

Check

1. セラピーと看護を融合した看護教育についての検討
文献検討はおこなったが、「癒し」の用語定義にまでは至らなかった。研究についてもすぐに取り掛かるだけの準備が整はず、実施にまで至らなかった。
2. 地域貢献について
大学祭でのストレスチェック、血管年齢、素肌水分チェックができた。96名の参加で健康への意識づけに役立ったと考える。参加人数が多い事より健康意識は高いと考える。地域住民の方からは大学でこのようなことをしてもらえたいことを初めて知った。継続してほしいとの意見があった。
3. 大学内施設（KKIスペースセンター等）の活用
中学生の看護体験イベントは、実習室を使用することで計画を行っていた。パンフレットの掲示・配布等の周知活動を行ったものの、参加者を得るには至らなかった。また、KKIスペースセンターでは、リンパマッサージやタッチングの実施を行うことができた。2か月前からパンフレットを最寄りの関係施設に置いてもらったり、地域の町内会に配布したりと早くから広報を行ったことで、地域住民の参加を得られ、大学として地域貢献の足がかりができたと考える。

V 実績に対する評価

2025年度の活動目標の全体的達成度は70%程度の達成であった。KKIスペースの活用としても、地域貢献のためのイベントの実施を行うことができ、少しずつではあるが参加者が増えてきている。この地域との連携を図る計画（イベント）の実施により、地域社会に貢献していると評価できる。

また、実施結果をタイムリーに分析・評価することで、地域連携の効果を常に図りながら、その結果を次の実施に生かす体制が取れており、少しずつではあるが、社会連携・貢献に結びついて行っていると評価できる。しかし、まだまだ広報活動が不足、地域の方々に利用していただくためにはさらなる努力することが必要である。

「セラピーと看護を融合した研究・看護教育についての検討」については、意見の交換を行い、「癒し」をどのように定義付けるが検討したが、用語定義を明確にするところまでは至らなかった。また、研究を行うための時間の確保、倫理的問題への対応の検討が必要である。

VI 今後の課題

1. セラピーと看護を融合した研究・看護教育についての検討

後期に実習が集中するため、時間確保が難しかった。研究的に取り組むための時間確保が今後の課題と考える。また、「癒し」と研究を結びつけるための倫理的問題をも検討していくことが必要である。

2. 地域貢献活動

地域の方のニーズを把握と共に市町村との連携した早目の広報活動を行うことが必要である。地域貢献として何ができるかを地域住民の声から検討を重ね、ニーズを考えたイベントの計画が必要である。また、大学の教員・学生の専門性を考えたイベントのために、学生が計画的に参加できるように、学生への早い時期でのイベント計画内容を伝えることが必要である。

3. KKI スペースの運用

大学施設を使用していくという意味での活動は、少しずつではなるが効果を得ていると考える。しかし、地域貢献を重視した活動を考えるとき、イベントの少なくとも3か月前からの広報が必要となる。3月中に次年度の計画を立案するなど、早めの計画のもとに行動することが必要である。

VII 次年度の取組計画

1. セラピーと看護を融合した研究・看護教育についての検討

セラピーアイランド研究センターの目標にしている研究の実施のために「癒し」の用語の定義を検討し、それを研究活動に繋げられるように活動の在り方を考えていく。

2. 地域連携・地域貢献

大学教員・学生が有する専門知識を活用したセミナーや研修会（KKI スペースセンターや大学施設を利用）の企画・実施を行う。早めの企画による効果的広報を行う。

表1 委員会開催日程と主な内容

月日	時間	内容
5月12日(月)	16:45～ 18:10	セラピーアイランド研究センター運営委員会規程の確認、令和6年度委員会、自己点検評価の内容の内容を基にした、令和7年度の委員会目標・活動計画の検討
6月19日(木)	16:30～ 17:30	年間目標、年間計画の設定 KKI スペース活用(広報)研修計画 大学からの広報について
7月15日(火)	16:30～ 17:50	看護体験の日時の決定と広報について KKI スペースの活用について 大学祭での健康相談・ストレスチェックについて 癒しやヒーリングに迫る、文献検討について
8月21日(木)	15:00～ 16:00	看護体験イベントについて、担当者と物品の確認、パンフレットや具体的広報について

		大学祭でのイベントについての具体的方法の検討
9月29日(月)	15:00～ 15:35	看護体験イベントの振り返りと来年度計画に向けての検討 大学祭での健康相談・ストレスチェックの準備物品と準備時間について KKI スペース研修計画についての日にちと内容の決定
10月24日(金)	14:00～ 15:00	10月25日の大学祭の準備
12月19日(金)	15:00～ 16:00	大学祭でのストレスチェックの振り返り、と来年度に向けての検討 Kki スペースの活用に関しての準備予定と広報の検討 来年度の予定：次回各自の今年度の反省を踏まえた計画を持ち寄る
1月7日(水)	13:00～ 14:00	3月7日のイベント(タッチング)についての検討 令和8年度予算について 令和8年度計画についての検討 ・イベント内容、場所(KKI スペース)、時期、広報の時期等 地域住民の大学食堂利用について
2月5日(金)	16:40～ 17:50	3月7日タッチングの準備状況、担当者、担当者研修について 令和8年の予定(案)についての検討 ・小・中学生へのイベントの日時、広報の状況 ・タッチングの日時、広報の時期 ・大学祭でのストレスチェック(2026年10月24日)
3月11日(水)	13:00～ 14:00	今年度の実施内容の振り返り、来年度の向けての問題点の把握と分析 令和8年度予定(案)の策定

資料1

関西看護医療大学セラピーアイランド研究センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則第16条の2第3項の規程に基づき、関西看護医療大学セラピーアイランド研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は関西看護医療大学セラピーアイランド研究長を、副委員長は委員のうちから学長が使命した教員をもって充てる。

3 委員は、教授会の議を経て学長が任命する。

(任期)

第3条 委員会の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) セラピー(「癒し」、「こころ」、「からだ」を融合した実践をいう。以下同じ。)の研究推進に関する事項
- (2) セラピーの技(わざ)の習得に関わる教育方法に関する事項
- (3) 地域住民に対するセラピーの提供などに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、セラピーアイランド研究センターの事業に必要と認められる事項

(委員会の会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。

3 委員がやむを得ない事由により欠席するときは、委員長が指名したものが代理出席することができる。

4 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

6 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く事ができる。

(議事録)

第6条 委員長は、委員会の議事に係る議事録を作成し、委員の出席状況、審議経過の概要及び教授会等に諮る決議事項を的確に記載しなければならない。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会において審議した結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、管理課において処理する。

(規程の改定)

第9条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第2条第1項及び第2項の改正規程及び第5条第2項の改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年2月14日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間における関西看護医療大学セラピーアイランド研究センター運営委員会規程題名、第1条、第2条2項及び第4条第4号の規程の運用については、同規程題名、第1条、第2条2項及び第4条第4号中「セラピーアイランド研究センター」とあるのは「ブランディング研究センター」とする。

(留意事項)

この改正案中、第2条第1項及び第2項及び第5条第2項の規程にある「副委員長」の部分は、令和6年4月1日から施行することに留意を要する(令和5年12月13日の教授会の議を経て、この施行日を決定している)。

第5部：看護学専門領域及び基礎分野における自己点検評価

1. 臨床看護学領域 I

A. 基礎看護学領域

1) 基礎看護学の教育で目指すこと（概要）

看護とは何か、さらに、看護の対象である「人間」や看護活動の目標である「健康」とは何かについて、看護学の歴史的変遷及び看護理論の発展等から考えを深める。

また、看護ケア技術の意味を踏まえ、安全で安楽な日常生活を送るための基本的知識と技術及び健康障がいがある人々の療養上のニーズを基盤とした看護ケア技術について学修する。

さらに、看護実践の思考過程について、アセスメント、診断、実践、評価の一連のプロセスとして学び、自己の力で状況を見極め、実践について考える思考能力を高める。

2) 当該領域の各科目における授業の工夫と課題

表1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
基礎看護学Ⅰ（概論）	グループワークとペアワークを適宜取り入れ、参加型の授業になるような授業を続けた。自己の体験の振り返りを基盤として、具体的な看護事象に繋げ、看護をイメージしやすいように工夫した。 学生の反応を確認し、理解が不十分である箇所は、次回の授業で再度説明を加えた。	看護の専門用語については、解説を平易な言葉で繰り返し行い、用語に慣れるよう工夫する。学生の反応を確認しながら、学びを支える。
基礎看護学Ⅱ	日常生活援助を論理的に捉えることができるように、人体の構造機能と援助をつなげながら講義・演習した。また単元ごとに確実に理解し、学修内容を積み重ねていけるように、単元ごとのまとめと確認テストを実施した。	授業評価では多くの学生から「分かりやすかった」との評価を受けたが、確認テストの点数は伸びなかったため、重要ポイントに焦点化し、確実に理解できるように、講義終盤の「まとめ」で示す。
基礎看護学Ⅲ	診療の補助技術を確実にに行えるように指導した。ポイントを押さえて展開した。重要な点は繰り返し授業内容に含め、「できる」ことよりも「分かる」ことに基軸を置いた。	「なぜそのようにするのか」を解剖生理学と関連させて指導したが進まなかった。各科目を関連させながら学ぶ姿勢をどうすれば育めるのか、検討・工夫が必要。
基礎看護学Ⅳ（フィジカルアセスメント）	フィジカルアセスメントの技術に加え、事例展開の中でフィジカルアセスメントをいつどのように進めるのかを示し、実際に使える技術となるよう工夫した。	事例展開の中のフィジカルアセスメントを示したことで、理解が進んだ様子だった。昨年度の事例をブラッシュアップして、学生と共に考えられるよう工夫した。
基礎看護学Ⅴ（問題解決技法）	事例を取り入れ、学生自身で看護過程を展開させ、一人一人の疑問に答えるよう、繰り返し実施した。「看護過程」展開の方法として、「看護過程の考え方」	看護過程の展開をパターンで理解しようとし、アセスメントをしっかり自分で考えようとしない姿勢が見受けられた。学

	や「データベース」「看護実践の背景理論」等学修し、医療問題と看護ケア問題の抽出の方法に取組んだ。	修の第一段階として、パターンで展開することも「よし」とするのか、判断が難しい。
看護学原論	理論の内容について骨折後でギプス固定をしている患者という具体的な状況を設定し、その状況に対して各理論家の考えではどのようにすることが看護につながるのかについてディスカッションしながら学生とともに考える参加型授業を展開した。	排泄の場面を想定し、各理論家の視点でその援助について考え、記述し、発表してもらった。昨年度より各理論家の理論の特性は把握できたようだが、臨床での経験がないので、イメージがつかみにくかったと考える。次年度は映像等を使用して、具体的な状況のイメージ化を図ったうえで学生の参加を促したい。
看護診断学Ⅰ	基礎看護学Ⅴで学んだ看護過程を振り返り、心理・社会的理論に関しては講義内容ごとに学生同士で話し合い、理解を確認し合える時間を取った。また事例を展開することで、看護思考過程への理解を深めた。	基礎看護学Ⅴと連動させることで「看護過程」の理解をさらに強め、看護診断過程との違いについて、講義・事例により展開する。
基礎看護学実習	コミュニケーションの道具である「自己」の特性を振り返った上で、高齢者施設の利用者とのコミュニケーション方法を学ぶ機会を提供した。さらに病院における看護師とのコミュニケーション、カンジャートノコミュニケーションの機会を設定し、大人としてのコミュニケーション技術を体験した。学生たちは楽しく学んでいた。	地域の社会福祉施設や病院でのコミュニケーションが体験できるよう計画し、目標は達成できた。さらに学びが深まるよう、次年度は、高齢者施設での実習期間を2日減らし、それを病院での実習時間に加えて、看護師としてのコミュニケーションを学べる機会としたい
看護過程論実習Ⅰ	看護過程を実際に学ぶ場として、対象者の日常生活への情報収集から計画立案・評価までの実習を行った。疾患を理解したうえで、日常生活上の問題を、指導を受けながら実際に自分の力で見出し、看護援助を実施できるように関わった。	学生の理解度に合わせ、日々の目標を設定しながら、丁寧に理解を促していくための指導への工夫を行う。

3) 自己点検評価

学生たちによる授業評価は概ね良好であったが、定期試験結果は学修目標に十分達しているとは言えない状況で、全体的達成度は78%程度であったと考える。昨年度は個人面接を実施しなかったが、今年度は成績不良者との面談を行い、希望者はラーニングサポートオフィスにつなぐようにした。個々の学生の学習に対するレディネスが、昨年以上に非常に多様で、学力の高い学生と低い学生の差が大きい。どこに焦点化し授業・演習を展開すべきか検討を続ける必要がある。

4) 課題

「覚えるだけの学修」から「考え理解する学修」への転換を支えるための、教員側が支援方法を身に付ける必要がある。特に、学修障がい・発達障がいがあるかもしれない学生に対し、どのようにアプローチし指導すればいいのか、指導方法について学ぶ必要がある。特に、学生の抱える問題が多様でアプローチの方法も様々であると予測されることから、教員個々で対応するのではなく、教員相互に協力体制を組み、チームアプローチが必要であると考え。昨年度、時間がなくこの点に十分取り組むことが出来なかった。今年度は専門家の力を借りつつ、この課題解決の糸口をつかみたい。

5) 次年度 (2026) の取組計画

看護のイメージがつきにくい1年生を対象にすることが多いので、DVDなど視聴覚教材を多く取り入れたい。そのため、良質な教材のリサーチを継続的に行ってきたが、価格の問題もあり、導入には至らなかった。さらにリサーチを進め、特に形態機能学に関するDVD教材を基礎看護学ⅡやⅢ・Ⅳで積極的に取り入れることを進めたい。

指導内容・演習技術を絞り込み、「なぜそのように援助するのか。」、考える「頭づくり」を進めたい。そのため、全ての授業・演習内容及び指導方法について、基礎看護学領域の教員全員で検討してきたことをベースに、常に新たな方法を検討する。

基礎看護学領域が担当している全ての科目について、前提となる知識、本時で到達したい目標、まとめ（授業ポイント）を示し、学生が迷わないで学修を深められるよう指導する。

B. 成人・老年看護学領域

1) 成人・老年看護学の教育で目指すこと

成人老年看護学領域では、本学のディプロマ・ポリシーに基づき、成人期および老年期にある対象者の健康課題を総合的に理解し、科学的根拠に基づいた看護実践を行うことができる看護職の育成を目指している。

成人看護学においては、急性期・回復期・慢性期における健康問題について、病態生理・治療・看護の観点から統合的に理解し、臨床判断に基づく看護過程の展開ができる能力を養うことを重視している。また、日々進歩する医療の動向を踏まえ、臨床現場において必要となる基本的知識と看護技術を体系的に学修できる教育を行っている。

老年看護学においては、超高齢社会の進展を踏まえ、高齢者の加齢に伴う身体的・心理的・社会的変化を理解し、生活機能の維持・向上を支援する包括的な看護実践能力の育成を目指している。また、地域包括ケアシステムの中で高齢者がその人らしい生活を継続できるよう、多職種と連携しながら生活を支える看護の視点についても理解を深める教育を行っている。

さらに、講義・演習・臨地実習を有機的に連動させることで、学生が臨床場면을想起しながら学修できる教育環境を整備し、知識と実践を統合して活用できる看護実践能力を備えた看護職の育成を目標としている。

2) 当該領域の各科目における授業の工夫と課題

表1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
成人看護学Ⅰ（概論）	多角的な視点から理論を学修できるように、グループワークを中心に文献学修を促した。学修内容のプレゼンテーションに至るまでグループワークを中心にを行い、協同について体験として理解できるように工夫した。	発表内容に理解の不足や誤りがみられる場合があったことから、グループワーク中に教員が発問を行い、学生の思考を深める指導を行う。また、発表後にはスライドを用いた補足説明を行い、学修内容の整理と理解の定着を図る。
成人看護学Ⅱ-a	急性期・回復期における患者の特徴、周術期・クリティカルケアに必要な援助が理解できるように講義を行った。また急性期の看護過程が展開できるように事例を用いて演習を行った。	学生によって病態理解の深さに差がみられる場面もあったため、今後は解剖生理や病態生理の理解をより強化し、病態・検査・治療と看護の関連を体系的に理解できる授業構成の工夫が必要である。
成人看護学Ⅱ-b	Ⅱ-a に引き続き、様々な疾患の病態や治療、看護について理解できるように講義し、小テストで理解度を確認した。演習の時間では、事例を用いて看護過程の展開を行った。	学生が看護過程をより適切に展開できるよう、特に理解につまずきやすい病態生理について関連図の作成を取り入れるなど、病態・治療・看護の関連を整理して理解できる授業構成となるよう工夫する。
成人看護学Ⅲ	成人疾患について、病態から症状への流れ、症状に対する看護と看護過程が展開できるように、まず一般的な病態関連図を作成するため演習時間設け、学生の理解状況に合わせて個別指導できるように工夫した。	病態関連図作成の際に、解剖生理に加え、症状や検査、治療が結びついた関連図が作成できるようにグループワークを取り入れ、学生が関連図作成の方法をより理解できる授業構成となるよう工夫する。
成人看護学Ⅳ（援助方法）	周手術期や急性の看護援助、慢性期の看護援助のなかで、身体侵襲のある援助技	演習で学ぶ援助技術が臨床場面と結びつくよう、事例や映像教材を活用し、

	術が習得できるように、モデルを用いて実施した。その際には、卒業後は患者に実施することを踏まえて、技術の習得や安楽、安全な援助方法、援助時の基本的原則について理解できるように、事前学修や学生を交えたデモンストレーション、グループワークを取り入れるようにした。	学生が援助技術の臨床的意義を理解しながら演習に取り組めるよう授業方法を工夫する。
老年看護学Ⅰ（概論）	老年の特徴を理解できるように、成人との違いを明瞭に説明した。また学修ポイントを学生が理解しやすいように、配布資料に書き込みができるようにした。学生の理解状況が確認できるように小テストを授業前後で行い、学生の理解に応じて説明を追加するなど工夫を行った。	老年期の特徴が理解できるように、高齢者体験を取り入れる。これまで代表者のみが体験していたが、次年度は希望する学生が体験できる機会を設け、体験内容を共有することで学修理解を深める。
老年看護学Ⅱ（援助論）	老年期の疾患について、成人との違いが理解できるように、また成人看護Ⅲでの学びを振り返る機会となるように、連動させて講義を行った。また講義や小テストの中で、老年看護学Ⅰでの学びも含むことにより、学びの継続につながるよう工夫した。	老年期の特徴を解剖生理の視点からも理解できるように、病態関連図の作成を授業に取り入れ、病態・症状・看護の関連を整理しながら理解が深まる授業構成となるよう工夫する。
老年看護学Ⅲ（援助方法論）	老年の特徴を踏まえて、看護過程が展開できるように、前半で事例を基に看護計画立案まで実施した。立案した看護計画を実施に向けて、看護援助について演習を行った。また後期から始まる各論実習で、看護過程展開ができるように、演習では全教員が個別に学生指導できるように工夫した。	事例展開の中で立案した看護計画を演習と関連付けて学修することで、看護計画と看護援助の実践が結びつく授業構成とする。また、計画内容について振り返りや指導の時間を設け、各論実習において看護過程を円滑に展開できるよう指導を充実させる。
成人老年看護学実習Ⅰ（急性期・回復期）	成人期・老年期における急性期・回復期の看護援助の特徴が理解できるように、術後の生体反応など共通理解が可能な内容については学内で整理したうえで臨地実習に臨むよう指導した。臨地では、患者の状態が日々変化する急性期の特徴を踏まえ、その変化を捉えながら看護援助を考えることができるよう指導を行った。	急性期・回復期における身体的側面（病態関連図）・心理的側面・社会的側面（発達課題）を理解し、急性期特有の経過を想起して、看護援助を考えられるよう事前学修や振り返りを活用した指導を行うようにする。
成人老年看護学実習Ⅱ（慢性期・終末期）	成人期・老年期における慢性期・終末期の看護援助について、限られた臨地実習期間の中でも看護過程を展開できるように、学内で疾患の病態関連図を作成し、疾患理解を深めたうえで臨地実習に臨めるよう指導した。また、実習を通して得られた学生の思考の特徴などをフィードバックする機会を設け、自己理解が深まるよう支援した。	慢性期・終末期における身体的側面（病態関連図）・心理的側面・社会的側面（発達課題）が病態や社会的支援とどのような関連があるのか、学生の理解が進むように、退院支援カンファレンスへの参加など、学習機会が得られるように調整し、慢性期・終末期看護への理解を深める。

看護過程論実習Ⅱ	臨地における看護過程の展開がスムーズにできるように、学内実習にて看護過程の講義や模擬患者を用いた看護展開、病態関連図の作成などの事前学修を行った。臨地実習では実習指導者との連携を図り、日々の報告や観察、カンファレンスの機会を活用して学生の学修を支援し、患者の身体的・心理的・社会的側面を踏まえた看護過程が展開できるよう指導した。	臨地実習にて、実習指導者や臨床看護師からの助言や指導は、学生にとり貴重な学修機会となることを踏まえ、臨地実習指導者講習会やセミナーの機会を活用し、学生の特徴や学修課題を共有する。また、教員と実習指導者の連携をさらに強化し、臨地実習における指導体制の充実を図る。
----------	--	--

自己点検評価

各科目において、病態生理から疾患を捉え、治療や看護を関連付けて理解できるよう、科目間の学修内容を意識した授業構成を行った。看護過程を展開するためには、個々の知識や技術を関連付けて1理解することが重要であることから、講義では臨床場面を想起できるような授業内容とし、臨地実習では講義内容を振り返りながら看護を考えることができるよう指導を行った。

このように講義と臨地実習を相互に関連付けた教育を行うことで、学生が病態・治療・看護を統合して理解し、看護過程を用いて患者の状況を捉える力の向上につながったと考える。また、臨床のエビデンスが日々更新される中で、臨地実習指導者と連携しながら学生の学修支援を行うことができた点も、教育効果を高める上で有効であった。

4) 課題

今年度の学生は、成績が大きく2群に分かれ、中間層が少ない傾向がみられた。そのため、授業や演習の内容について、学生の理解度に応じた指導方法の工夫が必要である。具体的には、理解が進んでいる学生には発展的な学習内容を提示しつつ、理解が十分でない学生に対しては自己学修を促す課題や補足資料を活用するなど、学修支援の体制を整えることが課題である。

5) 次年度(2026)の取組計画

- (1) 実技演習では、学生が疑問を抱えたままとならないように、演習後に Google Classroom 等を活用して質問を受け付ける機会を設ける。次の演習や振り返りなどを活用し、学生の疑問が解消できるよう指導を行う。
- (2) 授業前後で実施している小テストの結果を踏まえ、理解が十分でない学生に対しては補足資料の提供や補講を実施し、授業内容の理解を補完できる学修支援体制を整える。
- (3) 授業や演習においては、どの教員でも学生の疑問に対応できるように、教員間で指導方法の共有を図る。特に技術演習においては、担当教員を中心に指導体制を整え、学生が円滑に学修できる環境を整備する。

C. 精神看護学領域

1) 精神看護学の教育で目指すこと

日本や諸外国での精神科医療に関する歴史的背景、精神医学や薬理学に関する知識、心理学に関する知識、精神医療に関する福祉に関する法律に関する知識、精神障がい者という当事者に関する知識、精神障がい者という生活者という視点に関する知識、入院治療から地域生活までの支援に関する知識、臨地実習における精神障がい者との体験を通して得られた実践知などの理解を通じて、精神障がい者に対する基本的理解と人権を持つ個人としての理解を教育することを目指している。

2) 当該領域の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
精神看護学Ⅰ（概論）	精神医療に関する映像や資料を活用し、歴史的背景や現在の精神科医療への理解が深まるよう教授した。	精神科医療の歴史的理解のために、多様な映像や資料の活用を図る。
精神看護学Ⅱ（援助論）	基本的な精神医学の理解を促すために、視覚的に理解できるよう DVD を活用し、講義を行った。	疾患理解のために、視覚教材の活用と課題学修との関連を図る。
精神看護学Ⅲ（援助方法論）	事例・DVD を通して、援助に必要な情報の収集と分析等が理解できるように、実践を踏まえた講義を行った。	事例を展開する際の事例の内容の作成について、多様性を持たせる。
精神看護学実習	精神科病院、社会復帰施設等において、講義内容と実習内容が関連するように、臨地実習を行った。	精神障がい者が抱える体験への理解、リカバリーに関する理解を図る。

3) 自己点検評価

精神看護学においては、本学の教育理念及び教育方針並びに学位授与方針に基づき、看護師教育の専門科目、実習科目の必修科目として位置付けられている。精神看護学Ⅰは2年次前期、精神看護学Ⅱは2年次後期、精神看護学Ⅲは3年次前期、そして、3年次後期から開始される精神看護学実習へと進み、精神看護学に関する知識と実践を学修する。これらを通して、メンタルヘルスに関わる精神看護活動の理解を発展させるために、精神看護学Ⅰ（概論）、精神看護学Ⅱ（援助論）、精神看護学Ⅲ（援助方法論）、精神看護学実習という、積み重ね学修を考慮した科目の構成とした。

DVDを用いたシミュレーション学修では、映像と紙面を通じて、実践に通じる学修が行えるように十分な解説を踏まえた演習を実践することにより、生活背景、入院に至るまでの経過、家族関係、入院時における精神症状と入院形態との関連、服薬、入院生活、看護支援等の理解が促され、精神看護の在り方に向けた学生の考えを共有することができた。精神看護学実習において、精神障がい者を一個人として捉え、人権への配慮の必要性については理解が発展した。一方で、精神障がい者が抱える病的体験については理解し難い現状が見られ、特に、症状と障がいについての理解に関して苦慮していた。また、精神障がい者の強み（ストレングス）をどのように捉えて、看護活動に取り入れて支援（エンパワメント）し、リカバリーに関連付けていくかについても困難が示された。

4) 課題

精神科病院に入院している疾患を考慮した場合は統合失調症、精神科病院外来受診を考慮した場合はうつ病等（気分障害）等を重点に、身体因性、心因性、内因性精神疾患について講義を組み立ててきた。一方で、近年、小児から成人に関する発達障がいに関する学修の必要性が出現し、心理学的理解を踏まえた精神看護学の展開を考慮しなければならない。

精神障がいの多様性、発達障がいの多様性を踏まえた講義の構成が課題である。

5) 次年度（2026）の取組計画

次年度では、精神科病院、精神障害者社会復帰施設の実習が可能になる予定である。精神看護学Ⅰ、精神看護学Ⅱ、精神看護学Ⅲで積み重ねた知識が、精神看護学実習を通して結び付くとともに、臨床体験を通じた学びを記録やカンファレンスを通して、教員、学生、臨床指導者、そして、対象者と共有できるように計画し、精神障がい者に対する基本的理解と人権を持つ個人としての理解、並びに精神科病院における障害者虐待防止、医療保護入院の入院期間、入院者訪問支援事業等の法改正に伴う臨床現場での新しい知見について学修できるように取り組む。

2. 臨床看護学領域Ⅱ

A. 小児看護学領域

1) 小児看護学の教育で目指すこと

子どもの成長・発達及び健康レベルを理解し、対象となる「子ども」の理解を深めるとともに、子どもと家族を総合的に理解し、子どもの健康回復、保持、増進に必要な看護実践を行うための基礎的な知識及び技術を学修することを目指している。

2) 当該領域の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
小児看護学Ⅰ（概論）	・成長・発達の基本的な理解を進めるために、発達めやす表を活用し、授業での説明と自己学習課題として理解を深めるように工夫した。 ・次の授業時に小テストを行い、学修の確認を相互で行った。	・発達めやす表を活用した授業の展開を引き続き行う。 ・授業後の小テストを継続する。
小児看護学Ⅱ（援助論）	・子どもの権利について、グループワークを交えながら理解を深めるように工夫した。 ・健康レベルと症状を軸として看護を学修し、その中で考えらえる小児の特徴的な疾患について説明し、看護介入の内容を深めた。 ・視聴覚教材を使用し、基礎学習後、具体的な事例場面を確認しながら、それぞれの場面で求められる看護について理解を深めた。	・健康レベルと症状を軸として、疾患に偏らないように看護を学修できるように組み立てる。 ・視聴覚教材を活用した知識の習得と、それを応用できるように進める
小児看護学Ⅲ（援助方法論）	IBLによる思考を広げ、発達レベル、健康レベルを考えながら、看護過程の展開につながるように演習を行った。	IBL、シミュレーション演習、看護過程の展開がつながるように授業設計を行う。
小児看護学実習	1週目病院実習、2週目学内実習とし、実習後の振り返りによる思考整理を重点的に行った。	実習プログラムは継続し、振り返り方法、発表時期等を学生に合わせて工夫する。

3) 自己点検評価

小児看護学ⅠからⅢまでの授業のつながりを意識し、小児看護学実習での実践が広がるように、授業の内容、進度など随時評価をしながら授業を進めた。授業評価は、総合点で小児看護学Ⅰが4.12

（対前年+0.22）、小児看護学Ⅲ3.64（対前年-0.58）あった。小児看護学Ⅰは、授業進行をゆっくり設定し、小テストによる反復学習も取り入れたこと、定期テストによる学習評価のみでなく、日々の学修から知識を整理する小テストやレポートによる総合評価としたことで、理解に繋がったのではないかと考える。小児看護学Ⅲについては、昨年より評価は悪くなっており、グループディスカッションを中心に行う授業が不得手に思う学生が増えている。この結果を踏まえて、授業の工夫が必要である。小児看護学Ⅰ～小児看護学実習までが、思考が繋がりが深まっていくように、授業および

演習、実習を再考していきたい。

小児看護学実習の目的及び目標について見直し、ディプロマ・ポリシーを反映させた内容に修正したものを使用したことにより、学生の評価と実習内容の一致率が高くなった。

4) 課題

- (1) 小児看護学の基本となる成長・発達の理解が深まらず、対象となる「子ども」の理解が進まないことにより、看護過程の展開が小児の特徴を捉えた内容にならない。対象理解を深め、小児看護学の各教科が繋がるように授業設計を行う必要がある。
- (2) 小児看護学実習の目的及び目標について評価し、更に見直しを行う。

5) 次年度(2026)の取組計画

- (1) 成長・発達めやす表を学生自らが作成し、小児看護学Ⅰ～小児看護学実習で使いながら、授業がつながるように計画する。
- (2) 授業内容は、基本的な内容を重視し、できるだけシンプルになるように見直しを行い、小テストなどで反復学修を行う。
- (3) シミュレーション演習を取り入れ、グループ演習で思考を深めるように時間およびファシリテートについて工夫する。
- (4) 小児看護学実習の目標について評価し、見直しを行う。

B. 母性看護学領域

1) 母性看護学の教育で目指すこと

母性看護学における基本的概念や、倫理的課題、看護実践の基盤となる理論について学び、リプロダクティブヘルスケアに焦点を当て、母性看護の対象に起きている現象について学修し次世代育成を支援する看護について、学生自ら思考する力を育てることを目指している。特に、現象がダイナミックに変化するマタニティサイクルにおける妊娠婦と胎児及び新生児の健康と発達課題について、ウェルネス志向でアセスメントし健康課題を明らかにして、対象自らのセルフケアにつながる看護について知識・理論に基づいて学修する。そして、新しい家族の誕生における人々の健康生活への支援、well-beingな状態になるために必要となる看護について考える。

2) 当該領域の各科目における授業の工夫と課題

表1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
母性看護学Ⅰ（概論）	母性看護の対象となる生命と性と生殖についてのいのちを生きることについて倫理的課題の視点から「問いかけ」、隣接する学生間で話し合い、代表者が発表して学生全体で意見交換するという授業形態を工夫の結果、授業後の課題レポートは、この学修を通し自ら感じ考えたことを含む記述内容となった。	今日の学生の生活体験等の特性の理解を前提に、学生が主体的に学修課題を発見し学ぶことから達成感を実感できるように『問いかけ・動機づけ』について創意工夫を継続する。学生の心を動かす授業の内容・方法と、説明する言葉が持つ意味について探る。
母性看護学Ⅱa（援助論）	妊娠婦と胎児、家族の看護について身体的変化、心理・社会的特徴が理解できるように、まず妊娠による変化を学生に話し合ってもらい、その意見を授業展開のきっかけとした。妊娠・出産・育児の環境が変化する中、「初産年齢の高齢化や合計特殊出生率の低下など近年の妊婦の状況について」や「母子健康手帳の活用が妊娠期から育児支援へとつながること」の課題について、学生がより身近に考えた記述内容となった。	妊娠期が分娩、産褥、育児にも影響することが理解でき、対象者のセルフケア能力を高める援助等の看護の継続的な関りを学生が自ら考える姿勢を引き出す授業の内容・方法について探る。
母性看護学Ⅱb（援助論）	産婦と新生児、家族の看護について産婦の身体的変化、心理・社会的特徴が理解できるよう授業を展開した。学生が理解できないことなど、適宜理解度を確認し、授業終わりには質問がないかを確認した。教科書などを活用し、重要な点はわかりやすいように伝え、復習しやすい工夫をした。課題は、時事問題に沿った内容として、現代の母子への支援を考える機会とした。学生は、自身の体験や知識を用いて、思考した結果を記述することができた。	産婦と新生児、家族の支援として、母親や家族のセルフケア能力を高めるという視点をより具体的に考える講義を設計する。特に課題では、学生が自ら考える問題を設定し、積極的な学修姿勢を引き出す授業の内容・方法について探る。
母性看護学Ⅲ（援助方法論）	母性看護の対象となる妊娠産婦と新生児と家族を理解し、必要となる支援を学修するために、妊娠期から分娩期、産褥	母性看護の対象となる妊娠産婦と新生児と家族の理解を深め、知識や理論に基づいた看護

	期および新生児期の各期にわけ、具体的な事例を設定して看護の展開を行った。履修した知識を用いて思考した過程を学生自身が表現できる機会を増やし、自身の理解度や学修の積み上げを実感できるようにした。	過程の展開を学修する講義・演習を設計する。また学生が主体的に学修課題を発見し、自律した学修姿勢を継続できるような授業内容・方法を探る。
母性看護学実習	学内実習では臨地実習で対象となる妊婦、褥婦・新生児の理解を深めるためにどのようなコミュニケーションから情報を収集するのかを学生と話し合い、対象者を具体的に想定した学修をした。臨地実習では妊婦、褥婦と新生児を受け持ち看護過程の展開をしたが、その際にアセスメントの方向性を確認しながら進めた。また、地域母子保健活動の実際に参画し、地域で生活する母子とコミュニケーションを取り、支援を行う専門職者の役割を体感できるようにした。学内で母子と家族の健康生活支援についてと健康教育についての全体討議を行ったが、反省だけでなく、学生の気づきがより深まるように必要に応じて助言などの支援をした。	母性看護の対象となる妊産褥婦と新生児と家族の特徴を理解し、知識や理論に基づいた看護過程の展開を深めるような実習を展開する。併せて、地域母子保健活動の実際への参画を継続し、地域で生活する母子の健康のための生活支援方法の一つとして、健康教育の立案、実施、全体討議を経て評価ができるように、学修内容・方法を探る。

3) 自己点検評価

母性看護学においては、「ウェルネス・モデル」に基づいた思考、学修支援が重要となる。「病に罹患している」という視点から、母性看護の対象者の「持てる力（強み）」を評価する視点を育てる。アセスメントにおいては、「異常がないか」という視点だけでなく、「順調な経過を維持するために、対象者はどのようなセルフケア能力を持っているか」を問いかけた。このようなウェルネス看護診断の導入では、例えば、「正常分娩後の良好な回復」や「母性役割の獲得への意欲」など、ポジティブな側面を看護過程展開の核にするように学修支援する。

母性看護学Ⅰ・Ⅱa・b・Ⅲ、母性看護学実習の科目を統合した学修内容と方法に関する自己点検・評価において、2024年度の課題とした①順序性が明確に連動する授業内容かどうか、②各科目における一貫性が図られているか、③学生が学問的関心を深められる授業デザインの下で展開できているかどうか。系統的な体制づくりの基礎ができたと評価している。この評価指標となったのは、学内での講義・演習の学びが母性看護学実習につながり、臨地での看護過程の展開において実践できていたことによる。但し、この実践の水準は学生個々に異なる現状にある。特に、母性看護学実習では、臨地の実習後のまとめにおいて、経験した直後の感情と行動を言語化し、意味づけを支援する「デブリーフィング」を実施した。学内実習における「健康教育」の計画・実施において、エピソードを振り返り、問いかけ、学生自身の気づき等の5段階の学修過程を設定した。この学修過程では、学生は「事実・現象、感情、分析、実施した言動の自己評価等」の枠組みで記述、発表し、教員は、共感と専門的知見を交えたフィードバックを行っている。さらに、教員目線ではない学生個々のレディネスを理解した細やかな学修支援、個々のレディネスに対応し、学生自ら学修課題を見いだす学修機会を設定すること、一人ひとり、少しでも多くの学生が分かりやすいように具体的に明示して説明する必要がある。

4) 課題

(1) 学生の立場に立つ母性看護学の科目構造の構築について、2024年度は試案が作成できている。

この科目構造では、本学のディプロマ・ポリシーに対応した母性看護学Ⅰ、Ⅱ a b、Ⅲ、母性看護学実習の学修目標を学修過程の段階別に可視化できている。2025年度は、どのように実行できているのか、学生の反応や学修到達度を授業の単元毎のテストや課題レポートの学修内容、終講テストで確認し、母性看護学における課題を明らかにして改善に取り組む。

(2) 学生が学修目標を達成するためには、どのような学修が必要か。その学修は、どのような成果につながるのか。学生が分かりやすいように、また、学生が個々に記入できる工夫した資料を作成して説明する。

5) 次年度 (2026) の取組計画

2026年度は、授業デザイン及び授業の実践において、教員が「知識を教える」ということから、一步退いて「学生自ら学修への動機づけが起こる」ように、このために重要となることに基軸を置いた授業の内容と方法等、母性看護学領域で議論し、個々の教員の強みを生かした授業の創出に継続的に取り組む。

2024年、2025年と演習・実習において、デブリーフィングを実施してきたことにより、リフレクション・オン・アクション（内省）モデル、学生が経験した直後の感情と行動を言語化し、意味づけの学修支援は確立しつつある。

次年度は、モデリング：教員が対象者への声かけを実践。コーチング：学生の実践に対し、その場ですぐにヒントを出す。スキAFFォールディング（足場かけ）：学生の習熟度に合わせて、教員の関与を徐々に減らす。このような学修支援の確立を目指す。また、母性看護学教員間での授業に対する相互評価の実施も視野に入れて取り組む。

C. 地域・在宅看護学領域

〔地域看護学〕

1) 地域看護学の教育で目指すこと

一般社団法人日本地域看護学会では、「地域看護学」を保健師、助産師、看護師の看護職に共通して求められる知識や能力を培う、基盤となる学問として位置づけられた。看護基礎教育における地域看護学における教育では、多様な場で生活する様々な健康レベルにある人々の対象理解、継続的・包括的にアセスメントする力、病気の予防、重症化予防、健康増進に関わる力を高めていくことを目指している。

2) 地域看護学の教育の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
地域看護学Ⅰ	地域に暮らす人々の理解についてインタビューを通して実践的に理解することをねらいとした。	地域住民へのインタビューから看護上のニーズを考察し、対象理解が深まるよう実践的に教授する。
地域看護学Ⅱ	療養の場の拡大により看護を提供する場の拡大、地域で行われる看護実践についてゲストスピーカーや具体的な事例をもとに教授した。	視聴覚教材や当事者の講義を取り入れることで、実際の場面に即した学びを促進する。

3) 自己点検評価

地域看護学の教育においては、本学のディプロマ・ポリシーに基づき、看護師基礎教育の必修科目とし位置付けられている。加えて、公衆衛生看護学の教育の基盤となる科目であることから、2年次の必修科目としている。3年次前期からは保健師課程が開始され、公衆衛生看護学教育が行われる。これらのことから、保健師教育で地域の看護活動の理解を促進していくには、その基盤として、看護師教育課程で地域での看護に関して基礎的な理解を習得する必要がある。したがって、地域看護学から公衆衛生看護学への順序性を考慮した科目の編成とした。

4) 課題

1 地域・在宅看護学領域全体

- ・学生個々の個別の状況に応じた学修支援において、教員不足が続いている現状にある。
- ・地域・在宅看護学の関連領域（疫学、保健統計、保健医療福祉行政論、公衆衛生学、社会保障と福祉等）は、専門分野の基盤となる知識を習得する上で、国家試験対策など引き続き連携を図っていく必要がある。

2 地域看護学の教育

地域に視点を置いた地域看護学に基づく理論と看護活動における教育は、これからの看護基礎教育に不可欠な領域である。地域における包括的ケアについては多職種協働・連携の必要性やその方

法の理解、より具体的な事例を取り上げ、実践的の教授していく。

5) 次年度(2026)の取組計画

地域看護学の教育において、生活者としての対象理解とともに、その対象が影響を受けている地域システムの理解、対象への看護活動、病院から地域での継続した看護実践、多職種協働・連携について理論をふまえて教授していく。

地域に目を向け人々の生活と健康を支援することができる看護職の育成につながることを期待し、社会情勢を把握し、加えてディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに沿ったシラバスや、科目構成を検討していく。

〔公衆衛生看護学：保健師課程〕

1) 公衆衛生看護学の教育で目指すこと（保健師課程）

公衆衛生看護学教育モデル・コア・カリキュラム 2024 年改訂版に基づき、公衆衛生看護の理念と目的を踏まえ、対象である個人・家族、地区・小地域、地域のアセスメント、地域の健康課題の解決に必要な知識・技術を修得することを目指す。

臨地実習では、行政・学校・産業において、学内で学んだ知識と技術を統合し、実践能力の育成を図る。グループワークでのアクティブラーニングを取り入れ、保健師としての実能力の基礎となる知識や技術を修得できることを目指す。

2) 公衆衛生看護学教育の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題：保健師課程

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
公衆衛生看護学概論	今年度より開講された。公衆衛生看護活動の基盤となる概念や理論を踏まえて、より実践的な観点から保健師の役割等を教授した。	公衆衛生看護学のコアバリューの理解、活動の法的根拠、地域のとらえ方、必要な能力、役割について保健師活動の実際（事例）も加味して教授する。
公衆衛生看護活動論Ⅰ	対象別での学習を縦軸に、実践に近い方法論についてグループワークを用いることで学生相互での学修を促進した。また、実習で用いる記録様式を座学の段階から使用することで、学修の習慣化を図った。	学習内容や実習記録様式等について、実習指導者との連携を強化することで、さらに実習との連動による学習効果の向上をねらう。
公衆衛生看護活動論Ⅱ	学校・産業保健の基礎知識の修得と学校・産業保健実習、公衆衛生看護学実習Ⅰ（学校・産業保健実習）での学びの統合に向けた連動性を考慮した。 また、公衆衛生看護学実習Ⅱにおける実習内容の学内報告会と健康教育の予行演習およびそれぞれのディスカッションを実施することで学習の深まりを狙った。	対象となる個人・家族・集団・組織への支援の展開に向けた知識、公衆衛生看護学実習Ⅰ（学校・産業保健実習）、Ⅱ（行政実習）での学びと統合をねらいとする。
地域看護診断論	公衆衛生看護学実習Ⅱで赴く実習地の地域診断を行うことで、理解を深めるとともに、実習準備性を高めた。開講時期を3月上旬に早めることで、時間的ゆとりを確保した。また、1学年下の段階で先輩のプレゼンテーションに参加することで学習の	開講時期を早めることで、自己学修時間の更なる確保をねらう。また、グループワークの促進によりグループダイナミクスの向上を図ることで円滑な実習導入をねらう。

	全体像をイメージできるよう促した。	
公衆衛生看護技術論	理論・実践の構成において、ロールプレイやディスカッションを組み合わせること で技術の定着を図った。健康教育ではPD CAサイクルのプロセスを段階的に学修 し体得することができた。	多職種協働・連携、地域特性の視点の強 化、準備学修の効率化と可視化、実習と の連動性について学生が目的意識を持 てるように明文化していく。
公衆衛生看護管理論	公衆衛生看護学実習Ⅱ（行政実習）の学び と合わせて、看護管理内容、展開方法の基 本を理解し統合できるように教授した。	公衆衛生看護学実習Ⅱ（行政実習）で学 びを振り返り、保健師の役割・機能につ いて知識を深める。さらに、保健師とし てのキャリア開発、公衆衛生看護管理 の実際については実践的に教授する。
公衆衛生看護学実習Ⅰ	複数の実習校や業種の異なる実習施設で の実習を経験することで、より効果的で多 角的な視点で学修することを目指した。	公衆衛生看護学Ⅲの学修と学校保健や 産業保健における組織の特性や活動の 実際を経験することの統合により、個 人、組織への支援についての理解への 深化を図る。
公衆衛生看護学実習Ⅱ	実習と地域診断、公衆衛生看護技術科目を 連動させ、保健師としての実践能力向上を 図った。さらに、実習後に全員参加の報告 会を行うとともに、任意で3年生の参加を 促すことで学習の共有を目指した。 また、学生の到達状況について臨地実習指 導担当者へのフィードバックを行った。	実習報告会を公衆衛生看護活動論Ⅲと 連動させる。また、実習指導者との事前 打ち合わせおよび実習後のフィードバ ックをさらに充実させることで、一層 の学習効果の向上をねらう。

3) 自己点検評価

保健師課程の臨地実習では、実習場所も多様であり、実践的な学修が深まる状況である。

今年度の公衆衛生看護学実習Ⅱ（行政実習）では、親子から高齢者までの幅広い領域の保健事業での実習を行うことが可能となった。さらに、今年度はすべての実習グループで健康教育の実践を行うことができた。

また、実習後に全員が参加して経験と学びを共有することで、学習の拡大を図った。さらにその報告会に実習前の3年生も任意で参加することで、実習や学習の見通しを持てる機会とした。

行政実習前の地域診断を軸として、家庭訪問、乳幼児健康診査、健康教育の演習を行い、実習前に基本的な知識、技術を修得し実習へ臨む体制を構築した。このことから、臨地実習での学びが統合し、公衆衛生看護活動の意味付けが強化されたと考えられる。さらに、地域診断を通して抽出した地域の健康課題を分析し、座学や演習と連動する形で健康教育の実施と評価を行ったことにより、PDCAサイクルの実践的理解が促進できたと考える。

4) 課題

公衆衛生看護学実習ⅠⅡの5単位の実習と、公衆衛生看護学の講義、演習、実習で展開される集団支援（健康教育の実際、評価）を効果的に連動するような時間割編成、課題実習との調整など綿密な配置を工夫していく必要がある。

5) 次年度（2026）の取組計画

次年度以降の新カリキュラムでは、科目と実習を連動させるように編成を行い、実習体験を意味付け、学生間での学びを共有する時間を確保していくスケジュール（時間割編成）を検討していく。

加えて、実習体験の言語化と意味づけを深め、学生間での学びを共有する時間を確保するための時間割編成を検討していく。保健師を志望する上級生や、保健師活動に関心を持つ学生と下級生が交流する期間を設ける。これにより、実習での気づきを共有するだけでなく、保健師活動への具体的なイメージを抱けるよう支援する。さらに、実習報告会に下級生が参画し、意見交換を行うことで「縦の学び合い」が可能となり、次年度以降の学修の見通しを立てる一助とする。

現在、卒業後すぐに保健師として就職する学生は少数であるが、臨床経験を経てから保健師への転職を希望する卒業生は微増傾向にある。このことから、保健師として活躍する卒業生と在校生との交流会や、学年をまたいだ合同カンファレンスを実施する。今年度（2025）年度は学年横断型ワークショップを試行的に実施した。

〔在宅看護学〕

1) 在宅看護学の教育で目指すこと

在宅で療養することだけでなく、地域で生活するという視点で看護を捉えること、障がいや疾患がありながらも、その人らしく生活するためには、どんなことが必要かを考えられる視点を持つことを目指している。

2) 在宅看護学の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題

スライドを用いて教授し、都度、マーカー機能などを用いて重要点を示すように工夫している。あわせて、授業内容について学生同士で考える時間を設ける工夫を行った。教科書において小児に関する記述が少なく youtube での公開動画なども使用した。また、病態の理解が乏しい学生もあり、その理解を促す教授方法が課題である。実習においては訪問看護に同行することができた一方で、家族への支援という視点が疎かになっている学生もいる。家族を含めた支援について考えられるようにすることが課題である。生活の視点で看護を考えることができつつある一方で、疾患の影響を考えられない学生もいた。そこで、脳梗塞になった経験を記した作者の著書などの紹介も行った。まだ、語彙力の乏しい学生も散見され、テクニカルタームを適切に使用できるようにすることも課題である。

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
在宅看護学Ⅰ（概論）	法律の理解のために作成したスライドに、講義中にマーカーで強調することで重要点を明らかにしながら教授を行った。前週の講義内容が理解できているか Classroom を用いて国家試験問題から出題し回答を求めている。毎回 7 割～9 割が正答している。小児の在宅看護の実際を youtube 動画を用いて学修した。	小児における訪問看護について教科書にも記述が少なく、さらなる教授内容を検討する。
在宅看護学Ⅱ（援助論）	病態の理解のため、昨年用いた動画を使用した。ホワイトボードも併用しながら、講義スライドの重要点を解説した。看護過程は COPD の事例のアセスメントを再検討し、活動耐性低下の診断とした	病態の理解が難しい学生がいる印象を受けるため、疾患のイメージ化を図る。アセスメントをするのにわかりやすい栄養の点について

	事例で展開させた。各領域のアセスメントの視点を配布するとともに、栄養領域のアセスメントを学生と一緒に行った。	の全体討議を継続する。
在宅看護学実習	複数の療養者のお宅を訪問することにより、病態の理解が追いつかない学生もいた。事前学習の視点を教授する必要があるように思われた。また、家族の介護負担に注目しない学生もあり、カンファレンスで共有するようにしている。くわえて、語彙力の乏しい学生において、適切な表現ができるようにすることも課題である。生活の場での看護を意識できない学生もいる。アセスメントが合っているかどうかについて気にする学生が多くいるように感じる。	事前に送られる情報用紙から、疾患や障害をみる視点を教授する。また、本年度以上にカンファレンスにおける家族支援の学びの共有を図る。 昨年度に引き続き、カンファレンスを通して適切な表現の仕方について支援する。生活の視点から看護を考えられるよう、カンファレンスでの学びの共有を図る。また、引き続き、作業所や生きづらさを感じる人の集い等にも参加し、地域で生活するうえでの看護の役割を学習できるようにする。アセスメントについて指導できるような時間を設けるなどの工夫を行う。

3) 自己点検評価

在宅看護学においては、対象者を生活者として捉える視点づくりに注力したが、逆に疾患の影響をアセスメントしていない学生もいた。疾患の理解が浅いためにデータの収集も十分ではない学生もあり、成績優秀者と低成績者の格差が拡がりかねない状況にある。

4) 課題

複数の事例を訪問するために、疾患の理解が追いつかず、学びが浅くなる傾向がある。また、方もmん看護ステーションでの実習が短期間であり、データの収集が十分にできず、看護過程の展開が十分に行えていない。

5) 次年度（2026）の取組計画

座学では学生に在宅看護をイメージできるように動画等の使用を検討する。看護過程については、実習中においても学内での支援を厚くするなど、実習のスケジュールを調整し、疾患の理解とアセスメント能力、家族支援の視点の育成を図る。

3. 発展科目

表 1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
看護診断学Ⅱ	看護診断Ⅰの内容を振り返り、法の理解、概念、背景となる理論の理解とともに遭遇しやすい具体的事例を用いた展開をゆっくりと行い、看護過程（看護診断過程）の理解を支援した。	学生が理解しにくい理論の時間を長く取って理解を確認したうえで進めていく。実習で遭遇しやすい具体的事例を用いた看護過程（看護診断過程）の展開を行う。
リスクマネジメント	臨床現場で遭遇しやすい事故事例とそれに対する対応方法を説明したうえで、臨床でよく遭遇する事例を用いて KYT の展開を行うことで理解を促した。	身近な事故事例とその事例に対する対応を説明し、KYT 事例を用いて、事故防止対策を考えられるようにする。
国際看護学・災害看護学	■非常勤講師	
看護管理論	看護管理の基本となる内容を中心に、グループディスカッションを取り入れ思考を深めた。	基本的な内容を中心に、ディスカッションを行い、思考を深める。
看護倫理	倫理的事例について事例検討を行い、自己の価値観やグループでの価値観などを明らかにしながら、ディスカッションを通じて思考を深めた。	倫理的事例を用いて、ディスカッションにより思考を深める。
卒業研究	学生が選んだ論文の中心概念を概念分析し、さらに、その論文のクリティークを行った。質の高い論文に触れ、研究方法を身に付くように、論文の選択から、概念分析・クリティークの各場面で丁寧に関わった。	クリティーク等を通して、看護研究の方法についての理解が深まるよう、指導する。看護研究の楽しさが伝わるように、配慮する。

4. 基礎分野及び専門基礎分野（必修科目）

A. 基礎分野：一般教養科目

1)（基礎分野：一般教養科目）の教育で目指すこと

多分野にわたる学問を学修することにより、学問の裾野を広げ、多角的な視点と広い価値観を持ち、看護専門科目における専門知識の修得や理解を深めることにつなげ、看護専門職として求められる基本的な資質、能力を修得することを目指す。

2)（基礎分野：一般教養科目）の教育の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
セラピーと俳句Ⅰ	授業計画を具体的に文書で提示し、授業時間外の学修についてもテキストの指定頁を読むこと、および最終の2コマにおいて実施する俳句鑑賞会に向けた作句の準備とその方法について課題を課した。また、担当教員の作句を用いてリフレクションの意味を具体的に示した。前半は俳句に関する基本的な知識と作句の実際を俳句の専門家から講義を受けた。並行して作句も行ない、「自句自註」用紙へ詠んだ場面や心情について500字で記述した。最終講義ではそれを基に鑑賞会（学生が他の学生の最も印象の深い句1句を選択）を行った。	俳句に関する基本知識の要点の理解は、テキストの句に加え学生の作句を用いて行うこと試み、学生の興味をさらに深めたい。また、その際学生がどのような状況と思いをもって作ったかを発表してもらい、作句時の気持ちや視点を学生各自が共有することで、リフレクションすることに繋げたい。次年度も、最終講義の鑑賞会は継続し、学生が共有しやすい句の表示方法を工夫して行いたい。
文章表現法	■非常勤講師	
情報リテラシー	医療者を目指す学生としての情報倫理、モラルの重要性、具体的場面での自分事としての学びを促進した。エクセルの基本的操作、データ活用の基礎を実践し、またグループでの主体的なプレゼン作成、発表、評価等を通して、チーム医療の核となる人材育成を念頭に講義を実践した。	学生は、スマホなどの機器を通じたコミュニケーションが、日常的には主流である。しかし、臨床の医療者としての業務では、パソコンを用いた作業が求められる。より学生のニーズに最適な課題を設定し、支障なくパソコンが使えるスキル取得できる講義を目指したい。
心理学	授業は2週間に1度の配置とし、各回で特定のテーマに関する講義を行ったうえで、心理学が扱う諸現象を学生自身の経験と結びつけて理解できること、および、自己理解を深めることを目的とした課題を設定した。これにより、知識の習得にとどまらず、心理学的視点を用いて自らを振り返る学修を促した。また、授業後も関心のあるテーマについて主体的に学びを深められるよう、学生の関心や学修段階に応じて選択可能な参考図書や、インターネット上で利用できる学修ツールを幅広く紹介し、自律的な学修環境の整備を図った。	授業後課題については、学生間で取り組みの深さに差が見られたため、次年度はルーブリック評価の導入や記述例の提示を行い、課題の質的向上を図る。 また、学修者アンケートにおいて「教員に気軽に質問できたか」の評価が低かったことを踏まえ、Google クラウドのコメント機能およびオフィスアワー制度を活用し、学生が相談しやすい学修環境の整備を行う。

人間と生き方	■非常勤講師	
人間関係論	■非常勤講師	
統計学	最初に全体での重要事項を提示し、1コマごとの到達目標を明確化し、まとめ事項を活用し、重要ポイントを確認テストや小テスト等で、複数回にわたり繰り返し基本知識、スキルを学修し、知識や技能の定着を図った。	学生の講義中の姿勢や態度をよく観察し、早期から対面や個別（メール）に、生活習慣や学修習慣等の状況を把握し、教員と学生の双方向から学修意欲を高めるアプローチを模索し実践する。
英語 I	授業回数減少のため、学生が授業外学修に力を入れることができる工夫をした。具体的には授業で習った内容を理解し、知識を定着させるために復習を兼ねた課題プリントを、さらに次の授業で学修する内容をあらかじめ把握できるように予習プリントを用意した。本授業では英語の四技能のうち「書く」「話す」を主に取り組み、英語を「書く」ことについては、基本的な文法事項の説明と主語や動詞といった文章構造を把握することで正しく英文を読み進めるための基礎固めをした。「話す」に関しては、短文を音読し、学修した単語を用いた実用的な会話表現を取り入れることで英語に集中して取り組む姿勢ができるよう工夫をした。	授業外学修のためのプリント教材を利用したが、予習プリントを用意しても読まずに授業を受ける学生がいて授業進行に差し支えることがあったので事前学習課題を取り入れるようにする。課題プリントについては反復学習につながるのので引き続き取り入れていくが、振り返り学修ができるように工夫する。限られた授業回数で運営が厳しいが、授業ではなるべく学生が発言する機会ができる時間をつくり、主体的に参加できる環境を整えていく。
英語 II	授業回数減少のため、学生が授業外学修に力を入れることができる工夫をした。具体的には授業で習った内容を理解し、知識を定着させるために復習を兼ねた課題プリントを、さらに次の授業で学修する内容をあらかじめ把握できるように予習プリントを用意した。本授業では英語の四技能のうち、「読む」「聴く」を主に取り組み、「読む」ことについては英語 I の発展学修として英語の文章構造を把握していくとともに、長文読解に組み込み、英文の前後関係をとらえ、学生の理解を確認しながら進めていった。「聴く」に関しては、学習者が正しい発音をすることが前提条件なので、音読を徹底し、反復学修できるように工夫した。	授業外学修のためのプリント教材を利用したが、予習プリントを用意しても読まずに授業を受ける学生がいて授業進行に差し支えることがあったので事前学習課題を取り入れるようにする。課題プリントについては反復学習につながるのので引き続き取り入れていくが、振り返り学修ができるように工夫する。限られた授業回数で運営が厳しいが、授業ではなるべく学生が発言する機会ができる時間をつくり、主体的に参加できる環境を整えていく。

3) 自己点検評価

2025 年度はカリキュラムが変わり、試行錯誤の連続だった。授業時間が大幅に減少した科目においては、授業の質も量もどのようにして担保すればよいのか苦慮することとなった。しかし、授業ごとに学修する重要ポイントや目標を明確化することで授業に集中できる環境を整え、さらに授業時間外学修における課題を提示することで継続的に学修するための工夫が見られた。看護師という専門職に従事する姿勢や心がけを身につけるためにグループワークを導入し、主体的な学びを習慣化することを促した。次年度は 2025 年度と同一カリキュラムで進行するので、さらなる工夫を重ねて、学生の看護師としての職業意識の自覚や学修意欲の向上につなげていく。

4) 課題

新カリキュラム導入ということで手探り状態だったが、各科目の特性に則した重要なポイントを押さえた授業展開をすることができ、昨年度の課題であった学生の個別の質問や疑問に答えることに関しては、Eメールの利用や研究室で学生対応できる時間帯を明示することで克服できた。さらに授業時間内で区切りをつけて学生からの質問時間を設けるようにした。しかし、科目によってはカリキュラム変更による授業時間削減のため、学生の授業理解を確かめるための振り返り学修が不足したさらいがあった。さらに教員が授業を進めることだけに気を取られることなく、学生の講義中の姿勢や態度にも気を配ることも今後改善すべき課題である。授業外学修については、テキストの予習箇所を提示し、復習を兼ねた課題プリントを配布して学修を促したが、予習や課題プリントの取り組みができていない学生がいたため、授業外学修を取り組みやすくするための工夫が課題である。

5) 次年度(2026)の取組計画

小テストや課題プリントを活用することで学修内容の復習、理解、修得につなげていく。授業運営においては、学生の講義中の姿勢や態度に気を配るようにする。新カリキュラム導入にあたり、授業外での学修に重きを置く必要があるので、授業外学修で何をすべきかを具体的に明示し、学生が取り組みやすい形式や内容にするよう工夫を重ねていく。昨年に引き続きEメールや研究室での対応で学生が個別に質問しやすい環境を整える。

B. 専門基礎分野：医学系科目

1) (基礎分野：医学系科) の教育で目指すこと

看護師として必要とされる以下の知識、すなわち、患者の病態を理解し正しい看護を行うための病治療学の知見、病態治療学を円滑に理解するための薬理学に関する知見、薬理学および病態治療学を理解するための人体の構造と機能に関する知見、これらの基礎となる生化学に関する知識、個人や集団の健康維持や健康促進のため公衆衛生学的知識、また看護の倫理を涵養するために生命倫理の知識を得て、看護師として適切に基礎医学的判断および倫理的対応が行える学生を育成することを目指す。また、自己点検評価を繰り返すことで、教える側の改善点を早期に見出し、質の高い教育を学生に提示する。

2) (基礎分野：医学系科目) の教育の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
人体の構造と機能Ⅰ＆Ⅱ	前期は高校で学んだことでは対応できないようなことに対応して、骨格標本を用いて4, 5人ごと授業時間外に補修を行った。小試験を行うと授業時間が減少し、結局そうチャ的な時間不足状態になったことは否めなかった。	現状では、ほとんどの学生が予習復習を実施しないまま、授業に臨むため、授業内容を理解できない学生が多い。授業数が減少したことから、進展速度が速くなるので、事前の予習と復習を徹底して行うように注意喚起を続けていかねばならない。また、授業時間内に小試験を頻繁にすると、授業時間が減るため、3, 4 回程度にとどめておく。個人の学習支援ツールとして人工知能の正しい使い方を授業で紹介する。
生化学	■非常勤講師	
病態と治療Ⅰ	レジメの内容をさらに吟味して、できるだけ教科書に沿って講義し、スピーチをゆっくりした。教科書が改訂され病態治療学Ⅱと重複する部分が追加されていたが、その部分がどこかわかるように病態治療学Ⅱのレジメに明記した。後半部分はオムニバス形式で授業を行った。	学生の理解度に合わせてわかりやすく講義を行う。学生への問い掛けをさらに多くし、学生の授業への参加を促す。
病態治療学Ⅱ＆Ⅲ	病態治療学ⅡとⅢの項目を関連させて相互理解が深まるように、各項目の講義順と内容を非常勤講師の先生と相談し、変更した。2025 年度は病態治療学Ⅱもオムニバス形式で講義を行った。	2026 年度より病態治療学Ⅱの講義時間が減少するので、講義項目をさらに吟味する。レジメの内容量が多いのでコンパクトにし、臨床体験談を交え学生がさらに授業に興味を持てるよう分かりやすくする。
生命と倫理	■非常勤講師	
公衆衛生学	R4～R6 年度生の2年前期とR7 年度生の1 年後期で開講した。社会を広くとらえ、公衆衛生学の基礎概念を学ぶにあた	8 コマであることをふまえ、教科書を「健康と社会・生活」に変更し、より基礎的かつ一般的

	り、映像資料と多様なワークを通して、学生自身が自ら考え理解を深めるよう促した。1年後期では、国際保健分野としてモンゴルの学生とのオンライン交流授業を実施し、学生の視野を広げる工夫をした。	な社会状況を学ぶ内容とする。その上で公衆衛生学的課題に興味をもてるよう具体的事例を展開する。
薬理学Ⅰ（総論）	旧カリキュラム最後の薬理学Ⅰになったので、これらの内容を来年度は1、2割にコンパクトにしなければならないことに留意しながら、授業を展開した。薬理学Ⅱの先取りとして器官別に薬物の総論的なまとめをグループ学習を通じて授業で展開した。	次年度から本科目は臨床薬理として「薬理学Ⅰ」「薬理学Ⅱは」の内容が前期に2単位15回授業で展開される。そこで、次年度に向けて、ヒントとして以下のことを記載する。グループ学習を通じて授業で発表する場合に、グループ内の役割分担の公平性を維持するのは容易ではない。グループ学習の導入は毎年毎年の学生たちの協調性を見極めながら、慎重に導入を図るべきである。
薬理学Ⅱ（臨床薬理）	旧カリキュラム最後の薬理学Ⅱになった。前期のグループ学習から臓器別の薬物の総論的な内容は知っているため、理解度は早かったと思われる。ただし、少し知識を得た学生の中には、薬理学Ⅱノ授業中に、全く別教科の学習を行ったりして、その対応に大変苦慮した。	次年度から本科目は臨床薬理として「薬理学Ⅰ」「薬理学Ⅱは」の内容が前期に2単位15回授業で展開される。授業の内容量は多く、と展開速度は速くなるため、学生の予習と復習を毎回授業の時に、行うべき内容を指示すべきである。
感染と免疫	臓器別の主な感染症に関してグループ学習を導入しようとしたが、前期の別授業から現2年生はグループ学習をしてほしくないという強い要望のため、行わなかった。毎回の小試験などをくりかえし、知識の定着を図った。	現在用いている教科書の内容は適切で、学修上では過度な負担にならないと思われるので、踏襲し、しかし、授業がマンネリ化しないために、実際の病院の感染防御や抗菌薬の院内での取り組みなど、流行中の感染症などを紹介する。

3) 自己点検評価

教員は学生からの評価と、教員の学生への要望と期待に横たわる問題や見解の相違を微調整しながら各授業科目における学生満足度を上げることを目指している。授業評価から全面的に学生が満足しているわけではないことも各教員は理解している。毎年、課題や問題をみつけ、そこに少しずつではあるが答えることができた。各教員は教えなければならない事と教えたい事とを区別し、学生に多大な負担にならないように学修内容とその量にも留意しなければならない。併せて、各教員は学生評価の要望希望になびいたポピュリズムに陥ってはならないと自覚しなければならない。おおよそ、一度聞いただけで、直ちにすべてを理解できる大学の授業は世の中に存在しないと思われる。本学の学生に、大学で学ぶ内容には予習と復習などの授業外での学習が必要で、そのような学習体験を繰り返すことによって、実につく知識になることを懇切に説明していくことを、各教員は避けずに学生への教育に努めなければならない。このように教員は自覚しながらも、2025年度の学生が主体的に予習や復習などの学修を十分行っていた水準に導くことはできなかった。

4) 課題

医学系科目においては特に臨床において看護の基礎に貢献する部分が大いと思われるが、医学の発達と共に、学生に必要な知識も年々増加して来ている。医学系科目はそれぞれ独立している分野でもあるので、同一項目の重複を完全には防ぐことはできないが、その知識を効率よく深めるために各科目間の連携を深め重複を減少させる必要がある。

5) 次年度(2026)の取組計画

人体構造機能学Ⅰ、Ⅱが人体の構造と機能Ⅰ、Ⅱ、病態治療学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが病態と治療Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと講義名が変更され、人体の構造と機能Ⅰ、Ⅱと病態と治療Ⅱが講義時間も2単位60時間から2単位30時間に半減され、教える内容のスリム化は余儀なくされているので、教科書の内容に対して授業で取り上げる部分と、学生の自己学修による部分を明示しながら進めていく必要がある。加えて、次年度では、薬理学Ⅰ(2単位30時間)および薬理学Ⅱ(2単位30時間)が、臨床薬理(2単位30時間)に半減され、円滑に理解を進めるために学生には予習・復習の周知に努めなければならない。

C. 専門基礎分野：保健・福祉系科目

1) (基礎分野：保健・福祉系科目) の教育で目指すこと

看護は多様な現場で実践される。したがって、看護専門職は社会・福祉・医療に関する基本制度を理解したうえで、我が国特有の健康課題や看護課題に多角的な視点から対応する力が求められる。

基礎分野の保健・福祉系科目では、「人間の健康と食生活」「病態心理学」「社会保障と社会福祉」「保健医療福祉行政論Ⅰ・Ⅱ」を中心とした必修・選択科目を通して、看護対象者を取り巻く社会環境に関する基礎的知識の修得を図るとともに、食生活や心理状態、生活背景を具体性と想像力をもってアセスメントできる力の育成を目指す。

2) (基礎分野：保健・福祉系科目) の教育の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
人間の健康と食生活	■非常勤講師	
病態心理学	当事者の声を理解する方法として、自伝書や映画、公的機関の資料等をリスト化し、授業後課題に取り組む際の参考資料として提示した。これにより、学生が当事者の内的体験を具体的に捉えることを促した。 また、前年度の学修者の反応を踏まえ、トラウマおよび心理的応急対応（PFA）に関する授業内容を見直した。あわせて、講義内にグループワークを適宜取り入れ、学んだ内容を学生自身の言葉で整理・言語化する機会を設けた。	学修内容の理解に遅れが見られる学生への支援として、次年度は講義内容の要点を簡潔にまとめた補足資料を提示するとともに、Google クラウドスライド等を活用し、授業後に質問や確認ができるフォローアップ体制を整える。
社会保障と社会福祉	高齢者福祉について現場を熟知した非常勤講師により諸制度と具体事例を織り交ぜた講義を展開した。障害者福祉では、地域で生活する当事者の話を聴き、インクルーシブな社会について考える機会をもった。テストでは、範囲を明確にし、反復自己学修を促した。	カリキュラム変更により正規課程での開講はない。2027(令和9)年度には3年前期科目として開講するので、学修段階に応じた内容に修正する。
保健医療福祉行政論Ⅰ	学生が主体的に受講し、関心を高めるために、反転学修は引き続き取り入れた。今年度はグループワーク、ディスカッションは取り入れず、講義内で事例展開を行い、保健医療福祉と行政における多職種・多機関連携を具体的にイメージできるよう配慮した。	学生の主体性をより一層高めるため、反転学修は引き続き継続する。学生同士が互いに学び合い、知識を深められるよう授業デザインを工夫する計画である。
保健医療福祉行政論Ⅱ	3年次から実施した地域診断を、公衆衛生看護学実習Ⅱを通してブラッシュアップしたうえで、本講義において実習地域の事業整理と改善案を検討することで、事業の俯瞰とPDCAサイクルの具体的な学習理解を促進した。また、ポスターセッション形式での成果発表とディスカッションにより、各グループの学習	3年次の座学にはじまり、演習から実習を経て、本講義へとつながる全体像について、常に学生と共有し、見通しを提示する。また、実習指導者とも学習の段階と到達目標および到達状況の共有を行うことで、実習と連動した学習効果のさらなる

	内容や思考過程を共有する機会を設けることでプレゼンテーション能力の向上および多角的な視座での学習の獲得を図った。	る向上を図る。
--	--	---------

3) 自己点検評価

基礎分野の保健・福祉系科目全体を通して、制度や理論の理解にとどまらず、看護対象者の生活や内的体験、社会的背景を具体的に捉える学修を重視した。

各科目において、当事者の経験や現場の実践に基づく事例、地域や行政の実際を取り上げることで、学生が抽象的知識を現実の看護実践と結びつけて理解できるよう工夫した。また、課題やグループワーク、発表等を通して、学んだ内容を自らの言葉で整理し、他者と共有する機会を設け、理解の深化と多角的な視点の獲得を促した。

これらの取組により、学生が看護対象者を個人・生活・社会環境の相互関係の中で捉え、保健・福祉の視点を看護実践に活かそうとする姿勢の形成に一定の成果が認められた。

4) 課題

学修内容の理解度や主体的な取り組みには学生間で差が見られ、学修の進度や到達状況に応じた支援の必要性が課題として挙げられる。また、カリキュラム改編に伴い、一部科目の開講時期や位置づけが変更されることから、学修段階に即した内容構成や到達目標の整理が求められる。さらに、座学・演習・実習を通じた学びのつながりについて、学生が全体像を十分に見通せていない場合があり、実習指導者との連携も含めた学修プロセスの可視化が今後の課題である。

5) 次年度(2026)の取組計画

次年度は、当事者理解や現場との接続を重視した授業設計、ならびに学修内容を言語化し共有する学修機会については引き続き継続する。そのうえで、学修者のレディネスや学修ニーズの多様性に対応するため、講義内容の要点を整理した補足資料の提示や、オンラインツールを活用した質問・確認の機会を設ける。また、カリキュラム改編を踏まえ、学修段階に応じた内容構成および到達目標の整理を行うとともに、座学・演習・実習から本講義へと至る学修の全体像を学生および実習指導者と共有する。

第6部：大学院看護学研究科の分野及び科目における自己点検評価

1. 共通科目・共通基礎科目

表1：各科目における授業の工夫と課題：共通専門科目

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
看護理論	大理論と中範囲理論の特性の明示とその考え方、看護における使用の仕方を教授した。その際大理論の特性を自己の看護にどのように反映させるのか、また、中範囲理論は理論を用いながら問題状況をどのように思考し、実践に結びつけるのかを具体的な事例を示し、ディスカッションを交えて進めた。	大理論と中範囲理論及び実践理論の特性を教授し、それぞれの理論の用い方、考え方をより具体的にディスカッションし、その結果を各学生と共有し、各理論の理解を深めていく工夫を行う。
研究方法論	課題となっていた研究倫理については基礎知識とそれにか関わる考え方を事例を用いて実践につながる理解を狙った。また、院生各自が関心ある研究論文を選択提示してもらい、論文のクリティークを並行して行った。	論文のクリティークにとどまらず、学習したことを通してフリーのディスカッションを行い、研究倫理の具体的な理解を深めていく。
看護診断学	院生の理解に合わせた講義内容・文献の用い方・読み方、研究テーマと共に研究に用いる概念（テーマ）を明確にするための議論を行った。	自分の研究テーマを明確にするために、研究に用いる概念について、事例を挙げながらディスカッションを行うと同時に、個々の理解に応じた学習支援を行う。
看護教育論	学修理論を看護教育指導計画・指導案に生かせるように、学生自身の興味がある分野・担当科目について指導案を取り上げ、積極的に意識付けを図った。	看護学教育指導計画・指導案に挙げられている学習支援方法と学習理論を結び付けながら、論理に基づいた指導案が作成できるよう、学修支援を行う。
看護管理学	看護管理学の考え方を、文献を用い、ディスカッションを通じて総合理解が進むよう展開した。	看護管理学の考え方を理解したうえで、総合理解が進むよう、授業理解度に応じてディスカッションテーマを検討し理解を深める。
看護政策論	政策過程事例の討議を行い、政策的思考の強化、政策提案を発表する能動的学修を行った。看護実践から具体的な政策過程事例を題材とした討議を行い、看護管理者の視点から、より質の高い看護提供体制を構築するための政策提案を作成・発表した。	「2024 年に向けた看護」「看護職の働き方改革」、最新の介護報酬・診療・報酬改定の動向やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の視点を組み込んでいき、臨床現場での課題を明確化していくよう教授する。
コンサルテーション論	開講していない。	

表2：各科目における授業の工夫と課題：共通基礎科目

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
倫理学	■非常勤講師	
社会学	開講していない。	社会学の基礎概念と社会調査法を軸に、医療社会学、家族社会学、国際社会学の諸課題を学

		び、各学生の研究テーマを多角的に深める。
臨床心理学	■非常勤講師	
保健統計学	各学生の研究目的を念頭に、SPSS を用いてパラ・ノンパラメトリック検定、多変量解析など解析スキルを習得した。	各自の研究仮説での分析枠組みがイメージできるように、各種統計手法のスキルを習得する。

2. 専門科目

A. 慢性看護学分野

1) 慢性看護学分野の教育で目指すこと

慢性看護学分野では、慢性疾患を持つ個人や家族に対して、対象者を包括的に捉え、適切な看護につなげるため、最新の知識や研究成果に基づく理論・技術を習得する。また、それらの知識や技術をより良く生かすためのマネジメント能力や組織力を学び、慢性疾患を持つ人の看護につながる倫理的で実践的な研究を通して、より適切な援助の開発につなげることを目指す。次年度は哲学的な思考も学修することで、より深い対象理解につなげるようにしたい。

2) 当該分野の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題：専門科目 慢性看護学分野

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
慢性看護学特論Ⅰ＆Ⅱ	特論Ⅰは、個人の理解を深めるための理論や分析方法を主に教授した。特にライフストーリー法を用いた対象理解は身近な対象の分析をしたことで理解が深められた。特論Ⅱは、組織・システム分析のための理論や方法を、文献を用いて講義し、具体的な組織の分析レポートを課した。授業内容を基に各特論の課題をレポートし、その結果を共有するため、授業の後半にプレゼンテーションを行った。	各特論のレポート提出に時間がかかった。早期に課題に取り掛かれるよう院生の理解の不足部分をその都度確認するようにし、理解を深めレポートできるよう支援する。
慢性看護学演習Ⅰ＆Ⅱ	開講していない。	慢性疾患（主に糖尿病・腎不全・ターミナル期にある対象）を持つ人の理解につながる理論の提示と文献講読を行い、院生の興味深い分野に関しては、関連理論を取り入れていく。
慢性看護学セミナー	開講していない。	早期から研究計画を推進するための具体的な支援（研究計画の遂行など）を行う左記の継続
慢性看護学実習	実践コースの希望者はいなかった。	希望に沿った臨床の開発と指導内容の精選を行う。
看護学特別研究	後期から倫理審査の指導を行い、文献の選択や記述方法等、研究課題に最適な方法論を導き出せ、知識の部分も明確になり、研究の実施に至ることができている。	早期に研究課題の明確化を図り、研究課題に沿った適切な方法論を指導するとともに、倫理委員会からの指摘に十分こたえられるような幅広い知識を増やしていく。

3) 自己点検評価

各科目のねらいを基に、慢性看護学分野に必要な知識については様々な方法で提示し、院生と共有

できた。休学となっていた学生も復学し、担当指導教員がきめ細やかな指導を行うことで、倫理審査も通過し、介入研究への準備ができています。時間はかかっても、院生がその指導内容を理解・納得しながら次に進んでいくことの必要性を伝えらえたと考える。

4) 課題

慢性看護学分野を受験した学生に対して、複数でのディスカッションが困難ではあるが、複数の教員のかかわりや他分野の院生とのかかわりによって、プラスの学修に砂がっている。しかし、入学時の臨床課題があいまいであることは今年度も同様であったが、院生の経験を基にディスカッションを重ねたことで研究課題につなげることができている。今後も入学時の研究疑問をていねいに紐解き、早期に研究課題を明確にしていくことが必要である。

5) 次年度（2026）の取組計画

入学時の臨床課題を共通科目時に、その考え方を意図的にディスカッションや文献検討を通して具体的な研究課題につなげ、早期に把握できるようにする。

B. 地域看護学分野

1) 地域看護学の教育で目指すこと

「地域看護学分野」の領域では、地域における生活習慣病予防、介護予防、障がい者・虚弱者・家族の生活支援、看護支援などにおける諸問題を、疫学や統計学などを援用しつつ、様々な視点から分析するとともに、地域マネジメントの視点を加えた探求を目指す。

2) 当該分野の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題：専門科目 地域看護学分野

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
地域看護学特論Ⅰ	開講していない。	学術的知見を深めるため、関連文献を通して考究していく。
地域看護学特論Ⅱ	開講していない。	理論やモデルに基づいた関連文献のプレゼンとディスカッションを行う。
地域看護学演習Ⅰ	開講していない。	取り組むべき研究課題が明確になるようフィールドワークを行う。
地域看護学演習Ⅱ	開講していない。	国内外の研究論文のクリティーク、プレゼンと討議を繰り返す行う。
地域看護学セミナー	研究課題に係るフィールドワークでの参加観察型実習から、研究方法を精査化する工夫を行った。	具体的な研究課題を明らかにするためのフィールドワークを行う。
地域看護学実習	開講していない。	研究課題の明確化のためにフィールドワークを行う
看護学特別研究	論文作成のプロセスを直接指導し、人々の支援に貢献可能な成果を得るような研究方法へつなげた。	研究課題を見いだすところは粘り強く指導し、実施可能性も考慮していく。

3) 自己点検評価

本研究科は、3期に分けて大学院生の募集を行い、入学者選抜を行っている。しかしながら、定員割れが続いている。定員充足のため、更なる改善が必要である。

4) 課題

今後は、社会的要請に応えるためにカリキュラムの見直し、新設科目の設置も検討していく必要がある。

5) 次年度（2026）の取組計画

本学の卒業生に対し、同窓会を通じての広報やオープンキャンパスでの説明会を通して、広く周知をしていく。また、本学の関連施設に対しても広報活動を行い、周知を図る。

学部卒業予定者（ストレートマスター制度）や既卒生、社会人などに周知するためのホームページの工夫など、更なる取組が必要と考える。

C. 看護管理学分野

1) 看護管理学の教育で目指すこと

看護管理学の基本となる看護管理システムやマネジメントについて、組織論、経営戦略論、財務分析など専門知識を深め、管理すべき「ひと、もの、金、情報」についてミクロ的視点とマクロ的視点で探究し、それらをもとにイノベーションを意識した研究課題に沿って看護管理上の問題を分析する。改善・改革のために開発した看護管理システム等の有効性の検証や組織変革のための戦略と有効性などを検証し、実践を通じて高度なマネジメント力の修得を目指す。

2) 当該分野の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題：専門科目 看護管理学分野

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
看護管理学特論Ⅰ	組織分析、組織変革、システムの特徴について、事例を用い講義を行い学修が深められるように工夫した。	学術的知見を深めるため、関連文献を通して考究できるよう工夫する。
看護管理学特論Ⅱ	マーケティング論、財務会計、イノベーション理論について、理解が進むように事例を用いて講義を行った。	学術的知見を深めるため、関連文献を通して考究できるよう工夫する。
看護管理学演習Ⅰ	組織分析 (SWOT 分析) について学修を深め、組織の課題と戦略について考察できるよう工夫を行った。	分析のプレゼンテーションとディスカッションがスムーズに進むように工夫を行う。
看護管理学演習Ⅱ	CMJ 分析について学修を深め、組織の課題と戦略について考察できるよう工夫を行った。	分析のプレゼンテーションとディスカッションがスムーズに進むように工夫を行う。
看護管理学セミナー	他分野との合同の講義 (哲学) を計画し、看護観の整理を行った。	具体的な研究課題を明らかにするためのフィールドワークを行う。
看護管理学実習	開講していない。	研究課題の明確化のためにフィールドワークを行う

3) 自己点検評価

社会人学修者がスムーズに学修を進められるように、Web 授業を中心に授業を行った。各科目のねらいを基に、看護管理学分野に必要な知識について様々な方法で提示し、院生と共有できた。レポート提出やプレゼンテーション方法について、院生と計画しながら行ったが、提出期日の遅延やレポート内容の質などに課題があり、院生の思考が深まるように働きかける必要がある。

4) 課題

看護管理学分野の学生数が少数であり、教員とのディスカッションとなり、思考が広がらないことが課題である。また、入学時の臨床疑問が曖昧で、研究課題につなげることに時間を要している。入学時の研究疑問をていねいに紐解き、早期に研究課題を明確にしていくことが必要である。また、学術的知見を深めるために文献を通して考究できるように授業等の工夫が必要である。

5) 次年度 (2026) の取組計画

M1、M2 の院生間のディスカッションを取り入れ、思考を広げることができるよう工夫する。た、入学時の臨床疑問を、意図的にディスカッションや文献検討を通して早期に整理できるよう関わる。

D . 母性看護・助産学分野

1) 母性看護・助産学分野の教育で目指すこと

高度実践看護職養成コース(助産師国家資格取得コース)では、ディプロマ・ポリシー、①助産師として生命を重視する倫理観を持ち自律した助産実践者としての責任遂行力、②助産師としてのセルフケアと自己研鑽を続ける基本的な専門的自律力、③周産期医療における的確な知識と助産学・看護学の理論に基づいた基本的な助産実践力、④共に働く人々と連携・協働し助産実践対象者のより良い健康支援を目指す対人関係力、⑤母性看護・助産学分野における研究課題を発見し変革を目指して取り組む研究力、この5つを修得するために主体的に学修できるように動機づけ、教育意図的に支援する。

教育者・研究者コースでは、母性看護・助産学の基本概念や理論に関する学修を深め、新たな理論や概念を開発する基盤となる研究力、また、施設や地域での母子保健システムの体系化、健康教育の改善・改革に向けモデルを開発し、構築の基盤となる実践力と研究力を修得するために主体的に学修できるように動機づけ、教育意図的に支援する。

2) 当該分野の各科目における授業の工夫と課題

表 1：各科目における授業の工夫と課題：専門科目 母性看護・助産学分野

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
母性看護・助産学特論Ⅰ&Ⅱ	特論Ⅰでは、女性のライフサイクルと家族の発達、妊娠・出産・育児に関する支援について、特論Ⅱでは、助産実践能力の質向上を目指す支援について多岐にわたる文献検討を中心に授業展開し、院生自らの研究課題と連動する学修課題を発見し、小論文作成し提出とした。	2026年度は、3人個々の院生に対応した提示の方法や、効果的な提示のタイミングについて探り、院生が自ら課題発見できるように個々の研究課題に対応した情報や知識、理論を提示する。
母性看護・助産学演習Ⅰ&Ⅱ	母性看護学・助産学における研究課題の概観と、自らの研究課題を探究し明文化できる講義と演習と個別面談を繰り返し、6人の院生個々に探究した研究課題についての研究計画書作成につながることを目指した。	3人個々の院生に対応して院生が自らの研究課題への探究を深め、研究計画書作成に取り組み、客観的な視点から信頼性、有用性、新規性を分析できる指標を提示する。
母性看護・助産学セミナー	助産界に貢献できる自らの研究課題について、多角的な演習による学修と実体験と照合し、科学的な分析過程を経て研究計画書作成ができるように、できていないところを話し合い、院生が自らの力で理解し作成できるように明示した。	本セミナーは、4単位120時間で専門領域の優れた非常勤講師を中心にオムニバスの授業を展開している。一貫性が図られているかどうか、学修成果につながっているかどうか明らかにする。
母性看護・助産学実習	2025年度は、教育者・研究者養成コース選択生はいないため、開講していない。	
看護学特別研究	2025年度は、教育者・研究者養成コース選択生はいないため、開講していない。	

表2：各科目における授業の工夫と課題：専門科目 母性看護・助産学分野

科 目 名	今年度の授業での工夫	次年度の授業の改善点
母子の基礎科学	リプロダクションに関する解剖・生理について、図説や模型を使用し、視覚的に理解しやすいように工夫をした。学生が興味を持てるように時代背景も取り入れて説明している。学生が授業ごとに復習をし、シャトルカードに質問等記入し、外部講師に伝えることで、次の授業に質問の内容が活かされ授業の理解度が深まった。	シャトルカードを使用し、毎回の講義の復習を確実にし、疑問点をなくすことを継続する。
助産学概論	助産における基本的な概念、助産師のコア・コンピテンシー、助産師としての生涯発達を主軸にした授業展開では、抽象的な概念の理解に留まらないように、自らの助産師業務経験に基づく講義・演習とし、概念的なことに加えて、経験知に基づく説明に重み付けを行う工夫をした。	2026年度は、「助産師の理念」を核とした助産学という学問に対する学問的関心を深め、3人の院生が個々の特性を生かしたプレゼンテーション・ディスカッションできるように、型にはまらない授業内容と方法について工夫する。
助産文化・国際論	日本と諸外国の助産と出産について、多様な文化的背景を持つ女性とその家族に関する学修成果のまとめとして、視野の広がりや深まりを小論文とするように意図的に工夫し提示した。	本論は、1単位15時間で専門領域の優れた非常勤講師中心にオムニバスの授業を展開しているが、院生において、学修内容の統合が図られている学修成果につながっているかどうか明らかにする。
助産教育論	産婆教育を起点とする日本の助産師教育の変遷を学び、カリキュラムの第1次改正から第6次改正までの特徴と、今後の展望を主軸とした授業を展開し、プレゼンテーション・ディスカッションを重視する工夫をした。また、第7次改正を展望する試案を院生4人で探究を課題とした。	日本におけるカリキュラムの変遷及び社会の要請と、合計特殊出生率の低下、人口減少時代における助産師の役割等、日本の社会の動向と教育カリキュラム改正の関連について考え、将来を展望した学修ができる工夫をする。
母子の心理と社会	理論や統計データなどの考え方、読み取り方について実際の資料を用いながら具体的に説明した。そのうえで院生自身の体験や興味のある現象を理論や統計データを使って分析し、結果をプレゼンテーションで発表できるようにした。プレゼンテーションでは院生間での意見交換などを行い、最終的にどのような学修ができたのかを文章化することを課題として提示した。発表する内容やテーマなどは院生が教務をもつテーマを選択できるようにした。プレゼンテーションや課題の作成を通して、自身が問題と考える現象について、科学的な根拠を基に考えることができた。	母親やその家族への支援を実践した場面の振り返りや、統計調査の結果などから、多角的に現代の母子をとりまく社会の課題を捉える時間を継続する。また院生が興味を持つ課題だけでなく、現代社会の課題も理解できるような問いかけを行う機会を増やす。助産師として求められる自身の役割について深く考え、具体的な支援を策定し言語化する機会を増やす。
母子保健行政論	母子保健の変遷や、主要な母子保健指標の現状と推移を学び、学生の住む地域での母子保健について探索し、プレゼンテーション・ディスカッションする学修機会を多くした。	母子保健の変遷と母子保健指標の現状の理解が十分に深まり、更に指標を読み取る力を養える演習を増やす。

助産診断・技術学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	妊娠期は、母子及び家族に必要なケアを提供するための知識と理論、助産の対象に起きている現象の理解、例えば正常からの逸脱徴候のアセスメント等。分娩期は、分娩の機序、分娩の3要素、分娩による産婦や胎児への影響、分娩経過に応じた助産診断・技術学を基盤とした助産実践等。産褥期・胎児期・新生児期、育児期は、母児の助産診断・技術学を基盤とした、例えば異常の早期発見における知識と臨床推論、実践等を重要視する授業設計とした。	妊娠期・分娩期・産褥期・胎児期・新生児期・育児期の基本的な知識と理論の学修において、ライフステージ各期のつながりの理解では、統合した学修につながるように2025度は、助産過程における臨床推論等、概念や理論を基盤とした知識を積み重ねられるように、講義後に学びを確認の小テストを行い、院生個々の課題を動機付ける工夫をする。
助産診断・技術論演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	事例に基づいて、妊娠期・分娩期・産褥期・胎児期・新生児期・育児期の母子と家族の助産診断を行い、助産過程の展開、妊婦健康診査の技術の習得、分娩介助技術の習得、保健指導、集団指導を行い、基礎的な助産実践力を院生自ら育てる学修機会を多くした。特に分娩介助技術については、ビデオ撮影、OSCE評価表を用いて、院生個々への課題を明確にした。	事例に基づいて、妊娠期・分娩期・産褥期・胎児期・新生児期・育児期の母子と家族の助産診断を行い、助産過程の展開、妊婦健康診査の技術の習得、分娩介助技術の習得、保健指導、集団指導を行い、基礎的な助産実践力を院生自ら育てる学修機会を多くした。特に分娩介助技術については、ビデオ撮影、OSCE評価表を用いて、院生個々への課題を明確にした。
地域母子保健	地域母子保健活動の意義、基盤、展開について学び、知識・理論と実際が連動するように開業助産師の下、地域組織活動、子育て支援活動等に参画した。また、保健師の活動に参画し、母子健康包括支援等の実体験からの学修成果をプレゼンテーション・ディスカッションした。	現代社会における地域母子保健活動の課題を分析し、多職種連携と協働、母子保健行政等の社会の仕組みについての講義での学修が、地域における実際の活動と結び付けられるように、学修成果を記述整理できるように学修課題を提示する。
助産管理	助産管理の基本と助産業務管理、関係法規と助産師の義務と責任、助産業務管理と運営、助産に関する医療安全と危機管理等に関する講義の後、病院、診療所、助産所における実際についての学修成果は、助産管理実習に結び付けられていた。	「助産管理」と「助産管理実習」の学びは結び付けられているが、この学びについて広く深い視座からの分析、課題発見には到達できていない。授業設計について新たな構成、順序性等を改善し、助産師の責務についての理解の深化を図る。
助産学実習	分娩第Ⅰ期から第Ⅳ期、退院までの事例と妊娠中期から育児期までの継続事例を1例、計10例の助産過程の展開、助産診断・技術学での学修に基づいた実習を行い、教員、臨地指導者の学修支援を受け、計画修正を行いながら、産婦のニーズや分娩進行に応じた適切な助産ケアを実践した。分娩介助終了後は、速やかに臨地指導者と学生、教員間で評価表を用いて、客観的な振り返りを行い、課題を明らかにすることで、次の受持ち事例へのより良い助産実践の反映に結び付けられていた。	受持ち事例の助産実践において、特に分娩介助の学修過程では、修得内容を綿密に明示し、学生自ら学修課題の認識を深め、到達度の向上を目指す動機づけを教育意図的に行う。分娩介助第1段階・第2段階・第3段階を提示し、客観的臨床能力試験(OSCE)を用いて、学生の目標がより明確になるように2026年度も継続する。特に学修過程がディプロマ・ポリシーの修得ができていのかどうか、個別面談を計画的に行い学修課題を明らかにする。

助産管理実習	医療センター施設における「助産マネジメント演習」の後、開業助産所での助産管理と助産業務管理の実際について実体験した。毎日の実習が知識や理論に基づいているかどうか、言動等を洞察し、助言や手助けのタイミングを重視した。例えば、妊婦の健康診査における超音波診断の手法等、経験を積み重ね、実習最終日には、正確に実践できていた。	「助産マネジメント演習」から「助産管理実習」への学修過程は、院生の達成感も大きく成果が出ているが、助産実践においては、院生個々の特性を見据える助言や手助け等の学修支援が必要である。この「見据える」は、学修支援において曇らないように常に内省し改善する。
看護学特別研究	2025 年度修了生は3人で、母性看護・助産学特論と演習のⅠ、Ⅱに連動する学修成果として、研究計画書を作成し、中間発表会、倫理審査受審を経て看護学特別研究を展開し、修士学位審査を合格して修士（看護学）学位を取得、助産師国家試験を受験している。	2026 年度修了予定の院生は6人で、院生が自ら研究課題を発見し、深い探究を基盤として研究に取り組む過程においては、個々に達成感を獲得できるように、教育意図の関わりにおいて、院生個々の特性を見据える。この「見据える」は、修士学位を取得した助産師という水準を担保できるように、学修支援において、教育意図の関わりが曇らないように常に内省し改善する。

3) 自己点検評価

助産師のコア・コンピテンシーは、必須の実践能力として倫理的感応力、マタニティケア能力、ウィメンズヘルスケア能力、専門的自律能力という4つの要素で構成され、「助産師の倫理綱領」「助産師の役割・責務」に関する実践内容を反映する。助産師教育課程では、特に「技」としての助産実践力の修得は要となる。この学修過程では、個々人が持つ基本的な資質が「助産師としての適性」に大きく関与すると考える。しかし、「助産師としての適性」をどのように見極めるか、「助産師になりたい」と入学した者の学修過程において、2024年度、4人中の1人、2025年度も6人中の1人「適性はない」、しかし、「可能性はあるかも知れない」と考え、院生と保護者同席の面談を行い、院生の意思決定に委ねた。助産師として育てる教育者の責務とは、この問いへの応えを探ることが課題である。2025年度の自己点検評価も2024年度に引き続き、「助産師としての適性と可能性」について教育者の学修支援の在り方、そして責務について探った対応過程を振り返り、質的な評価指標の基礎的資料とする。

2025年度の高度実践看護職養成コース(助産師国家資格取得コース)は6人中、1人において「学修姿勢において対象者中心の助産実践ができていない」、「対象者の心身に寄り添えていない」、「終始、自己中心的な助産実践」が特に目立ち、再三、面談を行い具体的な言動を発する訓練を行い、学修支援続けたが、2026年3月19日、助産学実習施設から「実習を受け入れられない」と申し出があり、実習を中止した。2026年3月23日、院生と保護者同席の面談を行い、その後、院生と面談を重ねたが、2026年3月30日、教育者・研究者養成コースに変更して学修するという院生の意思決定を本事例の結論とした。

大学院の助産師教育において、院生の適正、可能性をどのように評価するか。「助産診断・技術学」を基盤とした助産実践の学修過程をどのように学修支援するか。大きな課題を抱えている。

2024年、2025年度の学修支援を自己点検評価し、2026年度は、①コーチング：正解を教えるのではなく、「この状況で、対象者のウェルネスを最大化するために、あなたはどの優先順位で動

く」といった問いかけ（Scaffolding）を行い、院生自身の思考を促す。この促す時間を30分から60分へと、待つ時間を長くする。②アーティキュレーション（言語化）：助産実践の前後に、その判断に至った理論的根拠を口頭で説明の機会を設定し、知識と実践を結びつけられているか、翌日、記述内容を確認する。③ポートフォリオとリフレクション：助産過程の展開、出産介助、助産実践の記録、リフレクション（振り返り）、教員からのフィードバックを一元管理する。また、「何ができたか」だけでなく、「なぜその時そう感じたか」、「自分の価値観がどう影響したか」、「倫理的感応力」を深く掘り下げ、助産師を目指す自己の確立、自己の成長を可視化できるように、継続的な学修支援を実施する。

4) 課題

「助産師としての適性」をどのように見極めるか、「助産師になりたい」と入学した院生に「適性がない」としても「可能性はあるかも知れない」と考えて助産師として育てることは教育者の責務かどうか、多次元的な個性を持つ院生への対応について、教員間は議論を重ね方針を定め、真摯な姿勢で多様な院生との対峙をどこまで継続するか、事例検討を蓄積し、応えを探ることが大きな課題である。

- ① 教員間で議論する機会を定期的に設定し、院生個々のレディネスや特性、長所短所等に関する共通理解を深め、個々に対応した学修支援について一貫性を図ることが課題である。
- ② 2026年度も2023年度から可視化してきた学修支援の方針の1つ、《必ず院生意思決定を待つ》は、常に意識下のもと実行し、教育意図的な関わりのタイミングを逸しないことが課題である。
- ③ 高度実践看護職養成コース(助産師国家資格取得コース)、教育者・研究者コースにおいて、各々のディプロマ、カリキュラム、アドミッション・ポリシーに基づいた教育実践が的確に遂行できているかどうか、院生個々の学修過程を把握し、効果的なタイミングで個々に学修課題をフィードバックすることが課題である。

5) 次年度（2026）の取組計画

前述の課題に対する共通理解を深め、一貫した学修支援を実践し、院1年3人、院2年6人、個々に様々な学修過程において達成感を持ち、助産師国家試験合格と修士論文審査合格の成果につなげられるように学修支援する。特に、助産師国家資格取得コースのディプロマ・ポリシー、①助産実践者としての責任遂行力、②自己研鑽を続ける基本的な専門的自律力、③基本的な助産実践力、④より良い健康支援を目指す対人関係力、⑤研究課題を発見し変革を目指して取り組む研究力、この5つを修得するために主体的に学修できるように動機づけ、教育意図的に支援する。

第7部：研究活動及び社会貢献活動等

【一般基礎・専門基礎】

■論文

西垣有夏. (2025). 奥様方の精一杯—Edith Wharton の”Xingu” 論考. 関西大学大学院文学研究科『千里山文学論集』, 105, 111-123.

花村カテリーナ (2025). 看護教員が学生の心理的事象へ示す関心に関する文献検討—学生相談に従事する心理職の視点から—. 関西看護医療大学紀要, 17 (1), 13-23.

花村カテリーナ (2025). ウクライナの高等教育機関における心理サービスの歩みと現状. 学生相談研究, 45 (3), 184-197.

花村カテリーナ (2025). ウクライナの人たちにとって、日本は居たい場所となり得るか：ウクライナ避難民への心理支援の実践より 特集 私の居たい場所. ふくしと教育, 42, 22-25.

■学会発表

Hanamura, K. (2025). Psychological Perspectives on the Adaptation Challenges of Ukrainian Evacuees in Japan. Asian Studies Conference Japan, panelist, July 6th, Tokyo.

花村カテリーナ. (2025). ウクライナから避難した若者が考える母国の復興 - 18 名へのインタビューから見えてきたテーマ. 日本心理臨床学会第 44 回学術大会, 口頭発表, 9 月 5 日, 神戸.

西村由実子, 古川秀敏, 前田則子, 和木明日香. (2025). 生産年齢女性のソーシャル・キャピタルとリプロダクティブ・ヘルス認識の実態. 第 84 回日本公衆衛生学会総会, 10 月 30 日, 静岡, p. 84.

高見栄喜, 小出水寿英. (2025). 看護学生の初年次前期と後期におけるレジリエンスの変化と規定要因の検討. 第 84 回日本公衆衛生学会総会, 10 月 31 日, 静岡, p. 775.

西村由実子, 古川秀敏, 前田則子, 和木明日香, 鍵村達夫. (2025). 生産年齢女性のソーシャル・キャピタルとリプロダクティブ・ヘルス認識の関連. 日本社会学会第 98 回大会, 11 月 15 日, 東京, 報告番号 91.

■シンポジスト及び教育講演

花村カテリーナ. (2025). 失われた日常から日本での暮らしへ：ウクライナ避難民とともに考えた心の居場所. 第 53 回ウクライナ研究会, 口頭発表, 5 月 17 日, 神戸.

■社会的活動

西村由実子. (2025). 兵庫県立淡路三原高校講義 医療資源の配分～パンを分かち合う～, 7 月, 南あわじ.

■教育的活動

花村カテリーナ (2025). 失われた日常から日本での暮らしへ：ウクライナ避難民とともに考えた心の居場所. 第 53 回ウクライナ研究会, 口頭発表, 5 月 17 日, 神戸.

花村カテリーナ (2025). 「サイコロジカル・ファースト・エイド」. 神戸市看護大学講義, 講師, 5 月 20 日, 神戸.

西村由実子 (2025). 兵庫県立淡路三原高校講義 医療資源の配分～パンを分かち合う～, 7 月, 南あわじ市.

花村カテリーナ (2025). 避難民学生のために受け入れ大学ができること：避難民のカウンセリングの経験から. 第 18 回 JEPN 対面会合講演, 講師, 8 月 22 日, 京都.

■その他の活動

西村(橋本) 由実子. (2025). 神戸市立押部谷小学校学校運営協議会委員.

高見栄喜. (2025). 令和 4 年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会専門委員.

花村カテリーナ. (2025). 淡路市国際交流審議会委員.

花村カテリーナ. (2025). KICC, KFC ウクライナ避難民支援 (神戸市委託事業), 心理士アドバイザー.

花村カテリーナ. (2025). 兵庫県「創造的復興」理念を活かしたウクライナ支援, 心のケア部門アドバイザー.

【基礎看護学】

■著書

黒江ゆり子. (2025). 病みの軌跡, p228-243. in 安酸史子, 鈴木純恵, 吉田澄恵編. ナーシング・グラフィカ 成人看護学概論, MC メディカル出版.

黒江ゆり子. (2025). エンパワメントモデル, p49-58. in 安酸史子, 鈴木純恵, 吉田澄恵編. ナーシング・グラフィカ セルフマネジメント, MC メディカル出版.

■論文

藤澤まこと, 加藤ゆかり, 柴田真知子, 普照早苗, 黒江ゆり子. (2025). ライフストーリーの語りを生かした入退院支援の実践者育成に向けた方策の検討, 岐阜県立看護大学紀要, 25 (1), 27-38.

■総説・解説

江川隆子, 神谷千鶴. (2025). I. 未来型デジタル健康活躍社会と看護診断の活用 未来型デジタル健康活躍社会と日本の看護診断—医療デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に向けて, 看護研究, 58 (6), 特集「未来型デジタル健康活躍社会の到来と日本版看護診断」, 492-496.

黒江ゆり子. (2025). 保健医療情報の共有で可能となる看護実践事象の蓄積と分析: Multiple case study research を基盤に, 看護研究, 58 (6), 529-532.

黒江ゆり子. (2025). 日本版看護診断の構築に関する解説, 看護研究, 58 (6), 533-535.

黒江ゆり子. (2025). 日本版看護診断「自己尊重の混乱」/「自尊感情の低減」に関する情報と実践・評価・研究, 看護研究, 58 (6), 567-570.

黒江ゆり子. (2025). クロニックイルネスの特性と CNS 教育, オン・ナーシング, 4 (4), 66-69.

奥津文子. (2025). 日本版看護診断「機能性浮腫」に関する情報と実践・評価・研究, 看護研究, 58 (6), 552-556.

■学会発表

Chizulu KAMIYA, Masuko SUMIKAWA, Takako EGAWA. (2025). Trends in Self-Management Interventions and Nursing Diagnosis of “Ineffective Self-Health Management” in Patients Undergoing Hemodialysis in Japan : A Literature Review, NANDA International/ Universidade Catolica Portuguesa-Lisbon, 3rd-6th June .

Masuko SUMIKAWA, Chizulu KAMIYA, Takako EGAWA. (2025). Skin disorders in Patients with diabetes : Examination of nursing diagnostic indicators for feet, NANDA International/ Universidade Catolica Portuguesa-Lisbon, 3rd-6th June .

江川隆子. (2025). 看護過程・看護診断のわかりやすい教え方, 日本看護診断学会第 31 回学術大会 (旭川), 教育講演 I, 8 月 2 日-3 日, 33.

下舞紀美代, 澄川真珠子, 神谷千鶴, 黒江ゆり子, 江川隆子. (2025). 「日本開発の看護診断は必要か—NANDA-I 看護診断との違いを問う」, 日本看護診断学会第 31 回学術大会 (旭川), 交流集会, 8 月 2 日-3 日, 53.

江川隆子. (2025). レジェンドから次世代へ継承と共創, 日本腎不全看護学会第 28 回学術大会 (神戸), 大会長企画, 8 月 29 日-30 日, 77.

下舞紀喜美, 澄川真珠子, 神谷千鶴, 黒江ゆり子, 江川隆子. (2025). 交流セッション「日本開発の看護診断は必要か : NANDA-I 看護診断との違いと問う」, 第 31 回日本看護診断学会学術大会抄録集, 53.

黒江ゆり子, 東めぐみ, 伊波早苗, 木下幸代, 森田夏実, 小長谷百絵, 内田雅子, 本庄恵, 河口てる子. (2025). 委員会企画交流集会 慢性看護学の知の発展事業「慢性看護実践における事例研究法: 実践事象の解析からストーリーを構築し, 事例研究論文を作成する」第 19 回日本慢性看護学会学術集会抄録集, 48.

小江奈美子, 村内千代, 吉田多紀, 生駒千恵, 伊波早苗, 小野美穂, 黒江ゆり子, 佐多愛子, 溝上清美, 森西可菜子, 安西史子. (2025). 「デジタル社会に向けた当委員会のこれまでの取り組み～5 か年計画の取り組みとともに～」, 第 30 回日本糖尿病教育看護学会.

森本朱実, 宮松直美, 飯山有紀, 田村綾子. (2025). 脳卒中後うつ病を早期発見するための脳卒中看護師の卓越した看護技術～早期発見のための観察項目～, 第 52 回日本脳神経看護学会学術集会, 10 月 12 日, 札幌. (ページ数なし).

森本朱実, 宮松直美. (2025). A 地方自治体における脳卒中後うつ病患者の看護の実態調査, 第 45 回日本看護科学学会学術集会, 12 月 6 日, 新潟, 85.

■シンポジスト及び教育講演, 座長

黒江ゆり子. (2025). DM におけるスティグマとアドボケイトについて考える, 第 20 回徳島糖尿病看護セミナー 講師, 6 月, 徳島大学蔵本キャンパス.

黒江ゆり子. (2025). 「看護学における“病みの軌跡 *trajectory of illness*”と“クロニックイルネス *chronic illness*”の考え方の重要性」, 聖路加看護大学ニューロサイエンス看護学研究会 講師, 9 月.

黒江ゆり子. (2025). 「看護学という学問における生涯にわたる研究の時間性」, 香川県立保健医療大学令和 7 年度学術セミナー教育講演 講師, 11 月.

黒江ゆり子. (2025). クロニックイルネスと“人生の物語”を聴くこと, 第 28 回日本腎不全看護学会学術集会教育講演 講師, 11 月, 神戸国際会議場, 抄録集, 74.

黒江ゆり子. (2025). 座長 看護過程のアセスメントから最適なケアの実践について 第 31 回日本看護診断学会学術大会教育講演 (演者: 上野栄一).

奥津文子. (2025). 座長 浮腫と笑顔をつなぐ医療の未来～NARA から発信する多職種連携による新たな挑戦～ 日本リンパ浮腫治療学会学術総会教育講演 (演者: 今井 崇裕).

■社会的活動

奥津文子. (2025). 滋賀県病院事業庁看護職員研修キャリアラダーⅡ研修 講師, 6 月

奥津文子. (2025). 淡路市情報公開・個人情報保護審査会委員

奥津文子. (2025). 淡路市行政不服審査会委員

奥津文子. (2025). 淡路高校学校評議員

土井 香. (2025). 国立循環器病研究センター 臨床研究開発部/研究倫理センター, 研究倫理コンサルテーション, 臨床倫理コンサルテーション

■教育的活動

黒江ゆり子. (2025). 岐阜県立看護大学大学院看護学研究科: 「看護理論」, 「慢性看護援助論演習」, 非常勤講師, (2025 年 6 月, 12 月)

黒江ゆり子. (2025). 甲南女子大学看護学研究科: 「看護学研究方法論」(博士後期課程), 非常勤講師, 8 月.

黒江ゆり子. (2025). 京都大学大学院医学研究科人間健康科学専攻: 「生活習慣病看護学特論」, 非常勤講師, 6 月.

黒江ゆり子. (2025). 名古屋学芸大学大学院看護学研究科: 「看護理論」, 非常勤講師, 12 月.

黒江ゆり子. (2025). 日本看護協会看護研修学校 2025 年度糖尿病看護学科: 「糖尿病患者及び家族・重要他者への援助方法 病みの軌跡理論」, 非常勤講師, 8 月, 公益社団法人日本看護協会看護研修学校.

奥津文子, 土井 香. (2025). 兵庫県立津名高校特別授業, 3 月.

奥津文子, 土井 香. (2025). 兵庫県立洲本高校「進化」授業, 5 月.

■その他の活動

江川隆子. (2025). 日本私立看護系大学協議会, 理事.

江川隆子. (2025). 公益財団法人大学基準協会, 理事.

江川隆子. (2025). 日本看護科学学会, 代議員.

江川隆子. (2025). 日本移植・再生医療看護学会, 理事.

江川隆子. (2025). 日本看護管理学会, 理事.

江川隆子. (2025). 兵庫県立津名高等学校, 学校評議員.

江川隆子. (2025). 兵庫県立洲本高等学校, 学校評議員.

江川隆子. (2025). 淡路市教育懇話会, 委員, 淡路市役所.

江川隆子. (2025). 淡路市教育特区学校審議会, 会長, 淡路市役所.

江川隆子. (2025). あわじ環境未来島構想推進協議会, 委員, 淡路県民局.

江川隆子. (2025). 公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団, 評議員.

黒江ゆり子. (2025). 日本看護診断学会, 理事・評議員.

黒江ゆり子. (2025). 日本慢性看護学会, 理事・評議員.

黒江ゆり子. (2025). 日本糖尿病教育看護学会, 評議員.

黒江ゆり子. (2025). 岐阜県立看護大学教育研究審議会委員.

黒江ゆり子. (2025). 三重県立看護大学教育研究審議会委員.

黒江ゆり子. (2025). 高知県公立大学法人評価委員会委員.

奥津文子. (2025). 公益財団法人 大学基準協会 大学評価分科会主査.

奥津文子. (2025). 日本看護診断学会 評議員.

奥津文子. (2025). 日本リンパ浮腫治療学会 評議員 理事.

【成人老年看護学】

■論文

藤江宏子, 小平京子. (2025). 通常の口腔ケアと口腔用ジェルを用いた口腔ケアが胃瘻造設者の舌苔除去に及ぼす影響の比較. 関西看護医療大学紀要, 17 (1), 1-12.

太田美帆, 伊波早苗, 東めぐみ, 恩幣宏美, 小田和美, 林優子, 河口てる子, 下村裕子, 安酸史子, 井上智恵, 大池美也子, 近藤ふさえ, 横山悦子, 小長谷百恵, 小林貴子, 長谷川直人, 岡美智代, 伊藤ひろみ, 小平京子, 大澤栄美, 道面千恵子. (2025). 看護の教育的関わりモデルにおける「治療の看護仕立て」の概念分析. 日本糖尿病教育・看護学会誌, 29 (2), 54-64.

倉田紀美子, 笠岡和子. (2025). 脳血管疾患患者の尖足に対する筋膜リリースの効果. 関西看護医療大学紀要, 17 (1), 24-32.

蔭山恵美, 今井芳枝, 森裕香. (2025). がん看護専門看護師のがん患者の抱えるスピリチュアルペインの捉え方. 日本高度実践看護学会誌, 12, 9-15.

江川隆子, 神谷千鶴. (2025). 未来型デジタル健康活躍社会と日本の看護診断—医療 digital トランスフォーメー

ション (DX) の推進に向けて. 看護研究, 58 (6), 492-496.

小平京子, 笠岡和子. (2025). 日本版看護診断「ヘルスマネジメントの持続困難: 食事」に関する情報と実践・評価・研究. 看護研究, 58 (6), 536-540.

■学会発表

Kamiya, C., Sumikawa, M., & Egawa, T. (2025). Trends in self-management interventions and nursing diagnosis of “ineffective self-health management” in patients undergoing hemodialysis in Japan: A literature review. In 2025 NANDA-I Conference Abstract Presentations (pp. 94-95). June 4-6, Lisbon, Portugal: NANDA International.

下舞紀美代, 澄川真珠子, 神谷千鶴, 黒江ゆり子, 江川隆子. (2025). 日本看護診断学会用語検討委員会, 「日本開発の看護診断は必要か—NANDA-I 看護診断との違いを問う」. 第 31 回日本看護診断学会学術大会, 8 月 3 日, 旭川.

神谷千鶴. (2025). 大会長講演「腎不全看護の知をつなぐ看護診断—科学的実践の継承と共創—」. 第 28 回日本腎不全看護学会学術集会, 2025 年 11 月 29 日, 神戸.

神谷千鶴. (2025). 看護診断に関する研究の歴史的変遷と基礎教育への応用と課題.

第 45 回日本看護科学学会学術集会, 2025 年 12 月 7 日, 新潟, 抄録集 (Web 版), P2-15-33.

村田節子, 木下佐恵, 岩崎玲奈, 石川千香恵, 野口玉枝, 政時和美, 笠岡和子. (2025). がん化学療法時のオンコロジーエマージェンシーに関する看護師の臨床判断と対処行動に関する研究. 第 1 報 モニタリング, 第 39 回日本がん看護学会学術集会, 2 月 23 日, 札幌.

村田節子, 木下佐恵, 岩崎玲奈, 石川千香恵, 野口玉枝, 政時和美, 笠岡和子. (2025). がん化学療法時のオンコロジーエマージェンシーに関する看護師の臨床判断と対処行動に関する研究. 第 2 報 アセスメント, 第 39 回日本がん看護学会学術集会, 2 月 23 日, 札幌.

小平京子. (2025). “なるようになる” と言う患者のエンドオブライフを支える「看護の教育的関わりモデル」をとおして〜. 第 30 回日本糖尿病教育・看護学会学術集会, 交流集会 9, 9 月 20 日, つくば.

蔭山恵美, 今井芳枝, 神谷千鶴, 下舞紀美代. (2025). がん看護における批判的思考について文献検討. 第 39 回日本がん看護学会学術集会, 札幌, 2 月 23 日, プログラム集, 520.

蔭山恵美, 今井芳枝, 神谷千鶴, 下舞紀美代. (2025). 終末期のスピリチュアルペインに関する文献レビュー—看護診断の提案に向けて—. 第 31 回日本看護診断学会学術集会, 旭川, 8 月 3 日, 抄録集 (PDF), 14.

下舞紀美代, 蔭山恵美. (2025). 終末期がん患者の心理過程に関するがん治療現場と告知の変遷の文献レビュー. 第 45 回日本看護科学学会学術集会, 新潟, 12 月 6 日, 抄録集 (PDF), 1-11-09.

■社会的活動

小平京子, 浅田哲弥. (2025). 兵庫県立淡路三原高等学校, 進路ガイダンス, 模擬授業, 看護学分野, 10:45~12:35, 12 月 22 日, 淡路.

蔭山恵美. (2025). 徳島中学校, 人権委員長, 家庭教育委員長.

■教育的活動

神谷千鶴. (2025). 令和 7 年度 関西看護医療大学 臨地実習指導者育成セミナー, 看護診断思考過程 (演習) 講師, 8 月 19 日, 淡路.

神谷千鶴. (2025). 特別講演 1「新たに創設される防災庁に期待する」(講師: 河田恵昭 人と防災未来センター長) 座長, 第 28 回日本腎不全看護学会学術集会, 11 月 29 日, 神戸.

神谷千鶴. (2025). 特別講演 2「多世代共創の人材育成—Z 世代や異なる世代の理解&コーチング術」(講師: 内藤

知佐子 愛媛大学医学部附属病院 総合臨床研修センター) 座長, 第 28 回日本腎不全看護学会学術集会, 11 月 30 日, 神戸.

笠岡和子. (2025). 保育士等キャリアアップ研修会 講師, 11 月, 淡路.

笠岡和子. (2025). 第 31 回日本看護診断学会学術大会 大会長講演「看護過程と看護診断で明らかにする「生活」を支える看護の姿」座長, 8 月 2 日, 旭川.

神谷千鶴, 笠岡和子. (2025). フットケアセミナー 企画実施, 9 月, 淡路.

小平京子, 神谷千鶴. (2025). 令和 7 年度 関西看護医療大学 臨地実習指導者育成セミナー, 講演「看護教育学について」, オンライン.

蔭山恵美. (2025). 第 28 回日本腎不全看護学会学術集会, 「CKD 終末期・その他」, 座長, 11 月 29 日, 神戸.

■その他の活動

神谷千鶴. (2025). 日本看護診断学会 評議員, 同学会誌査読委員, 同用語検討委員.

神谷千鶴. (2025). 日本腎不全看護学会 専任査読委員.

神谷千鶴. (2025). 日本腎不全看護学会理事 国際交流委員長.

神谷千鶴. (2025). 第 28 回日本腎不全看護学会学術集会 企画委員, 大会長.

蔭山恵美. (2025). 日本がんサポーターティブケア学会 家族遺族ケア部門員.

蔭山恵美. (2025). 第 28 回日本腎不全看護学会学術集会 査読委員.

【地域・在宅・精神看護学】

■著書

古川秀敏. (2025). 表 3 CINHAL データベースにおける各看護理論家名の出版物. 筒井真優美編. (2025). 看護理論家の業績と理論評価 (p. 15). 医学書院.

■論文

松崎洋子, 堀口和子, 岩田昇. (2025). 高齢者のセルフ・ネグレクト状態の類型化. 日本看護科学会誌, 45, 132-141.

■学会発表

Kawasaki, H., Yamasaki, S., Islam R. S., Shiraishi, M., Nakaoka, S., Iki T., Koizumi T., & Fekede B. (2025). Employee smoking cessation measures: Examining the relevance of attitudes in influencing health behaviors. 15th International Nursing Conference & 28th East Asian Forum of Nursing Scholars, 13-14, Seoul, Korea.

伊木智子, 川崎裕美, 小出水寿英, 山崎智子, 古川秀敏, 臼井香苗, 松崎洋子. (2025).

男性を対象とするレクリエーション活動の長期継続効果と課題. 10 月 30 日, 静岡, <https://pub.conf.it.atlas.jp/ja/event/jsph84/presentation/3jsph18a07-25-18>.

西村由実子, 古川秀敏, 前田則子, 和木明日香. (2025).

地方生産年齢女性のソーシャル・キャピタルとリプロダクティブ・ヘルス認識の実態. 10 月 30 日, 静岡, <https://pub.conf.it.atlas.jp/ja/event/jsph84/presentation/3jsph1121-25-04>.

西村由実子, 古川秀敏, 前田則子, 和木明日香, 鍵村達夫. (2025). 地方生産年齢女性のソーシャル・キャピタルとリプロダクティブ・ヘルスの関連. 第 98 回日本社会学会大会, 10 月 15 日, 東京, <https://jss-sociology.org/other/20251001post-18364/#91>.

黒田裕子, 中野由美子, 山田紋子, 古川秀敏, 福田和明, 下舞紀美代, 和田美也子. (2025). COVID-19 パンデミック下の医療機関と教育機関の看護過程記録に関する問題状況の質的分析. 第 31 回日本看護診断学会学術大会, 8月3日, 北海道.

■その他の出版物

臼井香苗. (2025). 歯科口腔保健・健康危機管理, 第 111 回保健師国家試験問題解説. メディカ出版.

臼井香苗. (2025). 歯科口腔保健・健康危機管理, 第 112 回保健師国家試験対策テスト作問および解答・解説. メディカ出版.

■社会的活動

伊木智子, 臼井香苗, 松崎洋子. (2025). 兵庫県公衆衛生看護学実習委員会委員長校, 兵庫.

古川秀敏. (2025). 淡路市高齢者保健福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画策定委員, 淡路.

臼井香苗. (2025). 淡路市健康淡路 21 策定委員会委員長, 淡路.

臼井香苗. (2025). 淡路地区保健師協議会 アドバイザー, 淡路.

臼井香苗. (2025). 交野市梅が枝住宅定例健康相談会, 1 月-12 月, 交野.

■教育的活動

黒田裕子, 中野由美子, 古川秀敏, 山田紋子, 菊池麻由美, 榊由理, 下舞紀美代, 原田美穂子. (2025). 潰瘍性大腸炎患者の看護計画に NANDA-I 看護診断, 看護成果分類, 看護介入分類を適用する. 第 31 回日本看護診断学会学術大会事例セッション, 8 月 2 日, 北海道.

伊木智子, 臼井香苗, 松崎洋子. (2025). 兵庫県保健師キャリア支援センター主催 新任期保健師研修会. ファシリテーター, 1 月, 兵庫.

伊木智子, 臼井香苗. (2025). 兵庫県保健師キャリア支援センター主催 新任期保健師研修会. ファシリテーター, 9 月, 兵庫.

■その他の活動

古川秀敏. (2025). 日本老年看護学会責任査読者.

古川秀敏. (2025). 日本老年看護学会国際交流委員.

古川秀敏. (2025). 日本看護診断学会編集委員.

松崎洋子. (2025). 市民フォーラム Part11『裕次郎さんの食改善! ~ (仮称) たるみ SI06 プロジェクト&医療・介護の食支援 6 条~』(劇と講座). レバンテホール (垂水文化センター), 11 月 30 日, 神戸.

松崎洋子. (2025). いこいの広場 3 丁目「つどい場カフェ」会員, 神戸.

【小児看護学】

■著書

箕浦洋子, 許斐正啓. (2025). いまさら聞けない入院基本料, メディカ出版.

箕浦洋子. (2025). 看護補助者 Good job のための 50 のポイント, ヴェクソンインターナショナル.

■学会発表

箕浦洋子, 清水称喜, 坂田薫, 吉田弘子. (2025). 「看護補助者確保に繋がる看護職員との有効な協力体制について考える」, 日本看護管理学会 第 29 回学術集会, 8 月 22 日, 札幌.

■シンポジスト及び教育講演

箕浦洋子. (2025). 第 29 回日本看護管理学会 二学会合同企画 2 一般社団法人医療の質・安全学会 テーマ「タ

スクシフト・タスクシェアの課題と展望—今、看護管理者に求められる戦略—, 8月23日, 札幌

箕浦洋子. (2025). 第29回日本看護管理学会 一般演題(口演)座長 第49群 人的資源管理・労働環境・職務満足度4, 8月23日, 札幌

箕浦洋子. (2025). 第20回医療の質・安全学会学術集会, 学会連携企画パネルディスカッション2 日本看護管理学会連携企画 テーマ「タスクシフト・タスクシェアの課題と展望—今、質・安全管理者に求められる戦略」11月9日, 京都

箕浦洋子. (2025). 第17回日本医療マネジメント学会兵庫県支部学術集会 一般演題(口述)座長 テーマ 教育I, 3月1日, 神戸

■その他の出版物

箕浦洋子. (2025). 「主任も”データ”を意識&活用した現場マネジメントをできるようになろう 看護の質って何?〜看護の質を表すデータは身近にある」, 主任看護師Style 日総研, 34(3), 70-74.

箕浦洋子. (2025). 「未来型デジタル健康活躍社会の到来と日本版看護診断 看護管理の立場から考える医療DXと日本版看護診断」, 看護研究 医学書院, 58(6), 512-517.

■社会的活動

箕浦洋子. (2025). 淡路市保育士等キャリアアップ研修, 講師, 11月, 淡路.

■教育的活動

箕浦洋子. (2025). 「看護マネジメントリフレクション」広島県看護協会 一般研修, 講師, 2月.

箕浦洋子. (2025). 「資源管理Ⅰ 看護実践における情報管理」, 大阪府看護協会 認定看護管理者教育課程 ファーストレベル研修, 講師, 6月, 8月, 10月, 12月, 大阪.

箕浦洋子. (2025). 「資源管理Ⅱ 看護管理における情報管理」, 大阪府看護協会 認定看護管理者教育課程 セカンドレベル研修, 講師, 6月, 12月, 大阪.

箕浦洋子. (2025). 「財務分析」, 兵庫県立大学大学院 社会科学研究科 経営専門職専攻, 講師, 7月, 兵庫.

箕浦洋子. (2025). 「資源管理Ⅱ 経営資源と管理の実践」, 香川県看護協会 認定看護管理者教育課程セカンドレベル研修, 講師, 8月, 香川.

箕浦洋子. (2025). 「人材管理Ⅲ 看護管理者の育成」, 日本看護協会神戸研修センター 認定看護管理者教育課程 サードレベル研修, 講師, 11月, オンライン開催.

箕浦洋子. (2025). 「人材管理Ⅱ 人材を育てるマネジメント(キャリア開発支援・人材育成計画)」, 兵庫県看護協会 認定看護管理者教育課程セカンドレベル研修, 講師, 7月.

箕浦洋子. (2025). 「資源管理Ⅱ」愛知県看護協会 認定看護管理者教育課程セカンドレベル研修, 講師, 8月, 名古屋.

箕浦洋子. (2025). 令和7年度兵庫県看護協会北播支部研修 「多様性時代の看護管理」, 北播支部研修, 講師, 6月, 小野.

箕浦洋子. (2025). 看護管理者研修 「創造的な組織」を作るために看護管理者が目指すこと, 済生会兵庫県病院・三田市民病院, 11月, 三田.

箕浦洋子. (2025). 【令和4年度診療報酬改定対応研修】看護補助者の更なる活用のための看護管理者研修, 全日本病院協会, 講師, 6回, オンライン開催.

箕浦洋子. (2025). 【令和6年度診療報酬改定対応研修】看護補助者への適切な研修 身体ケアを行う看護補助者のための実務研修, 全日本病院協会, 講師, 6回, オンライン開催.

箕浦洋子. (2025). 主任研修「身近なデータを活用した質の高い看護管理」日総研, 講師, 6月, 大阪.

■その他の活動

箕浦洋子. (2025). 日本看護協会神戸研修センター認定看護管理者教育運営委員.

箕浦洋子. (2025). 日本看護協会看護研修学校 認定看護管理者教育運営委員会委員.

箕浦洋子. (2025). 日本臨床看護マネジメント学会理事.

箕浦洋子. (2025). 兵庫県看護協会看護管理者活動推進委員会委員.

箕浦洋子. (2025). 日本看護管理学会評議員.

箕浦洋子. (2025). 日本医療マネジメント学会兵庫県支部世話人.

箕浦洋子. (2025). 日本臨床看護マネジメント学会看護必要度活用推進委員.

箕浦洋子. (2025). 日本看護学会誌査読委員.

箕浦洋子. (2025). 看護管理学会・学会誌編集委員会専任査読委員.

【母性看護・助産学】

■論文

Akiko INOUE Makiko KONDO Keiko MATSUMURA. (2025). Exploring the Subjective Experiences of Japanese Mothers Who Abuse Their Infants and Young Children: A Qualitative Study, Clinical Nursing Studies, November 7 th, .

神内深雪, 近藤真紀子, 松村恵子. (2025). 死産を経験した母親に対する助産師のケア—混合研究法による実施状況と実施すべきケアの検討—. 女性心身医学, 30 (2), 227-238.

松村恵子. (2025). 特集総論, 助産師に必要なコミュニケーションスキル「聞く力」「伝える力」を学び直す. ペリネイタルケア, 44, 12-16.

松村恵子. (2025). 母子保健分野における情報の活用と健康活躍社会—未来型デジタル健康活躍社会における母子保健分野の研究課題—. 看護研究, 58 (6), 518-522.

■学会発表

尾筋淑子, 森本美智子. (2025). 助産師の周産期ケアにおける個人防護具着用に関する研究. 第40回日本環境感染学会 学術集会, 7月10日-7月12日, パシフィコ横浜, 口述発表.

小笠原百恵. (2025). 学童期から成人期における「自分事」に関する文献検討. 第44回日本思春期学会学術集会, 8月31日, 北海道.

小笠原百恵, 吉川恵理, 池田智子, 高田昌代. (2025). 「産婆補修学」からみる、戦時下での産婆の役割と教育について. 第66回日本母性衛生学会, 10月11日, 東京.

池田智子, 小笠原百恵, 高田昌代. (2025). 助産の専門性をかたちづくる法制度と社会的実践大日本産婆会の記録からの考察. 第39回日本助産学会学術総会, 11月15日, 東京.

■シンポジスト及び教育講演

小笠原百恵. (2025). 産婆・助産婦の歴史の近代を掘り起こす3 歴史から学び助産師の将来について考える. 第一部 シンポジスト, 3月15日, 神戸.

■社会的活動

松村恵子. (2025). 兵庫県福祉部こども政策課 在宅育児応援団登録 専門相談員.

松村恵子. (2025). NPO 法人子育て・発達支援ネットワークはぐくみ理事.

尾筋淑子, 小笠原百恵, 神谷映里, 永峰啓子, 松村恵子. (2025). まちの保健室 (ベビーマッサージ, 更年期をの

りきろう！、健やか健康生活談話室）運営・相談委員，10月，淡路。

小笠原百恵（2025）．こどもサポートセンター「まあるく」マタニティカフェ．運営ボランティア，淡路。

小笠原百恵、永峰啓子、佐々木かおり．（2025）．まちの保健室出前ひろば（あかちゃんとご家族のイベント，健やか相談）運営・相談員，6月，淡路，

小笠原百恵、神谷映里、佐々木かおり（2025）．まちの保健室出前ひろば（妊娠中のお母さんとそのご家族へのイベント，健やか相談）．運営・相談員，8月，淡路。

■教育的活動

松村恵子．（2025）．日本家族看護学会査読委員。

松村恵子．（2025）．新胎児研究会世話人。

松村恵子．（2025）．日本助産学会用語検討ワーキンググループ。

松村恵子．（2025）．香川県立保健医療大学大学院博士後期課程非常勤講師。

■その他の活動

小笠原百恵（2025）．第1回 助産の歴史研究会シンポジウム．企画・運営委員．11月～。

■資 料

表1-1： 2025年度 教員の研究活動&社会活動（種別件数）

種 別		一般基礎 専門基礎	基礎 看護学	成人・老 年看護学	地域・在 宅・精神 看護学	小児 看護学	母性 看護学	計（件）
書籍・テキスト		—	2	—	1	2	—	5
翻訳書		—	—	—	—	—	—	—
論文		4	1	4	1	—	2	12
依頼論文		—	6	2	—	2	2	12
学会発表		5	8	10	5	2	4	34
学会シンポジスト&教育講演等		4	5	2	—	—	1	12
学会座長・司会等		—	1	3	—	2	—	6
小計		13	23	21	7	8	9	82
社会 活動	講演・講義等	2	8	4（淡路 市4を含 む）	4（兵庫 県3を含 む）	13（淡 路市1、兵 庫県2を 含む）	1	32（淡路 市5、兵庫 県5を含 む）
	理事・評議員等	—	14（淡路 市1含む）	2	—	2	1	19（淡路 市1を含む）
	委員会委員等	2（兵庫 県1を含む）	3（淡路 市2を含む）	5	8（淡路 市3、兵 庫県1を 含む）	7（兵庫 県1を含 む）	7（淡路 市4を含む）	32（淡路 市9、兵庫 県3を含 む）
小計		4（兵庫 県1を含む）	25（淡路 市3を含 む）	11（淡 路市4を 含む）	12（淡 路市3、兵 庫県4を 含む）	22（淡 路市1、 兵庫県3 を含む）	9（淡路 市4を含む）	147（淡路 市22、洲本 市1、兵庫 県15を含 む）
合計		229（淡路市22、洲本市1、兵庫県15の活動を含む）						

表1-1： 2024年度 教員の研究活動&社会活動（種別件数）

種 別		一般基礎 専門基礎	基礎 看護学	成人・老 年看護学	地域・在 宅・精神 看護学	小児 看護学	母性 看護学	計（件）
書籍・テキスト		—	2	2	3	—	1	8
翻訳書		2	—	—	—	—	—	2
論文		1	1	1	2	1	1	7
依頼論文		—	—	—	2	6	—	8
学会発表		6	3	15	6	1	1	32
学会シンポジスト&教育講演等		4	3	1	—	—	—	8
学会座長・司会等		2	1	2	—	4	—	9
小計		15	8	20	11	6	3	74
社会 活動	講演・講義等	3（淡路市 1を含む）	9（洲本市 1, 兵庫県1 を含む）	4（淡路 市2, 兵庫 県1を含む）	5（淡路 市3, 兵庫 県2を含む）	12（淡 路市1, 兵 庫県2を 含む）	1（淡路市 1を含む）	34（淡路市 8 & 洲本市1 & 兵庫県6を 含む）
	理事・評議員等	2	14（淡路市 1, 兵庫県2 を含む）	4	—	3	2	25（淡路市 1, 兵庫県2を 含む）
	委員会委員	6（淡路市 1 & 兵庫県4 を含む）	9（淡路市 5を含む）	12	11（淡 路市6を 含む）	7（兵庫 県2を含 む）	4（淡路市 1, 兵庫県 1を含む）	49（淡路市 13 & 兵庫 県7を含む）
小計		11（淡路 市2 & 兵庫 県4を含 む）	32（淡路 市6, 洲本市 1, 兵庫県3 を含む）	20（淡 路市2, 兵 庫県1を 含む）	16（淡 路市9, 兵 庫県2を 含む）	22（淡 路市1, 兵 庫県4を 含む）	7（淡路市 1を含む）	108（淡路 市22, 洲本市 1, 兵庫県15 を含む）
合計 182（淡路市22 & 洲本市1 & 兵庫県15の活動を含む）								

表1-2： 2023年度 教員の研究活動&社会活動（種別件数）

種 別		一般基礎 専門基礎	基礎 看護学	成人・老 年看護学	地域・在 宅・精神 看護学	小児 看護学	母性 看護学	計（件）
書籍		—	4	—	—	1	1	6
論文		3	7	—	5	2	3	20
学会発表		6	12	12	—	3	1	34
シンポジスト&教育講演		—	4	3	—	3	—	10
社会 活動	講演・講義	10（淡路市1 & 南あわじ市 1を含む）	8	3（淡路 市2含む）	1（淡路市 1含む）	10（淡路 市1含む）	—	32（淡路市5 & 南あわじ市1 含む）
	委員会等	9（淡路市1 & 洲本市3含 む）	26（淡路市 9 & 洲本市1 含む）	15	18（淡路 市4含む）	9	9（淡路 市3含む）	86（淡路市17 & 洲本市4含 む）
合計		28（淡路市2 & 洲本市3 & 南あわじ市1 含む）	61（淡路市 9 & 洲本市1 含む）	33（淡 路市2含む）	24（淡路 市5含む）	28（淡路 市1含む）	14（淡路 市3含む）	188（淡路市22 & 洲本市4 & 南 あわじ市1含 む）

表1-3： 2022年度 教員の研究活動&社会活動（種別件数）

種 別	一般基礎 専門基礎	基礎 看護学	成人・老年看護学	地域・在宅・精神 看護学	小児 看護学	母性 看護学	計（件）
書籍	—	1	—	—	—	—	1
論文	2	1	1	5（他領域との重複1含む）	1	3	12（重複を除く）
学会発表	3	2	8	4	3	—	18

シンポジスト &教育講演		—	2	2	2	1	2	7
社会 活動	講演 ・ 講義	8	1	2（淡路市 1 含 む）	6（淡路市 2 含む）	10	5	26（淡路市 3 含む）
	委員 会等	6（淡路市& 洲本市 2 含 む）	9（淡路市 3 含む）	8	8（淡路市 3 含む）	6	—	28（淡路市 &洲本市 8 含む）
合計								92

表 2-1 : 2025 年度科学研究費助成事業の助成による研究 その 1 研究代表者

No.	種 別	研究課題〔研究代表者名〕	年 度
1	基盤研究 C	日本型看護診断の構築〔神谷千鶴〕	2023-2025
2	基盤研究 C	日本社会におけるウクライナ避難民のナラティブと適応に関する調査〔花村カテリーナ〕	2024-2026
3	若手研究	認知症介護者のメンタルヘルスに影響するソーシャルキャピタルの解明と介入モデル開発〔古川秀敏〕	2021-2025

表 2-2 : 2025 年度科学研究費助成事業の助成による研究 その 2 研究分担者 (研究代表者が他大学所属)

No.	種 別	研究課題 (研究分担者名)〔研究代表者名〕	年 度
1	基盤研究 C	ライフストーリーの語りを生かした入退院支援の実践者育成モデルの開発 (黒江ゆり子)〔藤澤まこと〕	2023-2025
2	基盤研究 C	死を迎える人の援助に必要な共通概念と共通用語の開発 (江川隆子)〔下舞紀美代〕	2025-2028
	基盤研究 C	死を迎える人の援助に必要な共通概念と共通用語の開発 (黒江ゆり子)〔下舞紀美代〕	2025-2028
	基盤研究 C	死を迎える人の援助に必要な共通概念と共通用語の開発 (神谷千鶴)〔下舞紀美代〕	2025-2028
	基盤研究 C	死を迎える人の援助に必要な共通概念と共通用語の開発 (蔭山恵美)〔下舞紀美代〕	2025-2028
3	基盤研究 C	保健師学生対象とした住民の主體的な健康行動変容を促進する対話実装プログラムの構築 (臼井香苗)〔近藤純子〕	2025-2030

表 3-1 : 2024 年度科学研究費助成事業の助成による研究 その 1 研究代表者

No.	種 別	研究課題〔研究代表者名〕	年 度
1	基盤研究 C	看護研究の倫理に関する研究倫理的側面からの分析調査と教育プログラムの作成〔土井香〕	2018-2024
2	基盤研究 C	地域領域を守るための男性退職者の健康づくりにおける自助共助感に関する研究〔伊木智子〕	2018-2024
3	基盤研究 C	終末期の心理過程の明確化と看取ケアの心理的モジュールの開発〔下舞紀美代〕	2021-2024
4	基盤研究 C	生産年齢層のソーシャル・キャピタルとリプロダクティブ・ヘルスの実態と関連の解明〔西村由実子〕	2022-2024
5	基盤研究 C	日本型看護診断の構築〔神谷千鶴〕	2023-2025
6	若手研究	認知症介護者のメンタルヘルスに影響するソーシャルキャピタルの解明と介入モデル開発〔古川秀敏〕	2021-2024
7	基盤研究 C	日本社会におけるウクライナ避難民のナラティブと適応に関する調査〔花村カテリーナ〕	2024-2026
8	基盤研究 C	がん化学療法を受ける対象者の皮膚・口腔粘膜への影響と QOL に関する研究〔村田節子〕	2019-2024 (延長 1 年)

表3-2：2024年度科学研究費助成事業の助成による研究 その2 研究分担者（研究代表者が他大学所属）

No.	種 別	研究課題（研究分担者名）〔研究代表者名〕	年 度
1	基盤研究B	看護人材の円滑なトランジションを促す大学教育～新人教育の抜本的な改革と体系化（江川隆子、箕浦洋子）〔西園貞子〕	2022-2024
2	基盤研究C	看護師のリフレクション学習を支援するファシリテーター育成プログラムの開発（奥津文子）〔池田悦子〕	2020-2024
3	基盤研究C	外国人介護職の介護実践力を支えるチームケアの有用性に関する研究（古川秀敏、西村由実子）〔前田則子〕	2020-2024
5	基盤研究C	アラ還世代が希求するヘルスケアコンテンツの協働探索と継続可能な場のイノベーション（奥津文子、臼井香苗）〔星野明子〕	2018-2024
6	基盤研究C	研究倫理コンサルテーションの質保証のための必須記録項目および記録システムの開発（土井香）〔曾澤久仁子〕	2019-2024
7	基盤研究C	ライフストーリーの語りを生かした入退院支援の実践者育成モデルの開発（黒江ゆり子）〔藤澤まこと〕	2023-2025

表4-1：2023年度科学研究費助成事業の助成による研究 その1 研究代表者

No.	種 別	研究課題〔研究代表者名〕	年 度
1	基盤研究C	看護研究の倫理に関する研究倫理的側面からの分析調査と教育プログラムの作成〔土井香〕	2018-2024
2	基盤研究C	地域医療を守るための男性退職者の健康づくりにおける自助共助感に関する研究〔伊木智子〕	2018-2024
3	基盤研究C	終末期の心理過程の明確化と看取ケアの心理的モジュールの開発〔下舞紀美代〕	2021-2024
4	基盤研究C	生産年齢層のソーシャル・キャピタルとリプロダクティブ・ヘルスの実態と関連の解明〔西村由実子〕	2022-2024
5	基盤研究C	日本型看護診断の構築〔神谷千鶴〕	2023-2025
6	若手研究	認知症介護者のメンタルヘルスに影響するソーシャルキャピタルの解明と介入モデル開発〔古川秀敏〕	2021-2024

表4-2：2023年度科学研究費助成事業の助成による研究 その2 研究分担者（研究代表者が他大学所属）

No.	種 別	研究課題（研究分担者名）〔研究代表者名〕	年 度
1	基盤研究B	看護人材の円滑なトランジションを促す大学教育～新人教育の抜本的な改革と体系化（江川隆子、箕浦洋子）〔西園貞子〕	2022-2024
2	基盤研究C	看護師のリフレクション学習を支援するファシリテーター育成プログラムの開発（奥津文子）〔池田悦子〕	2020-2024
3	基盤研究C	外国人介護職の介護実践力を支えるチームケアの有用性に関する研究（古川秀敏、西村由実子）〔前田則子〕	2020-2024
4	基盤研究C	褥瘡の全身の筋肉疲労に対する包括的緩和ケアプログラムの開発とその有効性の評価（古川秀敏、尾筋淑子）〔子安恵子〕	2017-2022
5	基盤研究C	アラ還世代が希求するヘルスケアコンテンツの協働探索と継続可能な場のイノベーション（奥津文子、臼井香苗）〔星野明子〕	2018-2024
6	基盤研究C	研究倫理コンサルテーションの質保証のための必須記録項目および記録システムの開発（土井香）〔曾澤久仁子〕	2019-2024
7	基盤研究C	ライフストーリーの語りを生かした入退院支援の実践者育成モデルの開発（黒江ゆり子）〔藤澤まこと〕	2023-2025

開学からの経緯（概要）

年 度	概 要
平成 1 7（2005）年度	設置認可申請書を文部科学大臣に提出した（4月）。 学校法人順心会看護医療大学が設立された。 順心会看護医療大学の設置が認可された（12月）。 第1回入学試験実施
平成 1 8（2006）年度	順心会看護医療大学が開学した。 看護学部看護学科を設置した。第1回入学式（4月6日）
平成 2 0（2008）年度	大学の名称を「関西看護医療大学」に変更した。 看護診断研究センターを創設した（4月）。
平成 2 1（2009）年度	第1回学位記授与式（3月25日）
平成 2 3（2011）年度	モンゴル国立医科科学大学との学術交流協定を締結（9月） 淡路高校との教育提携協定を締結（1月） 津名高校との教育提携協定を締結（1月）
平成 2 4（2012）年度	大学院の設置が認可された（11月）。 第1回大学院入学試験実施（12月） 大学入試センター試験を本学で初実施（1月）
平成 2 5（2013）年度	関西看護医療大学大学院看護学研究科開設（4月） 看護学専攻（修士課程）を設置した。
平成 2 6（2014）年度	モンゴル国立医科科学大学との学術交流協定書締結（10月更新）
平成 2 7（2015）年度	看護学部看護学科入学定員を90人に変更（変更前80人） 創立10周年記念事業の挙行（11月） 淡路市との包括的連携協力に関する協定の締結（3月）
平成 3 0（2018）年度	ブランディング研究センター設立（4月）
令和 元（2019）年度	日本看護診断学会学術集会開催（新型コロナ禍によりWeb開催）
令和 3（2021）年度	第12回学位記授与式（3月） 看護学科卒業生が1,000人を超える（令和5年3月31日現在の卒業生の合計1,144人、大学院看護学研究科修了者の合計35人）。
令和 4（2022）年度	新キャンパス建設に向け、淡路市夢舞台にキャンパス建設用地を取得（12月）。
令和 7（2025）年度	新キャンパス着工（6月）
令和 8（2026）年度	新キャンパス上棟式（4月）

[illegible]

令和7年度（2025年度）

自己点検評価報告書

令和8年6月30日発行

自己点検・評価等委員会

関西看護医療大学